

令和3年度

高松市包括外部監査報告書

公認会計士 石川 千晶

令和3年度 高松市包括外部監査報告書

目次

監査のテーマ 高松市の契約・選定事務

第一節 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3 事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
4 外部監査の方法	1
(1) 監査の視点	1
(2) 主な監査手続き	1
5 外部監査の実施期間及び対象	2
6 外部監査人・補助者	2
7 利害関係	2
8 指摘事項の記載方法	2
9 その他	2
第二節 監査対象の検討	4
1 工事請負費	4
(1) 概要	4
(2) 令和2年度実績	5
2 委託費	20
(1) 定義	20
(2) 高松市の委託費	20
(3) 高松市の委託事務	23
(4) 監査の対象	24
(5) 監査の意見	24
(6) 随意契約	26
3 団体との契約	36
(1) 概要	36
(2) 団体が直接業務を実施する場合	37
(3) 団体の構成員が業務を行う場合	37
(4) 団体の分類	38
4 プロポーザル方式	44
(1) 概要	44
(2) 監査の意見	44

5	指定管理者の選定	50
(1)	指定管理者制度について	50
(2)	高松市の状況	55
(3)	高松市の選定事務(令和2年度の選定)	65
6	個別の事業	82
(1)	定額給付(危機管理課)	82
(2)	洪水浸水等防災マップ(危機管理課)	85
(3)	市政基幹システムの管理(現:情報マネジメント課)	88
(4)	高度無線環境整備推進業務(現:情報マネジメント課)	91
(5)	スマートシティたかまつ(現:デジタル戦略課)	92
(6)	市政広報(広聴広報課)	96
(7)	市民相談(広聴広報課)	101
(8)	ふるさと納税(納税課)	104
(9)	固定資産税(資産税課)	111
(10)	地域共生社会の実現に向けた取組(健康福祉総務課)	114
(11)	特定健診(高松市国民健康保険)及び後期高齢者の健康診査 (国保・高齢者医療課)	122
(12)	手話の広報(障がい福祉課)	126
(13)	生活支援(生活福祉課)	128
(14)	地域子ども・子育て支援事業(子育て支援課)	130
(15)	芸術士派遣(子ども保育教育課)	133
(16)	こども未来館(こども未来館)	136
(17)	食品衛生に関する業務(生活衛生課)	142
(18)	紙・布類処理委託(環境保全推進課)	147
(19)	廃棄物収集及び運搬業務委託(環境業務課)	154
(20)	高松市食肉センター軌条設備改修工事(農林水産課)	156
(21)	林業関連業務(農林水産課)	158
(22)	競輪事業の運営(競輪場事業課)	167
(23)	卸売市場の管理(市場管理課)	172
(24)	高松市の観光資源等の魅力を発信する(観光交流課)	176
(25)	屋島活性化(観光交流課)	181
(26)	サンポートホールの運営(文化芸術振興課)	183
(27)	文化芸術の振興(文化芸術振興課)	185
(28)	都市計画(都市計画課)	191
(29)	自転車関連業務(交通政策課)	195
(30)	駐車場関連業務(交通政策課)	205

(3 1) 狭あい道路拡幅整備事業(建築指導課)	2 0 6
(3 2) 農業集落排水長寿命化計画(下水道施設課)	2 0 9
(3 3) 指定金融機関(出納室)	2 1 2
(3 4) スクールバス(学校教育課)	2 1 5
(3 5) 成人式の開催(生涯学習課)	2 1 9
(3 6) 教職員健康診断等(保健体育課)	2 2 1
(3 7) 図書購入(高松市中央図書館)	2 2 6
(3 8) 消防指令(消防局総務課)	2 3 0

第一節 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

高松市の契約・選定事務

3 事件(監査のテーマ)を選定した理由

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症への対応が、私たちの生活に大きな変化をもたらした。市は、ほとんどあらゆる部署で、普段と異なる対応を求められたが、その中でも、従来の業務を継続する必要もある。

契約事務は、市の業務を遂行する上で必要な事務であり、法令等に沿って実施することが求められることは当然としても、市の行政事務の目的に沿った契約を行う必要があり、そのためには、契約の内容に関する決定を適切に行う必要がある。また、契約事務の多くは、選定作業を伴うが、選定のみを行う事務も想定できることから、契約及び選定事務を対象とすることとした。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 契約及び選定事務は、法令等に沿って実施されているか。
- ② 契約及び選定の結果について、当初の目的に沿ったものであるか。また、それについて、市によって検証されているか。
- ③ 自治体業務のデジタル化推進により、見直すべき事務はないか。
- ④ 変更契約について、適切に実施されているか。
- ⑤ 契約事務について、必要事項は適切に記録されているか。
- ⑥ コロナ対策などの社会情勢の変化により、契約の位置づけが大きく変わったものはないか。
- ⑦ 契約及び選定事務は、公平に実施されているか。
- ⑧ 部門間で、契約事務をまとめることにより効率化が可能なものはないか。
- ⑨ 選定経過は記録され、選定根拠が明確にされているか。

(2) 主な監査手続き

- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関連法規・条例等との整合性チェック

- ・抜き取りテスト
- ・分析、比較
- ・視察、現況確認

5 外部監査の実施期間及び対象

令和3年4月1日から令和4年2月22日

令和2年度の契約・選定事務を対象としているが、当初の選定が過年度であるものや、令和3年度にも影響のあるものなど、過年度及び当年度の選定等についても記載しているものがある。

6 外部監査人・補助者

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士）

補助者 勝丸 充啓（弁護士） 後藤 哲夫（一級建築士）
垂水 浩幸（工学博士） 國方 也実 屋嶋 葵
丸尾 由衣 山田 直子 湯浅 美紀

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施等について、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の観点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的実施のために実施方法に改善が望まれるものなどについては意見として記載することとした。

また、各種の契約・選定事務に共通していると思われる項目は、共通の意見として、通し番号を付している。この中には、実際に意見として記載されている箇所は1箇所のものもあるが、監査の対象としてヒアリング対象としなかった他の契約・選定事務と共通すると思われるものは、共通の意見としている。

9 その他

- ・当報告書上の団体・法人・個人名等の記載方法、掲載の可否については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。
- ・当報告書上に掲載したデータについては、可能な限り出所を記載しているが、高松市から入手した資料については、出所を記載していないものがある。

- ・数値については、単位未満を切り捨てて表示している表があり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は必ずしも一致しない。
- ・当年度の監査にあたり、令和2年度の当初予算の資料から、課ごとの請負費、委託費を集計し、分類を試みた。予算資料からの分類は必ずしも正確ではなく、また、予算金額は支出額と一致するものではないが、契約による支出額のイメージを把握するために集計したものである。
- ・個別の契約・選定の項は、主として特命随意契約として公表されているものから選定したが、予算書より、基礎自治体特有の業務と思われたものについても抽出している。
- ・当該報告書に掲載した写真のうち、出所の記載のないものは高松市又は高松市のホームページから入手したものである。

第2節 監査対象の検討

1 工事請負費

(1) 概要

1) 請負契約と工事請負費

請負契約は出来栄えに責任を持つ契約類型であるが、自治体の会計処理に用いられる工事請負費には、請負契約のうち、土木工事や建設工事に関するものに限定されている。

2) 入札手続き

業者の選定は、法令等により、基本的に入札によることとされており、入札手続きは、法令等に沿って実施することが求められる。

入札には、一定数の業者を市が指名し、その中から希望する者が入札に参加する指名競争入札と、業務内容や契約の条件を公開し、広く一般から応札者を募る一般競争入札とに区分できる。高松市では、一般競争入札のうち、設計金額が一定額以上（現在は1億円）と土木一式工事の一部の案件の入札については、総合評価方式によることを原則としている。また、指名競争入札についても、工事関係については、最初から高松市が選んで指名するのではなく、希望する者を公募したのちに、入札参加条件を満たしている者を指名する方法を取り入れている。

高松市では、法令等の規定に沿った入札事務を確実にを行うためにも、請負契約、物品購入契約、委託契約のうち、設計、土木コンサルタントなど、請負契約に付随して行われるものに関する入札は、契約監理課により実施される。

一方、金額が少額であるなど、一定の場合には、入札によらない随意契約により契約することもでき、入札によらない請負契約等は、担当部署が選定及び契約事務を実施する。

随意契約による場合、事業者の選定プロセスや契約内容が不透明になる危険性が指摘されており、自治体は、選定理由、価格などの積算根拠を明確に説明可能な状況にする必要がある。高松市は、これらの契約について、市のホームページ上で、担当部署、契約により実施する事務、発注先、金額、随意契約による理由などを記載して公開している。

これらを図示すると、表のようになる。

契約の種類	分類	細分類	契約担当部署
請負契約	入札※	一般競争入札	契約監理課
		指名競争入札	契約監理課
	随意契約	第167条の2の第一項	契約監理課又は業務担当部署
委託契約	入札 設計等	指名競争入札※	契約監理課
	入札 設計等 以外	一般競争入札	契約監理課又は業務担当部署
		指名競争入札	契約監理課又は業務担当部署
随意契約	第167条の2の第一項	契約監理課又は業務担当部署	

※ 工事関連については、原則、予定価格が130万円以上の工事及び50万円以上の建設

コンサルタント業務。それ以外は業務担当部署。

3) 業種

入札に参加したい事業者は、市の定める分類ごとに、事前に高松市の入札参加資格審査を受ける。高松市は、入札参加資格を充たすものを名簿に掲載し、ホームページでも公開している。国関係の契約に関して、業種は統一されており、自治体もこれを基準にして定めている。入札は、工事、物品、役務の三つに区分され、土木一式工事など、細かな業種に分かれる。

4) 令和2年度当初予算

令和2年度工事請負費の当初予算は、次の通りである。

(単位：千円)

分類	前々年決算	前年当初予算 ①	要求額	査定額 ②	増減②-①
一般会計	830,883	879,531	1,387,698	1,388,545	509,014
特別会計	7,080	91,440	185,189	86,508	△ 4,932
合計	837,963	970,971	1,572,887	1,475,053	504,082

令和2年度当初予算で、工事請負費の予算額が2億円を超える課と、主な内容として記載されているものは、次の通りである。

(単位：千円)

部署	予算額	主要な内容
西部クリーンセンター	209,444	焼却プラント定期補修
スポーツ振興課	419,113	橋ノ丘総合運動公園B&G受変電設備改修他
市営住宅課	230,405	川島東団地外壁改修他
教育局総務課	333,590	太田南小学校、協和中学校受水槽改修他

(2) 令和2年度実績

1) 概要

契約監理課で実施する入札は、香川県が運用する「かがわ電子入札システム」を利用した電子入札によることを原則としており、入札結果等は、電子入札システムなどで公表される。工事関係の発注予定については、別途高松市ホームページで、事前周知している。

入札の方法や結果に関しては、民間委員で構成される入札審監視委員会に諮られ、その議事録も公開されている。また、市の内部組織として、工事請負等審査委員会が設けられており、一定額以上（現在は5千万円）の工事・コンサル案件について、入札に付す前に、入札参加条件等を審査する。

高松市契約監理課が行った入札等の合計は次のようになる。

(単位：件、千円、%)

	件数	予定価格	落札金額	落札率%
合計	439	14,070,832	13,018,888	92.5
指名競争入札	220	1,514,986	1,294,502	85.4
一般競争入札	155	12,004,770	11,189,812	93.2
うち総合評価	31	6,818,060	6,457,310	94.7
うち入札後審査	124	5,186,710	4,732,502	91.2
随意契約	64	551,076	534,575	97.0

※金額は、消費税抜き。

2) 指名競争入札

① 契約件数等

高松市契約監理課の資料から、令和2年度に実施された指名競争入札の件数等は次のとおりである。

なお、これらの入札は、公募型指名競争入札によっている。公募型とは、事前に希望する者を公募し、その中から入札参加条件を満たす者を指名するという手続きである。

(単位：件、千円、%)

工種	件数	予定価格	平均	落札率
舗装工事	76	469,670	6,180	86.5
建築関係建設コンサルタント	29	129,427	4,463	79.2
土木関係建設コンサルタント	26	239,790	9,223	69.5
土木一式工事	25	197,760	7,910	88.3
建築一式工事	17	143,090	8,417	93.8
造園工事	10	59,410	5,941	86.6
管工事	9	64,970	7,219	95.9
電気工事	7	69,270	9,896	93.3
とび・土工・コンクリート工事	6	27,590	4,598	91.9
解体工事	4	21,710	5,428	94.6
土木一式工事又は管工事	2	25,740	12,870	90.6
とび・土工・コンクリート工事又は造園工事	2	13,190	6,595	87.2
地質調査		20,519	2,931	94.5
その他	5	32,850	6,570	97.1
合計・平均	236	1,514,986	6,419	85.4

土木関係建設コンサルタント（以下、この項では「土木コンサル」と言う）、建設関係建設コンサルタント（以下、この項では、「建設コンサル」と言う）、舗装工事、造園工事、土木一式工事と続くが、コンサル系については、最低制限価格制度を導入していないこともあり、他の業種に比べて落札率が低くなっている。

（単位：件、％）

	指名 ①	応札 ②	②÷ ①％	上③	③÷ ②％	下④	④÷ ②％	辞 退・ 不着 ⑤	⑤÷ ②％	最低 制限 価格 ⑥	⑥÷ ②％
舗装工事	1,070	878	82.1	4	0.5	34	3.9	192	21.9	589	67.1
建設コンサル	91	85	93.4	0	0.0	0	0.0	6	7.1	0	0.0
土木コンサル	103	102	99.0	0	0.0	0	0.0	1	1.0	0	0.0
土木一式工事	173	143	82.7	5	3.5	37	25.9	30	21.0	11	7.7
建築一式工事	33	28	84.8	10	35.7	4	14.3	5	17.9	0	0.0
造園工事	144	132	91.7	11	8.3	14	10.6	12	9.1	44	33.3
管工事	30	27	90.0	12	44.4	2	7.4	3	11.1	0	0.0
電気工事	23	22	95.7	5	22.7	7	31.8	1	4.5	0	0.0
とび・土工	24	17	70.8	5	29.4	1	5.9	7	41.2	2	11.8
解体工事	22	21	95.5	7	33.3	3	14.3	1	4.8	0	0.0
土木一式・管工事	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
とび・土工、造園	25	25	100.0	1	4.0	10	40.0	0	0.0	1	4.0
地質調査	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	15	14	93.3	5	35.7	5	35.7	1	7.1	0	0.0
合計・平均	1,765	1,506	85.3	65	4.3	117	7.8	259	17.2	647	43.0

指名したうち、実際に応札される率が低い業種は、とび・土工・コンクリート工事（以下、この項では「とび・土工」と言う）、舗装、土木一式、建築である。

また入札されたもののうち、予定価格を上回る入札数の比率が高いのは、管、建築一式、解体、とび・土工、電気工事で、逆に低い価格で最低制限価格を下回る入札数の比率が高いのは、とび・土工または造園、電気、土木一式、建築一式、解体、造園である。

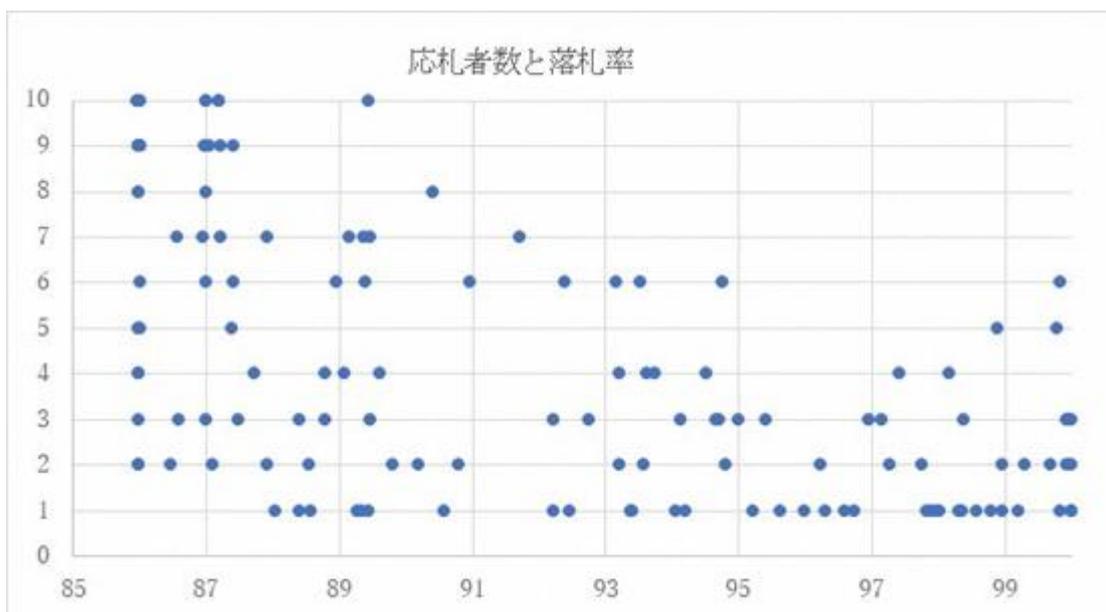
最低制限価格率の算定式は公開されていることから、予定価格を上回るものについても、最低制限価格を下回るものについても、その入札者数が多い業種は、積算が難しい工事が多いと思われる。

最低制限価格での入札数が多いのは、舗装、造園であり、次いでとび・土工、土木一式も比較的多い。これらは、競争が激しい業種と思われる。

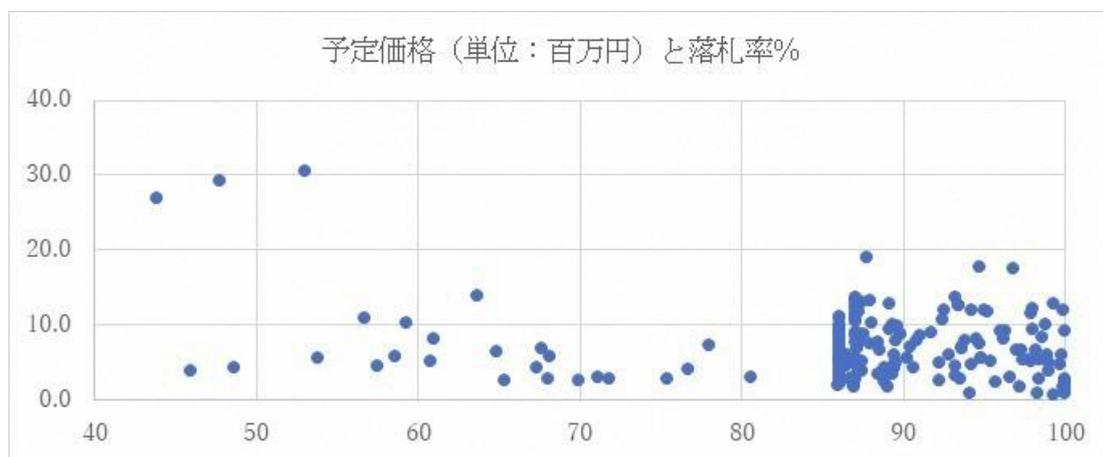
② 予定価格と落札率

落札率が85%以上の落札率と応札者数の関係をグラフにすると、次のようになる。

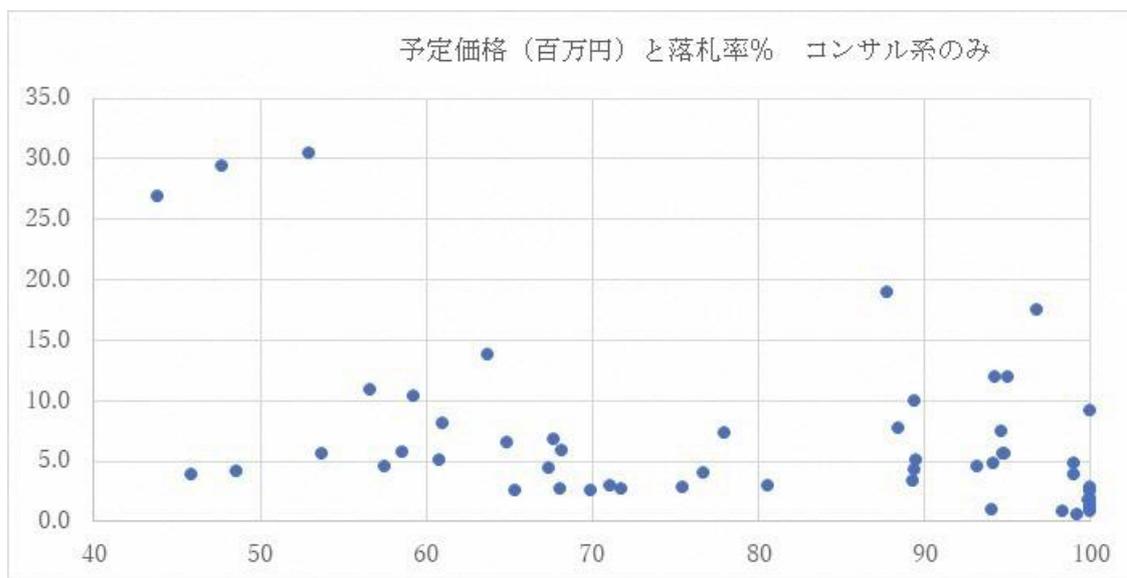
全般的に、応札者数の多い方の落札率が低めに偏り、入札者数が少なくなると、落札率が高めの入札数が多くなっているように思われる。



予定価格と落札率の関係をグラフにすると、次のようになる。



落札率が低いものは、最低制限価格制度を導入していない、土木と建設のコンサルタントに関するものであるが、一方、契約監理課の行う随意契約の内訳を見ると、建設コンサルタントの契約数が多い。これは、基礎的な設計を行った事業者に、実施時の監理業務等の、その後の関連業務を、随意契約により委託するためである。



成果物の品質を保つこと、ダンピングによる独占の防止の観点からも、建設コンサルタント業務についても、最低制限価格を設けることについて、検討が必要と思われる。なお、契約監理課によると、現在検討中とのことである。

（意見）現在、最低制限価格を設定していない、建設コンサルタント業務について、最低制限価格制度を導入することが望まれる。

また、当初の業務を落札したものが、その後の関連業務を随意契約で実施することについては、合理性があるとのことである。随意契約については、現在、設計金額を基準にして計算された予定価格以下の金額で契約されている。設計金額に対して、最初の入札の予定価格に対する入札額の比率を基準に、予定価格を定めるなど、いったん最初の業務を落札すると、次の業務は、入札された場合の業種の平均落札率に比べると、比較的高い価格で契約されることについて、何らかの対応を行うことが望まれる。

（意見）設計業務について、当初業務の実施者は入札で決定されるが、関連業務は、随意契約により契約される。このため、当初業務を落札すると、関連業務は、予定価格に近接した価格で実施することができる。現在、この工種には、最低制限価格が定められておらず、令和2年度の平均落札率は、80%弱と低い状況である。関連業務が有利な価格にならないような契約方法について、検討することが望まれる。

③ 落札率が低い入札

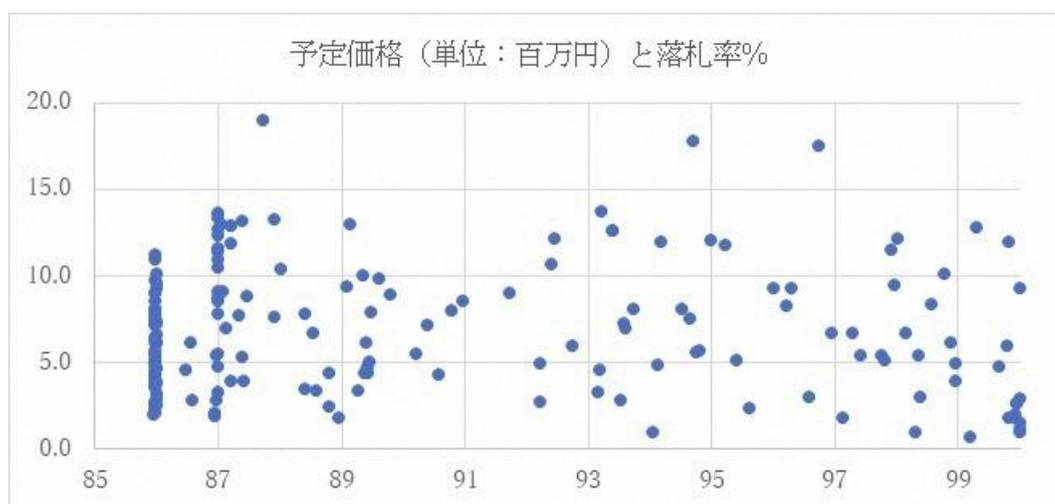
建設コンサル、土木コンサルを取り出して、予定価格等のデータを示すと、次の表のようになる。

(単位：件、千円、%)

工種	件数	予定価格	平均	高額	低額	落札率%
建設コンサル	14	75,522	5,394	13,318	2,525	66.44
土木コンサル	12	137,610	11,468	30,430	2,966	52.42
合計	26	213,132	8,197	30,430	2,525	57.39

これらを除いてグラフにすると、次のようになり、予定価格と落札率の間には、相関関係は見られない。

落札率が86%及び87%付近の入札数が多いのは、最低制限価格付近での入札件数が多いことを示している。



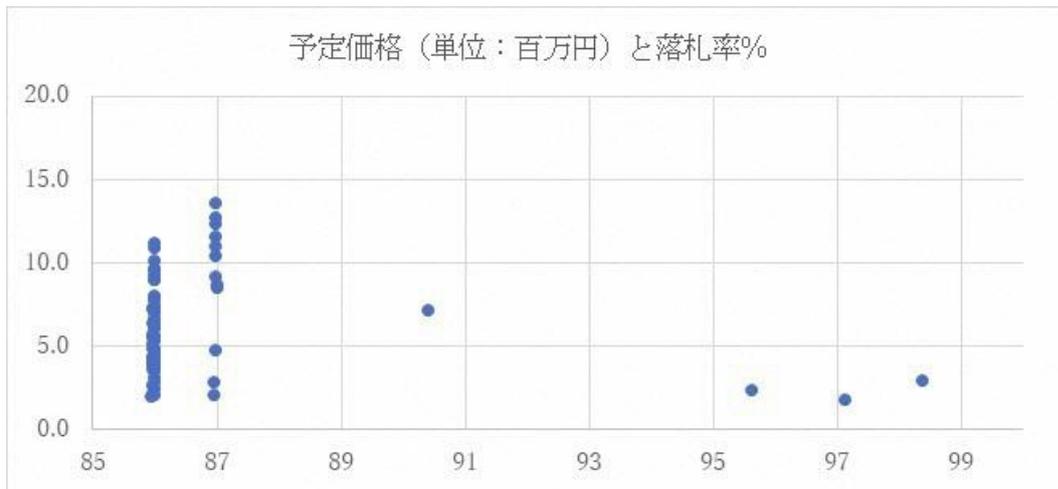
④ 86%前後の入札

落札率が、86%前後の入札を見ると、ほとんどが舗装工事であった。

また、工事規模の大小にかかわらず、最低制限価格付近に張り付いている。

(単位：件、千円、%)

工種	件数	予定価格	平均	高額	低額	落札率%
舗装工事	60	348,300	5,805	12,276	2,190	85.99
造園工事	6	38,590	6,432	8,460	2,440	85.99
その他	1	5,570	5,570	-	-	85.99
合計	67	392,460	5,858	12,276	2,440	85.99



最低制限価格で契約されている契約は、舗装が圧倒的に多く、次いで造園、土木一式工事が多い。舗装について、最低価格の入札が多い理由は、契約監理課によると、国の積算基準書などで単価が公表されており、積算が比較的容易なことに加えて、応札業者数が多く競争が働いているため、とのことである。

(単位：件、千円、%)

工種	件数	予定価格	平均	高額	低額	落札率%
舗装工事	72	455,570	6,327	13,590	1,960	86.22
土木一式工事	5	34,980	6,996	11,320	1,810	86.99
造園工事	6	38,590	6,432	8,460	2,440	85.99
とび・土工※	2	11,060	5,530	-	-	86.49
合計	85	540,200	6,355	-	-	86.26

⑤ 業種が舗装で落札率の高いもの

業種が舗装で、落札率が90%台の工事のうち1件は、公園内の舗装工事であり、他の3件は、全て金額が比較的少額の道路舗装工事であり、応札者数が著しく少ないものであった。3件ともに辞退により実際の入札者数が少なくなっている。3件ともに、同日により多額の入札が行われていた。同日に行われる舗装及び造園の入札は、1件を落札すると、他の入札参加資格を失うことから、指名されても無効となることが要因の一つと思われる。先に記したように、舗装工事は積算が比較的容易とのことであり、それでも高い価格を付けるのは、あまり工事の受注に熱心ではないケースが多いと思われる。例えば、同日に同種の工事の入札を行い、重複落札できないとする場合には、少額の入札について、他の入札の指名業者と重ならないよう、規模の小さい事業者を指名することなどを検討する必要がある。

(谷：件、%)

同日※	指名	応札	上	中1	下	辞退	不着	無効	最低制限応札者数	落札率%
1	16	14	0	12	2	1	1	0	11	86.0
2	17	13	0	9	3	3	1	1	7	86.0
3	18	12	0	7	3	5	1	2	6	86.0
4	13	3	0	2	0	9	1	1	0	98.4
5	16	6	1	2	0	9	1	3	1	86.0
1	15	8	0	8	0	7	0	0	8	86.0
2	16	10	0	9	0	6	0	1	9	86.0
3	12	3	0	2	0	9	0	1	0	97.1
1	12	9	0	9	0	2	1	0	2	86.0
2	12	8	0	5	2	3	1	1	2	86.0
3	10	1	0	1	0	8	1	0	0	95.6

※同日欄の番号は、予定価格の大きい順番。

⑥ 落札率の高い入札

一方で、落札率が99%以上の入札は15件で、建設コンサルタントがそのうち11件を占めている。このうち1件は、比較的高額であるが、他のものは、3百万円以下であった。また、最低制限価格以外で同額だったことにより、抽選により落札者が決定した入札が5件あるが、そのうち2件がこの中に含まれている。

建設コンサルタントの業務は設計業務が主であるが、小規模でも一定の工数がかかることも、落札率の高い工事に建設コンサルタントの少額入札が多いことの要因であると思われる。

(単位：件、千円、%)

工種	件数	予定価格	平均	高額	低額	落札率%
建設コンサル	11	26,889	2,444	9,235	885	99.95
建築一式工事	2	16,640	8,320	-	-	99.78
その他	2	18,740	9,370	-	-	99.45
合計	15	62,269	4,151	-	-	99.76

⑦ 落札者のいない入札

事前に公募したうえで、指名競争入札をしても、最終的に落札者が決定しなかった入札数は、次のようになっている。(再度入札も1件として加算している)

再度入札を実施しても不調であったものが15件、応募がないなどの理由で、中止になった入札が31件であり、その内訳は建築工事一式、機械器具設置工事が6件であるが、同じものに対する入札が複数行われたものを含んでいる。可能な範囲で設計を見直しして、3回入札を行ったが決定しなかったものも見られた。

(単位：件、千円)							
項目	件数	予定価格	平均	項目	件数	予定価格	平均
合計	283	1,936,905	6,844	中止・応札者なし※	31	212,630	8,729
契約先決定	220	1,514,986	6,886	建築一式工事	10	87,290	8,729
契約先決まらず	63	421,919	6,697	機械器具設置工事	6	13,200	2,200
不調	3	25,200	8,400	電気工事	4	36,240	9,060
不調（再度入札後）	15	89,680	5,979	土木関係建設コンサルタント	4	7,400	1,850
中止・応札者なし※	31	218,970	7,064	とび・土工・コンクリート工事	2	34,810	17,405
中止・その他	14	88,069	6,291	建築関係建設コンサルタント	2	2,080	1,040
				その他	3	31,610	10,537

(意見-共通 ①) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

なお、契約監理課の実施する契約について、応募者が継続して少ないような案件については、発注方法等を検討しているとのことであり、前段については対応されている。

3) 一般競争入札

① 件数等

高松市契約監理課の資料から、令和2年度に実施された一般競争入札の件数等は次のとおりである。

総合評価は、価格だけではなく、過去の工事の出来栄などを評価に入れる方法であり、予定価格が1億円以上の工事を対象とするⅠ型と、比較的少額な土木一式工事を対象とするⅡ型に区分される。

(単位：件、千円、%)

分類	件数	予定価格	平均額	落札率%	応札者数 ①	上②	下③	③÷ ①%
合計	155	12,004,770	77,450	93.2	1,069	31	185	17.3
総合評価Ⅰ	17	6,540,790	384,752	94.9	64	11	0	0.0
総合評価Ⅱ	14	277,270	19,805	89.0	72	1	8	11.1
入札後審査	124	5,186,710	41,828	91.2	933	19	177	19.0

総合評価は、価格のみを対象としないため、落札率は高くなる傾向があり、Ⅰ型では、予定価格を下回る入札も行われていない。総合評価は、件数も少ないため、工種別等の分析は行わない。

② 入札後審査の件数等

総合評価によらないものは、入札された価格で決定し、落札候補者は、諸資料を事後に提出し、市は、入札参加条件を満たしているか審査し、満たしている場合に落札決定する。入札後審査による入札について、業種ごとに、入札件数等を示すと、次のようになる。

公募型指名競争入札と類似した傾向が見られるが、管工事は、予定価格を上回り、失格する入札と、最低制限価格を下回り、失格する入札の両方が見られる。

(単位：件、千円、%)

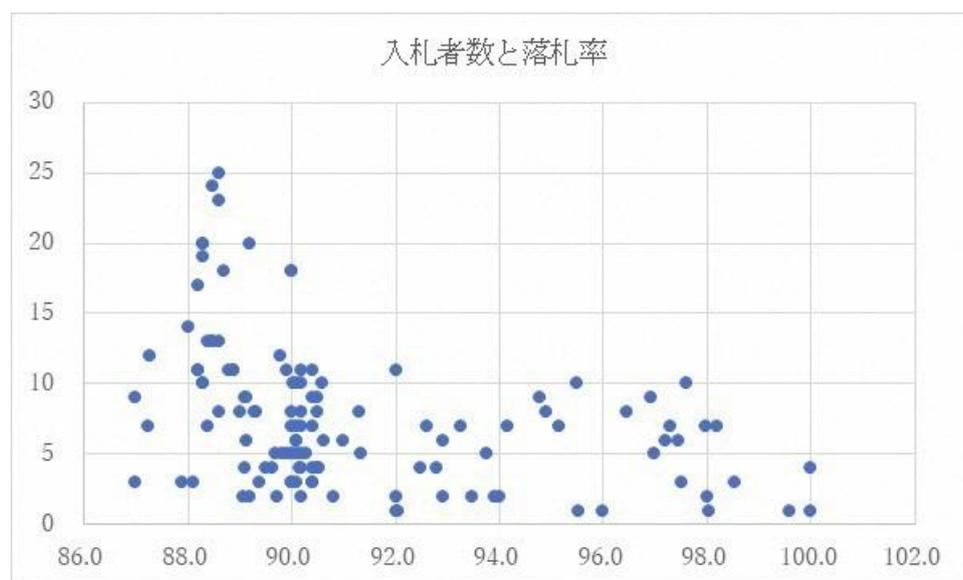
分類	件数①	予定価格②	②÷①	落札率%	応札者数③	③÷①%
合計	124	5,186,710	41,828	91.2	933	7.5
土木一式工事	25	1,262,080	50,483	89.6	316	12.6
建築一式工事	47	2,092,100	44,513	90.9	323	6.9
とび・土工	4	124,660	31,165	89.2	23	5.8
電気工事	5	167,730	33,546	89.9	19	3.8
管工事	20	705,050	35,253	94.9	128	6.4
鋼構造物工事	2	91,440	45,720	96.4	3	1.5
舗装工事	5	149,950	29,990	87.9	55	11.0
塗装工事	4	98,850	24,713	90.6	27	6.8
防水工事	2	47,780	23,890	90.3	7	3.5
機械器具設置	8	374,940	46,868	93.1	15	1.9
その他	2	72,130	36,065	93.2	17	8.5

(単位：件、千円、%)

分類	応札者数③	上④	⑤÷③%	下⑤	⑤÷③%	最低制限応札者数⑥	⑥÷③%
合計	933	19	2.0	177	19.0	298	31.9
土木一式工事	316	0	0.0	32	10.1	207	65.5
建築一式工事	323	11	3.4	95	29.4	48	14.9
とび・土工	23	1	4.3	4	17.4	9	39.1
電気工事	19	0	0.0	1	5.3	4	21.1
管工事	128	2	1.6	4	3.1	0	0.0
鋼構造物工事	3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
舗装工事	55	0	0.0	15	27.3	28	50.9
塗装工事	27	5	18.5	13	48.1	0	0.0
防水工事	7	0	0.0	1	14.3	0	0.0
機械器具設置	15	0	0.0	1	6.7	1	6.7
その他	17	0	0.0	11	64.7	2	11.8

③ 入札後審査の予定価格と落札率

入札後審査の入札について、入札者数と落札率を表にすると、次のようになり、ピラミッド型に分布している。入札者数が多いと、落札率の低い入札が多くなる傾向は見られるが、入札者数が10程度までは、特に入札者数と落札率には関係性が見られない。



なお、入札が1者または2者しかいなかった業種は、次の通りであり、機械器具設置工事

の応札数が少ない。

(単位:件)

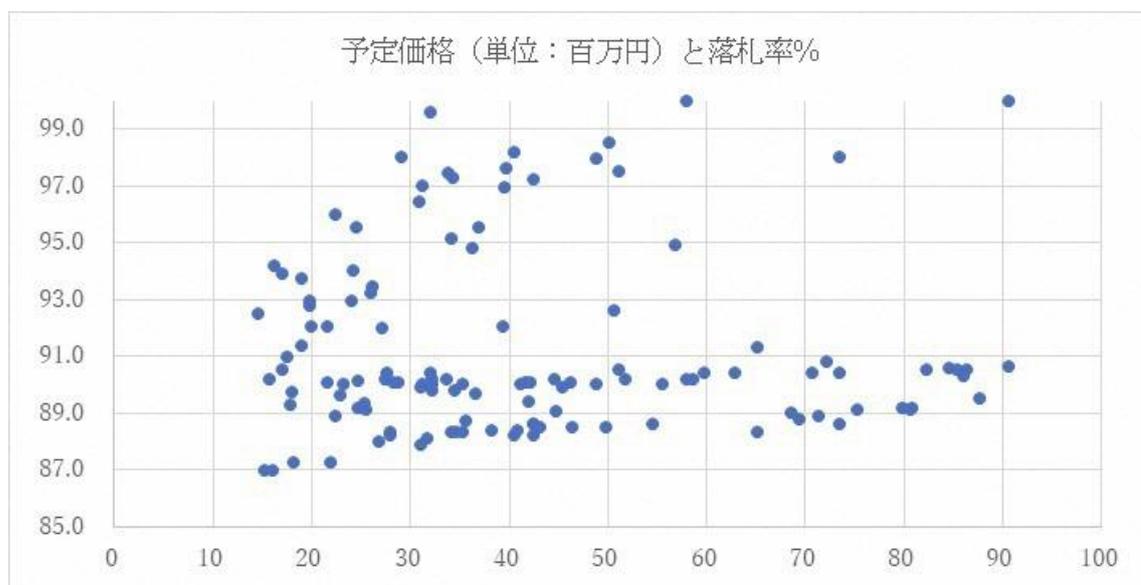
	機械器具設置	建築一式	土木一式	鋼構造物	その他	合計
1者入札	4	1	1	1	0	7
2者入札	2	4	2	1	2	11
合計	6	5	3	2	2	18

予定価格と落札率の関係を見ると、予定価格の高い入札の方が、落札率が高い傾向が見られる。しかし、落札率が87%から89%のエリアでは、予定価格と相関があるとはいえない。

落札率がこの間にある入札は60件であり、業種は次のとおりである。

(単位:件)

土木一式	建築一式	舗装	機械器具設置	とび・土工	塗装	その他	合計
25	9	5	5	4	3	9	60



工事規模が大きい入札でも、土木・舗装は競争性が高い傾向があるように思われる。

④ 落札者のいない入札

落札者が決まらなかった入札数は、総合評価式ではゼロであり、入札後審査では、29件であった。そのうち、応募がゼロであったもの、入札参加資格のあるものがいなかったものの合計は19件であり、工種の内訳は、次の表のように、機械器具設置工事が多い。

(単位：件)

機械器具設置工事	土木一式工事	建築一式工事	合計
11	4	3	18

4) 随意契約

① 件数等

契約監理課が契約事務を行った随意契約の内訳は次の通りである。

なお、随意契約の場合、予定価格に対して入札比較価格を定め、契約相手先の見積額がそれ以下であれば契約する。このため、落札率という表現は適当でないかもしれないが、便宜的にこの文言を使用する。

金額の多額である清掃施設工事については、西部クリーンセンターの焼却施設の定期修繕であり、特殊な機械のため、設置会社でなければ修繕が難しく、また金額も多額になる。

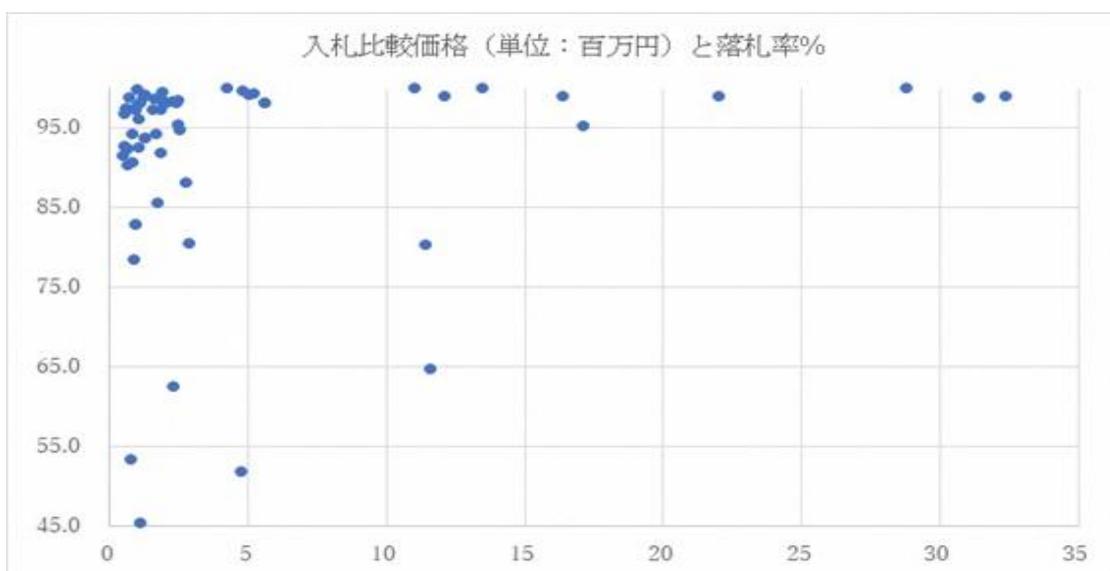
(単位：件、千円、%)

工種	件数	入札書比較価格	平均	落札率%
建設コンサル	54	551,076	10,205	96.0
清掃施設工事	2	336,236	168,118	100.0
その他	8	133,810	16,726	96.3
合計	64	1,021,122	15,955	97.0

建設コンサルタントのうち、金額が最も多額であったのは、高松市中央卸売市場青果棟再整備実施設計業務委託 123 百万円（消費税抜き）である。

② 落札率

前に記した金額が 1 億円を超える 2 件を除き、入札比較価格と落札率の関係をグラフにすると、次のようなものである。おおむね高い率に張り付いているが、86%を下回る契約も散見される。



落札率が86%以下の契約数は11であり、そのうち10は建設コンサルであった。

入札比較価格を下回るまで、何度も見積もりを提出する随意契約もあるが、業務内容に比べ、低い価格で見積もられる契約も見られる。

(単位：件、千円、%)

件数	入札書比較価格	平均	落札率%
11	39,416	3,583	97.1

5) 予定価格と最低制限価格

① 不合理に見える入札結果

入札結果を見ると、応札者のほとんどが、最低制限価格を下回り、最も入札価格が高い者が選定される入札など、一見すると、最低制限価格の決め方が正しかったのか、疑問に感じるものもある。しかし、工事等の場合、国土交通省や農林水産省が年度ごとに公表する積算方法等により、予定価格及び最低制限価格を算出するため、舗装のように、入札が最低制限価格に張り付くからといって、最低制限価格を下げることもできない。

長期的な視点で、適正な利潤を上げられなければ、事業者が健全な経営を行うことができない、という視点である。

② 抽出

公園緑地課が業種・造園工事業に発注する公園の修繕等の入札のうち、対照的な2件を抽出し、入札結果を閲覧した。

2件は、件名から見ると、同種の工事であり、ともに10者が応札している。片方は、5者が最低制限価格を下回り、もう片方は、逆に5者が予定価格を上回り、ともに残りの5者のうちから最も低い価格の者が選定されている。入札事務は、規則に従って実施されていた。

2つの入札に参加した10者のうち、9者は共通している。また、2つの入札の間隔は約

2週間であった。入札の中でも、競争性が高い部類の入札であるが、前者は最低入札価格で入札されたため、落札率は約86%、後者は約89.5%であった。事業者から見て、積算が困難な入札であったものと思われる。

③ 予定価格

自治体は、予定価格の公表時期は裁量に任されているが、事前に公表しないことが原則とされている。

公表するデメリットとしては、次のことが挙げられるが、デメリットの方が大きいと判断されているためである。

国土交通省が公開している資料によると、デメリットを二つあげ、さらに次のように記している。

デメリット

- ・談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題がある

一方、メリットは次のように記している。

- ・職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

高松市でも、予定価格は公表していないが、舗装工事など、最低制限価格でのくじ引きが多い工事では、事前に公表しても、入札事務に、上記のようなデメリットは発生しないように思われる。

とはいえ、それは現況を前提にしてみた場合の話である。状況は変わるものであり、また、業種ごとに公表非公表を分けることもできないため、現在の方法を継続することが妥当と思われる。

2 委託費

(1) 定義

経済産業省の公表しているマニュアルには、次のように記載されている。

「委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性・効率性等に鑑みて、他の機関（地方公共団体、公益法人、民間団体等）又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。委託費は調査又は研究開発等の委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なります。」

「国」を「自治体」に置き換えれば、自治体の委託費も同様に考えらえる。

(2) 高松市の委託費

1) 令和2年度当初予算

高松市ホームページに掲載された、令和2年度「当初予算のポイント」によると、令和2年度の一般会計当初予算額は、1,642億円であり、元年に比べ、103億円増加しているが、新県立体育館用地買戻しを除くと、増加額は4.5億円程度である。

(単位:百万円)

	R2 当初	R1 当初	増減	
一般会計	164,200	153,900	10,300	※一般会計2年分は、新県立体育館用地買戻しを除いた額、元年分は、肉付け後の額
一般会計※	157,857	157,409	448	
特別会計	107,917	107,309	608	

また、歳出額の主な増減については、目的別及び性質別に見たものが次の表である。

目的別比較			性質別比較				
	(単位:百万円)				(単位:百万円)		
	R2 当初	R1 当初	増減		R2 当初	R1 当初	増減
総務費	15,595	14,424	1,171	人件費	32,518	30,895	1,623
民生費	70,655	68,413	2,242	扶助費	45,433	39,093	6,340
商工費	1,943	2,537	△ 594	補助費等	15,704	19,335	△ 3,631
教育費	23,582	16,271	7,311	建設事業費	20,358	14,557	5,801
その他	52,425	52,255	170	公債費	17,098	16,522	576
合計	164,200	153,900	10,300	その他	33,089	33,498	△ 409
				合計	164,200	153,900	10,300

目的別には、総務費が施設整備費を主要因として増加し、民生費は、認定こども園施設型給付7.5億円などを主要因に増加し、教育費は、県立体育館関連事業費63.4億円、高等

学校校舎整備 13.2 億円などを主要因として増加し、商工費は屋島整備費が減少することを主要因として減少している。

性質別には、上記認定こども園関連で扶助費が、庁舎、体育館、校舎関連で建設事業費が大きく増加しており、次いで、会計制度任用職員制度の影響 6.4 億円を主要因とし、人件費が増加している。

2) 令和 2 年度当初予算集計

市から入手した、令和 2 年度当初予算の積算内訳から、委託費に関する項目を集計すると、次のようになり、令和 2 年度予算では委託費が大きく増加しているように見える。

(単位：千円)

分類	前々年決算	前年当初予算①	要求額	査定額②	増減②－①
一般会計	13,820,721	15,404,893	17,725,790	17,520,354	2,115,461
特別会計	2,316,019	2,500,765	3,681,636	3,577,639	1,076,874
合計	16,136,740	17,905,658	21,407,426	21,097,993	3,192,335

令和 2 年度予算で、委託費が 10 億円以上の課、及び、増減額が 5 千万円以上の課につき、令和 2 年度当初予算委託費及び前年度からの増減額を示すと、次のようになる。

(単位：千円)

課	R2 予算	増減	委託費の内容・増減要因
人事課	87,690	△ 154,786	システム関連費用の減少
情報政策課	303,818	△ 80,262	同上
広聴広報課	75,570	50,426	市報配布業務委託の発生
資産税課	84,707	△ 126,866	固定資産評価費用減少
保健予防課	1,315,093	1,291,571	医師委託料 前年度欄記入漏れ？
こども園総務課	5,372,291	192,869	私立保育所等運営費及びその増加
保健医療政策課	230,959	230,959	夜間急病診療所 前年度欄記入漏れ？
環境業務課	1,386,760	27,371	廃棄物収集費用。直営を委託に移行で増加。
南部クリーンセンター	1,839,268	224,173	焼却施設運営費
スポーツ振興課	805,112	19,603	スポーツ施設指定管理料
保健体育課	407,001	181,937	給食場運営及び配送費。新調理場分増加。
小計	11,908,269	1,856,995	
合計	17,520,354	1,388,545	

保健予防課、保健医療政策課の前年度欄に記入がなかったため、委託費が大幅増加したと思われたが、実際には同額程度であったと推測できる。

なお、特別会計の増加要因は、競輪特別会計であり、2年度には、前年に比べて開催費が約10億円増加している。前々年度と同等の水準であり、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により、前年度が少なかったものと思われる。

それぞれの委託費を、さらに細分して見ると、次のようになる。

これらの分類は、予算書の記載内容から監査人の判断により分類したもので、必ずしも正確に分類されているわけではないが、金額のボリュームがイメージしやすいように、監査の初期に作成したものである。

(単位：千円)						
	査定の基礎額	保育所等運営費	指定管理	施設運転・保守	システム保守	その他システム関係
一般会計	17,513,550	5,331,033	2,598,789	2,507,725	279,562	257,435
特別会計	3,577,616	-	435,728	163,381	294,609	132,814
合計	21,091,166	5,331,033	3,034,517	2,671,106	574,171	390,249
構成比%	100	25.3	14.4	12.7	2.7	1.9
	廃棄物収集委託料	場外車検売場	検診関係	清掃	小計	その他
一般会計	1,383,540	-	664,272	272,845	13,295,202	4,218,348
特別会計	-	1,319,633	271,679	62,230	2,680,075	897,541
合計	1,383,540	1,319,633	935,951	335,075	15,975,277	5,115,889
構成比%	6.6	6.3	4.4	1.6	75.7	24.3

私立保育所の運営費は、委託費として支出されることから、委託費の4分の1を占めている。指定管理に関する支出がそれに次いで多い。ただし、これらの利用料等は、別途歳入に計上されている。

表の施設運転・保守のうち、金額が多額であるのは衛生関係の施設である。南部クリーンセンターの施設運営費等が最も多額であり、1,740,040千円が予算化されている。

これらの項目を合計した欄が小計欄であるが、これらで委託費の75%を占めている。

2) 指定管理

一部、関連委託費などが含まれているものもあり、正確に指定管理費だけを集計したものではないが、指定管理の部署別内訳は、次の通りである。

(単位：千円)								
合計	男女共同参画・協働推進	コミュニティ推進課	市民やなぎ課	長寿福祉課	子育て支援課	こども女性相談課	保健医療政策課	観光交流課
3,034,517	19,923	531,935	35,644	98,056	14,571	18,850	199,733	60,507
文化芸術振興課	文化財課	スポーツ振興課	交通対策課	道路管理課	公園緑地課	市営住宅課	食肉特別会計	駐車場特別会計
373,396	59,015	781,051	45,811	28,916	111,232	220,149	219,248	216,480

表には個別の施設の金額を表示していないが、サンポートホール、食肉センター、夜間診療施設などの金額が多額である。施設の類型別に見ると、スポーツ振興課の運動施設が8億円弱と最も多額であり、コミュニティ推進課のコミュニティ施設が5億3千万円、文化芸術振興課の文化ホールが3億7千万円、駐車場特別会計と交通対策課の駐車場・駐輪場の合計が2億6千万円、市営住宅が2億2千万円、保険医療政策課の夜間診療施設が2億円弱、公園緑地課の公園が1億1千万円などと続いている。なお、指定管理施設については、前にも記したように、施設利用料収入が別途歳入に計上されているものも多い。

昨年度の包括外部監査で、施設の運営状況について監査対象としたため、本年度は、主として指定管理者の選定事務を監査の対象とする。

3) 施設運営費

								(単位:千円)	
合計	クリーンセンター	庁舎	美術館	小中学校	図書館	こども未来館	競輪場	その他	
2,671,106	2,053,834	157,738	62,528	66,490	34,482	34,832	151,671	109,531	

施設の中では、プラントの運転を含めた委託であるため、廃棄物処理場であるクリーンセンターの運営費が突出している。クリーンセンターについては、昨年度の包括外部監査等で内容を検討したため、本年度は対象外とする。

また、施設の保守業務については、入札によらず、設置業者が行う例が多い。これについては、特命随意契約の項に記載している。

4) 検診等

検診のうち、少なくとも多額の委託契約については、特命随意契約により、継続して同じ団体に委託されている。

					(単位:千円)	
国保特定健診	高齢者医療保険	人事課	保健体育課	健康づくり推進課	合計	
271,679	280,000	49,640	52,983	279,238	933,540	

(3) 高松市の委託事務

高松市では、先に記したように、一定金額以上の工事などの請負契約、及び建設関係の委託契約については、契約監理課において、原則として電子入札システムを用いて契約の相手先が決められる。

委託契約については、各担当課で契約事務を行う。建設関係でも、プロポーザルに関するものは、各担当課で行う。これらの契約については、外部者で構成される、入札監視委員会の監視対象には入らない。

担当課は、契約に関して不明な事項があれば、契約監理課に問い合わせたうえで事務を行うが、回答について記録されることは少なく、また、問い合わせを行わず、独自に判断される場合もある。

プロポーザルについては、国土交通省の指針などに沿って実施されているが、市の評価内容は多様であり、それぞれの担当部署が工夫して行っている。一方で、毎年同種の事務をプロポーザル等により実施しているものについては、同じ手続きを、毎年、踏襲しているケースも見られた。

(4) 監査の対象

本年度は、指定管理者制度については、「選定」を中心として監査対象とした。

保育所運営費については、委託費とされているものの、扶助費的な性質のものであり、国の計算基準に沿って算出されるものが大部分を占めることから、本年度は対象外とした。

施設運営費についても、主要な運営費については、昨年度の監査対象としたことから、本年度は対象外とした。

本年度は、次に記載する特命随意契約を中心に、予算書の委託費の中から、自治体特有と思われるもの、高松市特有と思われるものについて、個別の項目として監査対象とした。本編 8 2 ページ以降に記載している。

個別の項目を検討する中で、特命随意契約に関する事項、プロポーザルによる選定に関する事項、団体等との契約に関する事項について、課題と思われる点が散見された。これら以外で、委託業務に関して共通して課題と思われるものを次に記す。なお、個別の項目の監査 1 か所のみに記載されている意見等であっても、他の委託契約事務に共通すると思われる事項は、「共通」としている。

なお、プロポーザル等による選定に関する事項、団体等との契約に関する事項については、委託契約には該当しない、指定管理者の選定等に関する事務と共通することから、別に記載する。

(5) 監査の意見

委託契約の中で、共通して留意が必要である点として、次のようなものが見られた。

1) 維持管理費の検討

(意見-共通 ②) 入札等により、システムや特殊機器等、構築・設置後の専門的なメンテナンス(保守)が必要なものの新規構築の実施者を選定する場合には、保守も含めて実施者を決定すること、法令等の改正に伴い、頻繁に改訂が必要なシステム等にあっては、改訂への対応も含めて、実施者を決定することを原則とする必要がある。

なお、近年の入札等は、全て保守料について検討されている。ただし、法令等が頻繁に

改正される場合には、法改正への対応として、システム導入時に検討されるべきものである。対象年度は、多額のシステム構築自体がなかったため、検討できなかったが、制度改正等への対応についても、保守と同様に、独立して評価項目に入れるべきものである。

システムの保守料（維持管理経費）は、前に記載した、当初予算の委託費集計で見たように、多額に上り、大きなシステムを持つ部署では、対応に頭を悩ませている。自治体の基本的な事務に係るシステムは、同じ会社に委託している自治体も多く、おおむね他自治体と比較して、適当な価格であるとしていた。

保守作業は、点検作業など実施した日報を入手し、保守料が作業に見合うものであることを検証したうえで、支払う必要があるが、指定管理施設であることなどから、支払い部署で維持管理実績を把握していない例も見られた。

（意見-共通 ③）システム等の保守等の作業報告書は、管理担当部署で入手し、作業が実施されたことを確認する必要がある。

（意見-共通 ④）システム等の保守については、作業報告等から、作業内容が保守料に見合うものであることを検討する必要がある。保守の工数表、保守料の比較検討表などを作成し、検討を行った証跡を残すことが望まれる。月次あるいは半期程度の工数表等を作成することが望まれる。

2) 方法

同種の契約を、毎年繰り返して行う場合も多いが、当初の選定方法を長期間踏襲している例が見られた。

（意見-共通 ⑤）定期的に行われる選定の選定方法については、当初の方法を踏襲しつつも、選定対象の実績を分析したうえで、目的に対し、より適当な業者が選定されるよう、常時検討することが望まれる。

3) 消費税等について

医療・福祉などの分野では、法定のサービスについて、消費税等が非課税取引とされるものがある。非課税になる取引は何かの判断には、消費税の仕組みについて、また、医療や福祉に関する法令の知識が必要である。市は、判断に迷う場合、高松国税局等に相談し、課税取引か、非課税取引を判断したうえで、非課税の場合には、その根拠とともに、契約書に明記することが望まれる。

（意見-共通 ⑥）福祉関連事務の委託に当たっては、消費税等の課税対象であるか否かの検討を行い、非課税の場合には、その根拠条文等を契約書に記載することが望まれる。

NPO 法人や、社会福祉法人に対する委託の中には、市の政策実現のための人件費補填のような性格のものが見られた。いわゆる補助金的委託と呼ばれるものであるが、例えば、市の臨時職員がその業務を実施すれば、委託料に加算して支払われる10%の消費税等は支払う必要がなくなる。同額の予算であっても、人件費部分を補助とすることで、事業をより多く実施できる場合がある。

(意見-共通 ⑦) 委託費の中でも、通常、営利行為として行われるものではなく、市の政策に沿った事業に委託している、いわゆる補助金的委託について、人件費補助と管理委託等に区分して実施できないか、検討することが望まれる。

4) 検収

精算型の委託業務などで、当初予算額と支出額がぴったり一致しているものがある。

(意見-共通 ⑧) 固定的に支払われるものばかりではない支出のある事業についても、事業実施後の収支決算額と、予算額の合計が円単位まで一致しているものがある。何らかの調整が行われていることを示しており、実際の額が記載される必要がある。差額について、精算する契約でない場合には管理経費などとし、実際の活動費がわかる状態にすることが望まれる。

5) 共通の事務

高松市では、令和2年度から、高松市報の配布を、委託により実施することとし、入札を行っている。市の他の部署で、範囲を限定した配布について入札を行ったところ、従来よりも極めて安い単価で応札された例が見られた。どのような理由で安価に配布できるのか、確認して情報を共有することで、他の課の業務にも参考になる可能性がある。

市では、清掃や廃棄物処理等、多数の課で共通して実施されている業務も多い。

(意見-共通 ⑨) 市の他の課でも共通して実施する業務に関し、契約の内容、入札結果などのうち、特記すべき事項があれば、「最近の契約事務トピックス」などとして情報共有されることが望まれる。

(6) 随意契約

1) 趣旨

① 位置づけ

自治体が請負・委託等の契約を行う時には、地方自治法等の定めに従い、入札によることとされている。しかし、自治体の業務は多様であり、必ずしも入札が適当でない契約もある。とはいえ、入札によらない場合は、極めて限定的に考えるべきとして、地方自治法

施行令第 167 条の 2 の第一項に列挙されている。

自治体が入札によることを原則とする理由は、自治体の運営を最小のコストで実施すべきであること、自治体の契約が公平性、透明性、競争性を保つ目的からである。公平性には、事業者の受注機会を奪わないという視点もある。

一般的に、一旦、随意契約によって契約を行うと、社会情勢が変わり、入札が可能になっても、慣習的に随意契約によって特定の者と契約する例が多く見られる。特定の者と特命随意契約により、継続して契約することで、市の業務は安定的に実施できても、他の事業者の受注機会を奪い、価格の適正性も証明できない。この状態を、一般的には癒着と呼んでいる。不正を伴うものではないとしても、不適切な実施状況といえる。

② ガイドライン等

随意契約によることができる理由は、主観的な判断を伴うものもあり、多くの自治体では、随意契約ガイドラインを策定し、それに沿うことを求めている。自治体財政がひっ迫し、全国の自治体で財政改革が進められた平成 17 年前後には、財政改革の一環として随意契約の見直しが行われた。当時、外郭団体への随意契約も多く見られたことから、外郭団体に関する見直しと同時に実施されることも多かった。

高松市でも、随意契約に関し、平成 24 年に、高松市随意契約ガイドラインを定めている。

また、別途、高松市特命随意契約公表要綱を定め、随意契約の中でも、契約の相手方を特定して行った随意契約のうち、市の定める一定の金額を超えるものについて、半期ごとに市のホームページに、所管課、件名、相手方の名称及び住所、契約金額、契約期間、特命随意契約による理由を公表している。ただし、相手方が個人で、事業として実施しているものではない場合、市の行為を秘密にする必要があるとき、市長が認めたときには公表しないとしている。

後の項に記載するように、公表資料に掲載されているもののうち、高松市では、施行令第 2 号による特命随意契約の数が多い。その内容を見ても、必ずしも 2 号により特命随意契約が可能と判断しにくいものも含まれている。ガイドラインの順守、あるいは、ガイドライン自体の認知が十分に行われていない状態にあると思われる。

また、特命随意契約の公表についても、必ずしも公表されておらず、公表しない場合を再検討する必要があるものの、もれなく公表されるよう、特命随意契約の契約から公表まで、手続きについてもガイドライン等に規定することが望まれる。

3) 随意契約による理由

後に記すように、高松市でも、ガイドラインを改定し、判断根拠を明確にしたうえで、そのどこに該当するのか、執行伺いに明記するなど、現在の随意契約に関する曖昧な運用を改めるべきである。例えば、ガイドラインに記載した事項を一覧表にして、公表したうえで、随意契約による理由を記載するにあたり、どれに該当するかチェックを入れるなどの方法が考えられる。高松市ガイドラインでは、契約内容が多種多様であることから、

ガイドラインに示したものについても、随意契約によることが適当ではない場合もあれば、ガイドラインにないものでも、随意契約できるものがあるため、ガイドラインは判断基準としつつも、ガチガチの準拠を求めているものと思われ、その判断も合理的ではあるが、現在の高松市の随意契約の状況を見ると、より厳格な適用が必要な状況であると思われる。

地方自治法施行令に記載された理由と、他自治体で、ガイドラインに事例として記載されているものは、次の通りである。高松市のガイドラインにも、同様の項目があるが、高松市では、契約監理課を経由して発注するものは、特命随意契約の理由の記載を求めて内容を審査したうえで、特命随意契約を行っているが、ガイドラインのどれに該当するため、特命随意契約による、というような記載は行われていない。ここでは、他自治体のガイドライン等から代表的なものを抜き取って作成している。個別の特命随意契約の項には、ここで記載した内容及び記号を記載している。

① 予定価格が一定の額以下の場合

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

低額の契約について、いちいち入札しなくても良い、という趣旨ではあるが、それでも、3者以上による見積もり合わせが原則とされている。その場合、随意契約ではあっても、契約先を指定した特命随意契約には該当しない。

一定の金額は、施行令別表5で定められており、指定都市以外の市町村は、請負であれば、130万円以下の契約などとされている。

② 性質又は目的が競争入札に適さないとき

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

主観的な要素が入りやすい項目であり、次のようなものが典型的な例とされている。ガイドラインを改定する場合、2号については、細分化した記号を付し、どれに該当するかを、随意契約による理由の根拠として記載することが望ましい。

(請負契約)

- A 特許などで保護されている技術が必要な場合
- B 文化財や特定目的の施設、埋蔵文化財の発掘など、一般的ではない建築物や施設に関する工事で、施工できる者が限定される場合
- C 特殊な設備を必要とする工事
- D 法令等で施工者が限定される工事

E 既設の設備と不可分の工事であり、同一施工者以外が施工すると、設備の使用に著しい支障がある場合

(委託契約)

A 施工業者によらなければ、交換部品などの調達に支障があったり、機器の不具合理由が特定できないなどの理由で、保守点検が行えない場合

B システム開発者が排他的権利を有する情報処理システムの改定、保守業務

C システム開発者以外が改定・保守を行うと、不具合があった場合の責任の所在が不明確になる場合

システムについては、大手都銀のみずほ銀行で、毎年のようにトラブルが発生し、代表取締役が辞任する事態まで発展したが、その要因は、合併等により、開発者が異なるシステムが併用されており、不具合の原因の特定も困難であることなどとされている。システム保守や改定についても、同様の懸念があるとされている。

D 国や県と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合

E 法令等により、実施できる者が特定されている場合

F 再リース

G 特許等が必要な特殊業務

H 講演、講座の講師等、相手を特定して依頼する場合

I 新聞、雑誌や切手など、価格が固定され、競争が行われないもの

(必ずしも競争入札が不可能ではないが、契約の目的、内容に照らして、随意契約がより妥当な場合)

複数の自治体で、この 2 号に関して、施行令をやや拡大解釈している傾向のある事例も、ガイドラインに記載されている。一方で、それらについては、担当部署の判断のみでは随意契約とできない仕組みにされている。

ガイドラインを改定するうえで、特命随意契約による場合、随意契約による理由の妥当性を、予定金額ごとに区分し、担当部署以外の判断あるいは承認を条件とする必要がある。

J 価格以外の要素を加味したプロポーザルによる選定を行った場合

プロポーザルに関するガイドラインを策定し、選定委員に外部者を入れるなどの規定を設けている自治体もある。

K 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

L 児童施設で実施される施策など、利用者との関係が重要であり、1 年ごとに実施者が代わるのが適当でないもの

③ 福祉に関する団体から受ける役務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

前の 2 号の公共団体と類似しているが、この号は、シルバー人材センター等、政令自体に限定列挙されている。ガイドラインを改定する場合、この 3 号により、随意契約によって契約できる相手先についても、リストを作成することが望ましい。

ただし、現在の高松市のガイドラインにも記載されているように、ガイドラインに示すものに該当することを以て、直ちに随意契約をするべきものではなく、公共団体であっても、業務委託の内容によっては、入札を行うべき場合もある。

④ 新商品の購入

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共

団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

レアケースであるが、前号同様、政令で相手先条件が限定されている。ガイドラインを策定する場合、認定を受けた者についてリストを作成することが望ましい。

⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき 条文も同じ。

- A 災害対応あるいは予防の緊急対策
- B 機械等の故障に伴う緊急復旧工事など
- C 鳥インフルエンザなどの発生により、緊急に行う薬品の購入等
新型コロナウイルス感染症への対応も、当5号に含まれると思われる。

⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。 条文も同じ。

随意契約による理由には、不利になる内容を具体的に記す必要がある。

(請負契約)

- A 変更契約に該当しない追加工事
- B 県や国の発注工事と併せて行うことが適当な工事
- C 契約時期を逸すると、契約自体の機会を失ったり、著しく不利な価格の契約となる
とき

(委託契約)

- A 既に締結した契約に関する追加の発注
- B 契約時期を逸すると、契約自体の機会を失ったり、著しく不利な価格の契約となる
とき (上記Cと同じ)

⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

条文も同じ。

随意契約による理由には、著しく有利な価格の内容を、市場価格と比較するなどの方法で、具体的に記す必要がある。

- A たまたま過剰在庫があるような場合
- B 輸送費が多額にかかるものを近隣で調達できるような場合
- C 作業等に特別なノウハウがあり、通常より極めて短い工数で実施できるような場合

⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

条文も同じ。

資格要件を緩和したり、設計積算の見直しをして、もう一度競争入札を行うことが基本であるが、時間に余裕がない場合には、随意契約により、契約を行うことができる。

ただし、入札資格を有し、入札があったことを知っていたが、入札する意思がなかった者は除外する必要がある。

⑨ 落札者が契約を締結しないとき。 条文も同じ。

落札した者が、何らかの理由で、契約を締結しない場合がある。その場合には、次点の者と順次交渉し、随意契約により契約の相手先とする。

入札者が1者であるなど、次点の者がいない場合には、前号8号に準ずる。

3) 高松市の特命随意契約

① 契約数

平成2年度について、高松市が公表した特命随意契約のリストから、随意契約の理由ごとに件数と契約額を集計すると、次のようになる。

なお、前項に記した、施行令1号の少額のもの、別途公表されており、このリストには含めていない。

(単位:件・千円)

	件数	金額が明示された 件数	うちシステム 系	単価以外金 額	うちシステム 系
2号	494	333	110	2,402,090	1,049,592
5号	24	22	0	764,957	0
6号	21	19	0	48,994	0
7号	2	2	0	2,859	0
合計	541	376	110	3,218,900	1,049,592

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症関連の契約が、5号に含まれていることから、5号の金額は膨らんでいる。6号は、ほとんどが県工事等に隣接した契約を県と同じ業者にしたものである。7号とされているものは少ないが、そのうち1件は、3号と7号の両方に該当する、とされている。

② 2号による特命随意契約

いずれにしても、主観的な判断を伴う2号が圧倒的に多い。随意契約による理由も、同種の契約と思われるものでも、記載方法が異なるなど、担当部署や担当者により、記載方法はまちまちである。

従前の公表資料から、記載された理由を大きく分類し、集計すると、次のようになる。

(単位:件千円)

2号の理由記載内容より	件数	金額が明示され た件数	うちシステ ム系	単価以外 金額	うちシステ ム系
本体と関連した業務等	179	158	107	1,406,336	998,175
他に適当なものがない※	222	109	2	614,401	19,477
うち団体との契約※	93	56	0	255,170	0
市に選択の余地がない	4	3	0	36,658	0
プロポーザルにより選定	89	63	1	344,695	31,941
うち当期プロポーザル	25	22	0	134,484	0

※ 検診や予防注射など、単価契約であるため、支払額が表示されていないものの中にも、支払額が多額になるものが含まれている。

4) 監査の意見

随意契約に関しては、共通の課題があると思われた。

まず、高松市では、2号により特命随意契約によるもので、「他に実施可能な者がいない」という理由が記載されている契約が多く見られた。しかし、他に実施可能な者がいない、という理由だけでは、2号による理由としては不十分であり、特命随意契約による理由が十分に説明されたうえで、契約が行われたとは言えない状態である。

他に実施可能な者がいない、というのは入札して、応札が1者である場合の理由ではあっても、入札しなくて良い理由にはならない。高松市でも、例えば、市内事業者を原則として契約するとしている場合でも、市内に実施可能な者が少ない場合には、市内に事業所を持つもの、など条件を変えて、競争性を保つべきとしている。また、入札が継続して1者である場合には、前に記したように、その原因を究明し、対応を検討する必要がある。

(意見-共通 ⑩) 他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

入札にかかる手数は、インターネットなどの普及で大きく軽減されており、他に実施可能な者がいないのであれば、その者のみが入札することになる。入札の結果により、随意契約によってきたことについての判断が妥当であったことを検証することができる。

随意契約の理由の中には、継続して業務を実施しているため、専門家集団に知見が集積されているため、というものが見られた。

(意見-共通 ⑪) 市の委託により、実施された業務について、外部にのみ知見が蓄積されることのないように、委託による成果物（計算過程など）を含めて入手し、委託者の特別なノウハウに関する部分や、個人情報等公開することが不適当な部分を除き、誰でもアクセス可能な状態にする必要がある。

これにあたっては、高松市が公開している IoT 共通プラットフォームを活用できないか、

についても検討が望まれる。

また、随意契約による場合にも、委託金額の妥当性については検証される必要がある。

(意見-共通 ⑫) 随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。

特殊な機械の修理、システムの改修などは、特定随意契約による理由として代表的なものではあるが、改修が当初支出に対して、どの程度の規模であるのかについては、当初支出が固定資産に計上される民間に比べ、把握がしにくい。後日の管理のためにも、修繕や改修に係る履歴を記録することが望まれる。

(意見-共通 ⑬) 機械等の修理や、設置した業者でなければ実施が困難である、という理由で特定随意契約による場合は、当初機械等の設置年と、当初の設置にかかった同業者に支払った金額、大規模な修繕が行われた履歴について、伺い文等に記載することが望まれる。

上記の事項を含め、高松市は随意契約に関するガイドライン等を改訂し、各担当部署がそれに沿って特命随意契約による理由を明確に示したうえで、契約を行うこと、またその手順が確実に実施されるような仕組みを手続きとして定める必要がある。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。

- ① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ③ 3号により、随意契約によって契約できる相手先として、リストを作成する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑤ 随意契約による契約の予定価格（単価契約においては昨年度実績額など）が一定額以上の契約については、随意契約によることについて、担当部署以外の部署で、内容を確認し、承認する制度を導入する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

②及び③については例示することにより、誤解を招く恐れもあるという判断もあるが、特命随意契約について、公表する際の、随意契約による理由について、ガイドラインと併せて公表することで、特命随意契約に関する事務の透明性が高まるとと思われる。また、②、

③については、契約内容や、社会情勢が変化していないか、適時見直される必要があり、随意契約に関する情報を公開する時までには、これらのどこに該当するのか、併せて公開できる状態にすることが望まれる。

5) 公表

特命随意契約による契約のうち、公表されたリストに含まれていないものもある。

公表しない理由として、例えば、議会の承認事項であり、別途公表される委託契約や、同種の事務を複数のもの特命随意契約によっており、それぞれと交渉して価格を決める場合、なども公表が不要であったり、適さない場合に含まれると思われる。

(意見) 高松市特命随意契約公表要綱の改定を検討し、公開できるものについては、もれなく公表されるように、特命随意契約の契約手続きにあわせ、公開まで手続きを行うことが望まれる。

前に記したように、公表にあたっては、ガイドラインも併せて公表し、特命随意契約による理由が、ガイドラインのどれに該当すると判断されたのか、随意契約による理由として公表することが望まれる。

3 団体との契約

(1) 概要

1) 類型

市の業務の一部を、一般事業者や個人以外の団体が実施している場合がある。典型的には、予防接種や検診等を医師会に委託するような例が挙げられる。市の業務を実施する団体等は、次のような類型に分類できると思われる。

- ① 外郭団体
- ② 特定の法律に基づく法人 ※
- ③ 公園愛護会など、もともと利用者等が共助を目的として集まった団体
- ④ 国の政策実施のために、制度とひも付きのような形で、都道府県ごとなどに設置された団体
- ⑤ 専門家の団体（②と重なる場合もある）
- ⑥ 事業法人で構成される事業協同組合

※ 医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人などは、法人の設立根拠法が異なるだけであり、ここでは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合など、特別法に基づく団体を指している。

また、事業の実施方法により、次の2つのパターンに区分できるように思われる。

- A 団体の職員が直接事業を実施する場合
- B 団体の構成員が事業を実施する場合

Bのタイプの団体等は、おおむね⑤及び⑥の類型であった。

2) 特命随意契約

高松市の令和2年度特命随意契約の公表データから、団体等に該当するものを抜き出すと、次のようになる。

①	外郭団体	(社福) 高松市社会福祉協議会		(公財) 高松市文化芸術財団	
②	特定の法律に基づく法人 ※	香川県土地改良事業団体連合会	香川県	香川県後期高齢者医療広域連合	香川県広域水道企業団
		香川県森林組合連合会		(公社) 高松市シルバー人材センター	
③	利用者等が共助を目的として集まった団体	国分寺地域保健福祉活動協議会		男木地区コミュニティ協議会	
④	国の政策に結び付いた団体	(公社) 香川県浄化槽協会	(公社) 香川県聴覚障害者協会	(公財) 香川県食鳥衛生検査センター	
		(公社) 香川県食品衛生協会	香川県環境保健研究センター	(公財) 香川県視覚障害者福祉協会	
⑤	専門家の団体	(一社) 香川県医師会	(公社) 高松市歯科医師会	(公社) 香川県獣医師会	香川県弁護士会
		高松市内3医師会連合会	高松市学校薬剤師会	四国税理士会	(一社) 香川県助産師会
		香川県臨床心理士会	(公社) 香川県不動産鑑定士協会	(公社) 香川県公共嘱託登記土地家屋	
⑥	事業法人で構成される協同組合	香川県書店商業組合	香川県造園事業協同組合	香川県総合エネルギー協同組合	高松市廃棄物再生処理事業協同組合

(2) 団体が直接業務を実施する場合

団体等であっても、団体が直接業務を実施するのであれば、一般事業者と同等の条件下で競われるべきものである。自治体の事務は、入札を原則とするが、特定の団体等と特命随意契約により契約する例が散見される。

随意契約の項に記載したとおり、特命随意契約は、地方自治法及びその施行令により限定されている。高松市が令和2年度分として公表した、団体等が実施した特命随意契約の根拠を見ると、シルバー人材センターへの除草業務1件を除き、全て2号であり、2号は「性質又は目的が競争入札に適さないとき」とされ、主観的判断の入る余地が大きい項目である。別項に記載したように、2号をケース別に分類し、どの項目に当たるかを記載したうえで、契約することが適当であると思われる。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。

- ① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ③ 3号により、随意契約によって契約できる相手先として、リストを作成する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑤ 随意契約による契約の予定価格（単価契約においては昨年度実績額など）が一定額以上の契約については、随意契約によることについて、担当部署以外の部署で、内容を確認し、承認する制度を導入する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

(3) 団体の構成員が業務を行う場合

専門家の団体を含め、団体と、団体の構成員単独でも実施可能な事務を随意契約により委託等する場合には、団体を通して委託することで、団体に属さない事業者の受注機会が失われ、団体に属する事業者の間では、団体内部での地位など、品質と価格以外の要因で業務が分配される可能性があり、公正かつ自由な競争がある状態とは言えない。

(意見-共通 ⑩) 他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているか

ら、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

まず、公募実施の可能性について検討する必要があるが、検討したうえで、どうしても他に実施できない、と判断できる場合についても、団体に委託できる条件を定めるべきである。なお、この条件は、随意契約によらない場合にも、団体と契約する場合には最低限の条件とするべきである。

(意見ー共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- へ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

(4) 団体の分類

1) 外郭団体

外郭団体への特命随意契約による委託先は、2件と少ないが、社会福祉法人 高松市社会福祉協議会への委託は数が多く、それぞれの事務の金額も多額に上るものが見られる。

外郭団体については、地方自治体の財政悪化が顕著になったのち、1990年代に行われた地方行財政改革の一つの柱として見直されてきた。いわゆる天下りを含め、市との取引及び外郭団体の運営自体に説明責任を問われ、透明性のある運営を求められている。

一方で、その当時から比べると、社会情勢は大きく変わり、全般的な人手不足社会の中で、業務は専門性を高めており、市の重要な業務もアウトソーシングにより実施されることが多くなっている。外郭団体への見直しの中でも、異動のある職員では得られない専門性のある業務については、外郭団体により実施されることが適当とされている。

(意見ー共通 ⑯) 市の外郭団体などに業務を実施させることで、民間事業者の成長を妨げ、結果的に、その団体のみが業務を実施できる、というような場合には、問題であると思われる。市が随意契約により団体に業務を委託することで、団体が業務を独占する状態を作り出していないか、常に検討する必要がある。

本年度の包括外部監査では、個別の項目として、2つの外郭団体への特命随意契約を対象としている。

2) 特定の法律に基づく法人

地方公共団体、国保連合会など、公的な性格のある団体であり、制度に組み込まれた取引も多く、これらの団体との特命随意契約については、2号の中でも、公的団体として指定することが適当と思われた。

なお、香川県土地改良事業団体連合会（209 ページ参照）との取引は、公募したところ、入札が無かったという理由によっている。

(意見ー共通 ⑭) この項で再掲のため省略する。

(144 ページ公益社団法人香川県食品衛生協会など。)

3) 公園愛護会など、もともと利用者等が共助を目的として集まった団体

特命随意契約の中では、2件のみであり、ともに地元施設の管理の委託であった。利用者による管理の範疇と思われ、施設の項で昨年度の包括外部監査の対象としたため、本年度は対象外とした。

4) 国の政策実施のために、制度とひも付きで都道府県ごとなどに設置された団体

制度に結び付いて組成された、公的な性格のある団体であり、多くの場合、制度に組み込まれた取引である。その場合、特命随意契約については、2号の中でも、公的団体として指定することが適当と思われた。

(意見ー共通 ⑭) この項で再掲のため省略する。

一方で、これらの団体との取引は、自治体に特有と思われるものが多く見られ、個別の項目で取り上げている。

(120 ページ 香川県民生委員児童委員協議会連合会など。)

5) 専門家の団体

専門家の団体との取引について、最も数が多いのは（一社）香川県医師会、高松市内3医師会連合会であるが、他にも、多くの専門家団体に対して特命随意契約による契約を行っている。一覧の中では、香川県弁護士会、四国税理士会については、会に所属することがそれぞれの法令で定められているが、専門家団体の多くは、任意加入の団体である。

これらの団体への委託は、実際に仕事をするのは団体に所属する会員であり、団体への委託とすることで、会に所属しない専門家は、受注の機会を失うことになる。

これにつき、地方行財政改革の中で問題視され、入札・公募によることを前提に、改革が行われてきたが、高松市では、入札の導入という動きは少ないように思われる。

専門家団体に対して随意契約により委託することは、市の業務の安定実施にはつながるものの、安易に随意契約を継続することは、市の責務を果たしていないことにもなる。

専門家団体と特命随意契約を結ぶ理由として、最も多かったものは「他に実施できる者がいない、というものであった。

(意見-共通 ⑩) この項で再掲のため省略する。

また、専門家団体に知見が集積されていることから、他に委託ができないという理由も見られた。

(意見-共通 ⑪) 市の委託により、実施された業務について、外部にのみ知見が蓄積されることのないように、委託による成果物（計算過程など）を含めて入手し、委託者の特別なノウハウに関する部分や、個人情報等公開することが不適当な部分を除き、誰でもアクセス可能な状態にする必要がある。

それでも、専門家団体と契約する場合には、団体の構成員が業務を行う場合の項に記載した点について、留意する必要がある。

(意見-共通 ⑫) この項で再掲のため省略する。

また、これらの委託事務は、長期にわたって随意契約により同じ団体に対して委託されているものが多い。

(意見-共通 ⑬) 特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。

6) 事業法人で構成される協同組合

この類型は、最も注意が必要なものであると思われる。

① 団体が直接業務を実施する場合

事業協同組合の中でも、組合自体に職員を配置し、組合員への利益配分が公平に行われている場合にも、随意契約により、組合に属していない者の受注機会が失われることは不適朗である。香川県書店商業組合への図書館用の書籍等調達業務がこの類型に該当すると思われる。この類型では、本来は、入札により実施されるべきものであると考えられ、個別の項に記載している。

② 団体の構成員が業務を行う場合

他の3団体は、全て構成員が主たる業務を実施している。

このうち、香川県造園事業協同組合については、指定管理の項で記載する。高松市廃棄物再生処理事業協同組合については、個別の項に記載しているが、極めて不適切な状況であると思われた。

香川県総合エネルギー協同組合については、個別の項では検討していないが、四国内の各県に、同様の県単位の団体が組成されている。同団体のホームページによると、「県内の石油販売業者のほとんどが加盟しております。」とされているが、逆に見ると、加盟していない団体もあるということでもある。

(意見ー共通 ⑩・⑮) この項で再掲のため省略する。

③ 官公需適格組合

なお、上記の事業組合のうち、高松市廃棄物再生処理事業協同組合以外は、中小企業庁により、官公需適格組合として認定されている。

官公需適格組合とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、創設された制度である。この認定を受けることにより、入札等に有利になるとされ、発注サイドの国等に対しては、同法3条に、次のように記載されている。

第3条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない

また、官公需適格組合の、「物品」・「役務」関係の証明基準は、次のようなものである。

- 1 共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- 2 官公需の受注について熱心な指導者がいること。
- 3 常勤役職員が1名以上いること。

- 4 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置され、かつ適正な運営が行われていること。
- 5 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと。
- 6 検査員を置くなど検査体制が確立されていること。
- 7 組合運営を円滑に行うに足りる経常的収入があること。

同法は、従来、単独では入札できなかつた中小企業者が集まることで、国等との契約に関し、受注機会を広げる、という趣旨のもので、入札を前提とした組織であり、市が特命随意契約により、契約する根拠にはならない。

ところで、中小企業庁は、官公需適格組合名簿を公開しており、四国・中国の各県と比較すると、次表のようになる。

認定組合数が多いのは、香川に次いで愛媛であるが、県域での組合は、香川が圧倒的に多く、ガス、造園、書店、家具、広告に関する県域組合の認定は、他の県では見られない。香川県の登録組合数は多く、なかでも、県全域を対象とする団体数が多いことが特徴と思われる。この県域の認定組合のうち、造園、書店について、高松市は特命随意契約により、委託を行っている。

県域の組合の認定が多い理由は、香川県自体の面積が狭いことも要因と思われるが、県域での同業組合により、官公需を受注しようとする傾向が、他県に比べて高いということと言えるように思われる。

同種の業務について、県域の組合のみにより受注することは、中小規模企業が集まって、従来入札できなかつた案件についても、共同で受注機会を得る、という官公需認定の趣旨から見ると、そもそも外れているようにも思われる。共同受注の競争相手は、単独で受注可能な大規模企業であり、県域の組合で、高松市の事業に随意契約により他に契約先がないとして契約を行うことは、結果的に、カルテルが結成されたという状況になっていると判断すべきであろう。

県	区分	コンクリート	石油	ガス等	管工事等	衛生	造園	書店	害虫防除	室内装飾	家具	屋外広告	ディスプレイ	印刷	建物サービス	警備	不動産評価	設計等	工事	小計	合計
香川	県域		1	1			1	1			1	1	1		1			1		9	13
	一部	1			3															4	
徳島	県域		1						1					1	1			1		5	7
	一部				2															2	
愛媛	県域		1						1						1					3	12
	一部	1	2	1	3	2														9	
高知	県域		1												1					2	4
	一部				1														1	2	
鳥取	県域		1												1					2	3
	一部	1																		1	
島根	県域		1												1			1		3	7
	一部	2		1															1	4	
岡山	県域																			0	4
	一部				2														2	4	
広島	県域		1												1	1	1			4	9
	一部				4													1		5	
山口	県域		1							1										2	4
	一部						1												1	2	

※県域か一部か、という判断は、組合の名称と、所在地により行ったため、必ずしも正確ではない。一部か県域か不明のものは、県域に含めている。

4 プロポーザル方式

(1) 概要

随意契約の項でふれたように、プロポーザル方式によって契約先を選定した委託契約は、特命随意契約に分類される。契約以前に、選定を行っているため、入札と同様の選定方法のようにも見えるが、要件充足と、価格のみで決定される入札に比べ、プロポーザル方式は、主観的な評価が影響する。市の行う契約事務であることから、公平性、競争性、透明性を保つことに留意して実施する必要がある。評価情報については、情報公開においても、個人情報公開制度を用いても、公開されないものとされている。選定事務に一定の基準を設け、評価は慎重に行い、可能な情報は公開することが必要と思われる。

(2) 監査の意見

プロポーザル方式による選定事務には、共通した課題があると思われた。共通する課題について、共通の意見として列挙する。

1) 導入対象

プロポーザル方式は、価格だけではなく、企画や提案を評価して契約先を決定する方法である。自治体の契約は、入札を原則とするため、プロポーザルによって選定できる対象をある程度規定化し、さらに、予定価格が一定額以上の委託等をプロポーザルによって行うこととした場合には、プロポーザルによる理由を記載し、担当部署以外の専門部署などの承認を得る仕組みとすることが望まれる。

また、プロポーザルにおいては、募集要項の内容により、応募可能な事業者が変わる可能性がある。同様に一定額以上のプロポーザルについては、募集要項についても、担当部署以外の専門部署などのチェックを経る仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通 ⑱) どのような契約の場合にプロポーザル方式による選定を行えるのか、ガイドライン等に記載するとともに、一定額以上のプロポーザルを実施する際には、プロポーザルによること、要綱の内容等について、段階的に担当部署以外のチェックを経るよう、ルール化することが望まれる。

2) 選定委員

プロポーザル方式による選定にあたって、「誰が選定するか」は重要事項である。高松市の選定委員は、おおむね市の関連部署の職員で構成されていた。また、人数は、5名前後の場合が多いが、3名と少数による選定も見られた。

(意見-共通 ⑲) プロポーザルに関するガイドライン等を策定し、予定価格の水準や、評価の内容により、選定委員の最低数を、あらかじめ決めておくことが望まれる。また、予定価格が一定金額以上のプロポーザルには、外部委員を入れることなどについても、検討が

望まれる。

(意見-共通 ⑳) 市民で構成される委員会等で検討する内容について、プロポーザル方式により委託先を決定する場合には、委員会の委員を複数名、委託先の選定委員に含めることを原則とすることが望まれる。なお、委員会の組成が委託の後になる場合にも、委員会のメンバーとして想定される属性の市民を選定委員に含めることが望まれる。(例えば、ほとんどの委員会等に構成員とされる学識経験者など。)

3) 公募の方法

実施されたプロポーザルの中でも、応募者が1である例などが多数見られた。

(意見-共通 ㉑) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札に関するガイドラインで、高知県では「60日以上」、横浜市では「最低でも1か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

(意見-共通 ㉒) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

委託契約の場合、予定価格を設定するために、実施可能と思われる事業者に見積もり依頼することが多い。公募の期間が短いと、見積り者以外の応募が困難になる場合も想定できる。

プロポーザルによる選定は、ある程度の裁量を予定しているものであり、委託の内容にもよるが、最低価格とともに、最低限必要と思われる積算内容については、開示することが望まれる。

(意見-共通 ㉒) 委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。

4) 採点表

採点表の中には、評価点数は5点や10点など一定で、倍数をかけて評価点とするものが多く見られた。倍数をかけた後の、最終評価点が評価表に記載されており、その点数に引きずられて採点していると思われるものが見られた。

(意見-共通 ㉓) プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合の評価表について、評価は共通した5段階評価などとし、評価の判断基準も、非常に優れているが5、優れているが4などと明示することが望まれる。

配点については、評価者ではなく、事務局が倍数をかけて計算する様式に統一することが望まれる。

農林水産課の採点表は、評価する内容とともに、点数を記載するのではなく、A～Eの記号に○をする方式で記入する形式になっており、評価の水準が視覚的に把握でき、また他の評価表をめくらなくとも1枚の採点表で評価できる点で優れていた。

5) 配点

プロポーザルの中には、「提案価格」についても、審査員の間で、評価にばらつきのあるものが見られた。

(意見-共通 ㉔) プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、提案された金額についても、主観的な評価のみを行っている例がみられる。市が提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法を導入することが望まれる。

また、客観評価としたものの、最低価格の応募者の金額を基準にして、算定式を決定したため、上限額で応募されても、評価が満点になっているものが見られた。

(意見 - 共通 ㉕) 公募による選定にあたり、金額について、客観評価を行う場合には、1者のみの入札・応募にも対応できるように、応募者の最低額（収入の場合最高額）に対する乖離金額あるいは率ではなく、市の提示する最高額（収入の場合最低額）に対しての乖離金額あるいは率を用いた評価とすべきである。

提案価格について、評価にばらつきがあったものの中には、その価格で実施できるのか疑問だったため、という理由で点数を低くした選定員がいた例が見られた。

(意見-共通 ⑳) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

6) 評価過程

プロポーザルの中には、選定委員によって、評価が大きく分かれている項目も見られた。

(意見-共通 ㉑) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。

7) 確実な実施

プロポーザルで評価された提案内容は、確実に実施される必要がある。

(意見-共通 ㉒) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合で、提案内容を評価した場合には、評価した提案内容が確実に実現されるよう、契約書などに盛り込むことが望まれる。

また、実際に実施されたかどうか、期待通りの効果があったか、などを検証し、検証結果が記録される仕組みを作ることが望まれる。

なお、観光交流課では、プロポーザルによる契約を多数行ってきた経験から、提案内容について、契約書に盛り込むことにより、その実現を確保しているとのことである。また、状況の変化に併せて、契約内容も変更されることから、当初プロポーザルと異なる内容になることも業務の性質上ありうるため、契約書に基づく検収を行うことで、提案が実現されたかどうかの判断を行っているとのことである。

客観的に、プロポーザルの内容が、実施業務に反映されたか、事務の完了後に、評価時に期待した成果が得られたか、次回の契約の参考にできるような形で、何らかの方法で、検証し、記録することが望まれる。

(意見-共通 ㉔) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

出来上がり評価時に、当初プロポーザルに参加した職員が退職や異動により、担当部署にいない場合にも、可能な範囲で、当初メンバーで評価することが望ましい。

8) 次回への発展性

提案などの評価により、実施者を選定した場合、選定された者に対し、何を評価されたのかについて知らせることは、業務の実施を良好にすることにつながると思われる。また、選定されなかった者に、どのような点を改善すれば、選定されたのか、について知らせること、また、選定されなかったけれども、この点は高い評価であったことを知らせることは、次のプロポーザルによる契約の質を高めることにつながると思われる。

(意見-共通 ㉕) 評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

例えば、次のような事項である。

- ・全ての応募者について、評価された部分があればその点について
- ・選定された者について、より留意が望まれる部分があればその点について

なお、県の指定管理者選定にあたっては、応募者それぞれの評価についても、概要を公表している。これは、指定管理者という性格にかんがみ、評価の過程が適正であったことを示す目的もあるため、一般の委託契約等のプロポーザルとは性質が異なる点もあるが、個別の通知にあたり、評価結果についてコメントをすることは、事業者の提案の質を高めるとともに、次の選定時の応募にもつながると思われる。

9) ガイドライン

以上の点に留意が必要と思われるが、これが確実に実施されるためには、ガイドライン等の作成が必要と思われる。

(意見-共通 ㉖) 市は、プロポーザルによる入札等、価格のみで実施者を決定しない場合の手続きに関するガイドライン等を策定することが望まれる。

プロポーザルによる柔軟な選定を妨げることは本末転倒であり、選定の内容に関しては担当部署の裁量に任されるべきものという前提にたつたうえで、プロポーザルがその本旨に則り、公平に実施されるような手続きに関するガイドラインを策定すべきという趣旨である。

10) その他

随意契約による選定など、選定にあたって、透明性が低く、決定根拠が曖昧なものが見られた。市の他の業務でも、別の項に記載するように、指定管理者の選定理由も公表されておらず、選定から漏れたものが、もし次に参加するとして、どのような点を改善すれば、よりよい提案ができるのか、知ることができない。また、評価に対して不審を感じたとしても、選定手続きが公平に行われたのか、検証する手段はない。

市の他の事業でも、例えば補助事業への選定などに関して、必ずしもその理由が明確にされていないものと耳にすることもある。

本年度の包括外部監査でも、できる範囲で検証はしたものの、網羅されているものではなく、また、時の経過とともに変化するものである。

自治体には、住民監査請求の制度はあるが、法定の手続きであり、請求する側にも、相当の手数がかかり、覚悟も必要である。より匿名性を持たせた通報制度を検討することが望まれる。高松市にも、内部通報制度及び外部通報制度はあるものの、外部通報制度の通報は少ない。例えば、民間事業者が、自ら内部統制の充実を目的として設ける、外部機関への通報制度に類似する仕組みを設ける必要があるように思われるについても、これは、市役所内部からでも、契約に参加できない事業者からでも、何らかの不適切な選定が行われたと考えられるという通報を受け付け、インカメラでその真偽を検討する権限を与えられた外部者による機関を想定している。

(意見) 契約事務に限定せず、市の選定事務に関する通報制度を設け、通報内容の真偽を検討する機関を、外部に設けることについて、検討する必要がある。
--

この場合、通報内容と対応については、定期的に市長及び監査委員に報告される性質のものである。

5 指定管理者の選定

(1) 指定管理者制度について

指定管理者制度は自治体特有の制度であることから、指定管理者制度導入までの、公部門の施設管理方法の変遷について、概略を振り返る。

1) 自治体の施設の変遷

第2次世界大戦の敗戦後の日本では、まず、学校など必須施設の整備が求められた。高度成長期を迎えると、国の政策に応じた社会資本整備が行われ、日本が先進国に属する国となり、一定の社会資本整備が進む中、社会ニーズの多様化に伴い、多様な施設が設置された。

地方自治法の施設等に関する部分も、社会情勢の変化に沿って適宜改訂されてきた。そのうち、主要なものを挙げると、次の4点である。

- ① 昭和22年（地方自治法制定時）公共サービスに用いる施設を広く「営造物」と規定し、管理は委託できず、すべての施設が公設公営で運営されることが原則であった。
- ② 昭和38年 施設の中から、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を「公の施設」として切り分け、管理委託制度を導入した。
ただし、施設の性格から委託先は公共団体、公共的団体に限られていた。
- ③ 平成3年 委託先に外郭団体が加えられ、施設利用料について、委託先が収受することもできることになった。
- ④ 平成15年 「官から民へ」の流れの中で、公の施設を対象とした指定管理者制度が導入され、委託先の限定はなくなった。これとともに、管理委託制度が廃止され、外郭団体等に管理委託していた施設は、平成18年9月までの間に、指定管理者制度に移行するか、部分的に業務委託することはできるものの、直営に戻すかの選択が求められた。

制定年度	① 昭和22年	② 昭和38年	③ 平成3年	④ 平成15年
対象	営造物	公の施設	公の施設	公の施設
管理手法	直営のみ	直営・管理委託	直営・管理委託	直営・指定管理
委託先又は指定管理者	-	公共団体	公共団体（注1）	制限なし
		公共的団体	公共的団体（注2）	
		-	外郭団体（注3）	

注1) 土地改良区など

注2) 自治会、NPO、生活協同組合等

注3) 自治体の影響力の強い公益法人、社会福祉法人や、50%超を出資する株式会社（第3セクター）など

2) 公の施設とは

自治体が設置する施設について、地方自治法第 238 条による分類と例を示すと、次表のとおりである。

分類	定義	中分類	定義	小分類	定義	例
行政財産	公用または公共用に供する財産	公用財産	地方公共団体が事務事業を執行するためのもの			庁舎・消防施設
		公共用財産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	公の施設	住民の利用に供する施設	文化施設、公民館、公園、道路
				その他		河川用地
普通財産	行政財産以外は一切の財産					用途廃止した行政財産、売払予定の土地

3) 指定管理者制度の概要

① 法律上の位置づけ

法的性質について、「契約」であった管理委託から「行政処分」へと位置付けが変わり、指定管理者は、行政処分である使用許可なども行える。

また、施設使用料を自らの収入として収受する「利用料金制」を採用できる。

② 手続き

指定の手続き（申請、選定、事業計画の提出など）、業務の具体的範囲（施設の維持管理、個別の使用許可など）、管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件など）を条例により定める必要があり、個別の施設ごとに、指定期間を含め、議会の議決を経たのち、指定管理者となる。

③ 選定方法

選定手続きに関し、法律上は特段の定めはなく、「公募」・「特命（非公募）」ともに可能である。

対象施設が広範であるため、運営の専門性確保など、個別施設の性格に応じた柔軟な取り扱いを可能としているが、いずれの方法をとるにしても、選定に関する透明性や公平性の確保は重要である。

4) 指定管理者制度の導入背景・導入方法

いわゆるバブルの崩壊後、1990 年代に景気浮揚政策として実施された社会資本整備と、その維持管理費が自治体財政の圧迫要因となり、ほとんどの自治体で財政再建が課題となった。これに対応し、小泉改革の一環として、「住民サービスの向上」「行政コストの削減」「自治体出資法人の見直し」を目的とした指定管理者制度が導入された。

これは、他面からみると、施設自体の効率運営を目的としつつ、それを管理する外郭団体の改革を迫る政策でもあった。

導入に当たって、総務省は、全ての施設を対象に、指定管理者による管理に移行することを前提として、施設の必要性を含めた検討を行い、その結果の公表を求めた。

しかし、実際には、従来の委託管理からの移行期間が3年間程度と短かったこと、委託管理をしている外郭団体等の職員の処遇などが問題となったことなどから、従来の委託管理者が指定管理者に移行するなど、やや性急に導入された印象がある。民間の知恵やノウハウの活用により、施設の利用価値を高める、という目的よりも、悪化する財政に対し、指定管理者制度の導入によるコスト削減効果に着目され、従来、外郭団体が管理委託していた施設については、非公募により、形式的に指定管理者制度に移行した自治体が多かったとも言われている。

いずれにしろ制度導入から相当期間が経過しており、導入前に一斉に施設の検討を行っていたとしても、再検討が必要な時期にある。

5) 一般的な課題

指定管理者制度について、制度導入時に、財団法人地方自治総合研究所が公表した「指定管理者制度の現状と今後の課題」（2008年4月）から、今後の制度運用にあたって、課題と考えられる事項を列挙する。なお、※印以降の記載は監査人のコメントである。

① 一律な制度

規模の大小を問わず、制度設計されているため、地元の利用者が管理しているような小規模施設にまで導入すると、管理自体よりも、事業報告の提出や、議会承認などの手続が過重になる。

② 公募か非公募か

制度導入時に、原則公募とされ、非公募とする理由は明確にする必要があった。公募が原則とされていることから、順次公募に移行する傾向があるが、非公募が適当と考えられる施設もある。また、公募する場合も、周知方法に問題があったり、十分な募集期間を設けないケース、応募条件を厳しく設定するケース、対象施設を従来の管理者に合わせて大きく括る場合などは、公募による競争性が発揮できず、形式的な公募であると問題提起されている。

③ 選定委員会

外部委員を入れることで透明性が高まる、とされている。

※当初、職員のみで選定されることなく、外部の視点を入れるべきという課題が認識されていたもので、高松市のように、外部者のみによる委員会については、課題を認識する時点で想定外だったように思われる。

④ 選定基準

総務省通知には、次の3点が示されていたとの事であり、おおむね全ての自治体が、これに沿って評価内容を決めていると思われる。

- ・住民の平等利用が確保されること
- ・事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること

- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること

配点により、何を重点に評価するかが決まるので、価格に重点を置く場合、経費の縮減がサービス水準や安全性に影響を与えていないか、審査時に留意する必要があるとされている。

⑤ 公表と情報公開

選定結果の公表範囲をなるべく大きく取り、選定後もホームページに残すことで、透明性を高めることができ、利用者がどのような計画で施設が運営されているのかを知ることができるとともに、次回の応募者も、これを参考にすることができる。

⑥ 指定期間（※現在は、5年程度が多い。）

- ・雇用との関係で指定期間を見ると、指定管理者が、正規職員の新規雇用をするよりも、指定期間に合わせた短期雇用が増える。施設の継続した管理という点でも、地元雇用機会の増大という点でも、課題のある制度と言える。

- ・施設経営との関係を考えると、指定期間が短いと、長期的視点にたった経営がされにくい。リース期間等を検討し、指定管理者のモチベーションを維持できる年数に設定するとともに、指定管理者の評価に「施設価値の向上に対する寄与」の観点を加えることが重要である。

⑦ 再委託

清掃や警備など、個々の具体的業務の再委託は問題ないとされているが、主要業務の再委託は不可とされている。また、委託内容は、自治体が把握する必要があり、報告を求めるべきである。

ふじみ野市で女兒がプール排水口に吸い込まれて死亡した事件では、指定管理者が監視業務を再委託していた。市はこの事実を把握しておらず、担当職員は刑事罰に問われている。

⑧ 指定管理料

指定管理料の決め方のほか、有料施設の利用料金を指定管理者報酬に含める利用料金制を、どの程度採用するかは、指定管理者のインセンティブをどう考えるかということでもある。指定管理者のモチベーションが低下すると、引き受け手がいなくなり、直営に戻すことを検討することになり、施設の休廃止に直結する恐れがあるとされている。

※導入当初に利用料金制施設で、民間事業者が管理機関の収入をもらえらると思っていたところ、単年度決算で前受金という概念のない自治体では、前受分は自治体の収入とされているため、当初の運営費が不足するという事態も発生した。指定管理者が交代する場合、施設の予約を最大限に取ったのちに交代する、ということが起こると再度問題になると思われる。

⑨ 修繕費負担

修繕費の負担方法について、一定金額以上を自治体とする、という取り決めが行われる。

その結果、こまめな修繕が行われず、多額の修繕を必要とするまで放置されるリスクがあるとしている。施設の設置者が応分の負担をするべきである。

高松市でも、修繕費について、上限を定めて予算化し、修繕費については精算する方法についても、運用基本指針にも記載されており、この方法について、周知することが望まれる。

⑩ モニタリング・評価

モニタリング、評価は必須である。地方自治法でも、事業報告書の年次提出を求めている。自治体は、評価基準を定め、外からの視点も入れて実施することにより、社会的責任を果たすと考えられるとしている。

⑪ 人員配置・労働条件

民間に入れ替わることで人件費の抑制を目的とした短期雇用者へのシフトなどにより、人材が育たず、サービスの質が低下することになる。労働環境モニタリングを行うことを検討してはどうか。

⑫ 外郭団体（導入当初は、外郭団体が指定管理施設の47.8%を管理していた。）

自治体が意向を反映しやすいことから、指定管理への移行で管理費用が大幅に削減された例もある。自治体は、指定管理者を公平に扱う必要があり、外郭団体も、他の指定管理者と並列の存在とされる。指定管理者制度の導入は、外郭団体に自立を促すものであり、自治体と外郭団体の関係も変化している。

⑬ 自治体の役割

市町村合併の影響もあるが、施設の管理を指定管理者が行うことにより、市の職員の当事者意識が薄れ、現場スキルが低下し、公の施設をフィールドとした自治体政策の展開に影響を及ぼす恐れがある。

今後の自治体には、今一度、施設の設置者責任を認識し、具体的な制度設計が自治体にゆだねられていることを活かして、住民が指定管理者制度の設計及び運用のプロセスに能動的に参加することを通じて、地域全体で公共サービスを支える仕組みに変えていくべきではないだろうか。

この場合、自治体の役割は地域のコーディネーターとしての役割を自覚する必要がある。

6) 最近の問題

① 導入効果

制度導入時には、一定のコスト削減が行われたものの、その主要因は、人件費負担の減少であることが多かった。このため、より一層の削減は難しくなっている。その後、働き方改革などにより、期間の定めがある指定管理業務への従事者の雇用・労働条件が問題にされることもあり、労働基準法等に準拠した運営がされているか、についても、運営状況のチェック項目とされている。

一方、利用促進については、民間のノウハウや工夫で、順次改善されているものも多いが、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度の利用は、多くの施設で悪化している。

② 応募について

制度導入当初は、公募により複数の応募があった施設についても、指定管理者が固定化し、公募しても現管理者のみの応募になっている施設が多く見られる。

(2) 高松市の状況

1) 高松市の導入状況

導入にあたって、総務省の通知等に沿って、多くの自治体では、指定管理者制度導入準備期間である平成15年度から数年の間に、施設の現況や指定管理者制度の導入の可否などを一斉調査している。高松市でも、全ての施設を対象とした調査を行ったうえで、指定管理者制度の導入対象施設及び公募非公募などについて検討したという記録はある。しかし、制度導入から相当年数が経過した現在では、文書保存年限を経過しており、一斉調査に関する資料は保存されていない。

(高松市担当部署作成資料より要約)

公の施設の名称	施設数	公募年度	応募者数	公募年度	応募者数	公募年度	応募者数	公募年度	応募者数
高松市男女共同参画センター	1	H20	1	H25	1	H28	2		
高松市やすらぎ苑	1	H19	1	H24	2	H29	1		
高松市母子生活支援施設 屋島ファミリーホーム	1	H19	4	H24	1	H29	1		
高松市庵治ほっとびあん	1	H19	5	H24	4	H29	1		
高松市食肉センター	1	H17	1	H22	1	H27	1	R2	1
農村公園(14)	14	H20	1	H25	1	H30	1		
高松市香南産地形成促進施設 (香南アグリム)	1	H20	1	H25	1	H30	1		
高松市塩江湯愛の郷センター	1	H18	2	H23	1	H28	1		
高松市塩江奥の湯公園	1	H18	2	H23	2	H28	1		
高松市鬼ヶ島おにの館	1	H23	1	H28	2				
純愛の聖地庵治・観光交流館	1	H23	2	H28	1				
高松市庵治太鼓の鼻アウトキャンプ場	1	H18	2	H23	2	H28	1		
高松市道の駅源平の里むれ	1	H18	2	H23	1	H28	1		
高松市香南楽湯	1	H20	2	H25	1	H30	1		
高松国分寺ホール	1	H24	3	H29	1				
高松市立玉藻公園	1	H17	1	H22	1	H27	1	R2	1
高松市健康増進温浴施設 ループしおのえ	1	H17	5	H22	2	H27	1	R2	1
高松市立東部運動公園	1	H25	1	H30	1				
高松市屋島競技場	1	H28	3						
高松市立りんくうスポーツ公園	1	H29	1						
高松市駐車・駐輪8施設 ※1	8	H17	6	H22	3	H27	2		
駐車場等4施設 ※2	4	H17	2	H22	1	H27	1	R2	1
高松市立峰山公園	1	H17	4	H22	1	H27	1	R2	1
高松市立中央公園他 ※3	31	H17	1	H22	1	H27	1	R2	1
高松市立仏生山公園他 ※4	4	H20	1	H25	1	H30	1		
高松市立牟礼中央公園他 ※5	6	H20	1	H25	1	H30	1		
高松市立あじぎ竜玉山公園	-	H27	2	H30	1				
市営住宅30団地	30	H30	4						
高松市仏生山交流センター ※6	1	R2	2						
合計	118	-	-	-	-	-	-	-	-

公の施設の名称	管理者交代	外郭団体	公募前非公募管理	指定管理者
高松市男女共同参画センター	なし		該当	特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット
高松市やすらぎ苑	なし			株式会社五輪
高松市母子生活支援施設 屋島ファミリーホーム	なし			社会福祉法人 未知の会
高松市庵治ほつとびあん	なし			ハウス美装工業株式会社
高松市食肉センター	なし			高松食肉事業協同組合
農村公園(14)	なし			有限会社溝渕造園
高松市香南産地形成促進施設 (香南アグリーム)	なし	該当	該当	有限会社香南町農業振興公社
高松市塩江湯愛の郷センター	なし			塩江温泉旅館飲食協同組合
高松市塩江奥の湯公園	あり			
高松市鬼ヶ島おにの館	なし		該当	特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会
純愛の聖地庵治・観光交流館	なし		該当	特定非営利活動法人はじめの一步
高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場	なし			ハウス美装工業株式会社
高松市道の駅源平の里むれ	なし			株式会社四国にぎわいネットワーク
高松市香南楽湯	なし		該当	株式会社創裕
高松国分寺ホール	なし			日本管財・JTBコミュニケーションデザイン共同事業体
高松市立玉藻公園	なし			香川県造園事業協同組合
高松市健康増進温浴施設 ループしおのえ	なし			シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
高松市立東部運動公園	なし	該当		公益財団法人高松市スポーツ協会
高松市屋島競技場	なし			四電工グループ
高松市立りんくうスポーツ公園	なし	該当		公益財団法人高松市スポーツ協会
高松市駐車・駐輪8施設 ※1	なし			高松市立駐車場等管理共同企業体
駐車場等4施設※2	なし			シンボルタワー開発株式会社
高松市立峰山公園	なし			香川県造園事業協同組合
高松市立中央公園他※3	なし			香川県造園事業協同組合
高松市立仏生山公園他※4	なし			香川県造園事業協同組合
高松市立牟礼中央公園他※5	なし			香川県造園事業協同組合
高松市立あじ竜王山公園	なし			香川県造園事業協同組合
市営住宅30団地	-			日本管財株式会社
高松市仏生山交流センター※6	-			あなぶき・ことでんコンソーシアム

※1 うち1施設は平成22年より ※2 うち1施設は平成26年より ※3 うち2施設は平成27年より、5施設は令和3年より ※4 仏生山公園のみ、公募前は非公募で管理されていた ※5 うち1行下のあじ竜王山公園は平成30年からは、他の公園と合わせて公募 ※6 当施設は、令和4年3月から指定管理業務開始のため、令和4年3月1日には、指定管理施設には入らないが、令和2年度の選定事務として監査対象に含めたため、掲載している。

一方、高松市では、行財政改革の一環として、ファシリティマネジメント推進室により、全ての施設を対象に、現況及び今後の方針等について、検討を行っている。これについては、令和2年度の包括外部監査でその内容を検討している。

高松市の指定管理者制度導入施設数は、令和3年4月1日時点で211施設であり、そのうち117施設が公募によっている。

非公募により指定管理者が決定されている施設は、地元の利用団体が指定管理者となっているコミュニティセンター等56施設及び、従来市の外郭団体による管理委託制度によっていたスポーツ施設35施設、高松市ふれあい福祉センター勝賀、高松市文化芸術ホールのほか、高松市医師会が指定管理者となっている夜間急病診療所である。

平成31年以降の公募で、2者以上の応募者があったのは、新規施設では、仏生山交流センターの2者応募のみ、既存施設では、令和3年度の屋島競技場の3者応募のみであった。

また、当初指定管理者から、組織変更などにより、指定管理者が変わったものを除き、公募による交代があった施設は、塩江奥の湯公園の1施設のみである。

2) 中核市比較 (中核市市長会データより)

指定管理に関して、指定管理者制度の導入程度、指定管理者の選定・審査方法、指定管理者の運用状況の評価方法、指定期間、利用料金制の導入、情報の公開状況などが比較項目としてあげられる。

(単位：施設)

順位	項目	A	産業振興	基盤	文教	社会福祉	その他	合計①	人口②(人)	②÷①
1	水戸市	27	0	440	7	22	0	496	271,164	546.7
2	長野市	71	26	124	35	91	0	347	373,971	1,077.7
3	大津市	19	4	254	10	11	0	298	343,550	1,152.9
4	富山市	64	5	160	8	29	4	270	414,659	1,535.8
5	金沢市	47	3	39	88	57	0	234	450,592	1,925.6
6	松江市	53	22	18	79	60	0	232	200,858	865.8
7	盛岡市	29	8	43	67	83	0	230	287,326	1,249.2
8	宮崎市	40	9	72	12	37	45	215	401,293	1,866.5
9	高松市	44	6	96	57	6	0	209	424,993	2,033.5
10	奈良市	50	11	25	84	38	0	208	355,529	1,709.3
10	市計	444	94	1,271	447	434	49	2,739	3,523,935	1,286.6
27	市計	783	155	2,054	772	750	65	4,579	9,796,038	2,139.3

A: レクリエーション・スポーツ施設

中核市市長会ホームページに公開されている指定管理施設数のデータから、県庁所在地である中核市27市の平成31年4月1日時点の指定管理施設数を見ると、高松市の指定管理施設数は209施設と、27市の中で9位の水準である。(なお、先に示した指定管理者管理施設数211との差は、平成31年以降、新たに追加された5公園と、休止したスポーツ施

設3施設の差し引き2施設増加分である。)

ただし、指定管理1施設あたりの、令和2年度時点の人口を見ると、2,033人と27市平均の2,139人に近く、指定管理施設が人口に比べて多いという状況ではない。

施設の分類ごとに、指定管理施設の割合を見ると、高松市は、文教施設の比率が他市に比べて高く、次にスポーツ・レクリエーション施設の比率が高い。

文教施設については、施設数の多いコミュニティセンターが分類されていることが要因と思われる。スポーツ・レクリエーション施設については、もともとの施設数が比較的多く、(昨年度分析より) そのほとんど全ての施設に指定管理者制度を導入していることが要因と思われる。

(単位:%、ポイント)

項目	番号	A	産業振興施設	基盤施設	文教施設	社会福祉施設	その他の施設
高松市	①	21.1	2.9	45.9	27.3	2.9	0.0
10市合計	②	16.2	3.4	46.4	16.3	15.8	1.8
①-②	③	4.8	△ 0.6	△ 0.5	11.0	△ 13.0	△ 1.8
27市合計	④	17.1	3.4	44.9	16.9	16.4	1.4
①-④	⑤	4.0	△ 0.5	1.1	10.4	△ 13.5	△ 1.4

A:レクリエーション・スポーツ施設

※表の数値は端数処理の影響で、検算すると一致しないものがある。以下、この項で同じ。

(参考:令和2年度包括外部監査より、体育施設の整備水準)

体育施設 人口1万人当たりの施設整備水準 中核市27市比較

施設	項目	順位	高松市	平均	最高値		最低値	
体育館	延床面積㎡	11	832.2	770.2	鳥取	2,199.7	甲府	59.4
陸上競技場	敷地面積㎡	9	1,233.6	975.9	水戸	2,900.1	5市	0.0
プール	水面面積㎡	11	102.8	91.8	長野	326.6	秋田	0.0
テニスコート	面数	17	1.0	1.2	鳥取	2.9	金沢	0.6
野球場	面数	9	0.2	0.2	鳥取	1.1	鹿児島	0.0

3) 総務省『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』より

① 概要

総務省は、指定管理者制度の導入状況について、3年ごとに調査を行い、その結果を公表している。令和3年12月時点で公表されているデータは、令和元年に公表された平成30年4月1日時点のデータである。上の中核市10市に、比較的指定管理者数の多かった鳥取市、鹿児島市と四国内の県庁所在地3市を加えて各種統計を比較する。

高松市で、市営住宅30施設に、指定管理者制度が導入されたのは、平成31年4月1日からであるため、総務省調査結果の表では、市営住宅は、指定管理施設に含まれていない。

② 指定管理者の組織分類

どのような組織が指定管理者になっているのかについて、複数回答可とした結果は次のとおりである。

B:公益法人及び一般社団、財団法人等

(単位：施設)

	株式会社	B	地方公共団体	公共的団体	地縁による団体	NPO 法人	その他の団体	合計
水戸市	11	440	0	19	0	1	0	471
長野市	61	122	0	79	4	20	59	345
大津市	19	215	0	37	0	3	12	286
富山市	63	168	0	29	4	5	1	270
金沢市	4	114	2	81	31	0	0	232
松江市	40	17	0	110	33	28	11	239
盛岡市	10	36	0	99	48	7	9	209
宮崎市	27	21	0	38	59	8	23	176
高松市	10	46	0	96	1	3	27	183
奈良市	13	73	0	10	88	2	26	212
鳥取市	38	175	0	12	5	14	5	249
鹿児島市	43	39	0	60	2	1	10	155
高知市	14	5	0	7	4	7	154	191
松山市	22	20	0	21	0	2	62	127
徳島市	6	132	0	73	35	1	5	252
合計	381	1,623	2	771	314	102	404	3,597

これを比率で示すと次のようになる。

(単位：%、ポイント)

	株式会社	B	地方公共団体	公共的団体	地縁による団体	NPO 法人	その他の団体
高松市①	5.5	25.1	0.0	52.5	0.5	1.6	14.8
合計②	10.6	45.1	0.1	21.4	8.7	2.8	11.2
①－②	△ 5.1	△ 20.0	△ 0.1	31.1	△ 8.2	△ 1.2	3.6

高松市は、公共的団体の管理施設数が多く、公益法人等の管理施設が少ないことが特徴といえる。公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の福祉団体、文化協会、体育協会の文化事業団体等の公共的な活動を営むものとされている。高松市では、43 の都市公園を、香川県造園事業協同組合が、食

肉センターを高松食肉事業協同組合というように、協同組合が指定管理者になっていること、50を超えるコミュニティセンターを管理するコミュニティ協議会等が公共的団体と考えられていることから公共的団体の管理施設の比率が高くなっているものと思われる。

③ 選定方法

選定方法ごとの施設数は次のようになっている。

(単位:施設)

	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体による	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体による	3 公募により候補者を募集 (1・2以外)	4 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5:1~4以外の方法により選定	合計
水戸市	0	20	0	451	0	471
長野市	252	5	0	66	22	345
大津市	252	0	0	34	0	286
富山市	0	233	0	35	2	270
金沢市	0	89	0	92	51	232
松江市	38	0	0	200	1	239
盛岡市	89	0	0	119	1	209
宮崎市	96	0	0	79	0	175
高松市	87	0	0	1	95	183
奈良市	51	0	0	161	0	212
鳥取市	88	0	0	159	2	249
鹿児島市	0	77	0	74	4	155
高知市	0	178	0	13	0	191
松山市	83	0	0	43	1	127
徳島市	136	0	5	81	0	222
合計	1,172	602	5	1,608	179	3,566

比率を示すと、次のようになる。

(単位:%、ポイント)

	1	2	3	4	5
高松市①	47.5	0.0	0.0	0.5	51.9
合計②	32.9	16.9	0.1	45.1	5.0
①-②	14.7	△ 16.9	△ 0.1	△ 44.5	46.9

高松市では、5の「1~4以外の方法により選定」が多いが、これは、非公募の施設を5として回答したためとのことである。

また、公募を行う場合は、多数が職員以外を中心とした合議体により選定されており、高

松市もこれに属しているが、各市のホームページで確認すると、高松市のように、職員が全く含まれない合議体により選定していると思われる市は、この中では、高松市の他に1市のみと少数派であった。高松市の調査によると、中核市60のうち、11の市が、外部者のみで選定しているとのことである。

④ 指定期間

指定期間については、導入当初こそ、3年など短い期間も多かったが、制度が定着するにつれ、圧倒的に5年を指定期間とする施設が多く、現在では、廃止や譲渡が決まっているなど、特殊な事情の施設で期間が短いものが見られる程度になっている。

なお、他の自治体では、まれに指定期間が10年を超える施設も見られるが、この調査時点では、高松市の指定期間は全て5年以下であった。なお、高松市でも、令和4年度から、新規に運営を開始する屋島山上交流拠点施設については、指定期間を10年としている。

(単位：施設)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～
高松市	0	0	3	38	142	0	0	0	0	0
合計	42	38	180	214	3,067	0	6	3	1	15

(単位：％、ポイント)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～
高松市①	0.0	0.0	1.6	20.8	77.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計②	1.2	1.1	5.0	6.0	86.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.4
①－②	△ 1.2	△ 1.1	△ 3.4	14.8	△ 8.4	0.0	△ 0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.4

合計では86％の施設の指定期間が5年であるなか、高松市では4年の比率が高くなっている。これは、調査当時、運動施設の指定期間を4年としていたものが多かったためであるが、令和3年の監査時点では、これらの施設の指定期間も5年とされている。

なお、前回に比べて年数が短くなった施設は少なく、多くは同じか長くなっている。

(単位：施設)

	前回の指定期間よりも短い	前回の指定期間と同じ	前回の指定期間よりも長い	今回が1回目の指定	合計
高松市	1	79	97	6	183
合計	92	2,662	421	391	3,566

(単位：％、ポイント)

	前回の指定期間よりも短い	前回の指定期間と同じ	前回の指定期間よりも長い	今回が1回目の指定
高松市①	0.5	43.2	53.0	3.3
合計②	2.6	74.6	11.8	11.0
①－②	△ 2.1	△ 31.4	41.2	△ 7.7

⑤ 評価項目

指定管理者選定にあたり、どのような評価項目により選定しているかについては、次のとおりである。高松市は、多くの自治体で項目に入っているもののうち、雇用の継続、労働福祉、自治体住民の雇用という雇用関係の項目が入っていないことが特徴と思われる。指定管理に関する問題の項に記載したように、数年の期限のある指定管理者制度のもとでは、継続雇用が難しく、また指定管理料の制限のなかで、臨時職員の低賃金での雇用が、労働者団体などで問題視されてきており、労働に関する項目を評価に入れる自治体も増えているものと思われる。

一方で、他の自治体では、あまり評価項目に入っていない「環境配慮」を評価項目としていくことも特徴と思われる。

項目	回答施設数①		①÷指定管理施設数×100		
	高松市	合計	高松市①	合計②	①-②
単位	施設	施設	%	%	ポイント
施設の平等な利用の確保に関すること	183	3,426	100.0	96.1	3.9
施設のサービス向上に関すること	183	3,501	100.0	98.2	1.8
施設の管理経費の節減に関すること	183	3,457	100.0	96.9	3.1
団体の業務遂行能力に関すること	183	3,455	100.0	96.9	3.1
危機管理に関すること	183	3,340	100.0	93.7	6.3
情報公開、個人情報保護に関すること	183	3,281	100.0	92.0	8.0
自主事業に関すること	182	2,714	99.5	76.1	23.4
地域貢献に関すること	183	2,465	100.0	69.1	30.9
環境保全に関すること	183	1,572	100.0	44.1	55.9
継続雇用に関すること	0	981	0.0	27.5	△ 27.5
労働福祉に関すること	0	1,729	0.0	48.5	△ 48.5
管轄自治体内の居住者の雇用に関すること	0	1,280	0.0	35.9	△ 35.9
事業所所在地に関すること	183	1,671	100.0	46.9	53.1
その他	0	460	0.0	12.9	△ 12.9

(意見) 指定管理者の評価項目に、雇用に関する項目を入れることについて、検討が望まれる。

⑥ 選定、評価に関して

指定管理者の選定、評価の方法について、施設数に占める割合は次のようになっている。

(単位：%)

分類	指定管理者の選定						指定管理者の管理状況評価			
	選定基準の 事前公表		選定手続きの 事前公表		選定理由の 公表		評価の実施状 況		外部識者の評 価導入	
実施の有無	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
合計	85.6	14.4	89.5	10.5	84.6	15.4	96.6	3.4	15.3	84.7
高松市	100.0	0.0	100.0	0.0	0.5	99.5	100.0	0.0	100.0	0.0

⑦ 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項

公の施設は、多種にわたるため、運営に必要、或いは適した体制も異なると思われる。

それらについて、選定時に示されているか、また、協定に記されているかについての、平成30年時点での調査結果は次のとおりである。

	1 選定時に示して おり、かつ、協定 等に記載している	2 選定時に のみ示して いる	3 協定等にの み記載してい る	4 選定時に示さ ず、協定等にも 記載していない	合計
水戸市	471	0	0	0	471
長野市	345	0	0	0	345
大津市	46	15	225	0	286
富山市	270	0	0	0	270
金沢市	232	0	0	0	232
松江市	119	98	0	22	239
盛岡市	209	0	0	0	209
宮崎市	0	175	0	0	175
高松市	71	21	91	0	183
奈良市	167	0	28	17	212
鳥取市	249	0	0	0	249
鹿児島市	155	0	0	0	155
高知市	191	0	0	0	191
松山市	126	0	1	0	127
徳島市	93	0	4	125	222
合計	2,744	309	349	164	3,566

比率は次のとおりである。

(単位：%、ポイント)

	1	2	3	4
高松市①	38.8	11.5	49.7	0.0
合計②	76.9	8.7	9.8	4.6
①－②	△ 38.1	2.8	39.9	△ 4.6

多くの自治体では、選定時に示し、かつ協定にも記載されている。また、その方法も、多くの市で統一されている。

高松市でも、提出を受ける管理計画に、人員配置等を記載することを求めていることから、「3協定等にのみ記載している」についても、選定時に示していたものと思われる。

一方、協定書には記載されていないケースも、ある可能性があり、現状を再調査したうえで、必要に応じて、協定書にも記入することを原則として周知する必要があると思われる。

⑧ 大規模災害時の対応

東日本の震災を受け、大規模災害時の対応が課題とされている。

大規模災害発生時の役割分担については、次の表のように、調査時点では、自治体によって対応が分かれている。

	1 条例・地域 防災計画に記 載している	2 選定時に 示している	3 協定等に 記載してい る	1～3ともな し	合計
盛岡市	209	209	209	0	627
水戸市	0	0	0	471	471
富山市	0	270	270	0	540
金沢市	0	0	0	232	232
長野市	0	0	0	345	345
大津市	5	30	37	245	317
奈良市	7	36	96	107	246
鳥取市	0	249	249	0	498
松江市	0	71	90	146	307
高松市	12	6	14	157	189
宮崎市	0	0	175	0	175
鹿児島市	0	0	0	155	155
高知市	191	0	0	0	191
松山市	40	75	26	21	162
徳島市	33	52	44	160	289
合計	497	998	1,210	2,039	4,744

※1～3は、複数回答可

大規模災害が発生してから、対応を協議するのでは、間に合わない。東日本震災による津波被害を受けた盛岡市では、調査時点で、全ての施設で対応が行われている。総務省も、大規模災害時の対応を求める通知を発出しており、高松市でも、これを受けて、令和3年度には、全ての指定管理施設において、指定管理者との大規模災害時の対応についての協議を終了している。また、令和3年現在では、選定時や、協定書に、大規模災害時の対応に関する

記述が見られる施設が増えており、今後、指定管理者の更新ごとに、大規模災害時の対応について、明記された施設が増えていくものと思われる。

(意見) 更新及び新規公募にあたり、大規模災害時の対応について、記載することを原則とすることが望まれる。

(3) 高松市の選定事務 (令和2年度の選定)

1) 概要

令和2年度を対象として、指定管理者の選定過程について、資料を閲覧し、手続き等を確認した。高松市では、条例に基づき、5人の委員で構成される選定委員会が指定管理者の選定を行っている。

2) モニタリング

指定管理施設のモニタリングは、公募施設、非公募施設ともに、毎年、管理担当部署が行う。評価結果は、毎年度、公表されている。

翌年度末に指定期間が終了する施設については、選定委員会に、非公表の指定管理者の自己評価と、所管課等の評価を併記した資料を添えて提出されている。

モニタリングの評価項目は、統一されている。末尾の数字は、評価項目数であり、それぞれ5点満点である。

- (1) 基本事項 2
- (2) 住民の平等な利用確保 2
- (3) 施設効用の最大限の発揮 6
- (4) 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保 6
- (5) 管理に係る経費の縮減 4 合計20項目100点満点

評価基準も、統一されている。このため、同程度の管理をされていても、提案内容と比較されるため、当初の提案内容の水準が高いと評価が低く、提案内容の水準が低いと評価が高くなる傾向が見られる。

- S: 総合評価の結果、実績が申請時の提案内容を大きく上回ったもの
- A: 総合評価の結果、実績が申請時の提案内容をやや上回ったもの
- B: 総合評価の結果、実績が申請時の提案内容を達成できたもの
- C: 総合評価の結果、実績が申請時の提案内容をやや下回ったもの
- D: 総合評価の結果、実績に改善すべき点があるもの

(意見) 高松市は、申請時の提案内容に対して、管理状況の評価(モニタリング)を行っている。環境に対する対応については、選定時に評価対象としている一方、モニタリングの評価項目には含まれていない。モニタリングの評価項目が、選定時の評価項目に対応されるよう

に、随時モニタリングの評価項目を見直す必要がある。

(意見) モニタリング項目4として、財政基盤の確保という項目がある。これに対して、評価細目で対応すると思われる項目は、収支計画と執行管理である。指定管理者には、民間事業者も多く、選定時には、財務諸表等の提出を求める。指定期間の間に、経営状況が変動することも予測できることから、公募施設のモニタリングに当たっては、主要な計算書類を入手しているとのことである。財政基盤の確保という項目には、経営状況の確認という項目を入れる必要があるように思われる。

(意見) 選定委員に利害関係のある指定管理者の評価について、次回の選定にも影響を及ぼす可能性があることから、公表するもの以外の情報を提供する事の可否を、再度検討する必要がある。

令和2年度に、選定委員に提供された資料を閲覧すると、選定委員に提出された施設のうち、1つの施設以外は、全て指定管理者の評価と管理部署の評価が一致していた。評価の実効性には、やや疑義のある状態といえる。

(意見) モニタリングの際には、自己評価に比べて担当部署の評価が低い場合のみ、評価差が認識されていると思われる。評価については、指定管理者の自己評価を上回る評価を行うことも可能であり、その点について、担当部署に周知することが望まれる。

3) 非公募施設

令和2年度の非公募による選定施設の指定管理者は、各地域のコミュニティ協議会であった。非公募施設の指定管理者候補者としてコミュニティ協議会を指定しようとする場合は、管理担当部署によって作成される評価書を委員会に提出し、評価点数が再選の基準となる点数として担当部署が決めた点数(60点)以上あることを確認し、非公募による再任の可否を問う。

令和2年度の非公募による選定施設は、次のとおりである。

名称	施設数	指定管理者	評価点数	担当部署
コミュニティセンター	52	各地域のコミュニティ協議会等	79~81	コミュニティ推進課
高松市木太北部会館	1	木太地区コミュニティ協議会	79	市民やすらぎ課
高松市浅野児童館	1	浅野校区コミュニティ協議会	85	子育て支援課

非公募施設について、現指定管理者を選定することの可否は、委員の評価結果として記録されているが、非公募とすること自体の可否について、検討されたという証跡は残されていない。施設の公募・非公募については、指定管理者制度導入当時、全ての施設を対象に実施されたと思われるが、その資料は保管されていない。一般的には、「管理委託から指定管理にやや早急に制度が導入されたため、従来管理委託とされていた外郭団体等の職員の地位

が考慮され、非公募とされた施設も多かった」とされている。現状は変化しており、公募が適当な施設となっている可能性もある。また、応募者が継続して1の施設の中には、施設の性格から、公募に適さないものについて、公募しているものもあるかもしれない。非公募とする理由についても、明確に記載したうえで、非公募とすること自体を選定委員による審査対象とするべきと思われる。

(意見) 非公募施設の指定管理者更新に当たっては、非公募とする理由を記載し、非公募とすることの可否についても、選定委員による審査項目として、審査表等に明示することが望まれる。

4) 公募施設

① 選定の概要

公募施設については、順次、スケジュールに沿って選定が行われる。令和2年度は、新型コロナウイルスまん延防止のために、公募施設の見学などは行われず、質問や評価もメールによって、やり取りされている。評価は、プレゼンテーションの後に行われる。

令和2年度の公募による選定施設は、次のとおりである。

施設名	指定管理者	施設	応募者
高松市男女共同参画センター	NPO 法人たかまつ男女共同参画ネット	既存	1
高松市庵治ほっとびあん※1	ハウス美装工業株式会社	既存	0
高松市食肉センター	高松食肉事業協同組合	既存	1
高松市立玉藻公園	香川県造園事業協同組合	既存	1
高松市健康増進温浴施設 ループしおのえ	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ	既存	1
高松市立りんくうスポーツ公園	(公財) 高松市スポーツ協会	既存	1
駐車場等4施設※2	シンボルタワー開発株式会社	既存	1
高松市立峰山公園	香川県造園事業協同組合	既存	1
高松市立中央公園ほか30公園、緑地等	香川県造園事業協同組合	既存	1
高松市仏生山交流センター	あなぶき・ことでんコンソーシアム	新規	2

※1 当施設は、公募したものの応募がなく、従来の指定管理者の指定期間を延長し、令和3年度に再公募されている。※2 県営施設と一体管理していることから、サンポート高松「公の施設」とし、共同して公募されている。

② 公募期間

令和2年度の中央公園ほか30公園、緑地等の募集日程は、次のようになっている。

令和2年7月1日～14日	募集要項等の配布、公募に関する質問(受付)
令和2年7月17日まで	公募に関する質問に対する回答
令和2年7月27日～7月31日	申請書類の受付

令和2年8月25日 申請団体のプレゼンテーション
令和2年10月5日 指定管理者候補者の選定

前年度から、翌年度の指定管理者公募予定については周知されているため、応募を予定する者は、事前に準備するとは思われるが、募集要項の配布から、申請書類の受付まで1か月しかなく、実際に管理にあっている現在の管理者が有利になることは明確である。

水戸市の指定管理者制度の運用基本方針には、次のように記載されている。

指定管理者公募の際は、公募団体が提案内容を十分に検討できるように十分な周知期間を確保するなど余裕を持ったスケジュールを設定するものとする。

これに基づき、公募のスケジュールは、次のように定められている（一部抜粋）

4月1日 公募の開始
↓ この間 応募団体向け説明会 質問に対する回答（随時）
6月15日ごろ 公募締め切り
7月 指定管理候補者選定委員会
応募者に対して結果の通知

高松市に比べ、公募開始から締め切りまでの期間は長く、締め切りから決定、結果通知までの期間は短い。

高松市指定管理者制度運用基本指針には、「1か月以上の期間を設けて行う。なお、事前に十分な情報提供を行う必要がある。」とされている。

しかし、募集要項の配布は2週間の間のみ行い、締め切りまでの期間がちょうど1か月になっている。

多くの施設で、応募者数が継続して1者になっているが、期間が短いことも、応募が少ない要因の一つである可能性がある。また、新規に応募したい者がいる場合、公平な応募手続きかどうか、という視点から見ると、適当とは言いにくい。

（意見-共通 ②）高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

また、募集要項等についても、ホームページなどで、次の選定まで閲覧可能な状況にする

自治体もある。この場合、指定管理者に応募希望の者が、応募可能か、検討する機会が増えると思われる。

③ 審査項目・配点

選定基準とする項目は、高松市指定管理者制度運用基本指針に示されているが、具体的な内容や配点は、施設管理担当部署に任されている。

公募で1者のみの応募の場合でも、選定委員の評価点の平均が60点未満であると失格とされている。

この点、指定管理料についての応募者（申請者）の提案額については、客観評価が行われるが、この点数のつけ方についても、担当部署の裁量に任されているため、この部分がいわゆる「ゲタ」のような役割を果たしているのではないかと、やや疑問を感じる施設も見られた。

その中で、高松市食肉センターは、前回の選定時に、当初は財務資料の提出を行わなかったとのことである。公募の要件を満たしておらず、複数の応募者があれば、失格とされた可能性が高い。本年度の包括外部監査では、対象としていない選定であるため、指摘等は行わないが、本年度の選定であれば、指摘事項とするべき事態と思われる。

今回の選定でも、当施設指定管理者の評価点は低く、5人の委員のうち1名は失格点を付している。指定管理費を基とした基準点の加点点数が無ければ、失格となる水準である。しかし、点数の配点方法により、評価点を上げることは適当ではない。審査項目に影響した内容について、具体的に指定して管理状況の改善を指導する必要がある。ただし、現況では、担当部署にも評価内容は知らされていないため、この方法は、前に記した、評価内容について、担当部署に詳細を知らせることについて、検討されたのちでなければ実現できない。

指定管理は、公募を前提とした制度ではあるが、入所者のいる福祉施設など、指定管理者が変わることが適当ではない施設もあり、その場合は非公募とすることが適当とされている。担当部署によると、当施設は、そのような性格も併せ持っているとのことであり、また、実質的に、指定管理者として当施設の運営が可能であるのは、現在の指定管理者のみであると思われる。管理担当部署によると、この施設について、現在の指定管理者のほか、高松市の事業者で、資格要件を満たしており、事業実施が可能であるのは、香川県農業協同組合のみと思われる、とのことである。

非公募とすることについても、検討が必要な状況と思われるが、前に記したように、非公募とする理由の合理性については、指定管理者選定委員会に諮られるべき事項であると思われる。

(意見) 食肉センターについては、選定委員の評価の低い項目について、担当部署で具体的に改善を求めることが望まれる。

④ モニタリング結果の反映

前の項で記した、担当課との評価が異なる1施設については、自己評価が全て5点（S）であり、担当部署が、上の評価基準に準拠し、「当初の事業計画の内容を明らかに上回る取組を行ったとはいえない」として4（A）評価としている項目が、20項目のうち9項目あ

った。

この施設のみ、令和3年度の公募で複数の者が公募し、僅差で従来の指定管理者が継続して指定管理者となっている。管理部署と自己評価の結果が著しく異なる指定管理者について、選定時の提出書類やプレゼンテーションの際に、管理実績について、担当部署の評価する以上の管理を行ってきたという内容になっていないか、選定の際に検討されたか不明である。

担当部署の関与は選定時には限定されており、また、現状では選定理由は公表されておらず、評価点や選定理由の詳細項目については、担当部署にも知らされない。選定事務が、指定管理者の実施状況を踏まえ、適正に実施されたことが確認できる状況にないといえる。監査対象年度の選定ではないため、意見等付さないが、他の項に記載したように、今後、より透明性のある運営が求められる。

⑤ 選定結果の通知

・担当部署

指定管理者の管理する施設の管理担当部署に与えられる情報は少ない。

議会提出資料として作成される、選定結果の概要が渡されるのみである。

管理担当部署では、選定員の評価と管理担当部署の評価のどこか異なる点があるのか、選定項目のうち、どの点について、指定管理者として選定された者の評価が低かったのか、選定委員がどのようなコメントをしたのか、現在のところ、詳細の把握ができない状態である。

(意見) 選定後の指定管理者の管理に役立てるためにも、選定委員の評価内容を担当部署に渡す必要があると思われる。

・応募者

応募者についても、議会提出資料として作成される、選定結果の概要が渡されるが、選定された者以外には、評価点数等を知らせることができないとのことである。この点、次の指定期間の更新にあっても、従来の指定管理者が有利になるように思われる。担当部署としては、次回の選定の競争性を高めるためにも、全ての応募者について、評価された部分など、可能な範囲で伝えることが望まれる。なお、現在のところ、前に記したように、施設管理の担当部署も評価の詳細を知らないため、まず、選定委員の評価内容を管理担当部署に知らせることが望まれる。

・他自治体の例

香川県の指定管理選定にあたっては、応募者それぞれが評価された部分について、概要を公開している。前の項で比較した自治体のうち、長野市のガイドラインでは、選定に関する公表内容を一覧表にしているが、採点票は部分公開、選定の流れ及び選定理由はホームページで公開するとされている。

⑥ 選定結果の公表

高松市では、選定にあたり、選定基準及び手続きは、全ての施設で事前に公表されているが、選定理由についてはほとんどの施設で公表されていない。

前に触れた「指定管理者制度の現状と今後の課題」には、次のように記載されている。

一般的に、団体名のみ公表にとどまるケースも少なくなく、中には、応募団体に対して選定・選外の理由や評点が公開されないケースもある。選定・選外の理由は、当該選定の正当性や合理性を判断するうえで不可欠のものであり、自治体は、公募・非公募にかかわらず、公募団体・住民のいずれに対しても選定・選外の理由や評点を公表し、積極的に説明責任を果たすべきである。

(指摘事項) 高松市は、公募による指定管理者の選定理由等をホームページなどで公表しておらず、選定事務が適正に行われたか、判断できる状況にない。選定が適正に行われたことを示すためにも、公表することが望まれる。

⑦ 他自治体と共同の指定管理

令和2年度には、高松市立高松駅前広場地下駐車場・高松シンボルタワー地下駐車場・高松駅南交通広場駐車場・高松駅前広場地下自転車駐車場についても、公募により指定管理者を選定している。

この施設は、香川県の施設と不可分な状況であるため、香川県主導で指定管理者が選定されている。モニタリング結果は公表されているが、この選定に関して、選定が行われる旨の説明はされているものの、応募者の企画や選定結果などについて、選定委員会に諮られることはない。市の施設であることから、選定が適正に実施されたかについて、委員会に諮問することが望まれる。

5) 令和2年度選定事務

令和2年度の選定について、複数の応募があったのは、仏生山交流センターのみであった。仏生山交流センターについて、選定の評価を閲覧したところ、選定結果が覆るような内容ではないものの、一部、委員により評価が大きく異なる点があった。

(意見-共通 ㉗) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。

(意見-共通 ㉘) プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのは

なく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合の評価表について、評価は共通した5段階評価などとし、評価の判断基準も、非常に優れているが5、優れているが4などと明示することが望まれる。

(意見-共通 ⑳) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

なお、指定管理者の選定にあたっては、現在の採点票で足りると判断されているが、提案内容に対する評価と、その実現可能性に対する評価を、どのような場合に区分するのか、運用指針等に明確に示すことが望まれる。

6) 選定委員

① 現状

高松市では、条例により、5名の外部の選定委員を選任し、全ての指定管理者候補者は、この委員によって選定される。

実際の選定事務を見ると、5名の委員のうちに、応募者と関係する者がいた場合、選定から外れ、残りの委員で審査している。今のところ、1名を超える利害関係者は出ていないが、応募者が多いような場合、利害関係により外れる委員数が多くなる可能性もある。

任期は2年とされるが、重任が可能とされ、附属機関の委員の委嘱等の考え方に基づいて、最長10年としているとのことである。他の自治体では、施設ごとに委員会を設置したり、年度ごとに設置するケースが多いようである。また、委員数も上限を20名とするなど、施設ごとに柔軟に対応できる体制を取っている自治体もある。

指定管理者から見ると、選定されるか否かは重大問題である。現在のところ、公募であっても従来の指定管理者1者しか応募がないケースがほとんどであるので、大きな問題にはなっていないが、5名の民間の固定の委員が長期間指定管理者選定にかかわることは、指定管理者からの接触を防ぐ、という点からは問題があるように思われる。後に記すように、選定終了まで、選定委員を公表しない自治体もある。

指定管理者制度導入にあたり、自治体職員のみで指定管理者を選定することに対しては、批判的な意見が多かったが、市の職員が全く入らないことに関する議論は行われていない。施設の管理責任者が選定に入らない、ということがまず想定外であったと推測する。

民間の委員に、市の施設の指定管理者選定をすべて任せることは、指定管理者に問題があった場合など、委員に過重な責任を持たせてないか、疑問である。

また、施設が有効に活用されるか、安全に運営されるか、最終的な管理責任は市にある。管理責任のある者が選定に参加しないことは適当とは思われない。

② 他市の状況

他の自治体の例を見ると、財務・労務・法務に関する知見を持つ者として、専門家の委員を入れる例、施設の利用者を入れる例、施設に関する知見のある学識者を入れる例などが見られる。

他の自治体で、指定管理者担当部署の職員が全ての指定管理者選定委員になることで、選定の一貫性を持たせる、としているものも見られる。一貫性に関しては、民間委員であっても、同一の者が選定を行うことで、より保たれると思われる。

また、先にも触れた長野市のガイドラインによると、選定委員は、選定まで公表しないとされている。指定管理者候補者からの接触を避けることなどが目的であると思われる。

高松市の調査によると、中核市の中でも、外部者のみで選定を行っている市が11あるとのことである。この中で、県庁所在地である福井市、岐阜市、松江市、長崎市について、各自治体のホームページで公表されている、例規集や選定結果から、選定方法を確認した。

まず、福井市においては、経営分析等について専門的な知識を有する者4人を、高松市と同様に、2年を任期とする固定の委員とし、そのほか、施設ごとに当該施設について優れた経験及び知識を有する者として、3人以上を加える制度となっている。施設ごとの委員の任期は、長崎市と同様に、その施設について、市が指定管理者を決定する日までとされている。

次に、岐阜市においては、任期を5年とする固定の6人以内の委員を置くが、「公の施設ごとに委員会を設置する場合その他特別な事情がある場合の委員の任期については、別に定める」としており、施設ごとに委員会を設置するケースを想定している。

例えば、経済部の所管する施設については、この固定の委員を兼ねない5人で組織するという別の規定を設けており、この規定の中で、指定管理者又は指定管理者の指定を受けようとする申請団体と委員の接触を禁止している。

松江市は、先に記した、自治体の中で確認できなかった自治体であるが、施設指定管理者選定審議会を学識経験者及びその他の者とし、30名以内を定員としている。

また、令和3年2月時点で、指定管理者が管理する施設230のうち、200は非公募施設であり、公募施設は30施設のみであった。

最後に、長崎市では、任期を設置の日から執行機関等が対象を決定する日までとしており、令和3年度の選定結果を見ると、部ごとに異なる選定委員を任命しているようであり、施設に関する知見のある者や、利用者に関係する団体等が含まれている施設も見られる。

このように、県庁所在地である4市の中では、外部者のみで選定する場合にも、長期間固定化した数名の委員のみで選定している例は見られなかった。

③ 施設管理の実感

過去の記録を見ると、母子寮など、一般的になじみのない施設については、選定前に施設見学も行われていたようであるが、令和2年度の選定事務を見ると、新型コロナウイルスま

ん延防止の影響と思われるが、施設見学は行われていない。市の管理する施設については、利用者の立場から見ることも大切であるが、外観からはわかりにくい政策意図がある場合もある。例えば市営住宅は、「住宅困窮者対策」の事業であることから、世帯所得によって家賃が異なり、事実婚の認定などという問題があることなど、一般住宅の管理と異なる点が多く、これらについては、実際の管理部署でなければ実感しにくい点があると思われる。

また、一般的に、新規施設には複数の応募者があることが多いが、施設がない状態での指定管理者選定にあたっては、施設のイメージが十分把握されているか、やや疑問である。

審査基準や配点を、担当部署が決定し、応募者の企画書等に関する担当部署のコメントは、選定にあたって選考資料とされることから、担当部署の意見は反映されるとされており、プレゼンテーション及びその質疑にも参加するが、質疑に疑問が生じたような場合、発言するように求められているが、質疑自体に漠然とした違和感があるような場合など、発言の機会がないまま、選定には重要な要素となることも考えられる。

(意見) 選定にあたり、指定管理者からのプレゼンテーション及びその質疑の後に、担当部署と選定委員との意見交換を行うことについて、検討が望まれる。

④ 多様性

一般的に選定委員を市の職員のみとしない理由としては、実施業者とのなれ合いを防ぐ、という意味が大きいと思われる。また、施設や運営に関する専門知識を持つ者、施設の管理を行う者、利用者など、多様な視点から選定することが必要である、という趣旨もあると思われる。その点から考えると、選定に当たっては、施設の運営にかかわる者や利用者、その施設や、施設の利用に関し知見のある者も入るべきであると思われる。

これらを考えると、任期を2年として重任を妨げないとされた民間の5人の選定委員のみが、全ての指定管理施設の選定を行う現状は、市の選定事務として適切な状態とは言えないと思われる。

ただし、選定委員については、高松市公の施設指定管理者選定委員会条例により、学識経験者のみを選定し、人数も5人以内と定められている。

また、その役割は、次のように記載されている。

- (1) 公の施設の指定管理者候補者の選定に関すること。
- (2) 公の施設における指定管理者の業務の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、選定委員会の目的を達成するために必要な事項

選定に関することについて、現状で良いかどうか、委員に問い、実際の選定にあたっては、選定委員をコアメンバーとする施設ごとの選定審査会を開催することや、施設管理部署の採点も参考にすることなどについて、検討が望まれる。

また、他市の選定の状況などと比べ、高松市の条例の内容についても、検討し、必要に応じて、議会に提案することが望まれる。

(意見) 施設の管理者や、利用者がその都度選定に参加できるような仕組みについて、検討することが望まれる。

7) 応募者が1である施設

① 現況

既存の施設については、継続して同一者が指定管理者として管理しており、そのなかでも、高松市食肉センター、高松市立玉藻公園、高松市立中央公園ほか30公園、緑地等については、最初の公募から、継続して応募が現在の指定管理者1者である。(1期目を除く)

他の指定管理者を加え、当初から1者の指定管理施設は次のとおりである。

施設名	指定管理者	外郭団体
高松市食肉センター	高松食肉事業協同組合	
高松市立中央公園ほか30公園、緑地等	香川県造園事業協同組合	
高松市立玉藻公園	香川県造園事業協同組合	
農村公園(14)	有限会社溝渕造園	
高松市香南産地形成促進施設(香南アグリム)	有限会社香南町農業振興公社	該当
高松市塩江湯愛の郷センター	塩江温泉旅館飲食協同組合	
高松市道の駅源平の里むれ	株式会社四国にぎわいネットワーク	
高松市立東部運動公園	公益財団法人高松市スポーツ協会	該当
りんくうスポーツ公園	公益財団法人高松市スポーツ協会	該当

② 対策

この項の最初に記載したように、施設に指定管理者制度を導入し、公募した場合に、複数の応募があったものが、公募の回を重ねるごとに、従来の指定管理者1者の応募になる例が多く見られる。

これらについては、指定管理者制度の課題とされ、指定管理者の管理期間を10年まで、など限定することを原則とするべき、という意見もある。しかし、指定期間が短いことが雇用等の問題を生んでいるという側面を見ても、現実的ではないように思われる。

そのほか、施設の民営化などの見直しも行われており、また、PFIなど、より踏み込んだ民間化についても制度化されており、これらの導入も検討されている。一般的に、PFIは、施設の新設の際の資金調達と結び付けて実施されるものである。

(意見-共通 ①) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応

募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者だけの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

8) 指定管理施設のとりまとめ公募（公園）

① 現況

平成17年度当初、高松市では、中央公園について指定管理者を公募する際に、近隣住民で組織されたボランティア団体である「公園愛護会」がなく、直営方式で管理していた公園・緑地をまとめて、包括的な指定管理へと移行した。

② 他市の状況

前の項で比較した、中核市の9市について、公園に関する指定管理者導入状況を見ると、大規模公園を単独で指定管理にする以外のケースで、都市公園を指定管理によっているのは、次の3市である。公募しているものもあるが、応募者は限定されていると思われる。

水戸市、大津市は、外郭団体と思われる団体であり、富山市は、市町村合併により、旧八尾町、旧婦中町地区の管理方法を引き継いでいるものと思われ、1者は株式会社、2者は外郭団体と思われる。

市	対象	施設数	指定管理者	選定
水戸市	都市公園	133	(一財)水戸市公園協会	非公募
水戸市	児童公園	288	(一財)水戸市公園協会	非公募
大津市	都市公園	220	おおつ協会都市公園グループ	公募
富山市	旧八尾町区域の都市公園のすべて	41	(株)パインサービス	公募
富山市	旧婦中町区域の都市公園のすべて	107	(一財)富山市婦中公園緑地管理公社	公募
富山市	春日健康ふれあい公園他3	4	(一財)富山市大沢野健康文化推進財団	非公募※

※非公募の理由として、公募したが応募者が無かったため、とされている。

③ 県内の状況

香川県の、令和3年度の公園に関する公募の状況は次のようなものである。

施設名称	管理者	応募者数	点数	点数
坂出緩衝緑地	五栄海陸興業株	1	87.9	-
瀬戸大橋記念公園	(公財)瀬戸大橋記念公園管理協会	2	80.3	78.9
さぬき空港公園	香川県森林組合連合会	1	88.6	-

県内の各自治体の状況を、ホームページで確認した。

	施設名称	管理部署	管理者	年間指定管理料(千円)	
香川県	坂出緩衝緑地	交流推進部交流推進課	五栄海陸興業㈱	51,000	
	瀬戸大橋記念公園	交流推進部交流推進課	(公財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	139,533	
	さぬき空港公園	土木部都市計画課	香川県森林組合連合会	52,315	
	土器川公園	土木部都市計画課	丸亀市	3,855	
	香東川公園	土木部都市計画課	香川県造園事業協同組合	17,944	
	香西地区港湾緑地	土木部港湾課	香川県造園事業協同組合	24,379	
	公湫森林公園	環境森林部みどり整備課	公財) かがわ水と緑の財団	50,500	
	ドングリランド	環境森林部みどり整備課	NPO法人どんぐりネットワーク	9,246	
	大山山野営上	環境森林部みどり保全課	一財) ことなみ振興公社	1,590	
	県民いこいの森野営上	環境森林部みどり保全課	NPO法人塩江	6,714	
	香川県オリーブ公園	農林水産部農業生産流通課	一財) 小豆島オリーブ公園	13,400	
	香川県栗島海洋記念公園	交流推進部交流推進課	三豊市	4,256	
	女木島野営場	香川県交流推進部交流推進課	NPO法人瀬戸内・女木アイランド振興会	850	
	満濃池森林公園	環境森林部みどり整備課	香川県造園事業協同組合	25,000	
	香川用水記念公園	農政水産部土地改良課	公財) かがわ水と緑の財団	49,500	
	香川県総合運動公園	教育委員会保健体育課	いくしまスポーツチャレンジ共同体	81,772	
	高松市	峰山公園	公園緑地課	香川県造園事業協同組合	22,464
		中央公園ほか25公園、緑地等	公園緑地課	香川県造園事業協同組合	26,963
仏生山公園ほか3公園		公園緑地課	香川県造園事業協同組合	34,700	
牟礼中央公園ほか5公園		公園緑地課	香川県造園事業協同組合	26,395	
亀水中央公園(仮称)		衛生センター	香川県造園事業協同組合※	-	
玉藻公園		文化財課	香川県造園事業協同組合	52,493	
農村公園 14公園		農林水産課土地改良	有) 溝渕造園○H31/4/1 より	5,500	
高松市立東部運動公園			公財) 高松市スポーツ協会	26,950	
さぬき市	津田総合公園、長尾総合公園、志度総合運動公園		香川県造園事業協同組合		
坂出市	なし	なし	なし	なし	
丸亀市	なし	なし	なし	なし	
観音寺市	なし	なし	なし	なし	
三豊市	三豊市弥谷山ふれあいの森公園		IKKAみの		
東かがわ市	不明	不明	不明		
整備局	国営讃岐まんのう公園		公園協会		

※高松市の指定管理料は平成31年度のもの。県の指定管理料は、県ホームページより転載したため、年度はまちまちであるが、規模の目安を知る目的で掲載している。

県は、小さな街区公園等の施設を持たないため、複数の公園を取りまとめて公募することはない。香川県内の公園施設について、どのような者が指定管理者になっているか、ホームページにより閲覧可能な範囲で調べると、次のようになっている。香川県内公園施設の指定管理者は、県の外郭団体も多いが、それを除いても多様性が認められる。また、街区公園等の都市公園を指定管理としているのは、県内では、高松市のみと思われる。

④ 取りまとめる根拠

小規模な街区公園等に、指定管理者制度を導入したことにも、当時、相当の理由があったと思われるが、現在のところ、相当期間が経過していることから、導入当初の理由は明確ではない。指定管理者により管理されることの効果は、コストの削減のみではなく、利

用促進や、管理水準の向上という面もある。現状でも、直営方式との厳密なコスト比較は難しいが、巡回頻度が増えるなど、住民サービス向上に繋がっているとのことである。

一方、公園管理の主要項目である植栽管理等の事務については、請負の項で見たように、競争性が高い項目である。

小規模な街区公園等の在り方自体にも課題があるとされているが、指定管理者による管理を継続するとしても、取りまとめて公募することにより、競争性がそがれている可能性もある。高松市は、今後、包括的に指定管理で公募する場合には、取りまとめる範囲の決定理由や方法を、より明確に示していく必要がある。

⑤ 高松市の公園の指定管理者

そのほかの公園についても併せて、当初からの公募での選定推移を集めると、次のようになる。

公の施設の名称	施設数	公募年度	応募者数	公募年度	応募者数	公募年度	応募者数	公募年度	応募者数	管理者交代	指定管理者	担当部署
高松市塩江奥の湯公園	1	H18	2	H23	2	H28	1			あり	塩江温泉旅館飲食協同組合	観光交流課
高松市立玉藻公園	1	H17	1	H22	1	H27	1	R2	1	なし	香川県造園事業協同組合	文化財課
高松市立峰山公園	1	H17	4	H22	1	H27	1	R2	1	なし	香川県造園事業協同組合	公園緑地課
高松市立中央公園他30	31	H17	1	H22	1	H27	1	R2	1	なし	香川県造園事業協同組合	公園緑地課
高松市立仏生山公園他3 ※1	4	H20	1	H25	1	H30	1			なし	香川県造園事業協同組合	公園緑地課
高松市立牟礼中央公園他5	6	H20	1	H25	1	H30	1			なし	香川県造園事業協同組合	公園緑地課
高松市立あじ竜王山公園	-	H27	2	H30	1					なし	香川県造園事業協同組合	公園緑地課
農村公園 (14)	14	H20	1	H25	1	H30	1			なし	有限会社溝渕造園	農林水産課

※1 仏生山公園については、平成18年度から非公募による指定管理者

文化財課の管理する玉藻公園、公園緑地課の管理する全ての公園については、香川県造園事業協同組合（以下この項では「造園業組合」という。）が指定管理者になっている。都市公園については、全て同組合が指定管理者であるということになる。しかし、これらの公園の中でも、平成17年度当初は、峰山公園について、複数の応募があり、この時には、高松市造園事業協同組合が指定管理者となっている。同組合は、平成22年前後に、他市の同様の組合との合併などにより、現在の組織になったとのことである。

仏生山公園については、平成18年度から3年間は、市の外郭団体である財団法人花と緑の協会が指定管理者であったが（非公募）、公益法人関連法令の改正により、この法人は解散し、高松市に業務を引き継いだとのことである。

なお、農村公園の指定管理者は、造園業組合の組合員である。農村公園の指定管理者報酬は年間528万円と、他の公園が1千万円を超えることに比べて少額である。また、農村公園についても、応募は継続してこの1者のみである。

⑥ 指定管理事務の実施方法

- ・ 管理運営責任会社

指定管理施設ごとに、管理計画が提出される。これには、「管理運営責任会社」の記載が

あり、その組合員企業が、主たる業務を実施している。

管理運営責任会社をどこにするのかについては、造園業組合の内部委員会で決定する。このため、希望する組合員企業が複数いた場合には、共同で実施される可能性もあるが、どこか1つの組合員企業が管理運営責任会社となる可能性もある。

組合の役員であるか否かを表にすると、次のようになる。なお、指定管理者が応募のために作成した企画資料は、ノウハウを含むためなどの理由により、公表しない自治体が多いが、指定管理者名は公表される。監査人は、実際に事業を実施している事業者名についても、公開対象とされるべきと考えるが、市は非公開とする可能性もあるため、ここでは記号で記す。

施設名	管理運営責任会社		
中央公園ほか 25 公園	A	B○	
峰山公園	C		
仏生山公園ほか 3 公園	共同企業体	D	E
		F○	G
牟礼中央公園ほか 5 公園	H○		
玉藻公園	I○		
東部運動公園（一部受託）	J○		

※○印は、造園業組合の役員企業。

・組合の事業

組合の収支については、事業者情報と思われるため、数字を記載しないが、組合の収入の大部分は、指定管理者収入であり、費用の大部分は、管理運営責任会社等への委託料、人件費負担金である。組合は、緑地管理などの共同受注や共同購買も行うとされているが、事業の大部分は指定管理事業であると思われる。

・管理状況、モニタリング結果

同組合の管理施設の評価についても、非常に評価の高い公園がある一方、そうでもないものもあり、公園によりまちまちである。管理する公園の規模、有料施設の有無などにもよるが、組合による品質管理コントロールは、一定の水準を保証するものであっても、管理責任会社により、管理状況が異なっている可能性がある。

また、管理状況について、高い評価を受ける公園の管理を実際に行う者についても、造園業組合による一つの協定に基づく指定管理施設全体の評価に埋もれてしまい、努力が十分に評価されない可能性もある。

・領収書

なお、運動施設についての施設利用の領収書様式も、施設によりまちまちであった。運動施設を含む公園についても、日付や利用日の記入のないもの、○○施設指定管理者という記載がなく、組合名のみのものである。市の施設の指定管理者による運営状況としては不適切

である。文化施設等の他の指定管理者が利用料金を収受する施設については確認していないが、指定管理者が発行する領収書の記載事項については、一定の記載事項を定め、周知する必要がある。

(意見) 利用料金を指定管理者が収納する場合、領収書の記載要件については、利用日、利用施設、料金等の記載事項を定め、領収者も、高松市の施設であり、その施設の指定管理者として企業名を付す形とすることについて、指定管理担当部署で、ルール化して周知することが望まれる。

・指定管理者選定委員の質問

選定委員の質疑を閲覧すると、以前の選定で、委員から、組合内部の管理責任者の選定及び委託費の設定に明瞭性を欠く点については明らかとするように」との指摘を受けているという記載がある。これに対しては、共同受注委員会に諮ったうえで決定すると回答されている。

また、これも以前、「当該指定管理業務が同一の事業者によって独占的に実施されているような形態について問題ないのか」という質問があったようである。

これに対する最終の回答は不明であるが、事業協同組合の本来の存在意義について、回答案に記載されている。事業協同組合は、相互扶助を目的とする中間法人であり、小さな企業が集まって、1者では実施できない受注を行うことなどが本来の目的であるとされる。

一般の協同組合の共同受注の場合には、多数の案件を実施し、仕事が回ってこない組合員が生じることはない。しかし、指定管理の実施状況を見ると、管理運営責任会社と他の組合員との業務の分担があるのか、疑問である。実際の施工業者が不明で責任関係も不明確になっている。

・指定管理者としての造園業への対応に関する課題

高松市は、真に競争性が確保されているのか、発注者として再確認していく必要があると思われる。

「組合員が共同事業を利用する」という意味は、「施工者として受注の配分を受ける」ということで、定款には造園工事や緑地維持管理の共同受注と書かれているが、実態は指定管理者の業務だけのようであり、かつ、管理責任会社が施工会社ということでは、この一般論は当てはまらない。しかも、管理責任会社は、組合の理事会社とほぼ一致する。

前に記したように、公園管理の重要業務である植栽管理等は、入札での場合、競争性が高く、ほとんどの入札で、造園業組合の組合員が複数参加している。

実施可能な者で、指定管理業務を希望する者が組合員に複数いた場合でも、組合を通じて応募することで、高松市指定管理の応募が1者に限定されることがあれば、問題であると思われる。

(意見) 高松市は、調達行為をする行政の責任において、指定管理者である組合が実際の実

施業者をどのように決めているのか、業務分担がどのように行われているのかについて、十分に把握できるよう、募集要項等を定めることが望まれる。

例えば、横浜市のガイドラインでは、協同組合が応募する場合は、「担当組合員と責任分担を明確に定め、その変更は認めない」とされ、また、組合員が応募する場合に、組合の応募は認めていない。高松市でも、組合等を指定管理者とする場合の文書は作成されているが、十分に周知されておらず、基本指針等に同様の規定を定めるべきである。

団体の構成員単独でも実施可能な事務を委託等する場合には、団体を通して委託することで、団体に属さない事業者の受注機会が失われ、団体に属する事業者の間では、団体内部での地位など、品質と価格以外の要因で業務が分配される可能性があり、公正かつ自由な競争がある状態とは言えない。

団体自体ではなく、その構成員が業務を行う場合の契約にあたっては、次のような条件を定めるべきである。

(意見ー共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- へ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

9) 基本指針の実効性

高松市は、高松市指定管理者制度運用基本指針を定めているほか、状況に応じて、様々な指示を行っているが、指定管理者制度が定着するにつれ、周知事項が施設管理担当部署にまでいきわたっていない例が多いように思われる。

この項で課題として記載した事項について検討されると思われるが、施設の管理担当部署の職員も異動することから、指定管理者の次回の選定時には、前回の担当者がその部署にいないことが通常である。指定管理者制度担当部署は、基本指針等、指定管理者制度の運営に必要な規定を見直すとともに、施設の管理担当部署との連携を密にし、必要事項の周知を徹底する必要があるように思われる。

施設の管理担当部署でも、管理や次回の選定に必要な資料が漏れなく保存されるよう、保存資料についてリストアップして周知することについても検討が望まれる。

6 個別の事業

令和 2 年度に行われた個別の事務及び契約について、主として特命随意契約の公表資料から、抽出を行い、契約の過程等について検討を行った。抽出するにあたり、32 ページに記した、特命随意契約の理由ごとに代表的なものについて抽出したほか、21 ページに記した令和 2 年度当初予算の明細から、自治体特有の業務と思われるものについても抽出を行った。

(1) 定額給付 (危機管理課)

1) 市の業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、政府は緊急事態宣言を行い、国民の生活が著しく制限された。政府は、家計支援として、令和 2 年 4 月 27 日時点で住民基本台帳に記録されている者全員を対象とし、給付を希望すると申請した者に、一律 10 万円を給付した。

給付主体は市町村とされたため、高松市は給付事務を行った。なお、給付金及び給付に係る事務費は、全て国庫負担であり、給付金として 12 兆 7,344 億 14 百万円が、事務費として 1,458 億 79 百万円が、補正予算計上された。

申請は、郵送申請または、マイナンバーカード保持者はオンライン申請とされた。

2) 高松市特別定額給付金事業業務委託 (委託—特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 360,245,225 円 (消費税抜き)

委託先 凸版印刷株式会社中四国事業部第二営業本部

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2.5.1 ~ R2.10.31

業務内容 定額給付金の給付事務全般。コールセンター及び事務処理センターを設置する。市から入手した住民データを取り込んで申請書等を印刷し、市民に送付する。市民から提出された申請書の内容を検討し、決定通知書を送付し、振込データを作成する。

コールセンターでは、電話による問い合わせ等に対応する。

② 選定事務 特命随意契約とする理由としては、次のように記載されている。

本市の支給対象者数は約 42 万人で、申請書を郵送する対象世帯数は約 20 万世帯と膨大な数である上に、当該事業は迅速かつ正確に業務を実行することが求められていることから、過去に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする事業の請負実績があり、当該事業に関するノウハウを有し、本市からの委託業務を一括して遂行することが可能な事業者を選定したもの。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第5号に該当するとされている。コロナ禍の厳戒態勢の中で、先行きも見えず、不安が広がっている状況下で、緊急的に決定された給付である。一定規模以上の市は、外部委託により実施したと思われ、事務も集中したと推測できる。その中での委託であり、随意契約の理由を5号として契約されたことは妥当と思われる。

③ 契約額の妥当性

緊急であること、各自治体からの業務が集中すること、個人情報を含む情報の取り扱いに関するセキュリティも求められることなどから、通常の内容の業務よりは割高になっている可能性はある。市は、見積書を検討し、作業内容に対し、著しく高額ではないことは確認している。もともと、5号による随意契約は、緊急性が高いものであり、当契約のように、厳密な検討は困難である場合もあると思われるが、何らかの検討は行われている。

(意見-共通 ⑫) 随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。

④ 検収

給付希望者からの申請期間終了後、報告書が提出され、それに基づき検収調 TAK が作成されている。事業報告書には、コールセンターでの対応件数は記載されているが、申請書の送付件数、回収件数、決定通知書送付件数などは記載されていない。業務内容について記載した企画提案書に少し手を加えた形のものになっている。このため、「事務処理センター業務」など業務が説明されており、「その他詳細については、本市と調整の上、決定する」などと記載されたまま提出されている。緊急的な事務であったためと推測するが、事業報告書としては不相当と思われる。

業務の実施の過程で、市とデータをやり取りしながら進められ、市民の請求数等は確認しながら実施されてきたため、定期的実施状況については報告を受けていたものと思われる。また、最終的に、申請したが給付されなかった、という苦情もなく、市としては適切に処理されたと判断している。

(指摘事項) 高松市特別定額給付金業務は、3億6千万円と、多額の契約であるが、業務実施報告書には、業務実施前の業務内容説明書と思われるものが添付されている。これを添付するのは良いとしても、申請書送付から支払いデータ作成までの人数など、実際の業務の実施状況について、実施報告書に記載するように、求めるべきであったと思われる。

なお、当業務については、オンライン申請について、不具合が報道されていた。これは、市で受け付けを行い、その情報が送られることになっていたものである。しかし、市での受

付開始後、国の用意したシステム（マイナポータル）では、住所など市民が入力するため、間違いも多く、手作業での照合が必要となった。このため、早急にオンラインでの申請を打ち切り、郵送のみとしている。

これによる作業の変化は、変更契約に反映されている。一方、想定よりも申請が集中したことから、事務センターへの配置人員を増員しており、これに対しては増額になる変更契約となっている。

⑤ 委託事務の効果

高松市は、処理が当初の想定よりも後倒しになったこと、市民から多くの苦情が寄せられたことについて、要因分析を行い、結果報告書を作成している。

それによると、処理が後倒しになった要因は、初動の遅れ、職員動員ができない環境、件数の見込み誤り（初期に集中）とし、市民の混乱を招いた要因としては、申請書の送付先が他市であったこと、周知・広報が不十分であったこととしている。そのうえで、今後の対策を検討している。今後、全く同種の事務が発生する可能性は低いと思われるが、緊急に何らかの大規模な対応が必要となる事態は今後も発生すると思われ、検討結果は市の内部で共有することが望まれる。対応案の中で、給付システムについて検討することとされており、これについては、システム担当部署での検討結果と併せて情報共有する必要がある。

また、報告書によると、給付状況は次の通りである。99.5%の世帯が申請を行い、このほぼ全てが給付を受けている。

項目	世帯数（世帯）			人数（人）
	オンライン	郵送	合計	
申請数	6,748	192,577	199,325	
うち支給	6,748	192,438	199,186	425,457
差	0	139	139	
不支給	0	10	10	
取下げ	0	58	58	
無効	0	71	71	
未申請	-	955	955	

⑤ 関連業務

給付に関連する特命随意契約に、口座振込料に関する契約がある。これは、高松市の指定金融機関である株式会社百十四銀行に対する委託業務である。特命随意契約による理由としては、口座データ送信システムを利用する必要があったため、と記載されている。

金額（単価）については、担当部署による折衝により、当時の振込料金よりは安価である、1件あたり330円（消費税込み）とされている。100円程度の自治体もあったようであるが、他の金融機関では実施できない業務であり、交渉にも限度があったようである。

なお、前の契約も含め、当給付に当たって必要となる事務費は、全額が国庫負担であるため、振込料についても、市の実質的な負担はない。

(2) 洪水浸水等防災マップ（危機管理課）

1) 市の業務

水防法第15条第4項には、住民への周知を目的にハザードマップ等の印刷物の配布等の必要な措置を講じなければならないとされており、高松市は従来から、ハザードマップに避難場所などの情報を重ねた防災マップを配布している。

洪水に関しては、河川からの氾濫を対象としたものである。高松市は、香川県が作成した洪水浸水想定区域図を基に、高松市の区域について、水防倉庫、避難所などの場所とあわせて、洪水浸水エリアについて、地図を色分けして示している。

なお、浸水エリア等の災害予想区域についての情報については、国土交通省がとりまとめてハザードマップとしてホームページ上で公開している。洪水だけではなく、高潮、津波、土砂災害などの危険区域を地図上で重ね合わせてみるができる。

2) 高松市洪水浸水等防災マップ修正業務（委託—特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 5,137,000 円（消費税込み）

委託先 (株)五星

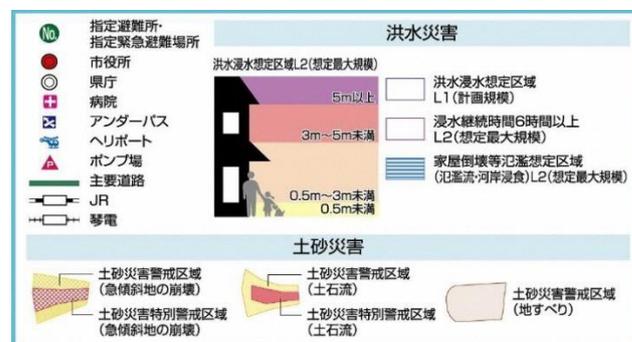
委託先選定方法 特命随意契約

履行期限 令和3年4月30日

業務内容 令和2年度に作成した洪水浸水等防災マップについて、修正する業務。変更地域に配布する防災マップを印刷する。



高松市洪水浸水等防災マップ



表記 ともに高松市ホームページより

② 選定事務

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。

随意契約の理由には、次のように記載されている。

「高松市洪水ハザードマップ」は、令和2年6月に作成し、全戸配布しましたが、ハザードマップの基になっている香川県作成の浸水想定区域図に誤りがあったことから、当該ハザードマップを修正し、市民に周知する必要があります。

左記業者は、「高松市洪水浸水等防災マップ作成等支援業務」の契約業者（令和元年10月30日契約額11,330,000円）であり、高松市洪水ハザードマップを作成していることから当該マップについてのノウハウやマップ作成時データを保有しているうえ、コスト面でも安価で迅速かつ適正に業務を遂行でき、また、誤ったマップが市民に配布されていることから早急に修正し再配布することが必要で、時間的猶予がないことから、左記業者を選定したことによる。

この契約は、防災マップの浸水エリアについて、作成の根拠であった、県の洪水浸水想定区域図が誤っていたことから、修正を反映して作成しなおすものであり、修正前の防災マップ作成者に特命随意契約により委託することは、適当と思われるが、根拠は2号ではなく、5号及び6号に該当すると思われる。

次の表は、当初の契約と、修正のための契約とを比べたものである。当初契約は、内容の選定や、地元説明なども業務に含まれており、修正については、これらは含まれていない。当初業務に比べ、業務量は少ないように思われるが、印刷部数に対する単価は、2割弱安くなっている。価格の妥当性については、委託先の見積もりに基づき判断されている。

契約	印刷部数	期間	金額（円、税込）
当初	203,000	R1.10.31～R2.5.31	11,330,000
修正	110,000	R3.3.25～R3.4.30	5,137,000

なお、修正前の防災マップについては、令和元年に、プロポーザルにより委託先が決定されている。

修正業務の元の契約であり、プロポーザルの概要は次のようなものである。

他のプロポーザルの選定委員が5人であることが多いのに比べ、3人の評価者数は少ないように思われるが、3人の評価は一致していた。

選考委員の人数	選考委員の類型	応募者数	金額の客観基準
3	関連部署の職員	2	客観基準のみ

・評価は、A～Eの5段階で評価されており、配点に応じて事務局で計算されていた。

評価項目と配点は次の通りである。

評価項目	配点
企画意図・業務の理解度	10
提案内容・適格性	10
提案内容・独創性	15
提案内容・表現性	15
提案内容・業務工程	10
組織力・体制	15
組織力・業務遂行能力、実績	10
経済性・価格の評価	10
合計	95

監査対象年度に行われた契約ではないが、プロポーザルに関する共通意見を参考までに記載する。

(意見-共通 ㉔) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

(意見-共通 ㉕) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合で、提案内容を評価した場合には、評価した提案内容が確実に実現されるよう、契約書などに盛り込むことが望まれる。

また、実際に実施されたかどうか、期待通りの効果があったか、などを検証し、検証結果が記録される仕組みを作ることが望まれる。

(意見-共通 ㉖) プロポーザルに関するガイドライン等を策定し、予定価格の水準や、評価の内容により、選定委員の最低数を、あらかじめ決めておくことが望まれる。また、予定価格が一定金額以上のプロポーザルには、外部委員を入れることなどについても、検討が望まれる。

(意見-共通 ㉗) 委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。

(意見-共通 ㉘) 評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

③ 検収

データ及び印刷物の納品により、契約は完了し、検収調書が作成される。

なお、保証期限は1年間とされている。

(意見-共通 ㉔) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

④ 関連業務

印刷された防災マップの配布についても、外部に委託している。一般的な業務であるため、修正分の配布についても、見積もり合わせによって委託先を決定している。

修正配布業務は、令和3年4月に行われた見積もり合わせで、(株)高松リビング社が、前回の単価の半分以下(6.2円)で引き受けている。他の配布作業とエリアが重なったため等の理由とのことであるが、高松市は、他の部署でも世帯配布業務が発生すると思われる。毎月配布される市報は、議会の配布物と同時に配布されているが、単発で発生した当契約について、単価情報は、経常的に実施する部署と共有されない場合もある。市の印刷物の配布について、どのような条件下で、安価で配布可能であるのか、業者に確認し、一定の条件が明確にされたような場合、他の部署で利用可能であれば、情報を共有することが望まれる。

(意見-共通 ㉕) 市の他の課でも共通して実施する業務に関し、契約の内容、入札結果などのうち、特記すべき事項があれば、「最近の契約事務トピックス」などとして情報共有されることが望まれる。

(3) 市政基幹システムの管理 (現: 情報マネジメント課)

1) 市の業務

① 経緯

市の基幹システムに関し、当初は、市にホストコンピューターを置き、委託業者及び職員がシステムを構築していたが、プログラムを制作した者が退職すると、他の者では、プログラムの修正ができないことなどから、市は、新たなシステム導入を行った。これにあたっては、平成21年度に、その時点のシステム状態を分析し、次期システムの導入、運用・保守方法についても最も費用対効果を高めるため、コンサルティング会社に依頼し、情報システム最適化計画を策定し、その計画に基づいて、システムを導入し、運用している。

令和2年度の1次予算は次の通りである。運用管理に2億円程度を、税制改正対応に47百万円を要している。

(単位:円)

項目	予算計上額
【枠外】 ネットワークシステム運用管理委託 (計 16 件)	229,542,360
【枠外】 税制改正対策業務委託 (計 3 件)	47,740,000
【枠配分】 保守委託 (計 2 件)	9,887,688
【枠外】 本庁舎ネットワーク機器 (計 2 件)	364,796

令和2年度の保守関係の随意契約の内訳は次の通りであり、ベンダーも数社に分かれている。これは、分野ごとに強いベンダーがあるなど、統一することは困難であったとのことである。

受託者	保守	法改正対応	レイアウト改訂	(単位:千円)	
				当初構築費	当初構築年
富士通(株)	47,470	45,540	-	740,174	H23
(株)アイネス	34,123	-	1,595	333,832	H25
日本電気(株)	23,375	-	7,920	614,842	H24
(株)両備システムズ	27,331	-	-	14,013	H26
(株)富士通四国インフォテック	14,067	-	-	21,485	H26
日本電気(株)	45,840	-	-	210,037	H22
合計	192,206	45,540	9,515	1,934,383	

サーバーは、5年ごとに入れ替えるため、基幹システムも見直しを行うが、基幹システムの構築には、3年程度の期間が必要であり、費用も数億円に上る。

デジタル庁が発足し、国が用意したクラウド（ガバメントクラウド）を利用したシステムにより、各自治体でそれぞれにシステム構築する必要がなくなる予定である。このため、市は今後、ガバメントクラウドを利用したシステムの導入を予定している。

② 選定

システム構築の選定にあたっては、システム構築業者が、導入後の保守も含めて行うことを原則としている。また、緊急時の保守のために、連絡すると30分以内に市役所に来ることができることを条件としている。

(意見-共通 ②) 入札等により、システムや特殊機器等、構築・設置後の専門的なメンテナンス(保守)が必要なものの新規構築の実施者を選定する場合には、保守も含めて実施者を決定すること、法令等の改正に伴い、頻繁に改訂が必要なシステム等にあつては、改訂への対応も含めて、実施者を決定することを原則とする必要がある。

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。システムの保守契約の随意契約の理由としては、おおむね次のように記載されている。

既存情報システムの運用及び保守であるため、システム設計・構築した者以外が行うことは技術的に困難であるほか、瑕疵担保責任の問題が生じることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、シ

システム保守については、次の項目に該当するものと思われる。

B システム開発者が排他的権利を有する情報処理システムの改定、保守業務

C システム開発者以外が改定・保守を行うと、不具合があった場合の責任の所在が不明確になる場合

システム保守は、2号に該当する典型例と思われるが、契約事務を行う中で、市が根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。

ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

市は、同じシステムを利用している他自治体と情報交換し、保守料金が他自治体と同等レベルであることを確認している。

(意見-共通 ⑫) 随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。

③ 検収

当課は、月次で運営状況報告書を入手し、毎月、保守実施事業者を集めて保守定例会議を開催し、保守管理の実施状況を確認している。

担当部署では、他の同様の市町と同じパッケージの保守料情報を入手しており、金額の適正性を検討している。

それぞれ、実績のある業者を選定していることから、保守管理の実施状況に比べ、法外な金額を請求する者はないとのことである。

(意見-共通 ④) システム等の保守については、作業報告等から、作業内容が保守料に見合うものであることを検討する必要がある。保守の工数表、保守料の比較検討表などを作成し、検討を行った証跡を残すことが望まれる。月次あるいは半期程度の工数表等を作成することが望まれる。

(4) 高度無線環境整備推進業務（現：情報マネジメント課）

1) 市の業務

高松市は、超高速情報通信網の整備を推進しているが、高度無線環境が未整備である男木・女木地域については、同地域の情報格差の解消及び地域活性化を目的とし、国庫補助を活用して整備を行うこととしている。

整備については、女木地域にはすでに海底ケーブルが施設されており、そこから各地域が接続可能になる工事のみが必要であり、民設民営で行われた。男木地域には女木からの海底ケーブルの敷設も必要であった。人口の少ないエリアであり、民間事業者による整備及び運営が可能であった女木地域とは異なり、国庫補助を活用し、整備された。男木地域については、事業者の採算性等の理由により、市が一部補助金を財源として整備を行い、事業者と設備の賃貸借契約、及び設備の保守委託契約を締結し、事業者が管理運営する、公設民営方式で整備が行われた。

2) 男木地区高度無線環境整備推進事業（委託－特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 667,920,000 円（消費税込み）

委託先 西日本電信電話 株式会社

応募者数 1

委託先選定方法 公募

履行期限 R4年3月31日

業務内容 男木島まで、海底ケーブルを敷設し、無線局を設置し、男木地域での高速通信を可能にする。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

島民が希望する整備及びサービス提供内容について、公設民営方式で整備意向がある事業者が左記業者1者であり、島内通信整備の接続など専門性の高い施工技術が求められ、設計と施工との連携が必須であり、一般競争入札では、その目的を実現することが困難であるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであり、市の理由は妥当であるようにも思われるが、2号として一般的に例示されている、どのケースに該当するか、不明である。契約事務を行うにあたり、市は、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照)

- ① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

・金額の決定

委託先である西日本電信電話(株)から、設計部分と工事部分を合わせて見積徴取し、予算額を決定している。

(意見-共通 ⑫) 随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。

(意見-共通 ⑳) 委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。

・選定方法

高松市の指名名簿に掲載されている事業者に、事業に関する情報を提供し、応募検討の可否を問い合わせたところ、「検討する」という回答は、1者のみであった。同時に、ホームページでも情報を公開したが、応募はなかったとのことである。

事業の規模や性質から、応募できる事業者は限定的であったと思われるが、説明会には数社が訪れたとのことである。

担当部署が確認したところによると、海底ケーブルの敷設等について、日本の事業者で、国内で施工可能であるのは、NTTのみであるため、応募が1件であったとのことである。

(5) スマートシティたかまつ(現:デジタル戦略課)

1) 市の業務

総務省の地域情報プラットフォーム構想のモデル事業として、高松市は同省の補助事業として、スマートシティたかまつの実現に向け、IoT共通プラットフォームを構築している。

これは、平成29年度に、プロポーザルにより実施事業者を選定して構築されたものである。高松市のデータを含め、共通のプラットフォームにデータを貯めていく仕組みであるが、高松市では、防災情報をこの仕組みに載せて公開している。

これは、自治体の ICT・データの活用による地域課題解決に向けて、防災・産業・医療・交通など様々な領域の民間事業者でも活用されることを期待して作られたものであるが、現在のところ、市以外の者による活用は限定的である。市では、IoT 共通プラットフォームの構築と並行して、官民連携組織である「スマートシティたかまつ推進協議会」を設立し、様々な領域におけるデータの活用や連携について提案や検討を行うとともに、複数の実証実験を支援してきたとのことである。

総務省は、モデル事業を行う自治体ごとに、制度の趣旨に沿って、創意工夫の上、システムを構築することを意図し、詳細な仕様を指定していないとのことである。また、この補助事業については、採択条件として、首長の強いリーダーシップが挙げられており、防災は、当初より利用が予定され、併せて構築されている。民間でも活用されることを期待した事業ではあるが、当初の主目的には供されているものの、高松市での活用状況は活発と言えない状況である。担当部署では、掲載するオープンデータについて、他自治体の状況も勘案し、データを増やすよう毎年各課に依頼をかけているとのことであるが、例えば他自治体では、コロナ関係の情報が掲載されているところもある。もう一步踏み込んで、公開することが望ましいオープンデータをリストアップし、市の各課に依頼することが望まれる。

2) スマートシティたかまつ IoT 共通プラットフォーム実証環境運営支援（委託－特命随意契約）

① 契約内容

契約額・契約先等

委託先	年額(円)
(株) S T N e t	2,362,800
日本電気(株) 四国支社	1,999,800

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 令和3年3月31日

業務内容 共通プラットフォームの利用を促進するため、市が運用する共通プラットフォームと同様のシステム環境（実証環境）を用意するとともに、企業や大学等が実証環境上で様々な開発・テスト・実験等を行うことができるよう、技術的サポート体制を整備する業務である。

② 選定

特命随意契約の理由としては、他のシステム関連保守と同様に、次のように記載されている。

既存情報システムの運用及び保守であるため、システム設計・構築した者以外が行うことは技術的に困難であるほか、瑕疵担保責任の問題が生じることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、システム保守については、次の項目に該当するものと思われる。

B システム開発者が排他的権利を有する情報処理システムの改定、保守業務

C システム開発者以外が改定・保守を行うと、不具合があった場合の責任の所在が不明確になる場合

システム保守は、2号に該当する典型例と思われるが、契約事務を行う中で、市が根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

なお、平成29年のプラットフォーム構築にあたっては、プロポーザルにより実施者が決定されている。高松市では、ベンダー系の企業である日本電気(株)が構築しているが、他のモデル地域を見ると、コンサル系の企業が構築する例もあるとのことである。

当初プロポーザルの概要は、次のとおりである。

・応募者数 1者

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
5	職員のみ	客観評価のみ

・評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て5点満点で評価する。

選考委員5人の評価傾向は一致していた。

項目	配点
提案内容	65
本業務に対する考え方とシステムの全体像	
提案内容の実現性	
本業務における初期的なWBS	

項目	配点
システム機能要件	
システム構成	
システム管理	
システム構築	
実施体制	
運用・保守	
業務スケジュール	
その他	
ヒアリング(業務スキル)	15
見積書(提案価格)	20
合計	100

監査対象年度に行われた契約ではないが、プロポーザルに関する共通意見を参考までに記載する。

(意見-共通 ⑳) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

(意見-共通 ㉑) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合で、提案内容を評価した場合には、評価した提案内容が確実に実現されるよう、契約書などに盛り込むことが望まれる。

また、実際に実施されたかどうか、期待通りの効果があったか、などを検証し、検証結果が記録される仕組みを作ることが望まれる。

(意見-共通 ㉒) プロポーザルに関するガイドライン等を策定し、予定価格の水準や、評価の内容により、選定委員の最低数を、あらかじめ決めておくことが望まれる。また、予定価格が一定金額以上のプロポーザルには、外部委員を入れることなどについても、検討が望まれる。

(意見-共通 ㉓) 委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。

(意見-共通 ㉔) 評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

(6) 市政広報（広聴広報課）

1) 市の業務

高松市は、市民に対して、市政情報を提供する。提供手段は、市のホームページ、テレビ番組、ケーブルテレビ、毎月の広報誌など、多様である。

2) テレビ番組制作契約（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額・委託先・入札者数 次を示す
委託先選定方法 プロポーザル
契約期間 年度

業務内容 市の指定する内容のテレビ番組を作成し、自局で指定回数以上を放送する。

② 選定事務

・見積・企画徴収期間

それぞれ1日から3日間と短い。ただし、見積徴収依頼書を送付した日から提出期限までの期間は、14日から22日をとっており、応募に必要な情報がいきわたるための期間は、十分に確保していると判断されている。企画に必要な期間としては短いようにも思われる。

（意見-共通 ②） 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のもが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札ガイドラインで、高知県では「60日以上」、横浜市では「最低でも1か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
4-5	担当部署の職員のみ	客観基準のみ

・選定結果（契約額は消費税込みの金額）

番組内容	制作数	契約額（円）	契約先	指名	入札
市政紹介	14分 2本	1,232,000	岡山放送(株)	5	1
市政PR	3分 毎月	1,478,400	西日本放送(株)	5	1
歴史・文化紹介	14分 2本	1,676,180	テレビせとうち(株)	5	4

毎回同じ局のみが応募している市政PR、市政紹介の2つの番組については、指名している他の事業者に対して、なぜ入札しないのか、について聞くことも必要かと思われる。

(意見-共通 ①) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

現状を見ると、市政PR番組では、月1回という放送条件に対し、毎週金曜日に放送されており、定着感もあるなど、同一の局で継続することによる広報効果も見られる。このため、他局が応募しないのではないかとと思われる。逆に、現在放送している局が、応募してなくなると、番組が無くなる可能性があるようにも思われる。市としては、継続することの広報効果も考慮し、他の事業者がなぜ入札しないのか、という理由によっては、非公募で指名し、番組自体の継続を判断することについても、検討が望まれる。

・評価

評価項目と配点は細目の有無を除き、共通している。

評価項目	細目	配点	客観評価
企画提案内容		55	
	企画	20	
	構成	20	
	適切性	15	
視聴促進(客観評価)		20	20
	再放送の有無	12	12
	テレビコマーシャルの有無	5	5
	視聴促進手段の有無	3	3
放送時間(客観評価)		22	22
見積価格(客観評価)		3	3
	合計	100	45

・企画提案内容の評価については、評価者により差も見られたが、番組の内容やデザイン等に関する評価であり、差が発生することが自然な項目である。

価格に関する配点は3点と少ないが、4者の応募した歴史番組でも、上限額に張り付いている。配点を大きくすると、金額が変わるかについては不明であるが、価格よりも放送時間や、再放送の有無などが、委託の効果に大きく左右すると思われ、金額に関する配点ウエイトが低い点について、不相当とは考えられない。

・結果通知

選定結果については、個別に通知される。

(意見-共通 ⑩) 評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

例えば、次のような事項である。

- ・全ての応募者について、評価された部分があればその点について
- ・選定された者について、より留意が望まれる部分があればその点について

インターネットの普及とともに、広報媒体も多様になっている。高松市でも、ケーブルテレビでの放送や、インターネットでの動画配信も同時に行っており、動画配信の画面では、市の様々な部署で作成されたコンテンツも配信されている。

ラジオによる市政広報も、継続して実施しており、テレビによる広報と同様に、プロポーザルにより実施されている。

番組内容	制作数	契約額 (円)	契約先	指名	入札
・市からのお知らせ (制度・イベント) ・子供向け番組	・週3放送 毎週更新 ・週1放送 毎週更新	1,695,168	F M高松	3	2

ラジオ番組については、高松市広報ホームページの「その他の広報媒体」に掲載することが望まれる。

③ 検収

各放送終了後、実施報告により検収している。検収結果の評価は、全て「良」である。

毎月のPR放送以外の2委託については、高松市にデータでも納品される。これらは、市のホームページからも閲覧できる。

また、PR放送についても、市が放送内容を使用することはできる。

④ 効果

放送時の視聴率は確認されているが、仕上がった番組について、市民が興味を持つような内容になっているか、かつ内容がわかりやすくなるよう工夫されているか等、広聴広報課・担当課で確認(評価)が行われる。

当業務については、全体での評価は実施されているが、プロポーザルで評価された内容が、番組に反映されているかどうかについて、事後に評価を行うことを原則とすることが望まれる。

(意見-共通 ⑪) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員に

より、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

④ 関連業務

広聴広報課では、地元ケーブルテレビで、市政情報番組を放送している。地元ケーブルテレビは1者であることから、特命随意契約により、(株)ケーブルメディア四国に委託している。令和2年の契約額は、8,862,480円(消費税込み)であり、月額70万円強である。

3) 声の広報制作業務(委託一団体との特命随意契約)

① 契約内容

契約額 762,216円(消費税 免税)
委託先 公財)香川県視覚障害者福祉協会
委託先選定方法 特命随意契約
契約期間 R2.4.1 ~ R3.3.31
業務内容 視覚障がい者向けに、高松市の「声の広報」を制作し、発送用CD100枚及びマスターCDを毎月作成する。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

本業務は、視覚障がい者向けに市政情報を提供するために行うもので、業務に特殊性があるため、視覚障がい者の福祉増進や、自立更生等を目的として設立され、香川県の同種業務を行っている左記団体でなければ提供できない業務であることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、次の項目に該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

市報の単純な音読ではなく、同団体の会員が主な利用者であることから、当初は配送も、同団体が行っていたとのことである。現在は、個人情報等の関係もあり、発送は市が行うが、番組制作は同団体が最も適しており、他に適当なものはいないとのことである。

妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示し、随意契約による理由の欄には、どれに該当するか明らかになるように、記載する。

② 2 号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

なお、同団体は、消費税等の免税業者であるが、購入する CD などには消費税が含まれており、これらを積算した金額で見積もりされている。

③ 検収 毎月、納品の都度、内容を確認し、検収されている。

4) 市報配布業務 (委託)

① 業務の内容

高松市は、毎月「広報高松」を制作し、市内各世帯に配布する。配布業務は、高松市連合自治会連絡協議会のとりにまとめにより各地区校区連合自治会が行ってきたが、自治会加入率の低いことなどから、監査委員の指摘により、令和 2 年度より、委託により配布されている。委託は入札によって委託先が決定された。それに先立ち、市は全てのコミュニティ協議会に対し、自治会非加入世帯も含み、配布業務を行うか、委託によるかを選択させている。

これにより、国分寺北部、新塩屋町、男木、女木については、コミュニティ協議会が配布を行い、委託の金額は、入札により決定した単価によっている。

② 契約の内容

契約先 NTT タウンページ(株)
 契約金額 単価契約
 契約期間 令和 2 年 5 月 1 日号から令和 3 年 4 月 1 日号まで
 入札者数 2 者

令和 2 年度には、水害ハザードマップの配布業務が同じく単価契約にて行われているが、2 回目の配布については、極めて安い単価で配布が行われている。高松市全域への配布については、実施可能な業者が限定されることから、契約区域を細分することなどの検討も必要と思われる。また、コミュニティ協議会による配布業務についても、現状では、配布している 4 地域が継続するか、順次止めていくものと思われる。

それぞれの配布数は次のとおりである。

	委託	国分寺北	新塩屋	女木	男木
配布数	185, 873	5, 296	2, 350	84	105

市は、配布方法を検討する中で、高松市連合自治会連絡協議会と協議において、自治会において区域内の全戸に配布することは難しいとの回答を得ており、それに基づいて現在の配布方法を取っている。自治会による全戸配布は、災害時を想定した居住者の把握、という視点からは推奨することが望ましい。また、比較的小規模なコミュニティが多く、小規模な単位であれば、全戸配布も可能であると思われる。自治会活動の活性化という視点からは、まず、住民を把握することが重要であり、今後の課題として、コミュニティ協議会を構成する、より小さな単位である自治会ごとなどに、配布の可否を問うことについても、検討することが望まれる。

また、別項に記載している、防災マップの修正配布業務は、令和3年4月に行われた見積もり合わせで、(株)高松リビング社が、前回の単価の半分以下(6.2円)で引き受けている。担当部署である危機管理課においては、他の配布作業とエリアが重なったため等の理由とのことであるが、高松市は、他の部署でも世帯配布業務が発生すると思われ、どのような時に安価で配布可能であるのか、業者に確認し、他の部署で利用可能であれば、情報を共有することが望まれ、当課においても、配布業務についての情報共有を行うことが望まれる。

(7) 市民相談 (広聴広報課)

1) 市の業務

高松市は、市役所本庁舎の1階に、市民相談コーナーを設け、市に対する意見・要望を聞くほか、市民の「日常生活のいろいろな相談」に応じている。

一般相談のほか、専門性の高い相談として、人権相談、行政相談、弁護士法律相談、司法書士法律相談、社会保険労務士相談、行政書士相談、土地家屋調査士相談、調停相談、市税相談、戸籍相談、緑化相談を行っている。

相談件数は、次のように推移している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談窓口自体を閉鎖した時期もあることから、件数は減少している。

	H28	H29	H30	R1	R2
市政相談	3,165	3,429	4,432	4,448	3,801
一般相談	2,781	2,559	2,602	2,186	1,969
専門相談	1,821	1,652	1,701	1,726	1,336
うち弁護士法律	918	939	917	916	702
合計	7,767	7,640	8,735	8,360	7,106

高松市 市政概況より

このうち、弁護士法律相談は、土曜日に庁外でも実施しており、香川県弁護士会に随意契約により、派遣依頼している。令和2年度現在で、市費により派遣依頼をしている相談は、

このほか、司法書士法律相談のみである。

2) 弁護士法律相談委託（委託—団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 単価契約（3時間 20,900円、土曜日は26,125円）

令和2年度支出予定額 3,594,800円

委託先 香川県弁護士会

委託先選定方法 随意契約

契約期間 年度

業務内容 高松市の定める相談日に、所定の場所に弁護士を派遣し、派遣された弁護士は、市民の法律相談に対応する。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

市民相談業務のうち、専門的な相談については、専門相談員が問題解決に努めているが、特に法律上の問題については、その専門機関である左記団体に業務委託し、市民の法律相談に応じていることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、どのケースに該当するか、不明である。当契約については、入札によらなかった理由が釈然としない。2号の理由としては、H 講演、講座の講師等、相手を特定して依頼する場合というものがあるが、これにも該当しないと思われる。契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見—共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34ページ参照。）

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

他に実施可能なものがない、という理由は、入札を実施したうえで、応札者が1名の場合の理由としては適当であるが、入札を行わない理由としては必ずしも適切とは言えない。

(意見ー共通 ⑩) 「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

他の同様の相談制度を利用した市民からは「自分の話ばかりして、相談は自分の事務所に来なさいと言われた」という話も聞く。対応する弁護士についても、例えば、「弁護士会の処分を受けていない人」、などの指定も行っていない。弁護士会は、公平な立場であることを望まれるため、希望があれば派遣するものと思われる。以前、裁判所が、特定の業務について、「あまり変な弁護士を指名されては困る」というようなクレームを弁護士会にしたところ、弁護士会では、「会員は公平なので、希望する者があれば、順次推薦する。」と答えたと聞いたことがある。3時間2万円強という報酬は、弁護士報酬としては安価なのかもしれないが、回数を減らしてでも、市が、一定の品質を担保できるような相談を実施することが望まれる。

なお、市は、アンケートを実施している。アンケートの内容及び結果は、次のようなものである。

相談の満足度を「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」と5段階に分類しており、御意見・御感想を自由に記載できるようにしている。

令和2年度の利用者満足度（「満足」、「やや満足」を合わせた数）は、弁護士法律相談では75%、司法書士法律相談では81%となっており、一定の品質は担保できていると考える。

「不満」と記載されているものについても、特に対応はされていないが、アンケート結果は、弁護士会に送付し、弁護士会で次の派遣に関し判断をゆだねている。現在のところ、大きなクレームは発生していないことから、弁護士会に一任しているものと思われる。

弁護士会との契約が継続する場合には、次の点についても、検討が望まれる。

- ・ 弁護士派遣については、現在の契約内容を見直し、推薦を受けてその中から選任し、市が直接依頼することについて

- ・ 派遣される弁護士に関して、市が何らかの条件を付すことについて

③ 検収

毎月、香川県弁護士会から実施報告書及び請求書が送られる。実施日数に応じて、担当弁護士に直接、市から報酬を支払っている。

(8) ふるさと納税（納税課）

1) 概要

ふるさと納税は、納税という名称が付されているが、寄付控除の制度である。

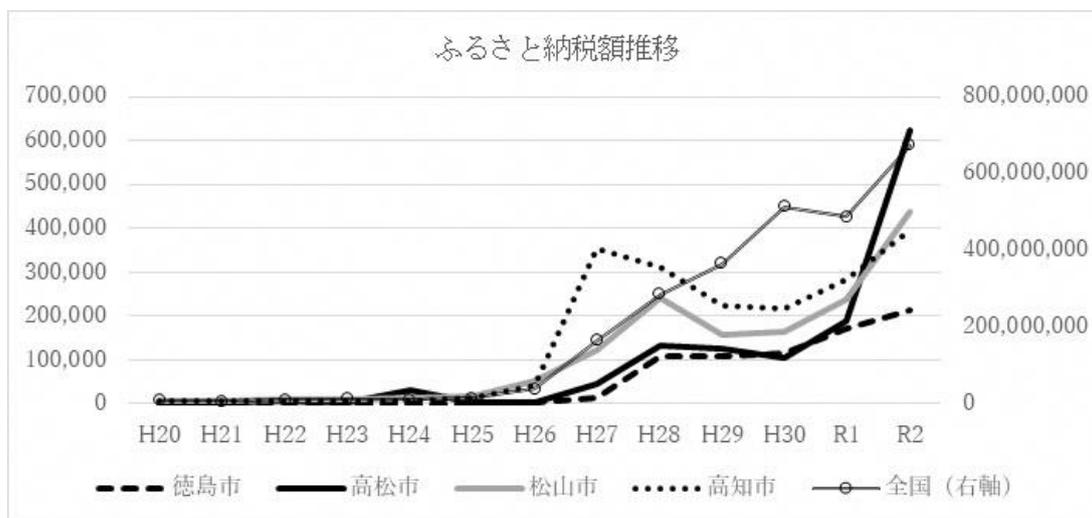
高松市の子供たちは18歳まで地元で育ち、教育を受けても大学受験あるいは就職を契機にふるさとを離れ、首都圏や京阪神地方で働き、税もこの地域で納付する人も多い。高齢になって故郷に帰る人もいるが、それでも、働いて納税する期間のほとんどは市外で過ごすことになる。このような問題意識から、働く世代にも、故郷に納税できる仕組みを検討するなかで、他の要素も加わり、平成20年から導入された。これは、ふるさと納税として寄付した金額から2000円（平成27年改正後）を引いた金額が、上限はあるものの、所得税や住民税から控除される。

当初は、低調であったが、寄付に対して、返礼品として贈られる地元の特産物などを考慮すると、税の減額と返礼品を併せて考えると、寄付額を超えたメリットがあると認識されるようになった。また、平成27年には、寄付枠も増やされたり、税額控除もワンストップで行えるなどの制度改正が行われた。

民間では、ふるさと納税を簡単に行えるポータルサイトが複数立ち上げられ、それぞれのサイトに登録された全ての返礼品を、簡単に検索できるようになると、返礼品のみに着目した寄付が活発に行われるようになってきた。ポータルサイトでは、返礼品によるランキングも簡単に表示されることから、寄付額は増えたものの、自治体による返礼品合戦が過熱し、地元以外の人気商品を返礼品としたり、寄付額のほとんどを返礼する自治体も見られる事態になった。

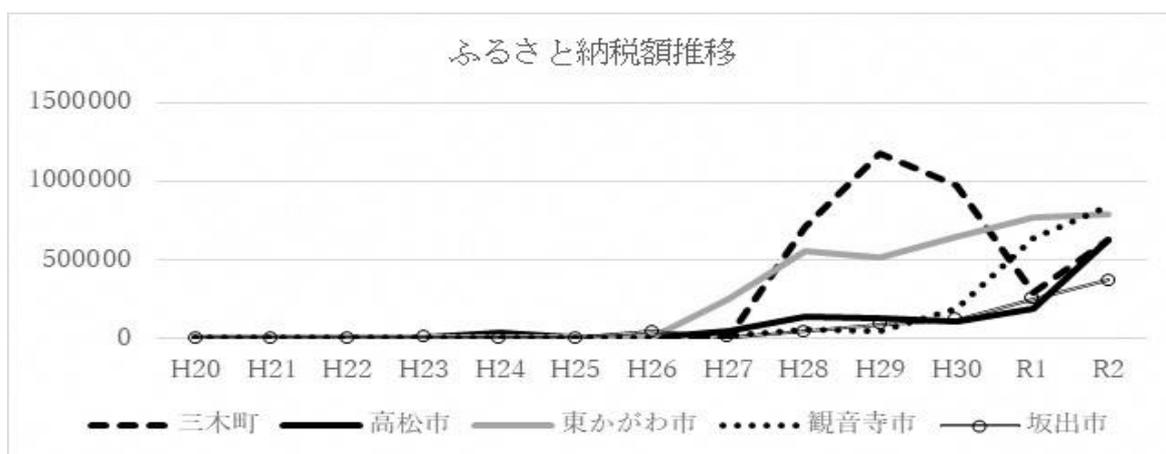
このため、総務省は、返礼品およびふるさと納税に、寄付額の上限割合を定め、また、自治体内に関連する産品に限定するなどの規定を定め、これを守らない自治体については、寄付者が寄付金控除を受けられなくするという措置を取った。

四国内の県庁所在市と全国の、ふるさと納税の寄付額の推移は次のようになる。この表でもわかるように、高松市の税額は、令和2年に急伸している。



その理由について、市の担当部署では、コロナ禍の外出控えなどの影響で、全体の寄付額も増えているほか、返礼品を追加したり、扱うポータルサイトを増やしたためではないかと分析している。寄付金には、所得により上限額があるため、同じ返礼品でも金額を細分することで、蜜柑が欲しいけれども、寄付額は、XX千円に抑えたい、とか、12月にあとXX円の枠が残っているが、何か良いものはないか、というような、寄付者の多様なニーズに合ったものと思われる。

香川県内の他の市と比較すると、県内の多様な返礼品を用意した三木町は、一時期大きく寄付額を伸ばしたが、総務省による規制強化により減少している。また、市内で行われている蝶鮫の養殖によりとれた、キャビアも返礼品として人気で、東かがわ市は、コンスタントに高水準を維持している。



(総務省公表数値より。前のグラフも同様。)

2) 高松応援寄付金事務の一括代行業務 (委託-特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 受付業務に関し、寄付金の13.2%相当額及び配送手数料として4.4%

委託先 (株)さとふる
 委託先選定方法 当初プロポーザル方式
 契約期間 H30年7月～3年間
 入札者数 4者
 業務内容 高松市へのふるさと納税について、他のポータルサイトからの申し込みも含め、受付から発送業務までを行う。

当初の導入にあたっては、平成30年に、プロポーザルによる選定を行っている。選定から相当年が経過しているが、特命随意契約により維持管理を行う根拠となっているので、選定事務について概要を記す。

- ・プロポーザル方式による選定の概要は次の通りである。

選考委員の人数	選考委員の類型	応募者数	金額の客観基準
5	担当部署の職員のみ	4	客観基準のみ

- ・5人の評価は一致している。
- ・評価自体は全てA～Eの5段階で評価されたとのことである。
- ・評価項目と配点

評価項目	配点
事業者としての受託実績	5
ふるさと寄付金受付サイトの利便性等について	25
指定代理納付について	10
お礼品の発注管理、配送等について	20
寄付に関する問い合わせ及び苦情対応について	10
プロモーションについて	20
導入計画について	10
業務の効率化について	25
提案価格について	20
プレゼンテーションについて	5
合計	150

令和2年度は、寄付額が急増し、寄付額の一定割合を支払う当委託業務に関する予算が超過し、2度も予算が増額されている。

契約の性質から、一旦選定されると、大きく事情が変わらない限り、継続して、特命随意契約による契約が行われることを予定しているプロポーザルであるが、後に記すように、状況が変化する場合は、順次見直されていくものと思われる。

3) ポータルサイト（委託－特命随意契約）

① 契約の内容

契約の方法 特命随意契約

② 選定

ポータルサイトのうち、実績などから4社を選定したとのことである。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものである。他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中では、次の項目に該当すると思われる。

H 講演、講座の講師等、相手を特定して依頼する場合

I 新聞、雑誌や切手など、価格が固定され、競争が行われないもの

契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34 ページ参照。）

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示し、随意契約による理由の欄には、どれに該当するか明らかになるように、記載する。

② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

4社の手数料等を比較すると、次のようになる。表に記載しているもの以外にも、一括業務委託をしても、決済方法の相違などにより、複数業者を利用することで、事務は煩雑になっている。

（単位：千円）

運営会社	ポータルサイト名	主な契約内容	令和2年度寄付額
(株)さとふる	さとふる	寄付額の13.2%	330,535
楽天(株)	楽天ふるさと納税	寄付額の5.5%	162,158
(株)トラストバンク	ふるさとチョイス	条件に達するまでは定額/月 その後、寄附額の5.5%	61,077
(株)アイモバイル	ふるなび	寄付額の11%	35,953

※高松市への入金データから作成、ただし楽天のみ、システム集計締日の関係で、実際の入金額と若干異なる。

総務省により、返礼品については、寄付額の3割以内、寄付金の募集に要する費用については、寄付額の半額以内とされている。

先程のグラフの自治体について、総務省の公表する数値より、ふるさと納税に係る費用の

割合を比較すると、次のようになる。

(単位：%)

自治体	返礼品	輸送	広報	決済	事務	合計
徳島市	27.4	5.2	2.2	4.6	5.2	44.6
高松市	23.4	10.3	0.2	0.2	13.5	47.6
松山市	27.7	7.2	0.0	1.3	12.2	48.4
高知市	29.3	6.8	0.3	2.0	8.4	46.8
三木町	24.6	8.8	1.9	3.0	0.0	38.3
東かがわ市	28.5	12.3	0.1	1.8	10.7	53.4
観音寺市	27.0	9.0	5.0	1.5	4.6	47.1

高松市は、四国内の他市に比べると、事務費が高い水準にあり、返礼品自体の割合は、比較的低い水準にあることがわかる。

高松市は、ふるさと納税にかかる事務費が他市よりも高く、その要因は、ポータルサイト運営会社への委託によるものと思われる。現在は、ポータルサイトにより、利用が拡大しているが、定着後には、ポータルサイトごとの寄付額と、利用による寄付額増加要因の分析と、委託による事務の削減量の試算などを見ながら、利用するポータルサイトの絞り込みなどを検討してゆくことが望まれる。

4) 返礼品の選定 (選定)

① 選定方法

返礼品については、高知県内の自治体で、返礼品に選定する見返りとして金品を要求した職員がいたことなどが報道され、公平な取り扱いが求められる。

高松市での返礼品の追加登録は、市内事業者からの希望、あるいはポータルサイトからの提案により行われる。市では、どちらからのものでも、登録希望に対し、市内産品であることなど、返礼品の要件に該当するか否かの検討を行い、要件を充たすものは全て承認している。

② 手続き

令和3年の新規登録希望に関して、内容を検討し、承認を受けたうえで、登録されていることを確認した。

③ 返礼品の分析

先ほど推移を示した四国内の市町及び各県の寄付件数及び寄付額について、自治体外居住者からの占める割合を示すと、次のようになる。県については、県内住民からの寄付も一定程度ある。一方、市町については、まれに住民からの多額の寄付があるようであるが、ほとんどが外部居住者からの寄付である。その多くは、返礼品から選択していると推測する。

(単位：件・%)

自治体	件数	寄付額	自治体	件数	寄付額	自治体	件数	寄付額
徳島市	99.9	99.9	三木町	100.0	100.0	徳島県	92.6	94.6
高松市	99.9	99.7	東かがわ市	100.0	100.0	香川県	95.4	94.9
松山市	99.7	91.9	観音寺市	100.0	100.0	愛媛県	91.5	49.9
高知市	99.8	98.3	坂出市	100.0	86.3	高知県	97.2	49.9

市は、委託業者からの報告に基づき、返礼品のランキングを作成している。

令和2年の業者別での申込件数の順位を見ると、果物業者が58,034件と飛びぬけており、1000件を超える業者数はこれを含めて4者であった。高松市の外郭団体である香南アグリームは、464件で、これらに次ぐ5位であり、申込実績があったのは54者であった。

品目別の上位を見ると、11月から翌年1月発送の温州みかんが唯一1万件を超えており、千件を超える11位までは、全て蜜柑、キウイ、桃、柿などの果物であった。香川県で開発された小原紅早生（蜜柑）、さぬきゴールドキウイ、香緑（キウイ）も上位に入っている。

(単位：件)

品目	柑橘	キウイ	桃	柿	合計
件数	17,485	11,936	2,983	1,018	33,422

1000件を超え、千件を下回る79件については、次のようになっている。

果物が最も多いが、果物同様に香川県で開発された巨大アスパラガスのさぬきのめざめ、全国で生産第2位のんにく及びその加工品が多くなっている。また、香川県で米を主材料に生産されている化粧品が入っている。

うどんは4品目が入っているものの、意外に件数が少なく、布団が入っていることも特徴と思われる。

寄付者は、ポータルページから品目を絞り込むため、他にあまり提供のないと思われる、乾燥にんにくや布団などの品目が高松市の申込品目上位に入っているのではと推測できる。

(単位：品・件)

分類	果物	野菜	乾燥 にんにく	化粧品	うどん	布団	加工食品	合計
品目数	35	20	6	6	4	5	3	79
件数	11,302	5,283	1,574	1,334	790	851	482	21,616

令和2年度の急伸は、これらの結果を見ると、返礼品のなかでも、柑橘類への人気が高く、これが寄与しているものと思われる。

なお、それぞれの申込数は少ないものの、家具や漆、庵治石などの特産品、市内の美術館

の提供品、宿泊券など、高松市ならでの、寄付額の大きなものも見られる。

高松市では、品目のほか、寄付金額によっても分析を行っている。

ふるさと納税創設当初の理念とは異なり、返礼品目当ての寄付が多くなっている現状では、ふるさと現住所も高松市である市民も、他自治体のふるさと納税を利用していると思われる。市の財政を考えると、他の自治体と比べ遜色のない、また割安な返礼品の開拓は重要事項である。

高松市では、全国の返礼品ランキングで常に上位にある肉類や海産物が、件数では上位に入っていない。オリーブ牛、オリーブ豚、オリーブハマチ、ハンバーグや練り物等の加工品は、登録方法を工夫すれば、もう少し人気が出るのではないと思われる。特に、高松市が毎年 2 億円を一般会計から支出している食肉センターでと畜された牛肉には、市の財政に、もう少し貢献してもらっても良いのではと感じた。

また、市の財政という視点のほか、返礼品に関しては、市内業者の扱う商品を、ふるさと納税ポータルサイトを通じて全国に宣伝するという効果もある。

この点も、考慮すると、次の点について、検討することが望まれる。

- ・人気の高い品目が常に申込み可能であるよう、用意すること
- ・高松市独自の製品であり、ふるさと納税に登録されていない品目がないか、検討すること
- ・寄付額、品目の分類ごとに、月別の申込数を分析すること
- ・全国の傾向に比べ、高松市で申し込みの少ない品目がないか、検討すること
- ・返礼品の内容、量など、イメージしやすい表示方法になっているか、検討すること
- ・寄付者からの意見を聞く窓口を公報すること

松山市、尾道市など、ふるさと納税申込者に、市の施設利用券を同封する自治体もある。

返礼率の計算に影響する可能性はあるが、返礼品目当てで申し込んだ寄付者に対して、高松市に関心を持ってもらう方法としては有効であると思われる、高松市でも、検討することが望まれる。

(9) 固定資産税 (資産税課)

1) 市の業務

固定資産税は、市が課税する地方税であり、固定資産の評価額を基に計算される。この評価額は、3年に一度見直される。このため、3年ごとに、1月1日時点の評価を行う。これにより評価された標準宅地について、毎年7月1日を基準として、評価を行い、時点修正を行って下落率を算定する。

固定資産の評価は、不動産鑑定士という国家資格を持つ者だけが行うことができる。

2) 鑑定業務委託 (委託一団体との特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額	5,200,000円 (消費税込み)
委託先	公財) 香川県不動産鑑定士協会 (以下、県鑑定士協会と呼ぶ)
委託先選定方法	特命随意契約
契約期間	R2.7.1~R2.8.14
業務内容	標準宅地の時点修正及び標準宅地の価格についての意見書作成

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

本件業務は、令和2年1月1日時点で鑑定評価をした標準宅地と同一地点の宅地の下落率を算出するため、鑑定評価との継続性及び連続性が重要となる。そのため、令和2年1月1日時点の標準宅地の鑑定評価を行った左記協会の他には履行できる事業者がないことによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものである。監査人が他自治体のガイドライン事例から拾い漏れている可能性もあるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったり当てはまる項目はない。強いて言えば、次の項目に該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

- ② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

また、「見積業者等一覧表」には、鑑定評価の連続性及び継続性が重要であるとされている。過去の評価過程などを参考にしながら評価されるためとのことである。

しかし、本来は、市の委託で実施された事務に関する知見は、市に集積されるべきであり、委託により、外部の団体に知見が集積されることは、その後の委託の公正かつ自由な競争を阻害し、市の業務の的確な実施、事後検証の実施可能性、などの点からも不適切である。

(意見-共通 ⑩) 市の委託により、実施された業務について、外部にのみ知見が蓄積されることのないように、委託による成果物(計算過程など)を含めて入手し、委託者の特別なノウハウに関する部分や、個人情報等公開することが不適当な部分を除き、誰でもアクセス可能な状態にする必要がある。

本件の不動産鑑定については、鑑定方法が決められており、鑑定士はそれに沿って鑑定する者であり、専門家としての判断による評価部分はあるとしてもノウハウの公開に当たらない部分も多いと思われる。

また、契約の変遷について、市では委託当初からの変遷は把握していない。

(意見-共通 ⑪) 特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。

鑑定士協会への委託業務は、固定資産税算定のために必要であることから、多くの自治体で共通に実施される業務であるが、随意契約により、鑑定士協会に委託している例も多い。

その実態について、2021年1月に、朝日新聞に、茨城県内での不動産鑑定について、自治体により単価が4倍の差があったと報じられた。

この報道によると、随意契約が31市町村に対し、13市町村は競争入札で契約していたとのことであり、県内平均単価は4万8,832円で、「最も高かったのは随意契約で委託している鹿嶋市で、6万7740円。一方、最も低かったのは今回から一般競争入札を実施している

かすみがうら市の1万6774円。」とのことである。

以下、デジタル記事の文面を引用する。

前回まで随意契約だったかすみがうら市は、今回は過去に市内の鑑定をした経験がある鑑定士を条件に、入札に切り替えて、平均単価は前回と比べて約65%下がった。担当者は「契約は入札が基本なのに、不動産鑑定だけ随意契約を採用している理由付けが難しかった」と説明する。

一方、随意契約を続ける自治体の間には、「地域の事情を理解している鑑定士にお願いしたい」（土浦市）などと説明する例が目立つ。協会と契約すれば、自治体の意向で鑑定士を決められる。自治体内の各地点のバランスの調整を協会に期待する声も目立った。

鹿嶋市では、契約前に複数の業者から見積もりをとるような作業はせず、鑑定士協会と契約した。担当者は「周囲の市町村に比べて価格が高いので、今後入札も検討する」としている。

最近報道された記事であり、高松市の単価も、茨城県平均よりは2割程度高いこともあり、入札の導入を検討する必要があるように思われる。また、単価について、他の自治体と比較することも検討が望まれる。

(意見-共通 ⑩) 「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

そのうえで、鑑定士協会への随意契約が継続される場合、契約書について、先の「知見が市に帰属するように」、という事項のほか、次の点について、変更する必要がある。

(意見-共通 ⑪) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること

- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- ヘ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

③ 同種の事業

令和 2 年度には、県鑑定士協会に対し、令和 3 年度高松市固定資産税路線価検証業務も委託している。(委託金額は、4,383,385 円 消費税込み)

その委託の特命随意契約の理由は、次のように記載されている。担当者が固定していること、鑑定士により評価結果にばらつきがあることを示しているようにも読める。もし、検証価格の調整が必要なのであれば、その部分を鑑定士協会あるいは別途鑑定士に依頼するなど、契約内容を分離できないか、検討することも必要と思われる。

左記協会に所属する複数の不動産鑑定士は、担当地区内の標準宅地の鑑定評価及び当該標準宅地の時点修正鑑定を行っており、標準宅地だけでなく、担当地区全域の地価動向、路線の状況など、路線価の検証に必要な情報・事情に精通している。また、土地の適正な評価のためには市内全域の路線価のバランスを調整することが非常に重要であるが、各不動産鑑定士の検証作業と並行して、左記協会が各不動産鑑定士の担当地区間の検証価格を調整することにより、市内全域でバランスのとれた適正な路線価を算出することができることによる。

(10) 地域共生社会の実現に向けた取組 (健康福祉総務課)

1) 市の業務

① 地域共生社会

第二次世界大戦後、国は、福祉の対象を、戦争未亡人(寡婦)、幼児、障がい者、高齢者など類型ごとに区分し、様々な施策を実施してきた。少子高齢化社会のなかで、一つの世帯で複数の課題を抱えるなど、従来の枠組みでは対応できなくなってきた。また、社会福祉関連支出も増大を続け、国や自治体の財政はひっ迫している。このようななか、地域共生社会の考え方が打ち出された。厚生労働省のホームページによると、地域共生社会について、次のように記載されている。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

高松市でも、

- ・地域の人みんなで助け合う仕組みづくり
- ・話しやすく分かりやすい身近な相談支援
- ・どんな福祉の困りごとにも対応できる仕組みづくり

という3つの目標を掲げ、高松型地域共生社会の構築を目指している。

福祉に関しては、国の枠組みに応じて扶助費として国庫負担が行われる制度が多いが、高松型地域共生社会構築事業について、国のモデル事業として、国庫から補助金を受けている。

具体的な事業としては、高齢者、子ども、障がい者などの従来の縦割りの福祉制度を超えて相談を受ける「まるごと福祉相談員」を置き、包括的な支援体制を目指している。これらは、従来からの枠組みを超えるものではあるが、従来の制度を否定するものではない。従来から、地域の福祉に重要な役割を果たしてきた民生委員（児童委員を兼務）についても、地域共生社会の実現に向けた取組の中で、重要な役割を担っている。

② 民生委員（児童委員を兼務）

民生委員は、起源を大正時代にさかのぼる制度であり、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員を兼務する。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとされている。例えば、生活保護を受給する場合には、民生委員の意見を聞くこととされているなど、地域の福祉に重要な役割を果たしてきたが、近年、民生委員の高齢化と、担い手不足が問題になっている。高松市の民生委員数は、定数をおおむね充足して推移している。

市によると、令和3年10月1日時点の民生委員・児童委員の平均年齢は、68.4歳とのことである。

(単位:人)

	H16※	H21	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
定数①	672	824	859	859	859	873	873	873	873	873
現員数②	672	813	846	849	845	858	858	853	858	855
男	290	349	358	360	361	361	362	359	366	368
女	382	464	488	489	484	497	496	494	492	487
②÷①%	100	98.7	98.5	98.8	98.4	98.3	98.3	97.7	98.3	97.9

※H16年は、旧高松市のみ。 高松市統計書及び市担当部署資料より

2) 令和2年度高松市地域支え合い推進員設置業務委託（委託—団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 56,791,200円（消費税非課税）

委託先 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会（以下、この項では「協議会」という。）

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ、及び運営を支援する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を10人配置するほか、支え合いの体制づくりに関する周知及び啓発などの業務を行うとされている。なお、協議会は、高松市の外郭団体である。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

市域全般において長年に渡り社会福祉事業を展開し、かつ各地区の実情を熟知している社会福祉法人高松市社会福祉協議会が、本業務の受託に必要な能力及び経験を有する唯一の事業者であることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中では、ぴったりする項目はない。しかし、強いて言えば、次の項目に該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

生活支援コーディネーターは、各種の福祉制度に知見があり、多様な現場での経験が求められる。相談員としては、ケアマネジャーや社会福祉士など、市の認める者としており、協議会は令和2年度には10名を配置する契約である。

異動のある市の職員では対応が困難であり、協議会への委託が適当と判断されている。市の主要政策を実施するにあたり、専門性が高く、地域性の強い業務を行う必要があり、異動のある市の一般行政職の職員では実施できない事業であり、外郭団体である協議会が実施主体として適当と判断されている。高松市全域を区域として推進する事業であり、事業の開始から徐々に地域の検討の場を設置し、定着期にある現状では、妥当と思われる。しかし、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34ページ参照。）

- ① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。

- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

また、外郭団体に事務を委託できる場合としては、一般的に、市が実施できない業務であるか、市が実施するよりも効率的に実施できる場合に限られるとされている。

当事務は、それに該当するとは思われるが、次の点については、留意が必要である。

(意見-共通 ⑩) 市の外郭団体などに業務を実施させることで、民間事業者の成長を妨げ、結果的に、その団体のみが業務を実施できる、というような場合には、問題であると思われる。市が随意契約により団体に業務を委託することで、団体が業務を独占する状態を作り出していないか、常に検討する必要がある。

なお、契約書には、消費税等につき、「非課税取引」とされているが、消費税法上の非課税取引として列挙されているもののうち、どこに該当するのか、契約書上からは明確ではない。他の契約では、消費税法第6条、消費税基本通達の何、などの書き方をしているものもあり、担当部署によると、当契約は、別表第一の七に該当するとのことである。福祉関係の消費税等の課税・非課税の判断を行うには、税法の知識に加えて、福祉関連の法令の知識が必要であるため、誤りのないよう、契約書に明記することが望まれる。

(意見-共通 ⑥) 福祉関連事務の委託に当たっては、消費税等の課税対象であるか否かの検討を行い、非課税の場合には、その根拠条文等を契約書に記載することが望まれる。

③ 検収

事業費の大部分が人件費であり、毎月定額を支払う契約になっている。年度末に、実績報告書が提出される。令和2年度の報告書を閲覧したところ、活動実績は次のようなものであった。コロナ禍のもとでも、訪問活動も行われており、事業に対するニーズは高いものと思われる。

(単位:回)

項目	H27~R1	R2 上期	R2 下期	R2 合計
説明会	249	3	23	26
個別協議等 訪問	3,046	415	551	966
個別協議等 TEL	2,394	563	489	1,052
地域福祉ネットワーク会議出席	952	84	127	211
合計	6,641	1,065	1,190	2,255

収支についても報告されているが、収支報告についてその他の物件費等を含んで、決算額は予算額と一致しているため、精算は行われず、予算額で支払われている。不自然ではあるが、人件費の割合の高い事業であり、物件費にも不相当と思われるものはなかった。

(意見-共通 ⑧) 固定的に支払われるものばかりではない支出のある事業についても、事業実施後の収支決算額と、予算額の合計が円単位まで一致しているものがある。何らかの調整が行われていることを示しており、実際の額が記載される必要がある。差額について、精算する契約でない場合には管理経費などとし、実際の活動費がわかる状態にすることが望まれる。

3) 令和2年度高松型地域共生社会構築事業委託（委託一団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 22,758,880円（消費税等込み）

委託先 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会（以下、この項では「協議会」という。）

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 従来の縦割りの福祉制度を超えて相談を受ける、「まるごと福祉相談員」を4人配置し、高松型地域共生社会構築事業を行う。

② 選定事務

随意契約の理由としては、前の契約と同様に記載されている。

まるごと福祉相談員は、生活支援コーディネーターと同様に、各種の福祉制度に知見があり、多様な現場での経験が求められる。

高松市全域を区域として推進する事業であり、事業の開始から徐々に地域を広げ、定着期にある現状では、妥当と思われる。しかし、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) この項で再掲のため、省略する。

③ 検収

当事業も、事業費の大部分が人件費であるが、前の契約が月払いであることに比べ、半期ごとに支払われる契約とされている。年度ごとに、実施報告書が作成され、検収されている。

その他の物件費等を含んで、決算額は予算額と一致しているため、精算は行われず、予算額で支払われている。不自然ではあるが、人件費の割合の高い事業であり、物件費にも不相当と思われるものはなかった。このため、収支は同額であり、支出の内訳は次の通りである。

項目	予算額(円)	構成比%	決算額(円)	構成比%
人件費	20,232,000	88.9	19,160,225	84.2
租税公課費	0	0.0	1,901,011	8.4
その他	2,526,880	11.1	1,697,644	7.5
合計	22,758,880	100.0	22,758,880	100.0

人件費は、消費税法上、非課税仕入とされるため、委託費にかかる消費税等のほとんどが国税として流出する。人件費部分を、人件費補助として支出することができれば、約200万円の事業が余分に実施できる。ただし、当事業については、市の施策を実現するために、対価性のある事業として委託しているとのことであり、人件費補助として支出することはできないとのことである。

(意見-共通 ⑧) この項で再掲のため、省略する。

4) 令和2年度高松市小規模法人ネットワーク化による協働推進事業委託(委託—随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 8,000,000円(消費税等込み)

委託先 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会(以下、この項では「協議会」という。)

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 社会福祉事業等を行う小規模な法人をネットワーク化し、協働を推進する。

② 選定事務

随意契約の理由としては、前の契約と同様に記載されている。小規模事業者が協働できる福祉関連事業を開発する業務であり、福祉の実務、及び小規模事業者の現況について知見が無ければ実施できない業務と思われる。

③ 検収

令和2年度に、次の2事業が、2つのネットワークにより実施されている。

- ・社会福祉法人の車両を用いた移動支援サービスが実現できないか事業スキームの検討を行い、その検討結果を地域住民に提案し、地域特性に応じた「移動支援サービス」モデル事業の立ち上げに取り組んだ。

- ・社会福祉法人に、制服など、学校用品の回収ボックスを設置し、回収品目をリユースし、販売に至った学生服等の売り上げの一部を基金として積み立て、制服が買えない困窮家庭の購入原資とする仕組みを構築した。

見積書及び、事業実施結果に基づき、委託費が支払われる。実績報告書のうち、人件費は、

5,673千円であり、委託費の半分以上を占める。人件費は、消費税法上、非課税仕入とされるため、委託費にかかる消費税等のほとんどが国税として流出する。人件費部分を、人件費補助として支出することができれば、約50万円の事業が余分に実施できる。ただし、当事業については、市の施策を実現するために、対価性のある事業として委託しているとのことであり、人件費補助として支出することはできないとのことである。

5) 令和2年度高松市民生委員児童委員研修事業業務委託（委託一団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 999,000円（消費税込み）
委託先 香川県民生委員児童委員協議会連合会
委託先選定方法 随意契約
履行期限 R3年3月31日
業務内容 民生委員、児童委員の各種研修の実施。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

当事業は、従前、香川県が県内民生委員・児童委員を対象として実施していた事業について、本市の中核市移行後、県市合同で開催することとしたものであり、他業者に委託することは困難であることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中では次の項目に該当すると思われる。

D 国や県と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合

民生委員法により、全ての民生委員・児童委員は、民生委員児童委員協議会に属すること、とされている。その連合会の組成は任意であるが、各都道府県に置かれており、研修などの民生委員・児童委員関連事業は、同団体により、実施されることが予定されていると思われる。また、当該研修に参加することで、県内民生委員・児童委員の統一的な資質向上が期待できるとされている。随意契約の理由としては妥当と思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭） この項で再掲のため、省略する。

③ 検収

開催実績によって、精算される。令和2年度は、新型コロナウイルスまん延防止対策により、一部の研修を中止したことから、最終的に601,205円で精算されている。

6) 令和2年度高松市民生委員児童委員県外研修派遣等事業業務委託（委託—随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 703,000円（消費税込み）
委託先 社会福祉法人香川県社会福祉協議会
委託先選定方法 随意契約
履行期限 R3年3月31日
業務内容 一般研修等の県外派遣研修を行う。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

当事業においては、県内の参加者の取りまとめや主催団体との調整を行っており、他に当該業務を行っている業者がないことによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、ぴったり当てはまるものはないが、随意契約の項で記載した中では次の項目に該当すると思われる。

D 国や県と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合

（社福）香川県社会福祉協議会は、何らかの法で都道府県に設置が義務付けられているものではないが、各都道府県に置かれ、都道府県の福祉政策の一環を担う団体である。副知事が会長に、副会長に高松市副市長が就任し、県からの運営費補助を受け、社会福祉施策の一部を実施している。全国民生委員児童委員連合会の行う研修への参加などについて、従来から、（社福）香川県社会福祉協議会では、県内の民生委員の研修を取りまとめており、高松市のみ、独自に研修を行うことも適当ではなく、不経済であると思われる。当事務も、香川県社会福祉協議会の収支は赤字であり、施策の一部として実施されているものと思われる。随意契約の理由としては妥当と思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭） この項で再掲のため、省略する。

③ 検収・評価

令和2年度には、当初予定されていた県外研修等派遣事業について、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から中止され、専門図書類購入、配布事業のみ実施されている。

令和2年度の予算及び決算を閲覧したところ、予算額38万円に対し、決算額は452,838円であり、72,838円超過している。この部分は、受託者負担となっている。

(社福)香川県社会福祉協議会は、消費税等の免税事業者であるが、契約書上は、「消費税等を含む」とされている。予算は、消費税を含む支出額の積み上げ計算により決定されており、実際の支出額で精算される。通常、支払額に「消費税等を含む」と記載されている場合、内税で10%の消費税を含む金額であることを示すが、当契約の場合には、支払い消費税の額を含む、という意味で記載されている。契約書の文言としてはやや不適當であるが、市の支出処理、(社福)香川県社会福祉協議会の収支の処理自体は、実態を反映して行われている。

いわゆるインボイス制度の導入が予定されており、制度導入後は、契約書の文言について、検討する必要があると思われる。

また、法人の決算書類を閲覧すると、流動資産に計上された預金が6億円に上るが、国庫補助金等特別積立金に対応する金額には不足している。過去の貸倒分の影響かもしれないが、補助金とその目的事業ごとの資産が区分されていないために、どの部分で不足が発生しているのか把握が難しい。会計基準に違反しているわけではないが、明瞭性に欠け、会計処理にはやや課題があるように思われる。

(単位:円)

項目	国庫補助金等特別積立金(純資産の部①)	その他の固定資産②	①-②	現預金の額
合計	1,212,142,717	583,387,436	628,755,281	616,928,863
介護就学貸付	752,474,082	414,338,400	338,135,682	
保育士就学貸付	354,242,479	145,085,836	209,156,643	
ひとり親家庭貸付	19,728,898	8,110,000	11,618,898	
児童養護退所貸付	85,697,258	15,853,200	69,844,058	

(11) 特定健診(高松市国民健康保険)及び後期高齢者の健康診査(国保・高齢者医療課)

1) 市の業務

日本人の死因の約6割は、生活習慣病であることから、国は、「高齢者の医療の確保に関する法律」を改正し、平成20年から、40歳以上75歳未満の国民に、メタボリックシンドローム予防のための特定健診を義務付けた。

また、同年より、75歳以上を後期高齢者として、県域で、香川県後期高齢者医療広域連合を保険者とする制度に移行しているが、窓口業務などは市が行っている。

75歳以上の健康診査は、努力目標とされたが、香川県では、実施することとし、香川県

後期高齢者医療広域連合からの委託業務とされている。

高松市は、2021年から3年間の計画期間とする第8期高松市高齢者保健福祉計画においても、後期高齢者の健康診査受診率について目標値を掲げており、令和元年度の実績は、48.5%であるが、令和5年度で54%としている。

2) 令和2年度高松市国民健康保険特定健康診査委託（委託—団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 単価契約 令和2年度の伺い文等に記載した予定額 234,239,271円
(消費税込み)

委託先 一般社団法人 香川県医師会

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 高松市国民健康保険の加入者の特定健診のうち、基本項目及び詳細項目を行う。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査に係る単価については、香川県下の大半の医療機関を会員とする左記契約先から、平成20年4月の健康診査開始に当たり、香川県下で統一した単価により実施したい旨が示された。このため、香川県下の国民健康保険の保険者である県下各市町は、左記契約先と契約して当該健康診査を実施することとしていることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、少しニュアンスは違うが、次の項目に該当すると思われる。

D 国や県と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合

当事業は、県内の健診単価を統一して県内の協力医療機関に行わせることとされたため、市としては、その単価で、(社)香川県医師会と契約する以外には実施方法がない。妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照。)

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

③ 検収

毎月、医療機関ごとの受診報告が提出され、それに基づき、委託料を支払う。

3) 令和 2 年度高松市特定健康診査追加健診等業務委託（委託一団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 単価契約 予算計上額 45,820,560 円（消費税等込み）

委託先 高松市内 3 医師会連合会

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3 年 3 月 31 日

業務内容 前の契約による健診に、併せて高松市独自の検診項目を追加するもの。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査と同時実施する高松市独自の健診等業務については、医師の医学的判断を要する業務を高松市内で広域的に実施する体制を確保し、業務の円滑な推進を図る必要がある。このため、高松市内で開業、勤務する医師を会員としている左記契約先が市内で唯一の契約相手であることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものである。他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったりした項目はないが、医師会を特定の団体の例として記載している自治体もあった。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

しかし、市からのヒアリング結果に基づいて判断すると、「6 号の A 既に締結した契約に関する追加の発注」がより該当するように思われる。

一社) 香川県医師会と契約する業務委託において協力医療機関が実施する健診に、高松市が独自で項目を追加することから、委託先の下部組織に委託せざるを得ない。妥当とは思わ

れるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) この項で再掲のため、記載を省略する。

追加する項目は、医師からの要望などにより、決定している。

③ 検収

毎月、医療機関ごとの受診報告が提出され、それに基づき、委託料を支払う。

4) 令和2年度高松市後期高齢者医療健康診査業務委託（委託—随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 単価契約 令和2年度1次予算額 286,660,084円（消費税込み）

委託先 高松市内3医師会連合会

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 香川県後期高齢者医療保険の加入者の健康診査を行う。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査と同時実施する高松市独自の健診等業務については、医師の医学的判断を要する業務を高松市内で広域的に実施する体制を確保し、業務の円滑な推進を図る必要がある。このため、高松市内で開業、勤務する医師を会員としている左記契約先が市内で唯一の契約相手であることによる。

当事業は、香川県後期高齢者医療広域連合からの受託事業であり、高松市国民健康保険が行う特定健診と同一実施医療機関及び同一実施時期で行う。

以降の内容は、国民健康保険特定健康診査と同様であると思われ、意見等も同様である。

(12) 手話の広報 (障がい福祉課)

1) 市の業務

障がいの特性に応じた設備やサポートにより、障がいのある人もない人も分け隔てなく生活することが可能になる。聴覚に障がいのある人は、手話や口話、筆談などにより会話をを行う。聴覚障がいのない人が、手話による会話に参加することで、コミュニケーションの輪が広がる。平成31年に、手話も一つの言語であるという高松市条例が制定され、それに基づく広報活動が行われている。

2) 手話言語の周知動画制作・PR業務 (委託—プロポーザル)

① 契約及び選定の概要

契約額 880,000円 (消費税込み)

委託先 株式会社ケーブルメディア四国

応募者数 1

委託先選定方法 プロポーザル

履行期限 R3年3月31日

業務内容 感染症予防に対応する「新しい生活様式」が模索されるなかで、手話への関心が高まっている現状に即し、手話を紹介する動画により、特に若年層へ向けて手話言語の周知啓発を図る。

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
4	職員のみ	上限の定めのみ

・評価

評価項目と配点は次の通りで、金額については、上限額924千円(消費税込み)を上回らないこと、という条件のみで配点はしていない。プロポーザルとして金額が少額であるためと思われる。

番号	評価項目	配点
1	本業務への理解	5
2	企画提案力	20
3	情報発信力	10
4	業務遂行能力	15
5	見積額	-
合計		50

選考委員は、全て5点満点で評価し、全員の合計点が一定水準を超える者を対象とする。

・当プロポーザルは、単発の業務である。

番組制作に関する企画が重要であり、応募に関する期間も、他のプロポーザル同様に2週間とされているが、新しい業務で、応募できるものが少数と思われるものについては、公募内容を見てから企画できるよう、期間を長くとるなどの工夫も必要と思われる。

(意見-共通 ㉔) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札ガイドラインで、高知県では「60日以上」、横浜市では「最低でも1か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

同じ事業は、実施されない可能性もあるが、他の同種の委託が発生する可能性はあり、プロポーザルによっても応募のない理由については、検討し、次の委託に活かす必要がある。

(意見-共通 ㉑) (一部省略 13 ページ参照) 1者だけの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

③ 検収・評価

「広げよう手話の輪」というタイトル5本の動画は、You Tube「高松ムービー (動画) チャンネル」に公開されていることから、視聴回数が表示される。担当部署では、再生回数をチェックしているが、成果物の評価までは行っていない。



(意見-共通 ㉒) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

(13) 生活支援（生活福祉課）

1) 市の業務

国は、憲法に基づき、国民に健康で文化的な最低限の生活を保障する制度として、生活保護の仕組みを用意している。しかし、一旦生活保護を受給すると、なかなか自立できないことや、生活保護世帯で育った子供がなかなか自立できないことが問題とされている。市は、生活保護の認定や生活保護費の支給等の事務を行うほか、生活保護世帯の自立支援を行っているが、生活保護に至る以前の世帯に対して、生活保護が開始しないよう、支援することが重要である。また、困窮世帯の子息が十分な教育を受けられないことにより、貧困が再生産されることを防ぐための学習・生活支援等も実施している。

2) 生活困窮者自立相談支援事業（委託 - 団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約先 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

契約金額 26,977,000 円（消費税非課税）

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31

委託内容 高松市生活困窮者自立相談支援事業委託業務仕様書に記載された事業を行う。支援は、要支援者への十分なアセスメントを実施し、本人に適した自立支援プランを作成した上で、包括的に実施される。関連団体との連携も必要な事務である。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

当該事業は、生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うことを目的としているもので、左記法人は高松市を拠点に地区社会福祉協議会による地域づくり、日常生活の支援や介護サービス等の業務を行い、生活困窮者の把握や生活困窮者に対する相談支援のために必要なノウハウ等を保有している唯一の者であるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、当委託は、必ずしも競争入札が不可能ではないが、契約の目的、内容に照らして、随意契約がより妥当な場合のうち、次の2要件のどちらかに該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。

C 児童施設で実施される施策など、利用者との関係が重要であり、1年ごとに実施者が代

わることが適当でないもの

要支援者への対応には、年度をまたぐものもあり、確かに、年度ごとに実施者が変わることは適当ではないと思われるが、契約事務を行う中で、市が根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見ー共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

また、社会福祉法人 高松市社会福祉協議会は、高松市の外郭団体である。

外郭団体に対し、特命随意契約により委託を行う場合には、

- ・民間事業者を実施可能な者がいない
- ・市で実施できない事務である、又は市で実施するよりも効率的に実施できるという場合に限定されるべきである。

(意見ー共通 ⑯) 市の外郭団体などに業務を実施させることで、民間事業者の成長を妨げ、結果的に、その団体のみが業務を実施できる、というような場合には、問題であると思われる。市が随意契約により団体に業務を委託することで、団体が業務を独占する状態を作り出していないか、常に検討する必要がある。

③ 検収

事業の実施結果は、定期的に報告され、検収のうえ委託料が支払われる。

契約書には、消費税法 6 条別表第一第 7 項ハに該当するため、消費税等の非課税取引とされている。

3) 高松市学習・生活支援事業 (委託 - 団体との特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約先 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

契約金額 12,341,000 円 (消費税非課税)

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31

委託内容 生活困窮状態にある世帯の生徒に学習支援の場を設けるほか、保護者に対しても、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援などを行う。生活困窮者自立支援

法に基づく事業であり、学習・生活支援事業実施要領が定められている。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

当該事業は、生活困窮世帯の生徒へ学習支援の場を設けることにより、進学など進路選択の幅を広げ、「貧困の連鎖」の防止を目的としているもので、左記法人は、高松市を拠点に地区社会福祉協議会による地域づくり、日常生活の支援等を行っており、生活困窮者の把握や生活困窮者の支援の“ために必要なノウハウ等を保有している唯一の者であるため。

当委託についても、生活困窮者自立相談支援事業の契約と同様に、必ずしも競争入札が不可能ではないが、契約の目的、内容に照らして、随意契約がより妥当な場合のうち、次の2要件のどちらかに該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

C 児童施設で実施される施策など、利用者との関係が重要であり、1年ごとに実施者が代わることが適当でないもの

意見等は前の契約と同様である。

(意見ー共通 ⑭・⑯) この項で再掲のため、記載を省略する。

③ 検収

事業の実施結果は、定期的に報告され、検収のうえ、委託料が支払われる。

契約書には、消費税法6条別表第一第7項ハに該当するため、消費税等の非課税取引とされている。

(14) 地域子ども・子育て支援事業(子育て支援課)

1) 市の業務

市は、国の実施要綱に沿って、地域子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援法第59条)を行っている。

子育て支援課が所管する地域子ども・子育て支援事業には、地域子育て支援拠点事業12か所(うち、直営2か所)、利用者支援事業3か所、ファミリー・サポート・センター1か所等がある。

このうち、最も数の多い地域子育て支援拠点事業は、核家族化や少子化により、子育てが孤立化し、子育てに関する不安や悩みがある保護者が増えたことなどを背景に、身近な場所で、主として概ね3歳未満の乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を

実施する事業として、国が制度化したものである。

高松市では、子育て支援課のほか、こども保育教育課でも同じ業務を行っており、併せて中学校区に1拠点を目安に、拠点を増やしてきたとのことである。

2) 地域子育て支援拠点事業（委託 - 特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31

契約先・金額

受託者	金額(円 税込み)
特定非営利活動法人わははネット（わはは・ひろば高松）	9,270,000
特定非営利活動法人マイシアター高松	8,748,435
社会福祉法人 洋々会	9,761,268
特定非営利活動法人いのちの応援舎	10,794,000
特定非営利活動法人子育てネットひまわり	9,270,000
特定非営利活動法人ゆうゆうクラブ	9,270,000
特定非営利活動法人高松・絆ねっとハイジ	10,408,618
特定非営利活動法人わははネット（わはは・ひろば香西）	9,270,000
託児ボランティアあゆみ	8,535,192
医療法人社団仁泉会	9,270,000
合計	94,597,513

※ 契約金額には、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費を含む。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、全ての団体について、次のように記載されている。

左記団体については、事業開始時にプロポーザルによる審査を行っており、子育てに関する知識や経験を保有していることが確認できているほか、事業の特性上、地域の関連団体や子育て親子とのネットワーク等での継続性が不可欠であることから、当該事業が円滑に実施できるものは左記団体以外にいないため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、次の項に該当すると思われる。

C 児童施設で実施される施策など、利用者との関係が重要であり、1年ごとに実施者が代

わることが適当でないもの

妥当とは思われるものの、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照)

① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

市の担当部署によると、平成 24 年の選定以前の選定資料は不完全であり、記録をたどったところ、幾分かのデータが残されていたとのことである。

それによると、公募に関して不明である施設は 2 である。

受託者	公募結果	開始
特定非営利活動法人わははネット (わはは・ひろば高松)	3 者のうち	H17
特定非営利活動法人マイシアター高松	2 者	H17
社会福祉法人 洋々会	不明	H18
特定非営利活動法人いのちの応援舎	1 者のみ	H18
特定非営利活動法人子育てネットひまわり	2 者のうち	H19
特定非営利活動法人ゆうゆうクラブ	2 者	H19
特定非営利活動法人高松・絆ねっとハイジ	5 者	H22
特定非営利活動法人わははネット (わはは・ひろば香西)	3 者のうち	H24
託児ボランティアあゆみ	2 者	H24
医療法人社団仁泉会	不明	H18

おおむね 2 者以上の者が応募しており、公募すれば応募のある施設であると思われる。

また、公募の評価が不明であるものについて、当初プロポーザルと言っていいものなのか、やや疑問も残る。

随意契約による理由のうち、地域の関連団体や子育て親子とのネットワーク等での継続性が不可欠であるという理由には、合理性があるように思われる。

次に記すように、市は定期的実施報告を受けており、委託した者の業務の執行状況を監視している。事業を実施するのに不適當な状況になった場合には、指導を行い、是正されるものと推測するが、是正されず、不適當な状況で運営される事態も発生しうる。

(意見) 拠点の間で、サービスの水準に大きな差がないか、委託事業者から提出される実施報告書などを基に、プロポーザルの評価項目を参考に、評価項目を設け、比較評価を行うことが望まれる。

なお、実施報告書については、他の実施者とも情報を共有し、サービス水準の向上を図っているとのことである。

(意見) 当初プロポーザルによる選定評価は永続するものではなく、どのような場合に、委託先を変更すべきなのか、あらかじめ想定しておくことが望まれる。

③ 検収

事業の実施結果は、定期的に報告され、検収のうえ、委託料が支払われる。

ところで、契約書について、「消費税を含む」とされているが、事業の内容については、消費税法基本通達6-7-5に、第2種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業と明記されていることから、消費税等は非課税の委託と思われる。

(指摘事項) 消費税等が非課税である委託事業について、契約書上で、消費税等課税事業として取り扱われている。

(意見-共通 ⑥) 福祉関連事務の委託に当たっては、消費税等の課税対象であるか否かの検討を行い、非課税の場合には、その根拠条文等を契約書に記載することが望まれる。

(15) 芸術士派遣 (子ども保育教育課)

1) 市の業務

高松市は、就学前児童の保育・教育施設を運営している。高松市独自の事業として、平成21年秋から、これらの施設に、市費により「芸術士」を派遣している。

この派遣は、一般的に、子どもたちに人気が高いこともあり、保育所からの派遣希望は、令和3年時点で75か所前後あるとのことであり、令和2年度は43施設に派遣している。兄弟が同じ園にいることもあり、芸術士の体験をせず、卒園すると兄弟間で不公平になることから、対象年齢に、卒園前の5歳児を入れるよう要望しているとのことである。



作品群 高松市ホームページより

2) 芸術士派遣業務（委託－団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約先	NP0 法人アーキペラゴ
契約金額	34,877,000 円（消費税込み）
委託先選定方法	特命随意契約
契約期間	R2. 4. 1 ～ R3. 3. 31

② 選定事務

指名業者等一覧表に記載された、入札を行わず随意契約する理由は、次のとおりである。

芸術系大学の卒業生など、様々な芸術分野に高い知識を有する芸術家を、「芸術士」として保育所・幼稚園等に派遣し、子どもたちと絵画や造形など様々な表現活動を行い、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう、専門性を生かしたかかわりや助言をするものであり、このような取り組みは、県内ではNP0 法人アーキペラゴ以外に実施している組織がないため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中では、次の項目に当てはまると思われる。

G 特許等が必要な特殊業務

高松市の芸術士派遣事業は、イタリアの「レッジョ・エミリア教育」に賛同したアーキペラゴのメンバーが提出した企画書が高松市に受け入れられ、実現したため、日本では、高松市で生まれた事業である。また、「芸術士」という名称は、高松市と相談のうえ、同法人に登録されており、全国に芸術士を派遣している。

このため、芸術士を派遣する事業は、当法人のみが実施できる事業になっている。監査人の主観的感想を述べると、芸術士の派遣は、単純にアートを教える、というものではない。制約のない生き生きとした魂の活動を、何らかの形で表現する、ということ幼児とともに

体験することが芸術士の役割である。生きる活力としての、アートを生み出す、またはアートを感じるための原動力を引き出す、というイメージの事業である。

このため、芸術士派遣事業と特定すると、当団体のみが実施可能、ということになり、随意契約の理由としては、妥当と思われる。

しかし、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。

ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示し、随意契約による理由の欄には、どれに該当するか明らかになるように、記載する。
- ② 2 号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

ただし、芸術士認定されている人たちを含め、児童と一緒に何らかの活動する人たちを、幼稚園や保育所が指名して個人として事業を実施する、という方法も、事業の実施方法として可能であると思われる。

あくまで公募が原則であるという入札の原則に沿って考えると、高松市が新たに、保育所や幼稚園に出向き、このようなことができます、という人を登録し、園などが選んで日程交渉をして来てもらう、というような仕組みを作ることは検討できるように思われる。しかし、児童の安全性なども考えると、登録の可否について判定することも、一定の困難を生じると推測する。

イについては、団体が芸術士認定する必要がある、加入と言うよりも資格認定をする、という性格のものである。

ハについては、実施報告書に担当した芸術士が記載されている。

ホの委託額については、ほとんどが派遣される芸術士の人件費であり、芸術士の派遣単価を、市の会計年度職員の時間単価と同程度に設定しているとのことである。

③ 検収

事業の実施結果は、定期的に報告され、検収のうえ、委託料が支払われる。令和 2 年度について、精算書を閲覧し、実施報告に基づき、収支報告が行われていることを確認した。

なお、令和 2 年度の精算書を見ると、人件費の合計額が 28,676 千円と、委託額の 82% を占めている。団体は、合計額 34,877 千円にかかる消費税約 317 万円から、人件費を除く課税仕入れ分として 56 万円を控除した約 260 万円を、消費税等として国に支払っている。

当事業は、一般的に営利を目的とする企業が実施しているものではなく、高松市は幼児の人格形成に資する事業として、政策的に実施しているものである。

いわゆる補助的委託、と呼ばれるものであり、人件費を補助金として支出する方法に変え

ることで、人件費に係る消費税等 10%、約 260 万円が不要となることになる。

(意見-共通 ⑦) 委託費の中でも、通常、営利行為として行われるものではなく、市の政策に沿った事業に委託している、いわゆる補助金的委託について、人件費補助と管理委託等に区分して実施できないか、検討することが望まれる。

(16) こども未来館 (こども未来館)

1) 市の業務

こども未来館は、複合施設ミライエの中に設置されている。当施設は、複合的な、他に類を見ない施設である。

以下、こども未来館ホームページ名誉館長挨拶より。

高松市こども未来館は、市民文化センターの跡地に平成 28 年 11 月に開館しました。

「子ども・子育て支援」、「学習体験」、「市民交流」の機能を持った子育て支援と教育支援の拠点として、科学展示室やプラネタリウム、プレイルームなどを設置して、校外学習や遊び場など、学びと遊びで子どもの創造力や探究心を育むプログラムを提供します。

中でも、プラネタリウムには、設置当初、国内で初めての導入となった、ドイツ製の光学投影機と、デジタル式の映像投影装置を備えている。香川県内には、他に、香川県が設置する「さぬきこどもの国」にもプラネタリウムが備えられている。四国内及び岡山県の設置状況は次のようなものである。

近隣のプラネタリウムでは、圧倒的に五藤光学の投影機が多くなっている。

施設名	所在県	ドーム径 (m)	座席数	業者	機器
高知みらい化学館	高知	12	82	五藤光学	オルフェイス+バーチャリウムX
星ふるビレッジ TENGU	高知	11.2	50	五藤光学	バーチャリウムX
こども未来館	香川	13	80	コニカミノルタプラネタリウム(株)	カール・ツァイス スカイマスターZ K P 4+コニカミノルタメデアグループΣ
さぬきこどもの国	香川	20	197	五藤光学	ケイロンIII・ハイブリッド
あすたむらんど徳島	徳島	20	191	五藤光学	SUPER-HELIOS
東温市図書館	愛媛	4	-	五藤光学	E-5
松山市総合コミュニティセンター	愛媛	23	280	五藤光学	GSS1/Q (デジタル)
三瓶文化会館	愛媛	6	40	ミノルタ	MS-6
久万高原天体観測質	愛媛	6	40	五藤光学	GE2-T
愛媛県総合科学博物館	愛媛	30	300	五藤光学	スーパーヘリオス (ハイブリッド)
人と科学の未来館 サイピア	岡山	15	132	五藤光学	クロノスII・ハイブリッド
岡山天文博物館	岡山	10	50	コニカミノルタ	GeminiStar Σ (ハイブリッド)
倉敷科学センター	岡山	21	165	五藤光学	ケイロンIII・ハイブリッド

(前の表は、全国のプラネタリウム一覧/プラネタリウムガイド HP より。)

2) プラネタリウム機器保守点検業務契約 (委託-特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 3,311,000 円
委託先 コニカミノルタプラネタリウム株式会社
委託先選定方法 特命随意契約
契約期間 令和3年4月1日から1年間
業務内容 プラネタリウム機器の保守点検を行う

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

契約者は、高松市こども未来館プラネタリウム機器製作及び設置業務の受託者であり、設置機器等に精通している唯一の業者であるため、当該業者を選定した。

特殊な機器であるうえ、国内で初めて導入されたドイツ製光学投影機を含むため、設置業者に限定されることは理解できる。

価格の妥当性に関しては、事務量に対してどのような水準であるか、検討が必要であるが、当初購入額の1.5%の水準であり、標準的水準と思われる。

しかし、特殊な機器であり、その後の維持管理も設置業者になる前提の選定であったことを考えると、当初のプロポーザル評価に、維持管理費を入れるべきであったと思われる。

当初の導入にあたっては、平成25年に、プロポーザルによる選定を行っている。選定から相当年が経過しているが、特命随意契約により維持管理を行う根拠となっているので、選定事務について概要を記す。

- ・委託先 コニカミノルタプラネタリウム株式会社
- ・契約額 218,800,000 円 (消費税抜き)
- ・当初のプロポーザル審査

選考委員の人数	選考委員の類型	応募者数	金額の客観基準
5	外部者を含む	2	設けている

- ・点数は、全ての項目について5点満点で評価され、
- ・結果について

2者の応募者に関し、選定結果の集計を見ると、5人の選定委員の評価によっており、点差は極めて僅差であった。評価者ごとの、選定者評価点から次点者の評価点を引いた数値は次の通りである。

評価者	1	2	3	4	5	合計
点差	-2	-2	0	3	6	0

コニカミノルタプラネタリウム株式会社を高く評価した審査員の点差が大きかったことから、当社が受注したものと思われる。

上の表のほか、実績に関しては、客観的評価点として別途加点されている。当時の選定は、両者選び難い中で、僅差になったものと思われる。

この選定より以前に選定された、福岡県施設のプラネタリウムの運営にあたり、米国製のレーザー投影機が、日本の高湿度の夏になじまず、設置当初から不具合が生じたという報道が見られた。

近年のコロナウイルス感染症の欧米での流行について、生活習慣の違いなどのほかに、欧州の乾燥した気候も要因ではないかと言われていた。

それを考えると、ドイツ製の機器が、日本の高湿度の夏に耐えうるのか、検討に加えられていたか不明であるが、その点、審査会でも検討の対象とし、選定記録の中で特記されるべきであったと思われる。

なお、こども未来館での機器運用環境は、大変懸念される状況である。建物設計上の問題ではあると思われるが、過去に機械室の湿度が 80%まで上がった時期もあり、投影できずに返金したことがあるとのことである。現在は、湿気を逃がすパイプを設置し、さらに除湿器を 2 台設置し、やっと 50%台とのこと。

精密機器については、機械室の温度・湿度などの環境コントロールは重要事項であると思われるが、設計時に考慮されなかったのか、大きく疑問に感じる。

そのほか、ドイツ製の機器が、ギギギという音がしているが、ドイツの技術者がコロナで来日できず、点検が実施できていないとのことであった。評価項目の中には、保守等の対応という項目もあったが、配点が 3 点と低かったためもあり、日本製の機器を提案した次点の業者との点差は、合計で 2 点であった。

③ 検収

保守点検の結果については、点検の都度、結果報告が行われ、市の職員が複数人で内容を確認している。

なお、ドイツ製機器の大きな不具合については、この契約の対象ではなく、別途、状況に応じて技師の派遣を受けるとのことである。

3) プラネタリウム投影番組の選定（選定）

① 契約及び選定の概要

委託先選定方法 プロポーザル方式
 契約金額 200～270 万円程度（消費税抜き）

令和2年度委託先 春・秋 コニカミノルタプラネタリウム株式会社

夏 株式会社デジタル・アンド・デザイン・ピクチャーズ

業務内容 毎年3回、プラネタリウムでの新規の投影番組を選定する。

② 選定事務

上映権を購入しているものと思われるが、契約の内容としては、「投影用番組制作業務」として委託業務に類型されている。

春は大人向けのリラックスできる内容の番組を、夏は集客の見込めるキャラクターものなどを、秋は幼児向けの番組を募集している。

プラネタリウムで投影する番組であるが、DVDに落として、各選考委員が審査し、採点したものを集計している。

採点項目は5項目のみであり、定期的に行われている番組の選定であることなどから、他のプロポーザルに比べシンプルである。評価項目は共通しているが、春、夏、秋の主要対象者によって、配点には差をつけている。下記は、春番組の配点である。

評価内容	配点
①物語・テーマや登場する人物・キャラクター等の知名度や人気が高いなど、利用者の関心を集めやすく、より多くの観覧者数が期待できる番組内容となっているか	20
②仕様書の対象年齢を中心的な対象とした内容であるとともに、こども未来館の実際の利用者である幼児から大人まで幅広い年齢層が楽しめる要素が含まれているか。	25
③天文・星座等に関連した内容が含まれており、学習教材としての要素を持っているか	25
④映像を美しく鮮明に投影することができるか。	20
⑤音響効果が優れており、ナレーションは聞きやすいか。	10
合計（満点）	100

・評価表の記入方法 5点満点で評価し、配点に応じて倍数をかけて事務局で計算する。

評価表を見ると、番組内容のほかに、評価結果が同点の場合には、ノベルティがあると5点加点する、と記載されている。番組内容により、まず審査するというスタンスが本来であると思われるが、集客に大きな影響があるのであれば、少なくとも夏の番組については、ノベルティに関する評価も、夏の選定については評価項目に入れても良いように思われる。この点、プラネタリウム導入当初、市の契約担当部署に相談のうえ、現在の評価方法を決定し、その方法を踏襲しているとのことである。

(意見-共通 ⑤) 定期的に行われる選定の選定方法については、当初の方法を踏襲しつつも、選定対象の実績を分析したうえで、目的に対し、より適当な業者が選定されるよう、常時検討することが望まれる。

なお、「天文・星座等に関連した内容が含まれており、学習教材としての要素を持っているか」という項目については、評価者により評価結果に差が見られた。しかし、番組の評価であり、客観的な基準を設けることは困難と思われ、評価に差が出ることも想定される種の業務であるため、可と思われる。

(単位：人、者、作品、点)

項目	選考委員の人数	応募者数	応募作品数	次点との点差	満点
春	5	6	9	48	500
夏	5	6	8	7	500
秋	5	6	13	15	500

当プロポーザルは、上限金額は定めるものの、金額については評価対象外としている。審査の結果、同点であった場合には、先に記したノベルティグッズの有無により加点を行い、それでも同点の場合は、価格の安い方にするとのことである。

その結果、上限額に近いところで契約金額が決定している。応募作品数は、上表のように数が多いのであるが、その多くが上限額に近い金額に分布していた。

市の担当部署によると、プラネタリウム導入当初、市の契約担当部署に相談のうえ、現在の評価方法を決定し、その方法を踏襲しているとのことである。また、安くても内容が悪くてはいけなないので、金額は評価に入れないとのことであるが、内容が悪ければ他の項目で評価が低くなるので、問題はないように思われる。逆に、市のプロポーザルによる業者選定に、金額が全く評価外になっていることは問題であると思われる。

(意見) プラネタリウムで上映する番組の選定にあたり、提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法により、金額についても評価項目に入れることが望まれる。



1階入り口



プラネタリウム投影機

4) キャラクター選定 (選定)

① 対象

こども未来館は、開館5周年を記念して、オリジナルキャラクターを作っている。

施設の性質から、市内在住の小学生以下の作品を対象に、広く公募を行った。

応募区分は、未就学児、小学校1～3年生、小学校4～6年生の3区分とし、こども未来館に応募用紙を置くほか、ホームページからも申請用紙のダウンロードが行えるようにするなど、コロナ禍の下でも、85点の応募を得ることができた。

② 審査

1次審査-図工の担当職員で行った

-各区分10点程度に絞り込む

2次審査-教育委員会の図工教師、子育て団体から一般の保護者、職員 6名

-各区分3点程度に絞り込む

最終審査-市長・副市長・教育長による投票で高得点のものから3点を選定

その中から、市長により、高松市長賞を決定

③ 審査結果

幼児の作品であるため、原画を尊重しつつも、キャラクターとして使用できる程度に修正を加えて、キャラクターとされた。

名前も画面に記載されており、友達のヒトデが、プラネタリウム上映時には星になる、というアイデアも優れている。最も年少の部での受賞であるが、必ず自分だけで仕上げる、というような条件は付されておらず、仮に大人の知恵が入っていたとしても、募集要件には当てはまっている。



「ミライエーイちゃん(やどかり)」とプラネタリウムのお星さまに変身する「ワクワクちゃん(ヒトデ)」のコンビ

④ 使用方法

このキャラクターは、こども未来館の広報に利用することを想定しているが、隣県愛媛県の「みきゃん」は、一般事業者も、申請すればみきゃんを使用したグッズを作成し、一般店舗で販売することもできる仕組みを作っている。みきゃんについて、当初は、販売する商品

については、売上高に応じて、使用料を徴収していたが、正直に申告するところとしないところの公平性が保てないこと、また事務が煩雑であることなどから、全て無償とされている。

市がお金を使ってオリジナルグッズを作らなくとも、一般企業は売れると思えばグッズを作成するので、自然と広報になる仕組みができる。

ミライエーイちゃんであれば、子どもの使う文具のほか、帽子などのかぶりもの、衣類、お土産や贈答に使うえびせんべいにも使用希望がある可能性も感じる。

高松市でも、シンボルマークなどについて、規定を作成し、一般使用されているものがある。



愛媛県ホームページ「みきゃんのかんづめ」より

(意見) オリジナルキャラクターの一般使用について、検討することが望まれる。

(17) 食品衛生に関する業務 (生活衛生課)

1) 市の業務

食品衛生法及び食品安全基本法は、事業者、国、地方自治体ごとに役割を決めており、市は、食品による食中毒などの事故を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づく業務を行う。高松市の監視指導等件数の推移は次のとおりである。

項目	H28	H29	H30	R1	R2
営業施設数	9,103	9,120	9,185	9,254	9,363
営業許可施設数(継続)	1,351	1,326	1,117	917	1,262
営業許可施設数(新規)	1,496	1,542	1,697	1,551	1,157
廃業施設数	1,534	1,525	1,632	1,482	1,048
処分件数	5	5	3	2	1
違反件数(衛生法)	56	40	27	37	40
違反件数(表示)	78	18	8	14	12
監視指導施設数	4,087	3,788	4,620	3,971	3,754

高松市議会 市政概況より 以下、この項の表は同じ

高松市は、食肉に関する検査も実施する。牛・豚に関しては、高松市内では、市の食肉センターでと畜されるもののみである。と畜検査数の推移は次のとおりである。高松市には、豚のと畜場がないため、牛のみ検査している。

項目		H28	H29	H30	R1	R2
牛	肉用種	1,752	1,963	1,774	1,928	2,231
	乳用種	2,775	2,599	2,679	2,642	2,925
	交雑種	5,270	5,766	5,613	5,491	5,792
とく(1年未満の牛)	1年未満	10	8	1	4	2
	1月未満	0	0	0	0	0

食鳥検査は、平成3年に施行された、比較的新しい制度であるが、大規模食鳥処理場で処理された食鳥については、獣医師の免許を持つ検査員が、全羽を検査する。認定小規模食鳥処理場では、食鳥処理衛生管理者を置き、検査結果について報告するが、立ち入り検査もおこなわれる。

高松市の施設数、指導数の推移は次の通りである。大規模施設は1であり、小規模施設は減少傾向にある。

項目	H28	H29	H30	R1	R2
大規模食鳥処理場	1	1	1	1	1
立入延件数	3	2	4	4	4
指導件数	4	2	2	7	7
認定小規模食鳥処理場	9	9	8	7	5
立入延件数	6	11	17	19	13
指導件数	4	11	8	25	12

食鳥検査の状況は次の通りである。令和2年度は、三豊地区を中心とした鳥インフルエンザが発生し、高松市内の処理数も、この影響で減少したものと思われる。

大規模食鳥処理場（全てブロイラー）

項目	H28	H29	H30	R1	R2
県内検査総数※	4,482,755	4,505,806	4,493,332	4,474,985	4,069,489
市内検査数(①)	657,207	667,965	661,443	643,998	598,832
①のうち禁止	3,131	6,538	4,567	3,413	2,903
①のうち全部廃棄	2,287	2,418	2,417	1,997	3,201
①のうち一部廃棄	4,489	4,788	4,798	4,338	5,703

※県内検査総数のみ、公益財団法人 香川県食鳥衛生検査センターの公表数値である。

認定小規模食鳥処理場

項目	H28	H29	H30	R1	R2
ブロイラー検査数	2,704	2,073	1,704	1,693	1,542
基準適合羽数	2,697	2,073	1,704	1,693	1,542
比率%	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0
成鶏検査数	574,342	588,406	596,568	566,625	584,074
基準適合羽数	547,211	564,136	580,574	550,695	533,977
比率%	95.3	95.9	97.3	97.2	91.4

2) 食品衛生責任者実務講習会開催事業等業務委託契約（委託一団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 1,786,150 円（消費税込み）

委託先 公益社団法人 香川県食品衛生協会

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3 年 3 月 31 日

業務内容 食品を扱う事業者は、食品衛生責任者を置く必要がある。食品衛生責任者は、許可更新の際に実務講習会をする。講習会の開催業務を委託により実施している。このほか、食品関係営業者の自主管理体制の指導、食品衛生教室の開催も委託内容に含まれている。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

業務の特殊性から、本事業を履行できる唯一の団体であるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、やや拡大解釈された次の要件に当たると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

（公社）香川県食品衛生協会は、各都道府県におかれている団体であり、（公社）日本食品衛生協会の下部組織として活動している。食品を取り扱う事業者は、全国に広く分布している。昭和 22 年に食品衛生法が制定されてから、この団体は、食品衛生に関する施策を、国

や自治体とともに担ってきた。食品衛生に関する行政と不可分な関係にある。

随意契約によることも妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。
- ② 2 号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

③ 検収 半期ごとに実施報告書が作成される。

令和 2 年度上期においては、総事業費 1,159,160 円のところ、市の上期分委託費は 100 万円であり、事業費の一部は、(公社)香川県食品衛生協会が負担している。下期も同様である。食品衛生に関する業務は、同団体の目的でもあるため、市からの受託事業ではあるが、自らの事業として実施している面もあるためと思われる。

3) 食品営業許可申請に係る指導業務委託契約 (委託一団体との特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 単価契約 新規 610 円継続 407 円上限 437,400 円 (消費税等込み)

委託先 (公社)香川県食品衛生協会

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3 年 3 月 31 日

業務内容 食品衛生法等により、食品等を扱う業種のうち、都道府県が定めた諸基準を満たすことを求められる事業者は、保健所長の許可を受ける必要があり、また、これは定期的に更新される。この申請についての指導を委託している。

② 選定事務

随意契約の理由としては、前の契約と同様に記載されている。

意見等も同様である。

③ 検収

業務成績報告書に基づき、3 か月ごとに支払われる。

4) 食鳥検査に関する事業の委託契約 (委託一随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 単価契約 6.57 円 (消費税等込み)

委託先 公益財団法人 香川県食鳥衛生検査センター

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 大規模な食鳥処理場で、処理する鳥を、処理段階ごとに、食鳥として適切であるかについて検査し、不適切なものを除外する。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

食鳥検査を委託することができる県内唯一の指定検査機関であるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、次の項に該当すると思われる。

E 法令等により、実施できる者が特定されている場合

食鳥検査は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、県知事が指定する検査機関により行われる。香川県内で、県知事が指定する検査期間は、当団体のみであり、他で検査することはできない。

また、検査機関の指定等に関する事務取扱要領によると、「食鳥検査を実施する指定検査機関については、都道府県等が全額出資を行ったか又は検査の実施を目的として設立された公益財団法人又は公益社団法人が望ましい」とされている。当団体は、香川県健康福祉部生活衛生課長を理事長とし、香川県の外郭団体リストにも計上されており、検査等を目的として設立されたものと思われる。団体ホームページによると、

「当センターは、食鳥検査事業を行うための財団法人として平成4年3月に設立され、国より「指定検査機関」としての指定を受け、香川県及び高松市から食鳥検査業務の委任を受けて、平成4年4月1日から業務を開始しました。その後、公益法人の制度改革が実施されたことに伴い、当センターは、移行認定手続きを進め、平成25年4月1日から、新制度に基づく公益財団法人として新たなスタートを切りました。そして、平成29年4月1日から法第15条第6項に規定する食鳥検査を行うものとして（指定検査機関）再度、香川県及び高松市の指定を受けることとなりました。」とされている。

単価についても、県内で統一されている。妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) この項で再掲のため、省略する。

最近の単価は、令和元年から0.01円引き下げられている。

団体の最近の損益計算書を見ると、次のようになっており、検査に特化した団体である。

項目	R1年度(円)	R2年度(円)
食鳥検査受託金収入香川県	8,246,630	9,704,273
食鳥検査受託金収入高松市	4,231,061	3,934,321
検査手数料収入	14,583,392	12,702,918
その他	1,031	1,030
経常収益合計	27,062,114	26,342,542
管理費	7,780,963	7,594,304
うち常勤理事報酬	4,023,000	不明
食鳥検査事業費	19,281,151	26,342,542
経常費用合計	27,062,114	33,936,846

③ 検収

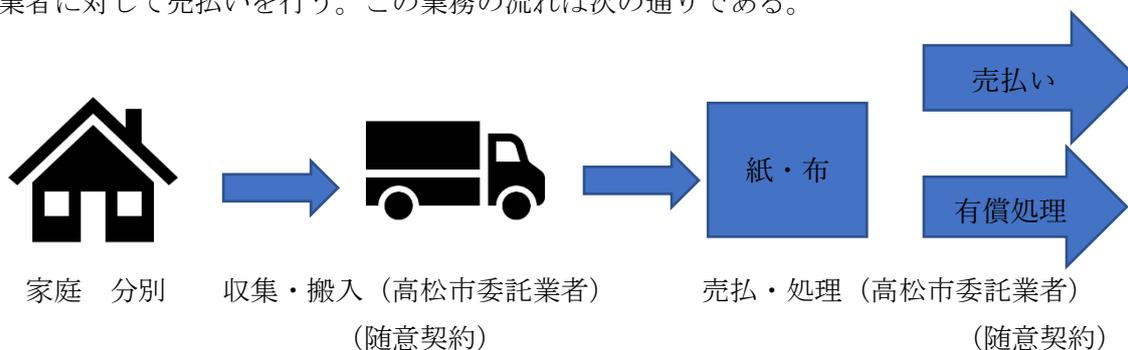
検査結果報告書が毎月送付され、これに基づき、単価をかけて支払う。

なお、検査は、大規模食鳥処理場において行われる。

(18) 紙・布類処理委託 (環境保全推進課)

1) 市の業務

基礎自治体は、一般廃棄物を収集し、処理を行う。リサイクルできるものは分別して収集される。高松市では、「缶・びん・ペットボトル」「紙・布」「プラスチック容器包装」を再生利用するものとして分別収集している。このうち、紙・布類については、再生原材料として販売可能なものは売払い、それ以外は処理を行う。処理を委託により実施しており、同じ業者に対して売払いを行う。この業務の流れは次の通りである。



市の委託業者が、市民から収集した紙・布類は、売払・処理委託業者の施設に搬入される。

段ボール、新聞、雑誌、紙パックは、売払・処理委託業者が買い取り、買取代金を市に支

払う。(売払い) これは市の収入となる。

紙製容器及び布類は、組合が有償で処理し、市は処理の委託料を支払う。

紙・布の収集・搬入については、現在のところ、随意契約により従来から同じ業者が行っている。この収集業務については、順次単価が見直されており、市の直営部分から委託に回される部分のみが、順次入札による委託にシフトされている。(他の項に記載)

2) 紙・布類等処理委託及び売払い(特命随意契約—団体との特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額	単価契約
契約先	高松市廃棄物再生処理事業協同組合(以下、この項では「再生処理組合」と記載する。)
委託先選定方法	特命随意契約
契約期間	年度ごと ただし、売払いについては、3か月ごとに単価を見直す

② 選定

・理由

特命随意契約により再生処理組合と契約する理由としては、次のように記載されている。

高松市廃棄物再生処理事業協同組合は、市内の専門問屋3社で構成された団体で、収集地点から近い搬入先が確保できるなど、限られた時間内に効率的な収集に対応でき、近隣に同等以上に対応できる業者がないため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、一致する項目はない。

市内で、紙、布類の処理業者として登録されている業者は7社である。市によると、容器包装リサイクル法に対応している保管施設の確保等を考えると、3社で構成される再生処理組合以外に安定して紙・布類の処理ができないとのことである。

しかし、他に実施可能な事業者がない、という理由は、入札による応募が1者しかいない理由にはなっても、それだけで随意契約に依っていいということにはならない。施行令に該当しないものは、入札によることが原則である。現状では、入札しない理由が法律に根拠のある状態で示されているとは言えない状態である。

契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものであり、地方自治法施行令のどれに該当するのか、説明できる状態にする必要がある。説明できないものは、入札により実施されるべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照)

① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

(監査手続き)

令和 3 年 8 月を抽出し、組合への搬入量と、市の収集委託業者及び直営部分は市からの搬入量報告書、および布類焼却量報告書を照合したところ、一致していた。

しかしながら、搬入量のうち、次の表のように、収集委託業者 3 者及び直営で行われる女木島・男木島からの搬入について、売り払い単価が 10 円と高い紙パックの収集が計上されていなかった。その他の者からの総搬入量に占める紙パックの比率は 0.45% と高いものではないが、紙パック収集が計上されていたグループと同程度の紙パックが、計上されていないグループに比べ、構成比率のやや高い雑誌に混入したと仮定すると、価格差は 1 kg 当たり 7 円生じる。

なお、搬入量の合計を見てわかるように、数量は 10 キロ単位で計算されている。これは、重量計が 10 キロ単位であるためとのことである。また、計量は、収集車 1 台ごとに行われる。このため、1 車あたり 10 キロ未満のものは、ゼロと表示されるとのことである。

売り払い単価 (円)	5	5	3	10	△ 6	-	-
品目	段ボール	新聞	雑誌	紙パック	紙製容器	紙計	搬入先
紙パックゼロのグループ (高松市直営を除く)							
A者	2,260	4,160	3,120	0	310	9,850	A者
B者	52,640	81,240	78,440	0	7,090	219,410	ABC者
C者	22,080	38,860	28,500	0	2,820	92,260	ABC者
A者	3,140	5,370	4,040	0	410	12,960	A者
小計	80,120	129,630	114,100	0	10,630	334,480	
対紙総量①%	24.0	38.8	34.1	0.0	3.2	100.0	
紙パックありのグループ	131,540	220,940	161,110	2,370	15,740	531,700	ABC者
対紙総量②%	24.7	41.6	30.3	0.4	3.0	100.0	
①-②	△ 0.8	△ 2.8	3.8	△ 0.4	0.2	0.0	

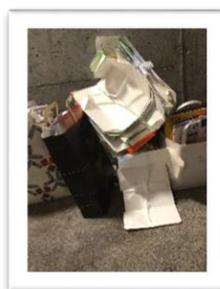
このうち 1 者については、他の月には収集実績があり、直営で実施されている島しょ部と同様に、廃棄物の少ない地域であることから、10 キロ未満であったと推測される。

残りの 2 者について、8 月の他の品目の収集量は次の通りである。

		(単位：Kg)						
搬入	品目	段ボール	新聞	雑誌	紙パック	紙製容器	紙計	搬入先
B者	古高松	6,720	10,410	9,840	0	900	27,870	イ
B者	多肥	7,340	10,820	10,130	0	950	29,240	イ
B者	一宮	5,550	8,810	7,770	0	720	22,850	イ
B者	栗林、藤塚	8,030	11,460	13,910	0	1,190	34,590	ロ
B者	川添	3,420	8,470	5,820	0	510	18,220	ロ
B者	二番丁	7,430	11,030	9,770	0	930	29,160	ハ
B者	松島・花園	9,140	12,480	12,930	0	1,180	35,730	ハ
B者	香西	5,010	7,760	8,270	0	710	21,750	ハ
B者	小計	52,640	81,240	78,440	0	7,090	219,410	
B者	比率	24.0	37.0	35.8	0.0	3.2	100.0	
C者	古高松南	3,860	5,510	5,530	0	510	15,410	イ
C者	林	5,510	7,250	6,280	0	650	19,690	イ
C者	成合	1,070	2,620	1,580	0	160	5,430	イ
C者	上之町・室新町	2,350	4,010	3,160	0	300	9,820	ロ
C者	前田	1,720	4,220	2,110	0	230	8,280	ロ
C者	日新	1,540	2,460	1,880	0	200	6,080	ハ
C者	上福岡・花園	3,100	6,020	4,050	0	400	13,570	ハ
C者	鬼無	2,930	6,770	3,910	0	370	13,980	ハ
	小計	22,080	38,860	28,500	0	2,820	92,260	
	比率	23.9	42.1	30.9	0.0	3.1	100.0	

地域ごとに、令和3年度の4月から12月までの搬入量報告書を集計すると、次の表のようになる。

搬入量報告書を見ると、近接したエリアでも、二番丁は継続して紙パックがゼロであり、四番丁・築地と亀阜は、継続して一定数の紙パックが収集されている。担当部署がさらに回収業者に確認したところ、この2者については、収集した紙パックを、雑誌と混ぜて収集所に持ち込んでいるとのことである。



紙パックが収集ゼロの地域の令和3年12月の紙回収の状況
毎回このように紙パックが出されている。

											(単位：k g)
項目	紙パック										紙・布合計
収集先地区（町名）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	収集量合計
太田	330	280	320	340	260	350	290	230	350	2,750	885,130
古高松南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,920
古高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319,570
林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	202,250
多肥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	298,840
成合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61,040
一宮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250,680
山田、三谷、仏生山	340	200	430	240	280	310	300	240	380	2,720	736,170
香川町（川東）	30	40	40	40	50	30	60	50	30	370	119,500
香川町（浅野）	130	70	80	90	60	110	50	30	60	680	148,750
香川町（大野）	70	30	90	60	90	70	40	40	60	550	125,960
香南町	70	40	90	60	100	70	50	50	60	590	133,890
小計	970	660	1,050	830	840	940	790	640	940	7,660	3,466,700
四番丁、築地	50	60	50	50	60	60	70	50	50	500	170,700
亀阜	140	130	120	210	100	160	190	80	190	1,320	433,900
上之町、室新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116,570
栗林、藤塚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	410,850
前田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95,320
川添	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216,650
円座、川岡、鶴尾	150	150	200	180	170	190	250	160	170	1,620	501,880
檀紙、弦打、下笠居	160	220	180	220	250	210	180	200	270	1,890	473,140
国分寺南部	130	170	160	170	150	170	170	120	120	1,360	216,120
国分寺北部	130	170	150	180	220	160	140	140	140	1,430	244,290
小計	760	900	860	1,010	950	950	1,000	750	940	8,120	2,879,420
日新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,540
二番丁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	331,640
新塩屋町	30	40	60	10	40	0	10	30	0	220	173,830
松島・花園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	320,320
上福岡、花園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119,780
木太	240	310	310	230	270	260	270	210	220	2,320	735,720
屋島	210	150	240	150	210	230	120	180	240	1,730	508,690
鬼無	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127,250
香西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199,450
女木、男木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,810
牟礼町北部	40	20	30	20	30	30	30	30	50	280	133,590
庵治町	0	0	10	20	0	10	10	0	20	70	103,790
牟礼町南部	70	70	50	40	30	50	40	20	80	450	186,400
小計	590	590	700	470	580	580	480	470	610	5,070	3,017,810
合計	2,320	2,150	2,610	2,310	2,370	2,470	2,270	1,860	2,490	20,850	9,363,930

なお、平成 25 年の包括外部監査の報告書には、次のように記載している。

引取委託者と、売払委託者は、同一者であり、継続して同業者団体である高松市廃棄物再生処理事務協同組合に、随意契約により委託及び売払契約を行っている。

業者に委託して収集された紙ごみの搬入量は、引取者が計量し、計量報告により収集運搬委託先に変動費を計算して支払う。

市は、収集から売払いまでの計量記録を持たず、委託先である引取者とそれを売払う者も同一であり、さらに搬入の重量も把握していない。100 キロ搬入したものが、新聞 80 キロとその他紙製品容器 20 キロだったのか、新聞 80 キロと紙パック 20 キロだったのかにより、売り払い収入と委託料の差引額は、260 円と 700 円の差がある。

高松市では、市民自体が新聞、雑誌、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装に分けてごみステーションに置き、収集も種別に分けて行われるのであるが、残念ながら、市民の分別は完全には行われず、それぞれの種類の紙の収集に別の種類の紙が混入している。

(意見) 市が計量した後に持ち込むか、売払は別業者にするなど、何らかの相互けん制の仕組みを入れることが望まれる。

現状を見ると、継続して随意契約により契約が結ばれており、収集量の不自然な状態が継続していることに誰も気が付いていない。

また、令和 3 年の現状を見ても、確かに、紙パックを他の紙類に混ぜて出す市民も多いと思われる。牛乳パックを洗って束ねて出すことは、手間であるが、それを実行する市民の多くは、環境対策に貢献していると思って分けているのである。

雑誌と混入したことで、市の収入が減少したことは確かであるが、紙パックが紙パックとしてリサイクルされたかについても市は明らかにするべきである。再生処理組合は、雑誌として搬入された紙パックを、また拾い出してリサイクルに回したのか。それであれば、リサイクルはされているということであるが、いずれにしても、搬入方法が市の指定する区分と異なることについて、市の担当部署に連絡する必要があった。また、市は、収集量に関する報告を受けながら、紙パックがゼロである地域があることについて、疑問を抱くべきであった。収集方法の誤り、受け入れ事業者の受け入れ品目のチェック、市の担当部署の監督、この 3 点全てでチェックが行われていなかったことを意味している。

(指摘事項) 紙類のうち、市から売払いされる紙パックについては、新聞・段ボールの単価が 5 円、雑誌単価が 3 円であることに比べ、10 円と、委託業者の引き取り単価が高くなっている。この紙パックについて、収集委託先のうち 2 者からは、令和 3 年度には継続して、再生業務委託先への搬入がゼロであった。これは、収集委託先のうち、この 2 者のみが、紙パックを雑誌に混入させて運び込んでいたためとのことである。そうであれば、収集業務は不適切であり、受入れ時の再生業務委託先の受け入れ業務も適切とは言えず、市の監督も不

十分であった。平成25年に指摘された事項について、「何らかの相互けん制」が全く構築されていない状況と言える。市は、早急に、紙ごみに関する収集方法、受入れ計量方法を見直すよう、委託先に指導する必要がある。

なお、市は、この指摘を受け、令和3年度中に、職員が現地で搬入・計量状況の確認を行うなどの見直しを進めるとともに、引き続き、計量方法等についても、委託先と協議を進めていくとしているが、ゼロカーボン宣言をした高松市としては、市民の環境意識が損なわれないよう、また、市民の資産が流出しないよう、当業務について見直すとともに、古紙・布等の収集業務の適正性の確保についても、早急に検討する必要があると思われる。

また、平成25年の包括外部監査報告書には、次のようにも記載している。

随意契約の理由としては、紙については、「市内の専門問屋3者で構成された団体で、収集地点から近い搬入先が確保できるなど、限られた時間内に効率的な収集に対応でき、近隣に同等以上に対応できる業者がいないため。」とされ、缶についても、「高松市メタリサイクル協議会は、圧縮機等の設備を有する高松市内の専門問屋4社で構成され、近隣に同等以上の処理能力を有する団体、業者がいないため」とされている。

安定処理のために同業者団体を組成させた経緯がある可能性もあるが、現状を見ると、カルテルへの委託、売払いを行っているようにも見える。

年間売払い予定額は、約20百万円である。(以下内訳記載)

(意見) 売払契約については、売払い単価の合理性の検証が難しい。随意契約の相手先としている組合も、長期間のうちに他に処理が可能な業者が組合に加入していないケースもあるとのことである。高松市の現在の契約手続きは不透明であり、これを公正に行うためには、処理が可能な者を対象に、契約手続きの原則に戻り、入札を行うことが望ましい。

早急に、入札の実施を検討すべき状況であると思われる。

(意見ー共通 ⑩) 「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

なお、再生処理組合は、組成者が3者と数が少ない組合である。

専門家の団体を含め、団体と、団体の構成員単独でも実施可能な事務を随意契約により委託等する場合には、団体を通して委託することで、団体に属さない事業者の受注機会が失われ、団体に属する事業者の間では、団体内部での地位など、品質と価格以外の要因で業務が分配される可能性があり、公正かつ自由な競争がある状態とは言えない。

まず、公募実施の可能性について検討する必要があるが、検討したうえで、どうしても他に実施できない、と判断できる場合についても、団体に委託できる条件を定めるべきである。なお、この条件は、随意契約によらない場合にも、団体と契約する場合には最低限の条件とするべきである。

(意見-共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- へ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

(19) 廃棄物収集及び運搬業務委託 (環境業務課)

1) 市の業務

市町村は、一般廃棄物について、自身が定める処理計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないうちに、処理(収集運搬、処分)しなければならないとされており、市直営、委託、許可の方法を適宜用いて処理されることとなっている。

また、平成26年の最高裁判決において、域内処理を原則とする一般廃棄物の処理については、専ら自由競争に委ねられるべき性格のものではないと示されている。

高松市においては、一般廃棄物のうち、家庭ごみの収集運搬について、旧市内では直営及び委託業者9者、合併区域では委託業者11者に委託より実施している。

このほか、平成30年度からは、市が直接収集していた部分について、職員の退職等に伴い、順次、委託による収集に移行している。

入札結果は、次の通りである。

(単位：円、者、回、%)						
落札業者	落札金額① (税込)	予算額② (税込)	入札者 数	入札回数 (回)	1回目入札価 格 (税込)	①÷②%
高松産業廃棄物センター	447,004,800	586,656,000	4	1	447,004,800	76.2
(株)クワン・エンvironmental	297,000,000	430,912,000	5	1	297,000,000	68.9

2) 従来から委託している一般廃棄物収集運搬業務(委託—特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額	23 契約合計で 1,270,272,086 円 (消費税込み)
契約先	19 者 (数が多いので記載しないが、高松市清掃事業概要に掲載され、ホームページで公開されている)
委託先選定方法	特命随意契約
契約期間	年度ごと

② 選定

・理由 委託先のうち、旧市内の可燃ごみ等については、「合特法」に基づく対策として、し尿及び浄化槽汚泥収集許可業者に随意契約により委託されてきた経緯がある。

合特法の正式名は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 (昭和 50 年 5 月 23 日制定) であり、下水道の普及によるし尿収集業務量の減少を背景として、し尿収集等を行う事業者の経営安定や、計画的な転廃業のための合理化事業を実施するというもので、事業者の経営を安定させることで、自治体の責務として適正なし尿等の収集・運搬体制を維持することを目的としたものでもあった。

本来、この法令は、合理化事業計画を策定したうえで、実施されるべきとされているが、ほとんどの自治体で、計画は策定されず、法の趣旨に沿った運用が行われてきた。旧高松市では、一般廃棄物の収集・運搬業務を、代替業務と位置付けて、地域ごとに業者に割り当て、委託事務として収集業務を行ってきた。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものであるが、伊万里市の浄化槽管理に関し、住民が行った訴訟において、自治体が合特法に基づき、随意契約を行うことは自治体の裁量の範囲内とされたことから、随意契約により契約することも適当と判断されている。ただし、判決は個別の状況を見て判断する性質のものであり、拡大解釈されるべきものではない。合特法の対象範囲内であるかについて検討することは必要と思われる。また、旧高松市内の可燃ごみ以外については、随意契約による理由は新収集体制への移行時及び合併時の経緯によるものとのことであった。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照)

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

・単価 ところで、平成 25 年度の包括外部監査では、次のように意見を付している。

(意見) 随意契約によるとしても、積算根拠は、業務の実態にあわせて定期的に見直される必要がある。高松市が購入した車両により収集運搬業務を委託することについても、検討が望まれる。

高松市では、従来から委託している収集運搬業務については、入札を実施する場合の積算を用いて、激変緩和を施したうえで、順次、委託金額が、積算額をもととした金額に収れんするように、委託金額の決定方法を変更している。

委託金額が積算に対して高額であった場合、過去の委託金額の水準で契約するため、インフレーションが進むと早く収れんすることになる。従来の慣行的見積もりによる同意方式から、より合理的な方法に改められている。

他の随意契約と同じように、見積徴収によって、予定価格の範囲内で契約されるが、最も多いもので、24 回の見積徴収を行っている。

入札する場合の予定価格は、積算価格とイコールではないが、入札 2 件の落札率は 70% 前後であることを考えると、随意契約の金額決定方法の変更による歩みは遅いように思われる。しかし、過去の経緯を考えると、着実に変更されていると考えるべきであろう。

なお、前の項に記したように、紙類の収集運搬業務には課題が見られ、担当部署として、対応が必要と思われる。

(20) 高松市食肉センター軌条設備改修工事 (農林水産課)

1) 市の業務

高松市は、特別会計により食肉センターを運営している。高松市の食肉センターは、牛をと畜する施設であり、特別に設計され、機器が配置されている。当施設は、指定管理者により運営されている。

2) 高松市食肉センター軌条設備改修工事 (請負—特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額	10,120,000 円 (消費税抜き)
契約先	花木工業 (株)
選定方法	特命随意契約

契約期間 令和3年1月27日

業務内容 高松市食肉センター内で、肉を吊っている天井のフックのパイプレールがすり減って、鉄粉が散るようになった。食肉を扱う施設のため、衛生上対応が必要であり、改修を行うもの。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

常時稼働状態にある食肉センターの修繕において、緊急に行わなければ業務等に著しい支障が生じるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。

当契約は、請負工事であることから、一旦競争入札が行われている。しかし、応募者が無かったことから、再度の入札を行う時間的余裕がなく、業務実績のある業者に工事可能か問い合わせ、特命随意契約により契約している。

なお、業者の見積もり額（契約額）は、当初の予定価格の範囲内であった。

1回目に競争入札を行った経緯を考えると、当契約は、8号の「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」に該当すると思われる。特命随意契約によることは結果的には妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34ページ参照。）

- ① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

なお、入札に応募が無かった理由については、特殊な施設であり、地元には工事可能な事業者がいないが、工事可能な業者は、大きな工事でなければ、地方で行われる工事をいちいちチェックしておらず、公募されていることに気づかないではないか、とのことである。

次回以降、同様な工事発注を行う際には、実施可能な事業者にも声をかけることなども考えられるが、入札の公募期間を長くすることも考えられる。

（意見-共通 ⑳）高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のもの

が多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

③ 指定管理者の管理する施設の修繕

指定管理者が管理する施設については、修繕費負担と施設の長期的な維持管理という課題があると言われる。

多くの施設では、一定金額を定め、それを超える金額の修繕費は施設設置者である自治体が負担し、それ以下の場合は指定管理者が日常管理の一環として負担するという決め方をしている。施設は、こまめな修繕を行うことで長持ちすることが多い。経営面を重視し、どうしても必要な修繕だけを行い、した方が良い修繕を先送りすると、結果的に多額の修繕費がかかることになる、という問題である。

と畜場は、特殊な設備が多く、もともと修繕費が多額にかかる性質の施設である。このような施設で、こまめな修繕が先送りされない方法として、修繕費については、精算制とする方法がある。少額の修繕費についても、年間予算を決め、これを下回る場合、差額を毎年精算する方法である。

当施設は、長寿命化計画を策定している段階である、とのことであるが、少額の修繕が適切に行われるような実施体制についても検討が望まれる。

(21) 林業関連業務（農林水産課）

1) 市の業務

小学校で、国土の約7割は森林と学んだ記憶があるが、今も7割弱は森林が占めている。その中で、香川県は、森林面積が50%を割っている。四国の他県は、全国を上回る森林率であるが、讃岐平野を中心として広がり、隣接する四国山脈の森林のうち、広い面積が徳島県に属することが要因である。高松市は、なかでも讃岐平野のほぼ中心に位置するため、森林面積の比率は、香川県よりも低い。

2020年農林業センサスより（以下、この項の表は、農林水産省公表数値より）

区域	ha	%	区域	ha	%	区域	ha	%
全国	5,797,607	66.4	徳島県	153,608	75.5	徳島市	937	26.4
香川県	12,676	46.5	愛媛県	189,478	70.6	松山市	7,863	43.9
高松市	2,201	37.9	高知県	241,921	83.7	高知市	6,879	55.9

日本の林業の歩みを見ると、明治以降の都市化に伴う、木材や燃料の需要による伐採や、第二次世界大戦中の資材調達などを経て、はげ山になった山林が多く見られ、生育の早い杉など針葉樹が植林された。

しかし、これらが資材となるまでの間に、安い外材の輸入が始まり、林業が産業として成り立ちにくくなっている。植林された杉は、伐採されることなく、数十年を経て花粉をまき散らし、春には黄砂とあいまって、多くの日本人が花粉症に悩まされている。石原前都知事が、東京都の所有する水源林の杉を切っ飛ばし、と言ったのは有名な話である。

日本古来の建造物の建築に使用された木材は、育成に極めて長期間かかることから、国内では伊勢神宮や諏訪大社のように、指定の森林を確保していなければ、調達は難しい。平成30年に再建された、興福寺の中金堂は、柱の木材が国内では調達できず、カメルーンからの輸入により、建立された。

項目	林業経営 体数①	うち販売 あり②	②÷ ①%	林業経営 体数③	うち販売 あり④	④÷ ③%	②÷ ④%	①÷ ③%
年度	R2			H27				
全国	34,001	8,217	24.2	87,284	13,563	15.5	60.6	39.0
四国	2,202	677	30.7	5,963	1,084	18.2	62.5	36.9
香川県	88	22	25.0	296	23	7.8	95.7	29.7
徳島県	264	69	26.1	1,001	117	11.7	59.0	26.4
愛媛県	968	370	38.2	2,538	620	24.4	59.7	38.1
高知県	882	216	24.5	2,128	324	15.2	66.7	41.4

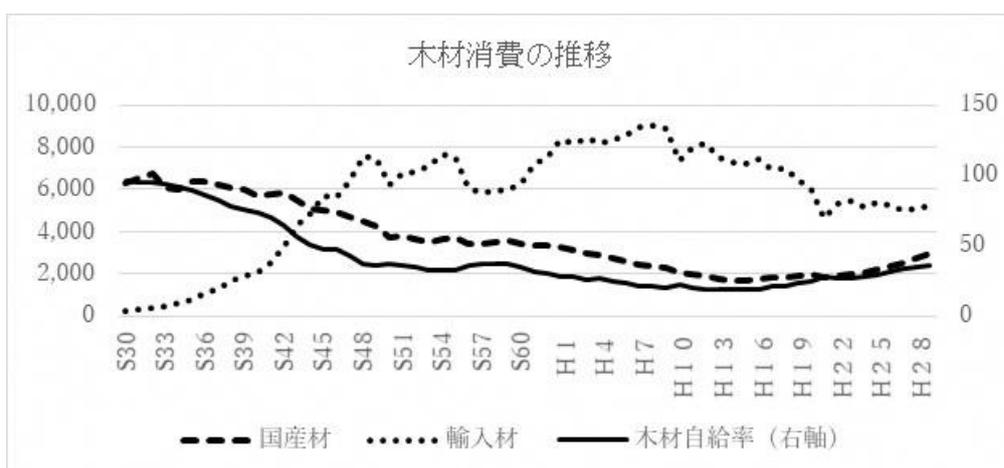
林業経営体数を見ると、林業売り上げのない経営体の方が多く、また、平成27年と令和2年とを比べると、5年の間に、経営体数も激減している。

このようななかで、森林の維持は、国土や環境の保全、水源の確保、健康促進という公益的側面が強くなり、自治体は、森林維持のための補助や、林道の敷設などを行ってきた。

また、世界的に脱炭素が課題となるなかで、上場企業では環境配慮の状況について説明を求められる状況になっており、製紙会社のように、木材を消費する企業以外にも、森林保全を実施する企業も増えている。地道な活動を行う、環境にかかわる民間団体についても、報道を目にする機会が増えているように思われる。

なお、香川県の販売ありの経営体は、5年間でも1者の減少にとどまり、売り上げの中身を見ると、シイタケなどと思われる特用林産物が減り、林業の本来の姿である用材は同数であり、素材の売却を行った経営体は増えている。香川県は、継続して県産木の使用を推奨していることや、資材全般の価格が上がっていることなども要因と思われる。

年度	実経営体数	用材		ほだ木 用原木	特用林産物	延べ数
		立木で	素材で			
R2	22	3	12	5	7	27
H27	23	5	10	4	9	28



林野庁 森林・林業白書より

木材需要全体が減少する中で、国内材の供給は、平成15年を底に、増加傾向に転じており、それに伴い、木材自給率も上昇に転じている。

戦後植林した針葉樹が伐採期に入っている一方、小規模な経営体が多く、また、都市部への移転などによる不在林家の増加などにより、維持管理されていない林野も多くなっている。これらに対応するために、森林経営管理法が平成31年4月に施行され、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うこととされた。自治体は、まず、管内の森林の管理状況を把握し、対応が必要な森林に関して経営管理集積計画を定め、公告する。

2) 高松市森林資源量解析業務（委託－プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 20,856,000円（消費税込み）

委託先 アジア航測株式会社四国支店

委託先選定方法 プロポーザル方式

契約期間 R2.8.31 ～ R3.3.22

応募者数 3者

業務内容 森林経営管理法では、荒廃した森林が優先的に事業の対象にされるため、樹種の分布や材積量などの森林資源情報を収集する必要があるため、四国山地砂防事務所が公開している航空レーザー測量調査結果から、森林資源等の詳細なデータ解析を行うことを委託し

ている。

② 選定事務

・プロポーザル方式による選定の概要は次の通りである。

選考委員の人数	選考委員の類型	応募者数	金額の客観基準
5	担当部署の職員のみ	3	設けている

・選定業者の提案金額—プロポーザルに拠る入札の場合、上限額は公表される。そのなかで、当プロポーザルの応募額には、上限額 37,265 千円に対し、56%の水準と、安価であった。

・評価項目と配点は次のとおりである。

中項目に対し、配転が3点から5点の小項目に、詳細に評価ポイントを記載している。また、担当者があらかじめ、評価の中項目ごとに提案内容について比較した表を作成し、選定委員に配布している。

大項目	中項目	小項目数	配点
企画力	業務の理解度	2	7
組織力	実施体制	5	20
	業務遂行能力・実績	2	10
提案内容	提案の実効性	5	23
	提案の的確性	3	10
	提案の有効性	5	20
経済性	価格の評価（計算式）	-	10
合計		22	100

・評価表の記入方法 AからEに○をつけて評価する。AからEの記号にそれぞれに係数を定めており、配点に応じて倍数をかけて事務局で計算する。

なお、農林水産課の評価票は、判断基準、評価項目別に内容の詳細、項目別に仕様書に記載している関連項目を記載しており、AからEの記号に○を入れて評価することから視覚的にもわかりやすく、評価シートとして優れていると思われる。

・5人の委員の評価はおおむね一致していた。

事前に提案内容を比較整理した表を配布することで、評価者の視点が揃いやすかったと思われる。一方で、事前の比較整理にバイアスがかかっていると、評価委員の評価をミスリードする可能性もあるが、客観的に、提案書の内容を整理して記載するものと思われる。

③ 検収

解析結果の納品により、検収が行われる。

提案内容通りのものが提出されていることを確認する。

(意見-共通 ㉔) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

3) 分収林契約 (特殊な契約)

① 契約の概要

分収造林特別措置法(昭和33年法律57号)に基づく事業である。日本の森林資源が枯渇していた時代に、山地所有者との契約により、公が地上権を設定し、費用を負担して造林を行い、育成後に伐採し、売却代金を公と土地所有者で分け合うという契約である。

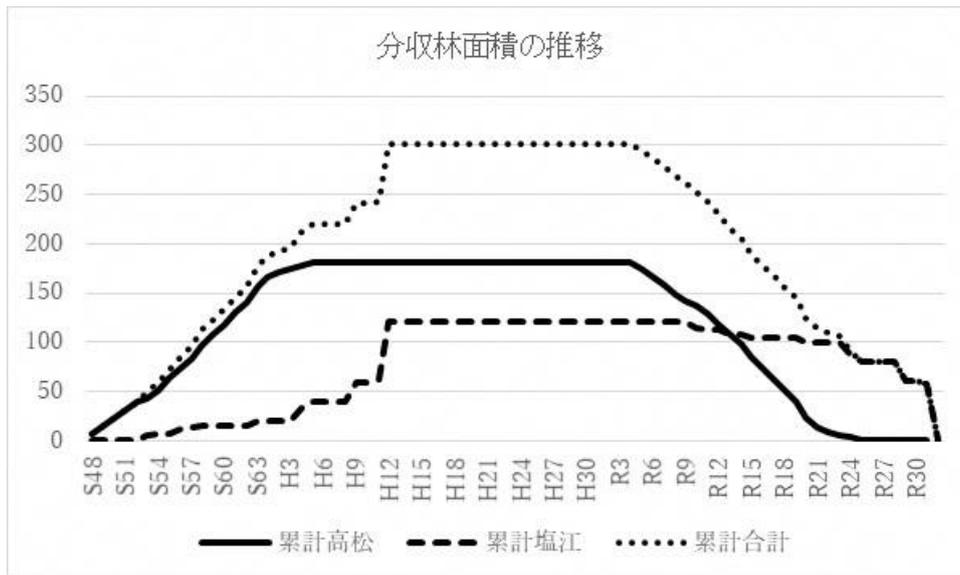
高松市では、合併前の旧高松市山田町と旧塩江町で実施されていた。旧高松市では、昭和48年(1973年)から事業が開始されたとのことであるが、契約期間が50年と長期にわたる。契約後45年から50年の間に伐採を行うとされているため、現在伐採可能期間に入っている契約もある。近年、木材価格は上昇傾向にあるとはいえ、現状では、伐採・出荷費用が売却収入を上回っており、山地所有者に無償で返還される予定である。

なお、他の多くの自治体では、契約を延長更新しているとのことである。香川県でも同様の事業を実施しており、県は、契約を延長せず、木材が売却できなければ、無償返還としており、高松市も、木材売却価格よりも、伐採等の経費が高くなる場合、無償で契約を解除することとしている。

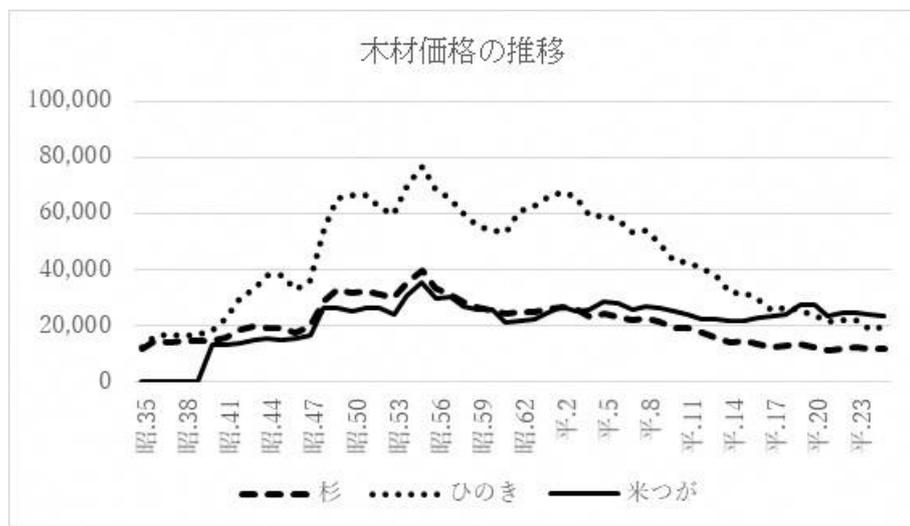
	契約数	面積(ha)	契約当り平均面積(ha)
旧高松市	113	181.32	1.6
旧塩江町	24	120.30	5.0
合計	137	301.62	2.2

(高松市担当部署資料より。次グラフも同じ。)

昭和48年からの合計面積の推移は、予定も含め、次のようになる。



令和5年から、順次契約期間が終了してゆくが、当事業に基づく契約は、高松市で現在実施中の契約の中でも、最も古い部類に属すると思われる。



農林水産省 木材統計調査より

② 課題

市は、対象の林野を、商品化可能なように管理してきたが、土地の持ち主に返還されたのち、放置されると、荒れてしまう可能性もある。

平成31年に施行された森林経営管理法では、荒れた森林から対象とするため、返還された分収林は当面对象外となる。

返還後の品質保持について、事前に地主と話し合い、対策を考える必要があると思われる。

4) 高松市分収造林地林況調査業務 (委託—団体との特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 2,200,000円 (消費税抜き)

委託先 森林組合連合会

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2.11.13 ~ R3.3.12

業務内容 分収造林地の契約満了にあたり、対象地の立木などの状況を調査したもの。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

当該業務の実施に当たっては、森林整備に関する専門的な技術が必要であり、当事業者は市内森林組合の中でも林業コンサルタント部署を有しており、技術指導が可能な唯一の事業者であるため。

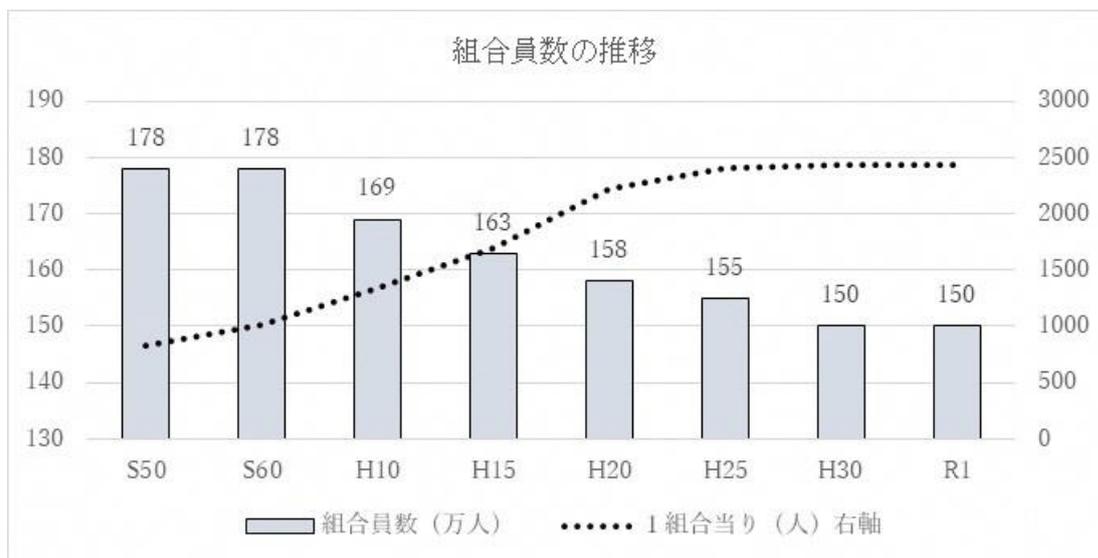
委託は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、「必ずしも競争入札が不可能ではないが、契約の目的、内容に照らして、随意契約がより妥当な場合」として、次の要件に該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

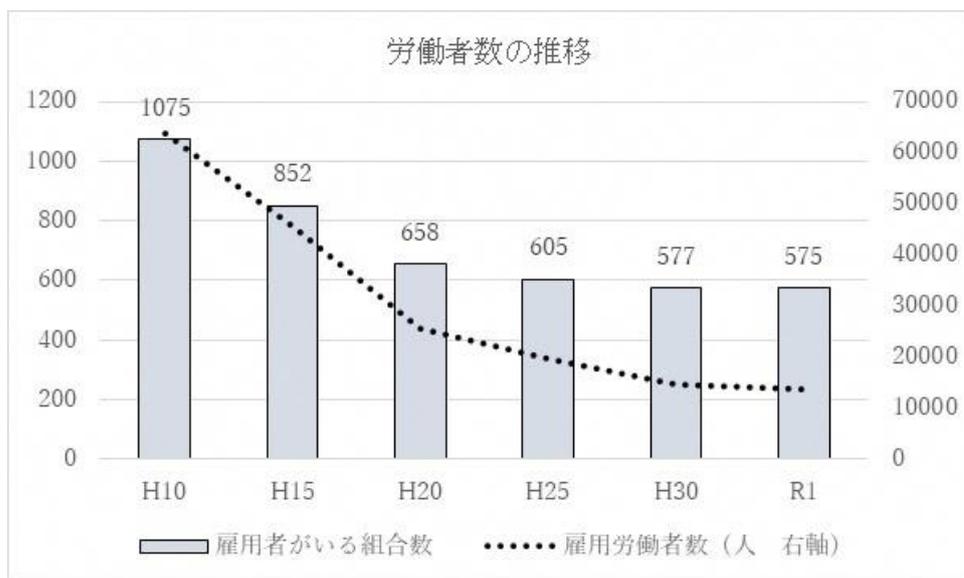
国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

森林組合連合会は、森林組合で構成される上位団体であり、森林組合を含め、森林組合法に定められた法人である。

林野庁のホームページによると、森林組合の組合員数は減少傾向にあるが、1 組合当りの組合員数は増加している。組合員は、主として森林の所有者であり、不在山主も多い。森林についても、森林組合についても、小規模事業者が山林を売却したり、小規模組合が合併したりなど、大規模化が進んでいると思われるが、一方で小規模組合も残っており、これらの今後の運営が危惧されるとのことである。



また、組合職務従事者不足及び高齢化が問題とされてきたが、全国で見ると、伐出作業に従事する49歳以下の比率が大きく増加しているとのことである。



令和元年時点で、森林組合は森林の維持管理業務の50%を担っているということであり、独自の職員を有する大規模な林業が成立しにくい香川県では、ほとんどの業務を森林組合が担っていると思われる。

このため、高松市の随意契約による理由は、適当であると思われるが、入札によらない理由としては、釈然としない部分もある。契約事務として、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照)

- ① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

(意見-共通 ⑩) 「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いているか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

入札にかかる手間は、インターネットなどの普及で大きく軽減されており、他に実施可能な者がいないのであれば、その者のみが入札することになる。入札の結果により、随意契約による正当性を検証することができる。

入札を行わず、随意契約を継続する場合には、以下の事項に留意する必要がある。

(意見-共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- ヘ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

ロについて

森林組合は、独自の職員を持ち、組合員からの委託により、組合員の森林の維持管理を行っている。連合会は、香川県の森林組合の連合会であり、団体の性質から、地域ごとにどの森林組合が担当するかが決められている。このため、市の委託に関し、恣意的に、偏って特定の組合が業務を受注することはないと思われる。

ホについて。

依頼した業務は、森林組合が常時行っている業務であり、対価表が定められており、委託費用の計算方法も、定型のものが用意されている。

(意見-共通 ⑯) 特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。

5) 林道草刈業務

高松市が管理する林道の除草を行う。近隣の林道ごとに、見積もり合わせを行う。

森林組合がない庵治町以外は、森林組合に委託している。森林組合は、草刈り業務の対価表が定められており、委託費用の計算方法も、定型のものが用意されている。

庵治町は、一般土木の歩掛数値をもとに計算した積算額を基準に見積もり合わせが行われる。

計算方法が異なるため、比較が難しいが、市によると、森林組合の計算方法は安いとのことである。

(2) 競輪事業の運営（競輪場事業課）

1) 市の業務

高松市は、特別会計で競輪事業を行っている。競輪は、自治体が必ず行う業務ではなく、むしろ公営でギャンブルを行うことについての批判もある。一般会計への繰入金を相当金額継続することが、競輪事業を継続する条件であると言われている。

競輪を開催するためには、他の部署では行われたい業務が多く、システム利用料や広告など、随意契約による契約の数は多い。

また、当初予算ベースで、競輪場事業課の委託費は、2,294,341千円と多額であり、最も多額である場外車券売場の設置に係る委託料は、1,319,634千円、(公財)JKAへの競技関係業務委託が199,828千円など、特定の相手先への随意契約も数が多くなっている。しかし、令和3年度から、公募により選定した事業者による包括業務委託に移行したため、競輪事業関連の高松市の委託事務のほとんどは、包括業務の受託者との契約となっている。

なお、この公募に対して、複数の事業者から参加表明されたものの、実際の応募は1者であった。その理由としては、競輪場の施設整備を予定していることから、契約年数が2年と短いことが主要因ではないか、と高松市は分析している。なお、包括業務委託への移行により、高松市の収益保証額が2億円と定められ、従来よりも安定した利益が確保されるとのことである。ここでは、原則として、高松市に残る契約のみを検討対象とした。

2) 高松競輪場自衛警備業務（委託一団体との特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 46,799,500円（消費税込み）

委託先 高松競輪場自衛警備協会

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 競輪場が指定する場所において、暴力団・ノミ屋等不法行為者の排除及び不当不良行為者を6名以上※の自衛警備員をもって発見、予防、排除して競輪場内の保安に努める。その他、施設等の火災、盗難、破壊、破損等を防止する。

※早朝及びナイター発売の場合は3名以上

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

特殊委託業務（高松競輪場内における暴力団・ノミ屋等不法行為者の排除や場内全般の保安確保等）であることから、警察官OBで組織された左記業者以外では、契約を履行できないことによる。

随意契約の項で記載した中で、地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったりあてはまるものはない。

しかし、この団体自体が、競輪の実施のために組成されていると思われ、高松市が入札を行わないことについても理解はできるが、施行令に該当しないものは、入札によることが原則である。現状では、入札しない理由が法律に根拠のある状態で示されているとは言えない状態である。契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。説明できないものは、入札により実施されるべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34ページ参照）

- ② 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。
- ③ 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する

高松競輪場自衛警備協会は、競輪場の警備を行うために組成された任意の団体であり、法人格はない。公営ギャンブルから犯罪等を切り離すことを目的として香川県警察のOBで組織されている。

新型コロナウイルス感染症の発生により、競輪場に来場する人数は減少しているが、警備に関しては、従来通りの体制を取っている。

警備1日当たりの単価を定め、開催日数と、開催日に配置する人数をかけて見積もられている。日中警備の単価は、消費税抜きで105千円であり、夜間は30千円、早朝は110千円ある。国土交通省は、工事時の交通誘導員については単価を設定しており、これによると日中でも2万円強であることと比べると、5倍程度の金額になっている。

犯罪行為への備えという面から、高い単価を設定してきたものと思われるが、単価の合理性について、定期的に検証する必要があると思われる。

(意見) 高松市の競輪事業の警備のために組成された団体に対して、一般の警備よりも相当に高い単価で警備を随意契約により委託している。また、競輪場開催日の集客数も減少しており、配置人員数及び単価について、妥当であることを検討する必要がある。

また、市から人件費として支出すれば、10%の消費税部分の支出は不要になる。警備の実施方法についても、特別な雇用枠を作るなどにより、実施できないか、検討することが望まれる。

③ 検収

開催日数に応じて警備費を支払っている。

団体の収支計算は次のとおりであり、収支差額は市に返納される。

科目	金額 (円)
事業収入	46,799,500
収入合計	46,799,661
給与費	34,508,502
管理費	2,070,741
支出合計	36,579,243
収支差額※	10,220,418

なお、団体の公課費は1,213千円である。事業収入には、消費税部分が約425万円含まれており、消費税の控除できる支出は極めて少ないため、400万円程度が消費税として納付されていると思われる。公課費の内容と、税務申告の実態について、調査が必要であると思われる。

3) Next-VIS 利用料 (委託—団体との随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 22,440,000円 (消費税込み) 及び単価契約

委託先 公益財団法人 JKA

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3年3月31日

業務内容 競輪に関する、投票管理などの情報処理業務を行うために、JKAが構築したNext-VIS (Vehicle Information System)の利用料金である。

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

Next-VIS 情報提供サービスシステムを、競輪競技・投票情報用として開発した唯一のサービス提供元であり、また確実な履行が見込めることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、ぴったりとはいかなくとも、次の項に当てはまると思われる。

E 法令等により、実施できる者が特定されている場合

当財団は、平成19年に設立された、比較的新しい財団であるといえる。以下、財団ホームページより。

本財団は、自転車競技法第23条の規定に基づき、全国を通じて唯一の競輪振興法人としての指定を受け、平成19年10月より、同法に定める「競輪関係業務」を行うとともに、同法第38条の規定に基づき、競技実施法人の指定を受け、平成26年4月より、同法に定める「競技実施業務」も行っています。

競輪業務を行うためには、このシステムの利用が必須となっている。価格についても、財団の設定した金額で支払う必要がある財団の2020年度の正味財産増減計算書のうち、競輪情報システム関係業務の経常収支は、掲示されている2年ともに赤字であり、財団が収益をあげているわけではない状況と思われる。

現状で、特命随意契約によることも妥当であると思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

3) 高松競輪における公金取扱業務委託 (委託—随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額	単価契約1件基本料金49,500円(消費税込み)令和2年度下期実績は、 場外14,600,300円 本場1,743,500円
委託先	株式会社百十四銀行
委託先選定方法	随意契約
履行期限	R3年3月31日

業務内容 高松競輪の開催に必要な準備資金、車券発売売上金及び入場料の出納保管、払い出し、預入れ及び輸送に関する業務である。

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

公金の収納事務については、本市の指定金融機関である百十四銀行でなければ履行できないため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、ぴったりとあてはまるものはない。

また、実際には必ずしも指定金融機関でなくともよい、とのことである。また、実際の運搬は、運送会社が行っており、現金輸送事務として、公募するべきであったように思われる。

本来指摘事項とするべきかと思われるが、本業務は、包括業務委託により、市との直接契約は無くなっている。令和 3 年度からは、警備会社が業務を実施しているとのことである。

4) 高松競輪開催業務（委託－プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 最低保証収益額 200,000,000 円

委託先 (株) チャリ・ロト

委託先選定方法 公募型プロポーザル

契約期間 R3 年 4 月 1 日～2 年間

業務内容 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する業務を委託し、毎年度 2 億円を市の収益として保証する。

② 選定

・応募者数 1 者

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
7	外部委員 1 名を含む	客観基準のみ

評価は概ね一致していたが、運営能力、地域経済への貢献、集客向上策について、評価がやや乖離している選定委員もいた。

(意見-共通 ③) プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのでは

なく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合の評価表について、評価は共通した5段階評価などとし、評価の判断基準も、非常に優れているが5、優れているが4などと明示することが望まれる。

(意見-共通 ⑳) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

(意見-共通 ㉑) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。

なお、金額の客観基準については、最低保証収益額について、最高額と比較する方式としたため、1者の応募の場合、市の提示した最低額であっても満点の評価になる。

(意見-共通 ㉒) 公募による選定にあたり、金額について、客観評価を行う場合には、1者のみの入札・応募にも対応できるように、応募者の最低額（収入の場合最高額）に対する乖離金額あるいは率ではなく、市の提示する最高額（収入の場合最低額）に対しての乖離金額あるいは率を用いた評価とするべきである。

③ 検収

当事業は、事業開始後間もないため、年度検収は未実施である。

(意見-共通 ㉓) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

(23) 卸売市場の管理（市場管理課）

1) 市の業務

高松市は、中央卸売市場として、青果部・水産物部の2部門、地方卸売市場として花き部とその関連施設を運営している。卸売市場に関する法令の改正により、市場の開設者は、毎年、中央卸売市場の運営状況報告を農林水産大臣に提出することとされた。また、卸売業者の監督指導についても、市場の開設者が行うこととされた。

また、卸売業者の業務及び財務の状況に関する判断については、高松市に専門職員がいないため、財務分析及び財務検査を、専門家への委託により実施することとした。

2) 卸売市場財務諸表分析及び助言等業務委託（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額	4,554,000 円（消費税込み）
委託先	有限責任監査法人トーマツ
入札者数	1
委託先選定方法	プロポーザル
審査日	R2 年 8 月
履行期限	R3 年 3 月 31 日
業務内容	市場の適正かつ健全な運営確保の観点により、市場内の卸売業者等を対象として、財務諸表の分析及び財務検査を実施する。

② 選定事務

・ 予定価格

予定価格は、応募者による見積もりによって作成されている。

（意見-共通 ㉒） 委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。

・ 選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
5	職員のみ	該当なし

（意見-共通 ㉔） プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、提案された金額についても、主観的な評価のみを行っている例がみられる。市が提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法を導入することが望まれる。

なお、当プロポーザルについては、提案の実現可能性について、実績等を評価項目に入れることで評価されていると判断できる種類の業務である。

・ 評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て 10 点満点で評価する。

番号	評価大項目	評価小項目数	配点
1	業務の理解度	3	25
2	企画力	3	40
3	業務遂行能力	2	20
4	業務実績	1	5

5	経費の妥当性	2	10
合計			100

1 者のみの応募であるものの、配点が 5 点満点の小項目について、委員により評価にばらつきがあった。委員の過半数が、10 点満点で評価すべきところ、配点が 5 点である 4 つの小項目については、5 点満点で評価した可能性もある。評価が大きく分かれた理由については、話し合われていれば、採点の誤りであるのか、評価自体が分かれたのかが明確になったと思われる。1 者のみの入札であることから、選定結果に影響はないが、選定事務として不適當と思われる。

(意見-共通 ㉗) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。

応募者が 1 者であることについては、新しい業務であったことなどが理由と考えられている。当プロポーザルのスケジュールは次の通りであり、募集開始から参加表明受付までの日数は 2 週間弱であった。応募者は、予定価格決定のための見積もりを依頼したもの 1 者であった。

令和 2 年 6 月 23 日(火)	募集開始	令和 2 年 7 月 10 日	質問に対する回答
同 7 月 3 日(金)	参加表明受付締切		(市ホームページ)
同 7 月 7 日(火)	質問書受付期限	令和 2 年 7 月 22 日	企画提案書提出締切

なお、3 日、22 日の締切りは、午後 5 時 15 分の執務時間終了までとされている。

令和 2 年度については法改正初年度（市場法改正 R2. 6. 21）ということもあり、委託期間が短かったため、卸売業者から繁忙期の業務に支障がないよう調査期間の調整を余儀なくされたとのことである。令和 3 年度については、期間をやや長くとり、公募したところ、応募が 2 件あったとのことである。

実施可能な者の間でも当業務に関する認識が広まってきたことも要因と思われるが、他の管理部署では、翌年度の委託事業について、前年度に入札を実施するケースも見られる。

(意見-共通 ㉘) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が 2 週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には

積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札ガイドラインで、高知県では「60日以上」、横浜市では「最低でも1か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

なお、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われるが、当事務については、法改正による初年度だったこと、及びそのために、公募期間についても十分に取れなかったことが要因と思われる。

参考までに、類似の事務として、香川県では、生活協同組合の検査を行っている。県は、これに対して検査員の制度を設け、日本公認会計士協会四国会（香川県部会）に、検査員の2年の任期ごとに推薦依頼をしている。

- ・評価結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知される。

（意見一共通 ③）評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

例えば、次のような事項である。

- ・全ての応募者について、評価された部分があればその点について
- ・選定された者について、より留意が望まれる部分があればその点について

③ 検収・評価

委託事務は、実施報告書により検収され、提案内容の実現性についても検証したうえで、検収される。また、評価委員に対して、実施報告書及び提出書類を配布し、提案内容を踏まえた業務遂行が行われているかどうか、検証を受けている。

（24）高松市の観光資源等の魅力を発信する（観光交流課）

1）市の業務

高松市は、広く世界に向けて、高松市の魅力を発信する。発信業務は委託に依っているが、技術というよりも、専門的な見地に基づくブランディングや情報発信の手法についての戦略、インパクト、イメージが重要であることから、プロポーザルによって業者を選定している。

2) SNS を活用した高松魅力発信キャンペーン事業（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 4,996,090 円（消費税込み）

委託先 株式会社 JTB

入札者数 7

委託先選定方法 プロポーザル

履行期限 R3 年 3 月 31 日

業務内容 国内観光客を対象に、市内観光促進による観光需要喚起と、市の魅力を広く SNS を通じて発信することにより、新型コロナウイルス感染症の収束期に向けての誘客効果をも狙った「SNS を活用した高松魅力発信キャンペーン」を実施する。

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
5	外部委員 1 名含む	該当なし

・評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て 5 点満点で評価する。

番号	評価項目	配点	番号	評価項目	配点
1	趣旨の理解	10		業務遂行能力	
	企画力		4	管理運営能力	20
2	キャンペーン実施期待度	20	5	市との連携・協議体制	10
3	効果的なキャンペーン周知方法	20	6	見積額	10
			7	実績	10
			合計		100

・3 の周知手法に関する評価について、評価者により差が見られた。企画の内容やデザイン等に関する評価であれば、差が発生することが自然な項目であるが、キャンペーンを周知する方法が効果的か否かについての判断が分かれており、それぞれの判断の根拠について、話し合って評価を深めることが適当であったように思われる。

（意見-共通 ④）プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのでは

なく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、提案された金額についても、主観的な評価のみを行っている例がみられる。市が提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法を導入することが望まれる。

(意見-共通 ⑳) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

(意見-共通 ㉑) 評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

例えば、次のような事項である。

- ・全ての応募者について、評価された部分があればその点について
- ・選定された者について、より留意が望まれる部分があればその点について

③ 検収・評価

当課は、プロポーザルによる委託業務を常時実施しているため、提案された内容が、成果物に反映されないことのないように、契約仕様書に組み込んで、契約書を作成している。また、委託業務の性質から、状況に応じて実施方法を検討する必要があることもあり、契約締結後も随時、事業の進捗状況を確認し、必要に応じて協議を実施することで、契約内容が実現できるように事業の進捗管理を実施している。

委託事務は、実施報告書により検収され、契約内容の実現性について検証したうえで、検収される。

3) 高松市新着地型観光パンフレット制作 (委託-プロポーザル)

① 契約内容

契約額 2,879,000 円 (消費税込み)
委託先 株式会社ゴーフィールド
委託先選定方法 プロポーザル
履行期限 R3 年 3 月 31 日
業務内容 高松市の着地型観光パンフレットの作成

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
6	担当部署職員	該当なし

・評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て5点満点で評価する。

番号	評価項目	配点	番号	評価項目	配点
1	趣旨の理解	5	3	業務遂行能力	15
2	デザイン力	20		人員、市との協議体制	
	認識しやすさ			情報収集体制	
	利便性			スケジュール管理	
	地図のわかりやすさ		4	見積額	5
	ユニバーサルデザイン性		5	実績業務実績	5
			合計		50

・2について、評価者により差が見られたが、企画の内容やデザイン等に関する評価であり、差が発生することが自然な項目である。

(意見ー共通 ②④・②⑥) この項で再掲のため、記載を省略する。

4) 高松市外国語版観光サイトリニューアル等業務

① 契約内容

契約額 5,216,400円(消費税込み)
 委託先 株式会社ゴーフィールド
 委託先選定方法 プロポーザル
 履行期限 平成30年3月31日
 業務内容 高松市外国語版観光サイトのリニューアル

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
5	担当部署職員	該当なし

・評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て5点満点で評価する。

・2について、評価者により差が見られたが、企画の内容やデザイン等に関する評価であり、差が発生することが自然な項目である。

5) 観光サイトを活用した情報発信業務委託(委託ー特命随意契約)

① 契約内容

契約額 屋島公式観光サイト 1,400,000円(消費税込み)
 高松市公式観光サイト 5,629,800円(消費税込み)
 委託先 株式会社ゴーフィールド
 委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2 年度

業務内容 高松市公式観光サイトについては、高松への観光客等の誘客促進及び高松市内での快適な滞在に結びつけることを目的に、市全域の観光情報が発信されている。屋島公式観光サイトについては、屋島のブランディング及び観光客等の誘客促進に結びつけることを目的に、屋島・牟礼・庵治地域に特化した観光情報が発信されている。

② 選定事務

特命随意契約により契約する理由としては、2サイトともに、見積調書には、次のように記載されている。※ただし、(内)は、高松市公式観光サイト。

本事業については、令和元年度に（平成 29 年度に）サイトのリニューアルを行い、当事業者がサイト制作を行っており、当該サイトを活用して情報発信を行うにあたり、他者と契約すると、企画方針が変更され、コンテンツ制作の一貫性に不整合が生じるほか、写真や映像の著作権等にも影響が及ぶとともに、新たにシステム等を再構築するとなれば、莫大な経費がかかることとなり、情報発信の継続性及び費用対効果の観点から、当事業者と契約するものである。

当初のサイトリニューアルに係るプロポーザル自体が、その後の継続的なサイト運営を前提として行われている。2サイトともに、それぞれのプロポーザルによって選定されたが、同じ事業者がともに、最も高い評価を受け、委託先になっている。

このうち、屋島公式観光サイトの選定年度が近く、当初選定は次のようなものである。各選考委員の評価は、ほぼ同じ傾向であった。

- ・ 契約額 「屋島ナビ」リニューアル 7,312,800 円（消費税込み）
- 「アート・シティ高松」リニューアル 5,216,400 円（消費税込み）

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
5	担当部署職員	該当なし

評価項目及び配点は次のようになっている。

番号	評価項目	配点	番号	評価項目	配点
1	業務の理解	20	5	管理運営能力	5
2	デザイン、機能、構成等	25	6	実績	10
3	情報発信力	25	7	見積額	10
4	業務遂行能力	5	合計		100

屋島ナビについて、評価はおおむね一致していた。アート・シティ高松においては、3の情報発信力の項目で、評価が分かれていた。選定委員の間で、それぞれの評価の理由が話し合わせ、選定理由が明確にされていることが望まれた。

当初プロポーザルの、価格の見積書を閲覧すると、設計費と運営費に分けて記載されている。このため、完成後の維持管理費も、開始年度の運営費を見ると類推でき、評価に含まれているものと推測するが、評価にあたっては、当初年度の作成費と運営費の合計額とで比較して評価されている。当委託事務は、システムなどの運営・保守管理とは異なり、サイトに掲示するコンテンツの適時な入れ替えなどが重要であり、次年度からの運営費については、固定的に発生するシステム維持費以外の見積もりが困難であるためである。

なお、当初プロポーザルによる屋島ナビの管理月額が 54,780 円、アート・シティ高松は 390,500 円（ともに消費税 10%の場合）であり、これで算出した年額と令和 2 年度の契約額とを比較すると、次のようになる。

契約額の増額は単純なサイトの維持管理だけではなく、市と協議しながら観光の動向の把握に努めた上で、コロナ収束後の観光需要の回復や反転攻勢も見据えながら、高松ならではの体験型コンテンツに関する特集記事を蓄積し、旅ナカでのお役立ち情報や観光スポット情報を追加したこと等によるものである。

（意見） 随意契約により、契約されるため、契約金額の妥当性について、プロポーザル時の提案額との相違点を明確にする必要がある。当初からの増加分の理由も記載したうえで、見積もり調書を作成することが望まれる。

項目	当初月(円)	年額(円)	令和 2 年度の額(円)
屋島ナビ	54,780	657,360	1,400,000
アート・シティ高松	390,500	4,686,000	5,629,800

③ 検収

高松市公式観光サイト、屋島公式観光サイトともに、それぞれ平成 29 年、令和元年に、プロポーザルにより、リニューアルされたものであり、随時、市と事業者の間で協議を重ねながら、観光の動向を把握し、コロナ収束後の観光需要の回復や反転攻勢も見据えながら、情報発信を強化している。観光に関するサイト運営は、成果評価が難しいものではあるが、担当部署では、サイトのページビュー数の増加やその伸び率のほうを成果評価としてより客観的な材料になると考えており、レビュー数等のモニタリングを実施している。

(25) 屋島活性化（観光交流課）

1) 市の業務

高松市は、屋島活性化基本構想を策定し、廃屋を撤去したり、有料道路である屋島ドライブウェイの通行無料化に向け、通行無料化社会実験を行った。

平成29年には、国土交通省の景観まちづくり刷新モデル地区に指定され、屋島山上拠点施設をはじめ、道路など、各種整備を進めている。

2) 屋島山上拠点施設（仮称）建設工理監理業務（委託－特命随意契約）

① 契約内容

契約額 31,625,000 円（消費税込み）

委託先 SU0+Style-A 設計共同企業体

委託先選定方法 随意契約

契約日 令和2年4月9日

業務内容 屋島山上拠点施設（仮称）の基本設計に基づき、設計対象の建設工事の監理業務を委託する。

② 選定

高松市では、基本設計は、プロポーザルあるいは入札によって実施者を決定するが、実際に建設する際の監理業務は、随意契約により基本設計を行った者に委託する。

随意契約による場合も、予定価格を定め、見積書を提出させ、予定価格以下で契約するが、当契約にあっては、8回目の見積りで予定価格を下回り、契約に至っている。

建設工事監理業務については、高松市では、設計者と随意契約により契約することとしており、契約の項にその課題について記載している。なお、随意契約による理由は限定されており、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、A 施工業者によらなければ、交換部品などの調達に支障があったり、機器の不具合理由が特定できないなどの理由で、保守点検が行えない場合に該当すると思われるが、契約事務を行う中で、市が根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34 ページ参照。）

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

③ 検収

当工事は、当初予定になかった岩盤への対応などが必要となったほか、新型コロナウイルス感染症への対応等のために遅延しており、ヒアリング時点で終了していない。

3) 屋島山上拠点施設 (仮称) 基本設計業務 (委託-プロポーザル)

① 契約内容

契約額 20,000,000 円 (消費税込み)

委託先 SU0+Style-A 設計共同企業体

委託先選定方法 プロポーザル

選定日 平成28年1月25日 結果通知日

業務内容 屋島山上拠点施設 (仮称) の基本設計を行う。屋島は、国の史跡及び天然記念物に指定されており、また瀬戸内海国立公園内に建設されることから、規制も多い中で、屋島の特性にも寄り添った提案を作成することを求めている。

② 選定

選定方法は、プロポーザルにより実施されている。

・1次審査は、申し込み462者から、応募資料が提出されたものを3グループに分け、4人の委員の得点合計が高いものから5~6者を選び、その中から2次審査への候補者を選出する。

・2次審査は、1次選考に残った6者から提出された技術提案書のほか、ヒアリング、プレゼンテーションを行い、募集要項に定めた項目及び配点に基づき、評価を行う。

1次審査、2次審査ともに、4名の委員で審査している。うち3名は設計の専門家であり、1名は国土交通省から出向中であった松下副市長で構成されている。

4) 屋島山上拠点施設 (仮称) 設計者選定等支援業務 (委託-プロポーザル)

関連する事務のため、参考として記載する。

① 契約内容

契約額 6,801,840 円 (消費税込み)

委託先 (株) アートフロントギャラリー

委託先選定方法 プロポーザル

選定日 平成26年度

業務内容 屋島山上拠点施設 (仮称) の基本設計を行う者をプロポーザル方式により決定する。

② 選定

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
4	外部者3名職員1名	客観基準

・評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て5点満点で評価する。

1	提案内容	配点
	設計者選定等支援業務に関する考え方	
	提案の目的・方向性	10
	設計者選定プロポーザル実施要領等作成	15
	募集告知	15
	現地説明会の運営	5
	市事務局の運営支援	10
	選定委員会の設置・運営	15
	その他の支援業務	5
	業務スケジュール	10
	実施体制	5
2	業務実績	5
3	見積書(提案価格)	5
	合計	100

(26) サポートホールの運営（文化芸術振興課）

1) 市の業務

サポートホール高松は、高松市の文化施設であり、高松市の外郭団体である、(公財)高松市文化芸術財団が、指定管理者として運営している。

2) サポートホール高松施設予約管理システム保守点検業務委託（委託—特命随意契約）

① 契約及び選定の概要

契約額 2,028,840 円（消費税込み）

委託先 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ四国

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3 年 3 月 31 日

業務内容 サポートホール高松の大ホールをはじめとする施設の利用について、オンライン予約を受けるシステムの保守・点検業務を行う。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

サポートホール高松施設予約管理システムは、左記業者がシステム構築を行っており、本システムの保守点検を左記業者以外のものに行かせた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等、密接不可分であるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものであるが、システム保守については、次の項目に該当するものと思われる。

B システム開発者が排他的権利を有する情報処理システムの改定、保守業務

C システム開発者以外が改定・保守を行うと、不具合があった場合の責任の所在が不明確になる場合

システム保守は、2号に該当する典型例と思われるが、契約事務を行う中で、市が根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

システム構築時には、プロポーザルにより実施者を決定している。説明会には4者が出席したが、実際に応募したのは現事業者1者のみであった。

監査対象年度に行われた契約ではないが、1者応募の共通意見を参考までに記載する。

(意見-共通 ①) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

当初の構築費は、531万円であり、5年間の保守料12,828千円と併せて見積もられていた。

③ 検収

実施事業者からの請求に基づき支払っているが、実施報告書は、指定管理者が保管している。支払い時には、保守が適正に行われていたかについて、担当部署は十分に確認できているとはいえない。

(意見-共通 ③) システム等の保守等の作業報告書は、管理担当部署で入手し、作業が実施されたことを確認する必要がある。

(意見-共通 ④) システム等の保守については、作業報告等から、作業内容が保守料に見合うものであることを検討する必要がある。保守の工数表、保守料の比較検討表などを作成し、検討を行った証跡を残すことが望まれる。月次あるいは半期程度の工数表等を作成することが望まれる。

また、県の同様の施設においては、ホームページとともに予約システムも指定管理者が構築し、保守費用も指定管理者が支払っている。高松市の状況では、保守点検の実施状況を管理するのは指定管理者であり、保守料を支払うのは高松市となっている。高松市には、他に同種の施設として高松国分寺ホールがあるが、これは、電話による受け付けのみ行っている。ほかにも、予約して使用する施設は多く、これらの予約をひとつのシステムで行える、ということであれば、市が予約システムのみ設置する意義は少ないのではないかと。

香川県の運営する「かがわ電子自治体システム・施設申込サービス」には、高松市美術館は入っているが、サンポートホール高松、高松国分寺ホールは入っていない。

(意見) 指定管理者がシステムの運営状況を管理するのであれば、予約システムについても指定管理者が構築することとすることが望まれる。現状を前提としても、指定管理者の検収調書入手し、支払い調書に添付する必要がある。

(意見) 県の施設申込サービスには、高松市の施設は登録することを原則とすることが望まれる。

(27) 文化芸術の振興 (文化芸術振興課)

1) 市の業務

人間が生きるためには、衣食住のみで足りるのかもしれないが、心も豊かな市民生活を、と考えると、文化芸術の存在が欠かせない。日本国憲法第25条にも、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、文化的な生活を送ることは国民の権利であるとされている。

高松市は、平成25年に高松市文化芸術振興条例を制定し、令和元年には、第2期高松市文化芸術振興計画を策定している。市民が文化芸術に触れる機会を増やすことなどが盛り込まれており、平成22年から3年ごとに開催されている瀬戸内国際芸術祭などを契機に、アートシティとしての高松の認知度も高まっている。同計画の資料によると、文化芸術に関する市民の満足度も高いものとなっている。

高松市議会の市政概況に掲載されている、文化芸術振興活動の鑑賞者・参加者の推移は次のようなものである。

入場料を取らないイベントが多く、また、街中のイベントもあることから、鑑賞・参加人数が概算であるものも多いが、それぞれ、おおむね順調に増加している。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、人数を絞って開催したり、中止したために、鑑賞・参加人数は減少している。

項目	(単位:人)							
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市民文化祭	13,000	8,800	8,200	9,800	9,100	9,100	8,000	-
学校巡回芸術教室	8,360	7,097	12,283	9,876	7,983	9,147	10,044	4,739
学校巡回能楽教室	2,172	2,965	1,555	3,617	3,243	2,650	2,466	1,383
デリバリーアーツ	1,800	1,542	1,540	1,657	2,050	2,240	2,521	237
音の祭り	900	536	800	420	439	450	459	-
ものづくりふれあい教室	829	861	1,223	1,025	651	760	693	644
0才からのコンサート	-	463	602	559	641	361	299	404
TAKAMATSU MUSIC BLUE FES	6,850	7,610	20,200	20,870	26,370	26,900	33,000	1,795
サンポートオータムジャム	3,100	650	3,800	1,500	1,600	1,600	1,700	2,821
高松フラストリート	6,800	7,800	8,600	9,500	10,500	12,600	14,200	753
街クラシックin高松	6,470	1,630	3,300	1,670	1,020	1,650	2,400	-
たかまつ大道芸フェスタ	27,600	38,000	46,600	54,500	62,250	66,060	73,470	13,967
合計	77,881	77,954	108,703	114,994	125,847	133,518	149,252	26,743

2) アーティスト・イン・レジデンス事業 (選定)

① 事業及び選定の概要

市内の活用されていない資源(空家、廃校、商店街の空き店舗等)を活用し、アーティストが一定期間滞在して、地域と交流しながら作品制作を行う。これにより、地域との協働を生み、地域に賑わいをもたらすとともに、アートの普及や若手アーティストの育成を行うことを目的としている。

当事業は、2014年から実施されており、海外からの参加もあったが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、国内で活動するアーティストに限定している。また、2021年度については、事業が中止されている。

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
4	外部委員2名含む	金額は評価内容に含まれない。

・応募期間 令和2年9月16日～10月21日

・上限額

項目	上限額(万円)
作品制作費・地域交流事業費	35
滞在費	50
交通費	15
合計	100

評価項目と配点は次のとおりであり、全て5点満点で評価する。

番号	評価項目	配点
1	作品プラン内容の魅力	5
2	芸術性の高さ	5

3	地域住民との交流度合	5
4	地域のオリジナリティ・高松らしさ	5
5	実施場所の具体性	5
合計		25

(意見―共通 ⑳) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

・応募者数 25 選定者数 3

当選定については、対象の性質から、芸術性の評価などを行うため、評価者によって、評価が大きく分かれることも当然であると思われる。

③ 検収・評価

実施報告書により、当初提案の実現性についても検証したうえで、検収されるが、品質評価までは行われていない。

(意見―共通 ㉑) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時の評価委員により、出来上がり評価を行うことについて、検討が望まれる。

特に、評価項目の中でも地域住民との交流度合い、地域のオリジナリティ・高松らしさについては、選定委員以外の、地元住民や参加市民の評価も実施し、記録することが望まれる。

2) 大島アーティスト・イン・レジデンス事業業務委託 (委託―団体との特命随意契約)

① 契約内容

契約額 2,400,000 円 (消費税込み)

委託先 NPO 法人 瀬戸内こえびネットワーク

委託先選定方法 随意契約

履行期限 R3 年 3 月 31 日

業務内容 大島は、国のハンセン病施設である大島青松園が設置され、旧法に基づき、同病罹患者が強制隔離され、入所させられた島であり、現在も、この施設の入所者、関係者以外の住民はいない。同施設の入所者の平均年齢は 80 歳を超え、人数も減り続けている。大島でのアーティスト・イン・レジデンス事業は、前に記したアーティスト・イン・レジデンス事業の目的のほか、大島青松園施設の利活用や、定住に結び付く芸術創作活動の実現可能

性を探る、とされている。また、子供たちが施設の歴史を学び、交流するサマーキャンプも実施してきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から中止されている。そのほか、委託先団体は、入所者向けの手作りのラジオ番組「大島アワー」を放送しており、令和2年度では、これを使って、過去のサマーキャンプに参加した子供たちや、大島にゆかりのあるアーティストによる素材を取り入れ、制作することとした。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

左記団体は「瀬戸内国際芸術祭」等を通じ、長年に亘って培った経験や大島青松園入所者との信頼関係を有しており、本事業の円滑な実施が担保できる団体が同団体以外にないことによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、当委託は、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、やや拡大解釈された次の要件に当たると思われる。

C 児童施設で実施される施策など、利用者との関係が重要であり、1年ごとに実施者が代わることが適当でないもの

当団体は、2010年の初回の瀬戸内国際芸術祭から継続して大島とのかかわりを深めてきた団体であり、担当者は何人もの入所者を見送ったのではないかと。同団体というよりも、むしろ大島とかかわり続けた担当者個人の、島とのつながりが無ければ実施が難しい事業と言える。このため、特命随意契約によることも妥当であるとは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

ハンセン病に関する制約法の撤廃により、施設に新たな入所者を迎える予定はなく、施設は国費で維持されている。高松市は、平成26年11月に大島振興方策を定めているが、大島今後の大島の行方はいまだ不透明である。当事業は、芸術を通じた交流を行っているが、今

後の実施方法については、大島の状況を見つつ、各担当部署等と協議のうえ、実施されるものと思われる。

③ 検収

活動内容の報告、収支報告が行われ、収支決算は、予算及び事業内容と合致していた。内訳は次の通りであり、人件費も一定の割合を占める。当 NPO 法人の消費税等の処理は不明であるが、人件費の割合が大きくなったり、NPO 法人が消費税等の課税団体を選択する場合には、人件費部分は人件費補助として支出することについても、検討が望まれる。

項目	金額(円)
合計金額	2,400,000
人件費	640,000
アーティスト謝礼	200,000
小計	840,000

なお、少額であるが、領収書の添付されていない取引もあり、収支額は、予算と一致しており、やや不自然であると思われる。ただし、この部分は、極めて少額であった。

4) 高松市文化芸術振興業務委託（委託—団体との特命随意契約）

① 契約内容

契約額 17,250,000 円（消費税込み）

委託先 公益財団法人高松市文化芸術財団（以下、この項では「財団」と言う。）

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2 年度

業務内容 高松市の文化芸術振興事業のうち、次の3事業を行う。

- ・市民自らが主体的に文化芸術事業を企画・実施するアーツフェスタたかまつの開催-大会企画、参加団体の募集、団体への参加費用支出などを行い、市に報告する。
- ・学校巡回芸術教室、学校巡回能楽教室-巡回するアーティスト・団体を選定し、学校に一覧を提示し、希望に応じて派遣を行う。
- ・デリバリーアーツ事業-アーティスト・団体及び場所を選定して演奏会を行う。それぞれ、高松市文化芸術振興計画に基づく事業である。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

サンポートホール高松の指定管理者として文化芸術事業に豊富なノウハウを有し、かつ、本市の文化芸術政策に精通しているため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、当契約にぴったり当てはまるものはないように思われる。

なお、担当部署によると、当業務のうち、アーツフェスタたかまつについては、要綱を設け、実行委員会を設置しており、当財団は、その事務局として、委員会の運営に関する事務を行っており、財団は、事業運営にかかる経費及びアーツフェスタ参加団体への補助金を、市の委託料から支出するとのことである。随意契約の理由としては妥当と思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

また、当財団は、市が基本財産の100%を出捐する外郭団体であり、高松市の施設であるサンポートホールの指定管理者でもある。財団ホームページによると、市からの指定管理料、指定管理施設利用料、市からの補助金、委託が収入のほとんどを占めている。令和2年度は、自主事業が行えなかったことなどから、経常収支は黒字化している。

前に記したように、アーツフェスタたかまつについては、実行委員会の事務局として、運営されている。

財団は、市からの受託料の中から、参加団体への補助金を支出している。受託料は、消費税等の課税売上と該当し、補助金は、事業実施に必要な消費税等を含む金額であるにしても、消費税等の非課税取引である。このため、補助金に関する消費税は、国税等として流出することになる。

(意見-共通 ⑦) 委託費の中でも、通常、営利行為として行われるものではなく、市の政策に沿った事業に委託している、いわゆる補助金的委託について、人件費補助と管理委託等に区分して実施できないか、検討することが望まれる。

学校巡回芸術教室及び学校巡回能楽教室、デリバリーアーツについては、派遣するアーティスト・団体とのつながり、というものはあるにしても、当財団が行う必然性は明確ではない。しかし、そもそも当外郭団体の設立目的に、当事業が含まれており、また、委託事業に関して、財団は、収益を計上しておらず、市の外郭団体として、市に準じた業務を行ってき

た経緯があると思われる。一般的に、外郭団体をめぐる議論の中で、外郭団体への委託として適当であるとされるのは、定数制限や、異動があるなどの理由で、市職員では実施できない業務を行う場合とされている。当業務も、少なくとも、外郭団体設立当初は、そのような側面があったと思われる。また、財団は、サンポートホール高松の指定管理者であるが、当事業は、ホールに出向くことの延長としての位置づけもあるとのことである。

一方で、高松市では、市民の間での文化振興も進んでいる。

(意見-共通 ⑩) 市の外郭団体などに業務を実施させることで、民間事業者の成長を妨げ、結果的に、その団体のみが業務を実施できる、というような場合には、問題であると思われる。市が随意契約により団体に業務を委託することで、団体が業務を独占する状態を作り出してないか、常に検討する必要がある。

(28) 都市計画 (都市計画課)

1) 市の業務

第二次世界大戦により、敗戦国となった日本は、度重なる都市部への爆撃、材料不足による山林資源の乱伐などにより、荒廃した。その後の復興、高度成長を経て、昭和40年代には、都市部への人口や産業の集中に伴い、市街地が無秩序に拡散し、インフラを含む公共投資は間に合わず、一方で、公害が発生し、何らかの対応が必要な状況であった。国は、急速に広がる市街地に対応し、適正な土地利用を図っていくため、大正8年に制定された都市計画法を改正し、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる線引き制度を創設し、用途地域を8種類に細分化した。自治体は、上位の都市計画に基づく都市計画を策定し、実施する。これらは、社会情勢の変化に伴い、変わるものである。自治体には、各省庁から、様々な役割が振り当てられ、様々な計画が策定される。これらの整合性を保ちつつ、市民の都市計画は長期的な視点による施策の実施を基本とするものであり、小規模な修正は常時行われるが、根幹に関わる変更について、時点修正をいつ行うかは、難しい問題である。道路に関しては、都市計画に基づき、道路予定地とされたところには、建設制限など、一定の規制が課される。高度成長期における都市の拡大を前提とした決定道路は6.4万kmに上るが、平成28年末時点で、未着手延長は2.1万kmに上っていることなどから、国は、自治体に都市計画道路の見直しを求めている。

また、都市計画については、様々なガイドラインが示され、自治体はそれに沿った計画の策定、及び修正を求められる。

高松市では、上位計画である高松広域都市計画区域マスタープランのほか、多核連携型コンパクト・エコシティを目指す高松市都市計画マスタープラン、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画(交通政策課)、中心市街地活性化基本計画(住宅・まちづくり推進室)など、都市計画のほか、当部署以外の所管も含む多様な計画を策定している。当部署所管以外の計画も密接に関係している。

また、令和2年には、「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、近年では、SDGs や2050年カーボンニュートラルに向け、各都市で取り組みが進められており、脱炭素社会の実現は、都市計画にも密接に関連する事項でもある。このような中、国では、平成24年に、都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され、低炭素街づくり計画の策定が推進されており（国土交通省管轄）、平成28年には、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、地方公共団体実行計画を策定するもの（環境省管轄）、とされている。高松市でも、今後、低炭素に特化した計画を策定する予定であるが、高松市都市計画マスタープランの持続可能なまちづくりや公共交通の利用促進という理念は、低炭素まちづくりに合致したものである。

2) 高松市都市再生整備計画等作成業務（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額	11,979,000 円（消費税込み）
委託先	パシフィックコンサルタンツ株式会社
入札者数	3
委託先選定方法	プロポーザル
審査日	R2年5月20日
履行期限	R3年3月31日（変更契約により延期）

業務内容 宇高連絡船の廃止に伴い、港頭地区に埋立てなど、総合的な基盤整備事業である「サンポート高松」が県事業として実施された。当時の JR 高松駅北側の埋立てにより、土地区画整理事業が行われ、駅施設や国の合同庁舎は建設されたものの、高松市及び香川県が取得した土地の一部は、臨時に建設された野外テントはイベントなどに活用されていたものの、有効な土地利用は図られていなかった。福岡町の県立体育館が耐震などの理由で閉鎖されたことに伴い、新県立体育館建設候補地の検討が進められていたが、このサンポートエリアに新設されることとなった。本業務は、この新県立体育館の建設に伴い、JR とコトデンの駅舎を含むサンポートエリアにおいて、「瀬戸内の玄関口としてふさわしい魅力的な地区づくりを実現するため、サンポート地区周辺の諸課題の解決等について、調査検討し、都市再生整備計画を作成すること」を目的とした整備計画の策定を委託する業務である。なお、計画の策定にあたっては、令和2年3月にサンポート地区都市再生検討委員会設置要綱が定められ、15名の学識経験者、交通事業者、公共的団体の代表者、関連行政機関の職員、公募委員で組成されている。

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
3	職員のみ	該当なし

選定委員の数は、3名以上を基本としているようであるが、高松市の多くのプロポーザルで

は、5名を基本としているようであり、最も選定委員数が少ない部類といえる。
 当業務の性格を考えると、サンポート地区都市再生検討委員会の委員から2名程度を、選定委員に加えることが妥当であったように思われる。

(意見-共通 ⑱) プロポーザルに関するガイドライン等を策定し、予定価格の水準や、評価の内容により、選定委員の最低数を、あらかじめ決めておくことが望まれる。また、予定価格が一定金額以上のプロポーザルには、外部委員を入れることなどについても、検討が望まれる。

(意見-共通 ⑳) 市民で構成される委員会等で検討する内容について、プロポーザル方式により委託先を決定する場合には、委員会の委員を複数名、委託先の選定委員に含めることを原則とすることが望まれる。なお、委員会の組成が委託の後になる場合にも、委員会のメンバーとして想定される属性の市民を選定委員に含めることが望まれる。(例えば、ほとんどの委員会等に構成員とされる学識経験者など。)

・評価

評価項目と配点は次のとおりであるが、選考委員は、全て10点満点で評価し、倍数をかけて評価点としている。3名の評価は、概ね一致していた。

番号	評価項目	配点	番号	評価項目	配点
1	業務実施体制、調査実施スケジュール	5	6	提案の独創性	10
2	業務の実績	5	7	提案の発展性	25
3	業務目的等の理解度	10	8	見積金額	10
4	上位・関連計画の理解度	10	合計		100
5	提案の具体性	25			

(意見-共通 ㉔) プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、提案された金額についても、主観的な評価のみを行っている例がみられる。市が提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法を導入することが望まれる。

(意見-共通 ㉕) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

(意見-共通 ㉖) 評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。

例えば、次のような事項である。

- ・全ての応募者について、評価された部分があればその点について
- ・選定された者について、より留意が望まれる部分があればその点について

③ 検収・評価

委託事務は、実施報告書により検収され、提案内容の実現性についても検証したうえで、検収されるが、品質評価までは行われていない。

(意見-共通 ⑳) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

3) 令和2年度高松市都市計画道路網再編業務委託（委託-プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 7,194,000 円（消費税込み）
 委託先 パシフィックコンサルタンツ株式会社
 入札者数 2
 委託先選定方法 プロポーザル
 審査日 R2 年月日
 履行期限 R3 年 3 月 31 日（変更契約により延期）

業務内容 昭和20年代に作成された都市計画に基づき、都市計画道路の建設計画が策定されているが、右肩上がり前提のもと、策定された道路建設計画であり、人口減少や住民分布の変化など、今後の見通しは当初から大きく変化している。都市計画道路見直しのための調査業務の委託であり、他自治体でも実施されている委託業務である。

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
5	職員のみ	該当なし

・評価

5人の評価はおおむね一致している。

予定価格については公表しているが、応募の2者それぞれに見積もり依頼をしている。

(意見-共通 ㉑) 委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。

以下、前のプロポーザルと同様である。

(29) 自転車関連業務 (交通政策課)

1) 市の業務

高松市は、雨の少ない瀬戸内式気候に加え、平坦なさぬき平野に位置するため、従来から自転車の利用が進んでいる地域である。利用が多いことは、道路への駐輪や、盗難自転車の増加、自転車事故の多発など、さまざまなトラブルもうむ。

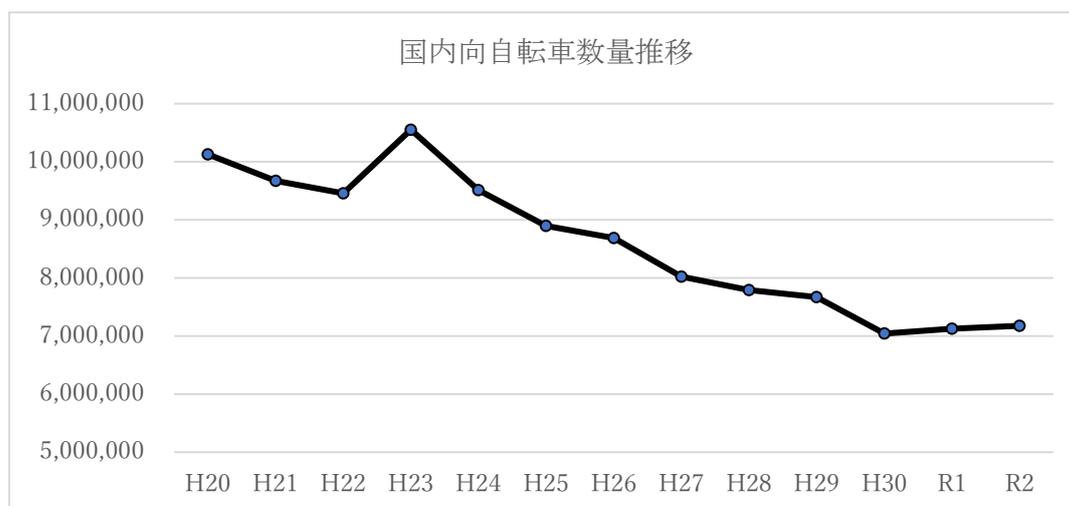
高松市では、コンパクトエコシティ政策を推進しており、その一環として、人と自転車の安全を確保しながら自転車利用を促進していく「高松地区における自転車を利用した都市まちづくり計画」(以下、「計画」)を平成20年11月に策定し、8年間にわたり、計画に沿って諸整備を行ってきた。この計画にも、放置自転車対策の強化は盛り込まれており、計画期間終了後も、高松市自転車等の適正な利用に関する条例及びその施行規則に沿って、放置自転車等の禁止区域では、放置自転車の警告、撤去を行っている。撤去した自転車は、特定の保管場所に保管される。

市は、放置自転車対策として、2001年からレンタサイクル事業を実施している。高松市のレンタサイクルは、公募により採択された白地に青のデザインで統一されている。一定期間引き取りに来なかった放置自転車の一部は、レンタサイクル事業に使用されている。

一方、社会の潮流を見ると、世界的に、新型コロナウイルス感染症の対策として、公共交通機関の代替としての自転車のニーズが高まり、2020年、欧米では、店頭の自転車在庫が空(カラ)になったという映像が報道された。

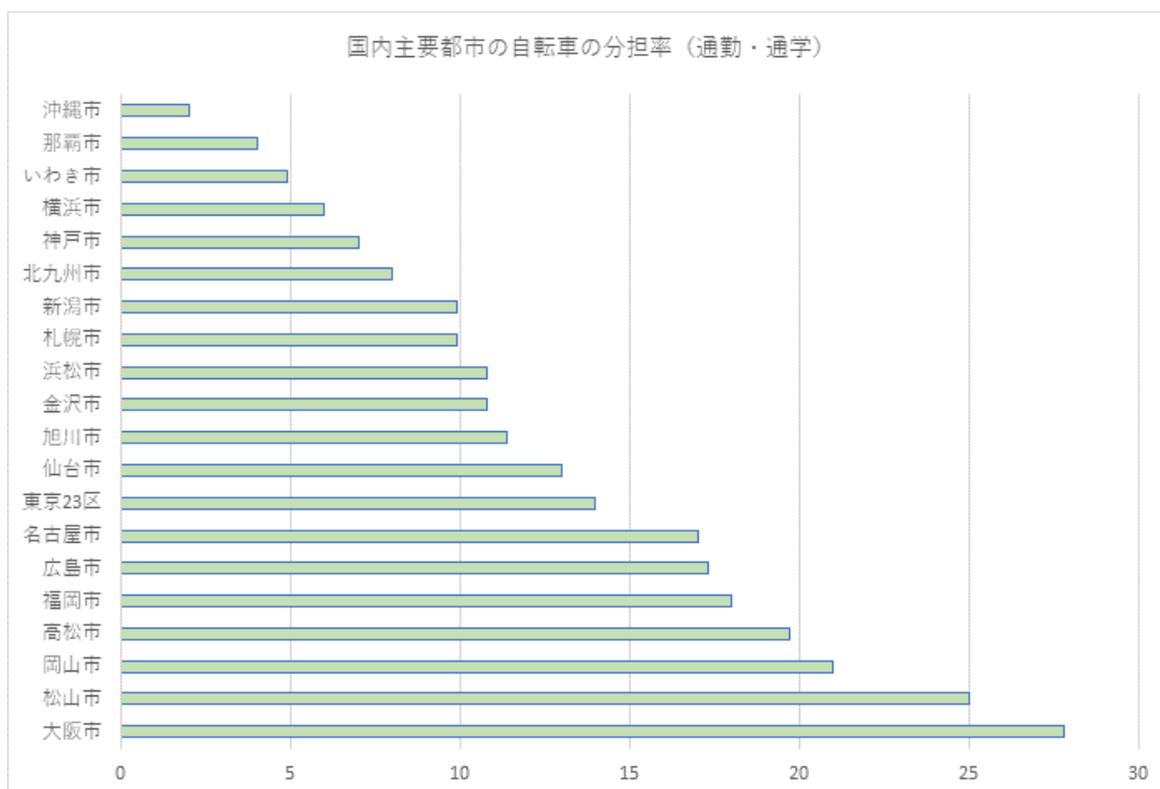
国土交通省「自転車利用向上の有識者会議」資料によると、日本での自転車保有台数は横ばいで、人口当たり自転車保有台数を他国と比較すると、0.54台と中位である。おおむね、2人に1台保有していると思われる。

毎年の自転車国内用供給台数は継続して低減していたところ、2019年にはこの台数が増加に転じている。報道によると、高価格帯の自転車の売上げが伸びたこともあり、2020年には自転車販売高が過去最高を更新したとのことである。



(自転車産業振興協会 HP 統計より)

コロナ禍による需要以外にも、世界的に炭素対策が課題とされており、また、健康維持にも自転車の有効性が注目されている。自動車から自転車＋公共交通機関へのシフトが社会の潮流といえる。先に触れた有識者会議の資料によると、平成22年度の国勢調査をもとにして求めた、高松市の自転車が交通手段に占める比率(自転車分担率)は20%であり、平成27年の国土交通省調査による全国平均は12%であることと比べると、高松市は通勤通学への利用水準の高い自治体であるといえる。このような利用状況を反映した施策であったと思われるが、観光用だけではなく、日常利用も対象とした高松市のレンタサイクル事業は、時代を先取るものであったといえる。



一方で、都市部では見かけないらしい「自転車たばこのおじいちゃん」や、通勤通学暴走族などの自転車マナーの悪さは、通勤族を驚かせている。全国的に、自転車事故の増加も問題とされており、自転車マナーの向上は、継続して取り組むべき課題といえる。

(路上での喫煙自体、高松市条例で制限されているものであるが。)

なお、自転車の販売動向を注視すると、電動自転車の売り上げが特に大きく伸びており、レンタサイクル事業においても、電動自転車の導入が今後の課題と思われる。

高松市でも、島しょ部では、地元団体が電動自転車のレンタサイクルを行っていたが、貸出料金が高くなることから利用が少ないなどの理由で、廃止されている。

2) 放置自転車等撤去及び保管返還等業務（委託）

① 契約及び選定の概要

契約額 令和3年 34,372,800円

委託先 日駐管理（株）

委託先選定方法 公募型指名競争入札

契約期間 令和元年7月1日から3年間

入札者数 1者

業務内容 放置自転車に警告を与えたうえで撤去する。撤去した自転車は、市が設置している保管場所で保管し、持ち主の申請があれば、確認のうえ、返還する。返還にあたっては、手数料として、自転車1,500円、原動機付き自転車2,500円を徴収する。保管期間は高松市放置自転車等処理要綱により2か月と定められている。保管期間を過ぎたものから、転用あるいは廃棄されるが、その判断は市の職員が行う。

② 選定事務

入札情報は、電子情報として開示され、入札は予定価格以下であった。委託期間中の消費税の変動を考慮して決定されていた。

予定価格は、警告・撤去の回数及び保管場所の維持管理に必要な人件費等を積算している。

③ 競争性について

当業務については、継続して同じ1の者のみが応募している。高松市では、令和元年の入札にあたっては、高松市内業者という条件を外しているが、それでも同じ者が入札している。

特殊な資格を必要とする事務ではないが、人手がかかり、手待ち時間が発生したり、苦情も多い事などが一つの要因と思われる。

撤去業務自体は、民間の施設駐輪場でも行われるが、公共のスペースで行うことから、まずスピーカーにより撤去の予告を行い、紙による警告書を取り付け、一定時間経過後にトラックに一斉に積み込み撤去を行う。また、など、自治体の撤去作業特有の業務であると思われる。

（意見-共通 ①） 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

④ 検収

事業者は、毎月の実施状況を報告するが、そのほかにも、特殊な事態が発生した場合など、

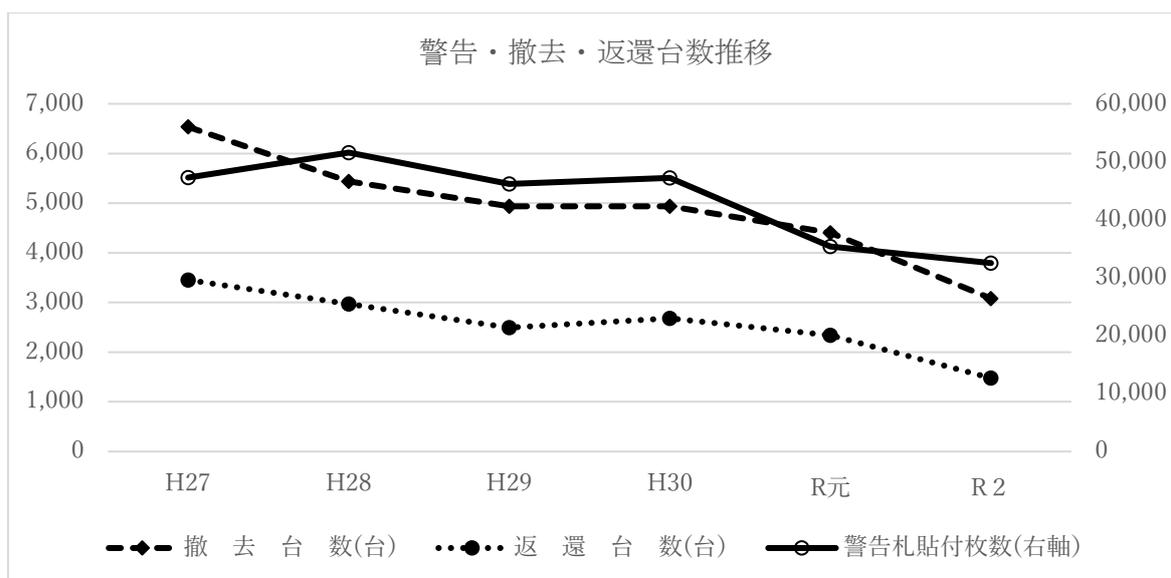
適宜市担当部署との情報共有も行われているとのことである。

令和3年4月を抽出し、事業者からの業務報告が行われており、集計表に正しく反映されていることを確認した。

⑤ 委託事務の成果

年 度		H27	H28	H29	H30	R元	R2
警告札貼付枚数(枚)	①	47,246	51,580	46,160	47,238	35,386	32,513
撤去台数(台)	②	6,534	5,439	4,937	4,936	4,400	3,081
②÷①%	③	13.8	10.5	10.7	10.4	12.4	9.5
返還台数(台)	④	3,453	2,969	2,492	2,679	2,339	1,478
返還率④÷②%	⑤	52.8	54.6	50.5	54.3	53.2	48.0
処分(台)	⑥		2304	2214	2030	1866	1647
⑥÷②%	⑦		42.4	44.8	41.1	42.4	53.5
レンタルサイクル(台)	⑧		120	80	120	80	80
リサイクル(台)	⑨		8	10	10	6	10
一般販売(台)	⑩		128	192	130	144	68
再利用合計⑧+⑨+⑩(台)	⑪		256	282	260	230	158
再利用率⑪÷②%	⑫		4.7	5.7	5.3	5.2	5.1

※年間業務日数：168日（14日/月×12月）



警告・撤去・返還台数は逡減している。高松市の施策の成果が出ているものと思われる。令和元年から大きく減少しているが、これはコロナ禍による外出控えや観光客の減少も影響していると思われる。市によると、警告から撤去までの時間を2時間から1時間に短縮したことも減少要因とのことである。

委託契約を金額ベースで見ると、1台あたりの処理単価は上がることになるが、回収・保管業務にかかる時間は、台数の減少程度よりも減少度合いは少ないと思われるものの、トラックへの積み込み作業などは減少する。このような作業量の低下は、次回の入札価格に反映されると思われる。しかし、施策の目的に沿って放置自転車が減少すると、委託業者の実入

りが減ることになる。委託先のインセンティブの点では課題であるが、対応策は難しい。

単純な業務のほか、放置自転車の減少に関する工夫を盛り込んだプロポーザル方式の入札として、放置自転車が減少するとインセンティブ報酬を用意するなどの方法も、(難しいかもしれないが)考えられる。

3) 自転車転用のための委託

① 契約及び選定の概要

契約額	レンタサイクル車両デザイン化業務	3,934円(単価契約)
	レンタサイクル車両塗装業務	3,473円(単価契約)
契約額	レンタサイクル車両デザイン化業務	イマダ工芸
	レンタサイクル車両塗装業務	公財)高松市シルバー人材センター
委託先選定方法	見積もり合わせ	
契約期間	単年度	
入札者数	レンタサイクル車両デザイン化業務	3
	レンタサイクル車両塗装業務	1

業務内容 高松市では、2015年から、レンタサイクルのデザインを、公募により決定したものに統一している。レンタサイクル車両デザイン化業務は、自転車の形に合わせて、カッティングシートの貼り方を考えるもので、レンタサイクル車両塗装業務は、車両全体に、白色の塗装を行うものである。



デザイン決定時に公表された図柄 レンタサイクルの例(指定管理者ホームページより)

なお、レンタサイクルを利用しない理由として、自転車が派手で恥ずかしいとする市民もおり、一部でも彩色しないものを置いても良いのではないかとと思われるが、市としては、デザインも定着しており、公募して決定したものでもあり、変える予定はないとのことである。

公募により決定したものについて、どの時点で再考するのか、特に決まりはないが、市の判断としては妥当であると思われる。次の項に記載したように、レンタサイクルの利用は、令和2年に大きく減少している。コロナ禍のためとは思われるが、今後の利用状況が回復しないようであれば、運営方法も含め、様々な検討が行われると思われる。



2018年に公募により決定したシンボルマーク

② 選定事務

予定単価は、前年度の実績を参考に、社会情勢を加味して決定している。

③ 競争性について

当業務は、年間100台前後であり、ともに年額40～50万円程度の委託業務である。
塗装業務については、継続してシルバー人材センターが業務を行っている。

4) レンタサイクルシステム等更新業務（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 112,999,700円

委託先 A・A・O（エイエイオーグループ）

代表企業）アマノ株式会社

構成企業）OpenStreet株式会社・アマノマネジメントサービス株式会社高松営業所

委託先選定方法 プロポーザル方式

契約期間 R2年12月～R2年度末（納期）

入札者数 1者

業務内容 2011年より、利用証を登録して精算手続きを行うだけで、自転車に取り付けたICタグなどを検知し、貸し出し、返却の手続きが簡単にできるシステムを導入しており、その更新を行うものである。なお、令和3年時点のサイクルポートは7か所である。当更新作業は、サイクルポートのハード面とも連動する。

② 選定事務

・プロポーザル方式による選定の概要は次の通りである。

選考委員の人数	選考委員の類型	応募者数	金額の客観基準
5	担当部署の職員のみ	1	設けていない

・選定業者の提案金額—市の設定した上限金額

・評価項目と配点は次のとおりである。

項目	配点
業務実施体制	10
業務の実績	5
業務の理解度	10
提案の具体性	20
提案の独創性	15
提案の発展性	25
見積金額（イニシャルコスト）	5
見積金額（ランニングコスト）	10
合計	100

・評価表の記入方法 10点満点で評価し、配点に応じて倍数をかけて事務局で計算する。

・契約金額に関する2項目の点数は次のとおりであり、イニシャルコストについては、評価者により、大きく差が出ている。

項目	満点	平均点	最高点	最低点
見積金額（イニシャルコスト）	5	3.3	4.0	2.0
見積金額（ランニングコスト）	10	6.0	7.0	5.0

（意見-共通 ㉔）プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、提案された金額についても、主観的な評価のみを行っている例がみられる。市が提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法を導入することが望まれる。

（意見-共通 ㉕）指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。

当プロポーザルであれば、提案の独創性について、独創的な提案であっても、実現性が低いなどの場合には内容は高い評価であっても減点するような評価方法である。

また、金額についても、上の意見の客観評価を入れたうえで、提案金額では実際に提案内容の実施が難しいのではないかとと思われる場合に、マイナス評価項目を設けることなどが考えられる。

当プロポーザルについては、イニシャルコストに対する評価以外に、選考委員の間で、評価に大きな差のある項目はなく、また、応募者が1者であったため、評価のばらつきが選定結果に影響することはなかった。

(意見-共通 ①) この項で再掲のため、省略する。

・選定日程 8月31日に公募、9月8日に参加申請締め切り、10月5日に企画提案書提出締め切り

(意見-共通 ②) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札ガイドラインで、高知県では「60日以上」、横浜市では「最低でも1か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

③ 競争性について

当契約は、2011年に導入されたシステムの更新であるが、当初契約についても、レンタサイクルのゲートの設置などを含むため、応募できる業者は、従来の駐車場、駐輪場の管理を行っている業者以外には、実際には応募が難しかったのではないかと推測する。

今回の更新についても、従来の事業者を中心とした企業グループのみが応募している。更新については、全く新しく構築するのではなく、不具合が生じた時の責任の所在があいまいになるなどの理由で、既存の業者に限定されるため、システム関係では、公募せずに随意契約により契約している。

当契約がプロポーザルによった理由は、時代のニーズに即したレンタサイクル事業を展開できるよう、情報通信技術等を活用したシステムを構築するため、プロポーザル方式により、ゼロベースで更新したとのことである。

⑤ 委託事務の成果

高松市のレンタサイクル事業は、放置自転車の減少などの政策に基づき実施したものであるため、営利を目的としたものではないとはいえ、維持管理コストが高額であった。

自動化により、貸出業務は一回の登録で済むなど、利用者の利便性が高くなるほか、人の配置が減少し、経費の削減効果についても期待して導入したものであるが、経費については思ったほど削減できていないとのことである。

また、レンタサイクルの貸し出し数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年に大きく下がっている。収支は継続して赤字であるが、令和2年度は利用の減少に伴い、赤字幅が増えている。

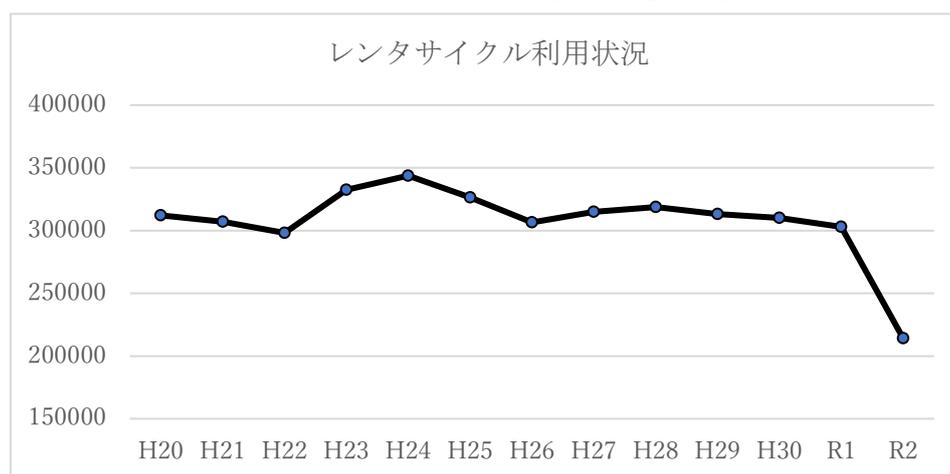
人口減少の中で、レンタサイクル事業の運営方法、規模について、利用動向を踏まえた検討が行われるものと思われる。

自転車等駐車場管理収支推移

(単位:千円)

年 度	H29	H30	R 元	R2
自転車等駐車場駐車料	45,193	43,230	41,048	31,681
自転車等駐車場整備管理費	66,205	70,458	69,913	87,003
収支差額	△ 21,012	△ 27,228	△ 28,865	△ 55,322
内補助金補填分	-	-	-	14,900
修正収支差額	△ 21,012	△ 27,228	△ 28,865	△ 40,422

(高松市ホームページより。次表も同じ。)



(単位:千円)

年 度	H29	H30	R 元	R2
レンタサイクル利用料収入	30,275	29,531	28,789	20,401
レンタサイクル事業管理費	63,471	63,986	64,222	63,286
収支差額	△ 33,196	△ 34,455	△ 35,433	△ 42,885

5) レンタサイクルポート管理 (委託-特命随意契約)

① 契約及び選定の概要

契約額 9,337 千円

契約先 シンボルタワー開発 (株)

委託先選定方法 地下駐車場の指定管理者による付帯業務

契約期間 指定管理期間（5年間）
入札者数 指定管理者への応募は1者
業務内容 レンタサイクルポートの運営

② 選定事務

指定管理者選定時に、不可分業務として収支計画の提出を求め、それに基づき契約を行っている。

③ 競争性について

高松駅の地下駐車場及び駐輪場の管理を行う指定管理者の業務と密接しており、不可分であり、分けて委託することもできないので、地下駐車場の指定管理者に随意契約により委託している。

委託額の上限は定めているが、上限額での契約になっている。

指定管理者の応募資料を見ると、年度委託料 9,337 千円のうち、委託料が 8,012 千円を占めている。業務の大部分は委託によって実施されているものの、区分して管理を委託することができないので、指定管理者により、管理されている。

なお、指定管理の項に記載しているように、当施設の指定管理者の選定については、香川県の施設と当施設とも区分して管理することが難しいことから、県が主導して実施している。指定管理者制度導入当初から、応募者は同一の1の者である。



無人ポート（片原町駅）

有人ポート（高松駅前広場地下）

ともに高松市役所ホームページより

(30) 駐車場関連業務 (交通政策課)

1) 市の業務

高松市は、市内の駐車場不足に対応する目的で、市営の駐車場を設置している。その後、民間駐車場の普及などにより、利用状況は低下しているが、継続して、複数施設をまとめて指定管理者により管理されている。事業の概要については、令和2年度包括外部監査報告書68ページからに記載されている。

指定管理者との協定により、大規模修繕は市が行うこととしている。

高松市では、地下駐車場の長寿命化を目的として、おおむねの修繕予定を立て、緊急の修理等がなければ、それに沿って予算要求し、修繕を行う。

2) 高松駅前広場地下駐車場発電設備改修工事 (請負一特命随意契約)

① 契約内容

契約額 31,050,000円 (消費税抜き)
契約先 ヤンマーエネルギーシステム(株) 高松支店
委託先選定方法 特命随意契約
完成期限 令和2年2月26日
業務内容 高松駅前広場地下駐車場の発電設備の主要部品の交換を行う。

② 選定

特命随意契約は、事務担当部署が発注業務を行うことが基本であるが、当契約については、発注にあたり、建築課への依頼工事とされており、契約事務は、契約監理課が行っている。

特命随意契約による理由としては、定期的実施しなければならない発電機の根幹部分の部品交換であり、メーカー独自の技術が使用されていること、交換には専門的な技術や知識が必要であることが主なものであり、適当と思われる。特定随意契約による理由のうち、機械等については、設置業者(メーカー)でなければ対応が難しいという理由は、特命随意契約による理由としても、代表的なものである。

なお、業者推薦理由書には、入札に付された平成30年の発注工事と今回の工事との相違点についても、手書きでメモが付されており、そこに記載された理由も適当と思われた。

業者からの見積書は、設計価格以内であり、1回の見積もりで決定している。

(意見-共通 ⑬) 機械等の修理や、設置した業者でなければ実施が困難である、という理由で特定随意契約による場合は、当初機械等の設置年と、当初の設置にかかった同業者に支払った金額、大規模な修繕が行われた履歴について、伺い文等に記載することが望まれる。

4) その他

令和2年度には、同課の管理する美術館地下駐車場の泡消火設備改修工事32,500,000円(消費税抜き)が同じく特命随意契約により、設置業者に発注されているが、これは緊急工事として施行令5号により実施されたもので、当契約とは理由の類型が異なる。

(31) 狭あい道路拡幅整備事業 (建築指導課)

1) 市の業務

市の資料によると、「狭あい道路とは、都市計画区域内に指定された際、すでに建物が立ち並んでいた幅員4メートル以内の道で、市が指定した道路のことです。」とされている。このような道路に面して建物を建てようとする場合、道の中心から2メートル後退させた線まで建設ができない。後退させた部分は、公共の交通の用に供されるため、所有者が市に無償で提供する場合もある。この時は、市が費用を負担し、分筆測量業務等を行う。

2) 登記測量業務

① 契約の概要 (委託一団体との特命随意契約)

契約額	単価契約 (予算は、年間60件 10,000千円)
委託先	公益社団法人 香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 (以下、「県調査士協会」と言う)
委託先選定方法	特命随意契約
契約期間	R2.4.17 ~ R3.3.31
業務内容	高松市狭あい道路拡幅整備事業に係る登記測量業務委託

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

予定件数40件程度を正確かつ迅速に対応できる業者は、県内業者では「公益社団法人 香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」のみであり、過去においても当該業務を誠実に履行しており、かつ実績が良好であるため。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとしている。2号は主観的な判断を伴うものである。監査人が他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったり当てはまる項目はない。強いて言えば、次の項目に該当すると思われる。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。

- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

また、市によると、道路は連続しているため、カーブなどもあり、過去に自己負担で後退させたところもあり、単純に道路の真ん中が中心線というわけではない。このため、過去の計測記録が集積されている県調査士協会が最も適当である、とのことである。

また、「見積業者等一覧表」には、鑑定評価の連続性及び継続性が重要であるとされている。過去の評価過程などを参考にしながら評価されるためとのことである。

民間からの委託により、測定された部分についてもデータベース化されているものか不明であるが、市の委託で実施された事務に関する知見は、市に集積されるべきである。委託により、外部の団体に知見が集積されることはその後の委託の公正で自由な競争を阻害し、市の業務の的確な実施、事後検証の実施可能性、などの点からも不適切である。

(意見-共通 ⑩) 市の委託により、実施された業務について、外部にのみ知見が蓄積されることのないように、委託による成果物（計算過程など）を含めて入手し、委託者の特別なノウハウに関する部分や、個人情報等公開することが不適当な部分を除き、誰でもアクセス可能な状態にする必要がある。

本件の測量については、その方法が決められており、測量結果を導き出す方法について、ノウハウの公開には当たらない部分も多いと思われる。

また、担当部署でも、今後、情報の公開を行ってゆく予定とのことである。将来的には、市費で作成されているプラットフォームへの掲載についても、検討が望まれる。

③ 入札への移行検討

平成12年度に関する公正取引委員会の発表によると、隣県徳島市で、市が入札の導入を検討したところ、地元調査士協会が、業務を独占することを目的として、会員に個別に契約しないよう働きかけたとして警告処分を受けている。

地方自治体の行財政改革の一環として、随意契約の見直しが行われた流れによるものと思われるが、徳島市で入札が行われたのであれば、高松市でも入札による業務の実施について、検討する必要がある。

(意見-共通 ⑩) 「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なもの

がいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

そのうえで、当協会に、随意契約により委託される場合、契約書について、先の知見が市に帰属するように、という点を盛り込むほか、次の点について、留意する必要がある。

(意見-共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- ヘ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

④ 価格の妥当性について

市は、毎年、委託金額の見直しを行っており、令和3年度の契約については、カーブ地点の積算を見直すなどの改定を行っている。

(意見-共通 ⑯) 随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、市では委託当初からの変遷までは把握していない。

(意見-共通 ⑰) 特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。

(32) 農業集落排水長寿命化計画（下水道施設課）

1) 市の業務

高松市では、通常下水道施設のほか、農業集落排水を運営している。もともと土地改良課が運営していたが、都市下水と仕組み自体は同じなので、下水道施設課に移管されている。

農業集落排水は、汚水処理の仕組みの一種であるが、農業用水の汚濁防止、農村地域の生活環境整備という二つの目的から、農林水産系の補助事業とされている。このため、処理水の農業用水利用や、汚泥の肥料利用が行われる集落排水もある。また、同種の事業として、漁業集落排水があるが、高松市にはこの集落排水はない。

香川県は、汚水処理人口の比率が、全国平均に比べ低い地域であるが、令和2年度末の農林水産省の資料によると、普及率は79.6%と、全国平均よりも12.5ポイント低い。一般的に、下水道は、人口が集中している地区で有効な汚水処理方法である。このため、汚水処理人口の普及率が高い地域は、人口の集積が高い都市部であり、都市部の割合の大きい都道府県で、下水道処理率が高くなる。農業集落排水は、小規模な集落の排水処理を行うが、一定規模を下回ると、トータルコストで見て、戸別処理が優位になる。

平成2年度末

(単位：千人)

	汚水処理 人口普及 率%	総人口	汚水処 理人口	下水道	農業集落 排水施設 等	合併浄 化槽	コミュニ ティ・プラン ト
香川県	79.6	970	772	447	15	310	0
愛媛県	81.1	1,350	1,096	757	38	300	1
奈良県	89.8	1,341	1,204	1,098	7	98	1
和歌山県	67.6	941	636	268	44	324	0
全国	92.1	126,315	116,375	101,226	3,211	11,751	188

高松市の農業集落排水は、旧塩江町の内場ダムの水質保持なども目的に整備されたと思われる。設置当初の人口は268人であったが、平成3年9月時点では、76世帯106人に減少している。人口減少の傾向が続けば、施設の更新が必要となる場合など、将来的には、合併浄化槽への移行も検討が必要かと思われる。



農業集落排水のイメージ 農林水産省ホームページより

2) 内場地区農業集落排水施設機能診断調査及び最適整備構想策定業務委託（委託—特命随意契約）

契約額 4,730,000 円（消費税込み）

委託先 香川県土地改良事業団体連合会

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2年8月3日からR3年3月12日まで

業務内容 内場地区の農業集落排水の機能診断と、長寿命化を目的とした最適整備構想を策定する。

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

当初入札に付したものの応札者が無かったことから、農業集落排水施設に関する有資格者及び県内他市町において同様業務の実績を多数有している左記の業者以外では、本業務を期間内に高い精度で行うことができないことによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったりあてはまる項目はないように思われる。むしろ、8号の競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき、に該当するように思われる。特命随意契約によることは結果的には妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。

ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

・価格について

市は、設計金額を算定するが、通常使用している都市下水の設計金額とは異なるため、計算に必要な資料を購入し、算出されている。高松市担当部署は、入札がなかった理由として、都市下水に比べて割安であるので、応募者がいなかったのではないかと分析している。

契約までの経緯としては、香川県の土地改良課に相談し、農業集落排水に実績のある団体として、香川県土地改良事業団体連合会を紹介してもらい、見積りを徴収したところ、予定価格の範囲内であったため、依頼したとのことである。

今後も、農業集落排水への対応は、管理事例を持っている香川県担当部署や、当団体と相談のうえ、実施されるものと思われる。

(意見-共通 ②) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が 2 週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみだしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札ガイドラインで、高知県では「60 日以上」、横浜市では「最低でも 1 か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

(意見-共通 ①) 応募者がゼロであったり、1 者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1 者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

(33) 指定金融機関（出納室）

1) 概要

① 指定金融機関とは

自治体には、税、使用料など各種の収入があり、それにも増して補助金、給付金などのほか、職員給与など各種の支出を行う。地方自治法第二百三十五条には、自治体は、「金融機関を指定して、自治体の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる」とされており、高松市は、これに基づき、百十四銀行を指定している。高松市の本庁舎1階には、出納室と隣接して、指定金融機関の支店が置かれている。支店使用面積に関し、百十四銀行は市の定める使用料を支払う。

指定金融機関は、1者のみ指定できる。都道府県においては、必ず指定金融機関を指定する必要があるが、市町村の指定は任意である。収納及び支払の事務の一部を指定代理金融機関に行わせることもできるが、多くの市町が指定金融機関を指定している。自治体の中には、複数の金融機関をローテーションで指定金融機関とするケースもあるとのことであるが、まれである。また、香川県内では、善通寺市を除く全ての市が百十四銀行を指定金融機関としている。町については、他の金融機関を指定している町もある。

② 金融機関から見た指定金融機関の指定

昭和39年に創設されたこの制度は、管理する公金の取り扱い手数料はほぼ無料に設定されたものの、金融機関から見ると、まず、地域での信用を増し、ステイタスを高めるというメリットがあり、資金面でも、安定的な取引が確保され、自治体職員との個人取引が拡大するなどの営業的利益があった。また、自治体の発行する地方債の引き受けや、自治体の資金運用を通じて、手数料の赤字部分をカバーできる状態であった。

ところが、1990年代後半から、地方財政の悪化を受けて、自治体は財政再建策を検討した。一方で、旧大蔵省の統制下での金融機関横並び運営は、金融自由化の基に大きく変化した。自治体は、資金運用や公債発行を入札で行うようになり、指定金融機関のメリットは薄れている。2000年代に入ると、大手都銀等では、指定金融機関返上の動きも見られた。

③ 金融取引の複雑化

令和3年には、大手銀行であるみずほ銀行で、ATMが停止するなど、度重なるシステム障害が発生したが、金融システムは複雑かつ高度化しており、その構築及び維持管理には、多くの工数と、多額の資金がかかる。自治体の出納・支払事務は、膨大であり、また、多数の個人情報を含む。これらの事務を行うには、システム化が不可欠であり、指定金融機関を出納事務のシステムに組み込み、事務を行っている。このため、実質的に、指定金融機関を変更することは困難な状況と言える。

収納に必要な基本的なシステムは、市が選定しており、どの金融機関でもそれに接続すれば指定金融機関としての役割を果たせるのではあるが、接続自体に相当の工数がかかるものと思われる。

金融業界やシステムは大きく変動しつつあり、指定金融機関の必要性についても、今後変動する可能性がある。収納事務についても、世間の動向を見ながら、従来の方法にとらわれることなく、最小のコストで最大の効果を、という行政の本旨に基づく検討が必要と思われる。

2) 指定金融機関業務に関する契約(協定)

① 契約の内容

指定金融機関は、議会の議決を経て決定される。高松市では、従来、4年ごとに更新していたが、平成25年度より、1年ごとの自動更新に改めている。

② 契約額

定型的な業務にかかる協定は、次のとおりである。(金額は、消費税抜きの金額)

(単位:円)

基本料金 合計		857,750	度数料金	-
内訳	システム基本手数料	500,000	OCR 読取データ統合	4
	LG-WAN 回線手数料	70,000	パンチ入力データ統合	4
	ユーザーID 追加利用料	6,500	コンビニデータ統合	5
	システム基本料	250,000	パンチ入力処理	18
	データ統合基本	31,250	バックアップ手数料	62,500

(意見-共通⑰) 特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。

2) 追加業務

① 契約の内容

追加の日常的業務として、次の2件がある。

- ・ 公金の口座振替業務 1件 10円、月次振分け集約業務手数料 120,000円
- ・ コンビニエンスストア収納事務委託 1件 57円、月次収納事務基本料 10,000円

金額の推移は次のとおりであり、コンビニエンス収納は徐々に増加している。(消費税込の金額)

手数料

(単位:千円)

	H28	H29	H30	R1	R2
口座振替	5,494	5,404	5,313	5,104	5,060
コンビニ収納	20,685	23,397	24,790	24,868	26,910

※口座振替には、ゆうちょ銀行取扱分は含まれない。

それぞれの単価は、開始当初に、交渉に基づき、決定され、状況に応じて改定される。

(意見-共通 ⑰) この項で再掲のため、記載を省略する。

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

収納データについては、公金総合収納システムで処理を行うが、左記業者は当該システムと密接不可分の関係にある業者であり、その共同会社である者以外が収納データを作成した場合、現在のシステムの使用に著しく支障が生じるおそれがあることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中では、ぴったりとあてはまる項目はない。監査人が例示を拾い切れていないのかもしれないが、次の項目と趣旨が同じようにも思われる。

A 施工業者によらなければ、交換部品などの調達に支障があったり、機器の不具合理由が特定できないなどの理由で、保守点検が行えない場合

また、6号の、競争入札に付することが不利と認められるとき、の「A 既に締結した契約に関する追加の発注」にも該当するように思われる。

随意契約をすることについては、妥当と考えられるものの、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑱) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たる

か明示し、その根拠も明確に記載する。

⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

公金の収納は、指定金融機関の業務の範疇と思われるが、コンビニエンスストアの収納事務については、別途コンビニエンスストア等を含んだ協定を結んでおり、その中で、指定金融機関が取りまとめるとされているため、別契約になっているものと思われる。

手数料は、次のような流れで支払われる。コンビニエンスストアでの収納が自治体の間で広がるにつれ、地銀ネットワークサービスを通じて収納する流れが形成されたものと思われる。

高松市⇒指定金融機関⇒地銀ネットワークサービス(株)⇒提携コンビニエンスストア本部

(34) スクールバス (学校教育課)

1) 市の業務

高松市は、旧塩江町の塩江中学校の敷地内に、小中学校の併設一体型の校舎を建設し、2015年に、上西小学校と安原小学校と塩江小学校を統合した。これに先立ち、2012年に設立されたしおのえ学校づくり協議会などにより検討された結果、児童の通学のためにスクールバスを運行することとした。このスクールバスは、中学校、こども園の生徒・児童も利用する。児童・生徒数は次のように推移している。高松市全体の児童、生徒数は減少傾向にあるが、塩江町では、減少の度合いが大きい。特に、小学校の減少が大きく、移住者がいなければ、今後中学校の生徒も順次減少していくものと思われる。

児童・生徒数推移 (各年5月1日) (単位:人)

	H30	R1	R2	R3
塩江小学校	82	69	66	54
塩江中学校	67	58	53	47
高松市小学校	23,032	22,899	22,599	22,369
高松市中学校	11,069	10,969	10,844	10,887

(高松市の市政概況より)

平成30年を100とした推移

	R1	R2	R3
塩江小学校	84.1	80.5	65.9
塩江中学校	86.6	79.1	70.1
高松市小学校	99.4	98.1	97.1
高松市中学校	99.1	98.0	98.4

2) 高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・塩江中学校生徒児童送迎スクールバス運行業務（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 単価と総価の併用 令和2年度総価分は、22,370,073円（消費税込み）
単価分見込み額は、2,285,388円（同上）

委託先 有限会社 第一観光

応募者数 1

委託先選定方法 プロポーザル

履行期限 令和2年度から5年間

業務内容 塩江小中学校、塩江こども園への児童・生徒の送迎

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
7	県費負担の教職員を含む	客観基準のみ

・評価

評価項目と配点は次の通りで、客観的な評価基準を定めているものについては、事務局が事前に採点し、選定委員は、管理体制などについて評価を行う。選考委員は、全て市の職員であるが、複数の担当部署の職員で審査している。

なお、選定委員のうち、1名でも、いずれかの項目にゼロ点を付けた場合には、選定委員全員で別途協議される。

評価項目のうち、7の健康管理について、10点から6点の開きがあった。評価が分かれる場合には、それぞれの判断理由について、話し合うことで、判断の根拠に関する知見を選定委員間で共有できる。これらの検討経過も、議事録に記録しておくことが望まれる。なお、当選定について、選定委員会の議事録は詳細に作成されているが、評価の分かれた部分については、記載がなかった。

（意見-共通 ㉗）指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。

番号	評価項目	評価	選定委員	配点
1	企業概要	事務局		10
2	事業実績	事務局		20

3	行政処分及び重大事故等の状況	事務局		10
4	安全管理体制	選定委員	20	20
5	運行管理体制	選定委員	20	20
6	緊急時の対応	選定委員	20	20
7	運転業務従事者の健康管理等	選定委員	10	10
8	運行ルートに係る見積り金額	事務局		30
9	プレゼンテーション及びヒアリング	選定委員	10	10
合計			80	150

(意見-共通 ㉔) 指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合で、提案内容を評価した場合には、評価した提案内容が確実に実現されるよう、契約書などに盛り込むことが望まれる。

また、実際に実施されたかどうか、期待通りの効果があったか、などを検証し、検証結果が記録される仕組みを作ることが望まれる。

当業務は、令和元年度までも、同一の業者が受注している。前回の公募にあたっては、応募者は1であったとのことである。

塩江町内には、受注できる業者がいないことから、比較的近隣であり、小回りの利く同社が継続して応募しているものと思われるとのことである。

(意見-共通 ㉑) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

(意見-共通 ㉒) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものである。国などの基準に示される最低限の基準はみだしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

③ 検収・評価

毎月、運行状況について報告を受け、変動部分は、運行日数を確認したうえで支払われている。なお、安全性等について、提案通りの運用が行われているかについては、具体的には評価されていない。

(意見-共通 ㉔) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

④ 関連する契約

当エリアについては、人数の少ない地域への送迎は、タクシーを利用している。令和2年度のこの契約については、一旦公募したものの、実効性のある契約が困難であると判断されたことから、従前の委託先に特命随意契約により期間を延長したものである。特命随意契約によった理由としては、次のように記載されている。

会場入札による指名競争入札を行ったが不調となり、令和2年4月6日からの履行に向けて再度指名競争入札を行い業者決定する猶予がなく、業者決定までの期間について、令和元年度に業務委託している業者を選定したことによる。

当事務についても、スクールバス同様の検討が必要と思われる。

3) 副読本の購入 (特命随意契約)

① 事務及び契約の概要

小学校の道徳及び郷土関係の副読本については、それぞれ、取扱い業者が県内に1ずつであることから、特命随意契約により購入している。

当業務について、学校関連業務として併記する。

担当部署から入手した、令和2年度の購入内訳は、次のとおりである。

業者名/図書名	単価	使用学年	児童用		教師用		合計	
			冊数	金額	冊数	金額	冊数	金額
株式会社文教社 道徳(わたしたちのふるさと香川)	252	1・2年	3,614	910,728	12	3,024	3,626	913,752
	252	3・4年	3,700	932,400	11	2,772	3,711	935,172
	252	5・6年	3,762	948,024	15	3,780	3,777	951,804
	合計		11,076	2,791,152	38	9,576	11,114	2,800,728
株式会社松岡書店 高松の今とむかし	890	3・4年	3,812	3,392,680	306	272,340	4,118	3,665,020
	618	4年	3,686	2,277,948	0	0	3,686	2,277,948
	合計		7,498	5,670,628	306	272,340	7,804	5,942,968

② 選定事務

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、ともに、県内で唯一の取扱業者であると記載されている。また、担当部署によると、それぞれ発行所からの購入とのことである。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中の、H 講演、講座の講師等、相手を特定して依頼する場合かつI 新聞、雑誌や切手など、価格が固定され、競争が行われないものに該当すると思われ、特命随意契約によることは妥当とは思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

(35) 成人式の開催（生涯学習課）

1) 市の業務

多くの自治体では、その年度に20歳になる市民を対象に、新成人の出立を祝う成人式を開催する。高松市では、2001年の成人式で、前市長の式辞の最中に、新成人数名がステージに上がり、クラッカーを発砲するという事件が発生し、全国に報道された。事件以降、高松市の成人式は、新成人を交えた成人式運営スタッフにより企画され、開催されている。

成人式は、女性は振袖、男性はスーツで出席することが定番になっており、記念写真を写真館で撮る人も多く、アパレル、呉服、貸衣装、美容院、写真館など、民間では、大きな需要を期待するイベントでもある。

2022年4月1日から施行される民法改正により、18歳以上が成人とされることになるが、多くの自治体では、18歳になる市民の多くは、高校生であり、進路の選択に関わる時期に当たることから、従来通り、その年度に20歳になる者を対象者としている。高松市でも、今後も、20歳を対象とすることにしている。

関連ホームページにより、毎年の実績を見ると、その年度に成人する対象者は4000人程度で、出席者は2500人程度とのことである。対象者は、高松市に住民票のある新成人であるが、希望すれば、現在高松市外に住民票のある新成人も参加できる。高校卒業後、それぞれの進路に別れ、また、進学等で高松を離れる市民も多く、久しぶりに同級生が集う場所としても、多くの新成人が楽しみにしているイベントでもある。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響から、開催を見送る自治体も見られた

が、高松市では、従来、一同に会して実施されていたところ、分散開催として入場人数を制限し、時間も短縮し、オンライン視聴も可能とするなど、感染症対策を講じた上で実施している。



2022年成人式に集まる新成人（補助者撮影）

2) 2022年高松市成人式式典ステージ祝賀装飾等制作・運營業務（委託—プロポーザル）

① 契約及び選定の概要

契約額 1,650,000円（消費税込み）
 委託先 株式会社プラス・エー
 応募者数 1
 委託先選定方法 プロポーザル
 履行期限 R4年1月9日
 業務内容 2022年成人式のテーマ「肇（はじめ）～ここからはじまる私たちの物語～」、テーマカラー「白色」が参加者に伝わるような装飾、啓発用看板制作、撤去作業など。
 （令和2年度のプロポーザルによる契約先も同社であり、契約額は、1,870千円であった。）

② 選定事務

・選定方法

選考委員の人数	選考委員の類型	金額の客観基準
4	2名含む	客観基準のみ

・評価

評価項目と配点は公表されていないため、ここでは提示しない。

選考委員は、全て5点満点で評価し、全員の合計点が一定水準を超える者を対象とする。

・当プロポーザルは、毎年実施されており、平成29年度には3者の応募があったが、その後は同一の事業者のみが応募しているとのことである。

開催に関するノウハウが蓄積されることが主な要因と思われるが、他のプロポーザルに比べ、評価基準等の公開情報が少ないようにも思われる。

また、応募に関する期間も、応募数が少ないものについては長くとるなどの工夫も必要と思われる。

(意見-共通 ㉒) 高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。

他の自治体の入札ガイドラインで、高知県では「60日以上」、横浜市では「最低でも1か月以上」となっている。業務の特性によっても異なると思われるが、十分な期間を確保する必要がある。

(意見-共通 ㉑) 応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。

③ 検収・評価

成人式の終了後に、実施内容について記載した報告書が提出され、担当部署では、これを検証し、検収する。

これにあたっては、提案内容の実現性についても検証したうえで、検収されるが、品質評価までは行われていない。

(意見-共通 ㉓) プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。

(36) 教職員健康診断等 (保健体育課)

1) 市の業務

雇用主は、雇用者に対し、労働安全衛生法第66条に基づき、毎年1回、医師による健康

診断を受けさせなければならない。市立小中学校の教職員は県職員であるが、市が健康診断を行う。学校教職員の健康診断業務は、高松市の保健体育課が実施している。

また、学校保健安全法により、各校には、学校医を置くこととされている。ただし、学校医は、常勤ではなく、同法施行規則に定めた業務を非常勤で行う。

2) 教職員健康診断業務（委託一団体との特命随意契約）

① 契約内容

契約額 検診種類ごとに単価を設定している

契約先 公益財団法人 香川県予防医学協会

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2. 7. 1 ～ R3. 3. 31

業務内容 私立学校の夏季休暇中を中心に、検診車により、教職員の健康診断を行う。

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

委託する検査の実施が可能な検診車を有し、かつ、授業に支障のない時間帯（午後1時30分から午後5時の時間帯で、かつ、概ね夏休み期間中の7・8月）に学校巡回健診の実施を行うことに加え、施設健診にも対応し、短期間に必要な検査項目を実施することができる者が他にないことによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったりと当てはまる項目はない。随意契約による理由は施行令に該当しないものは、入札によることが原則である。現状では、入札しない理由が法律に根拠のある状態で示されているとは言えない状態である。健康診断については、毎年の診断結果を比べることで変化がわかるため、という理由を付している部署もあった。随意契約による理由について、施行令のどの項目に当てはまるのかについても、検討が必要であると思われる。

契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものであり、地方自治法施行令のどれに該当するのか、説明できる状態にする必要がある。説明できないものは、入札により実施されるべきものである。

（意見-共通 ⑭）随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。（一部省略 34 ページ参照。）

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

- ② 2号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

当契約については、随意契約の理由が明確にならない場合、入札によることが原則である。

(意見-共通 ⑩)「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

なお、合併町の検診を行う団体と比較すると、次のとおりである。大きな差はないものの、項目によって差が見られる。

(単位：円、人：消費税込)

項目	公財)香川県予防医学協会				一社瀬戸内健康管理研究所			
	R1実績			R2単価	R1実績			R2単価
	単価	人数	金額		単価	人数	金額	
成人検診	7,700	449	3,457,300	7,700	8,120	33	267,960	8,120
成人検診	-	-	-	-	8,070	24	193,680	8,070
大腸がん検診	1,540	490	754,600	1,540	1,040	36	37,440	1,040
眼底検査	1,210	456	551,760	1,210	920	33	30,360	920
子宮がん検診	3,960	319	1,263,240	3,960	-	-	-	-
乳がん検診	4,400	304	1,337,600	4,400	-	-	-	-
一般検診	6,490	422	2,738,780	6,490	-	-	-	-
胸部 x 線直接撮影	1,980	844	1,671,120	1,980	1,600	53	84,800	1,600
VDT検査	3,300	130	429,000	3,300	3,575	16	57,200	3,575
胃検診(内視鏡)	15,400	5	77,000	15,400	-	-	-	-
胃検査	-	-	-	-	5,090		0	5,090
合計	-	-	12,280,400	-	-	-	671,440	-

同じ検診であっても、検診の条件のほか、使用する機器の水準などによっても、単価は異なってくると思われる。機器により、検診結果についても差が出るのが予測できる。

また、検診の条件が同じでも、価格差のあるものについては、検診の水準についても、比較して記載することが望ましい。

(意見) 市の他の部署でも、職員に関する検診事務を行っている。同種の契約については、他部署との単価比較を行い、合理的な差異であるかの検討を行うことが望ましい。

専門的な団体との間で、他に実施できるものがないために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。なお、当年度については、変更がなかったため、記載は不要である。

3) 学校医業務等 (団体への委託)

① 契約内容

契約額 単価契約及び基本金額契約による。支出予定金額は次の通りである。

契約先	高松市内 3 医師会連合会	50,054,943 円
	公社) 高松市歯科医師会	620,681 円
	高松市学校薬剤師会	5,167,793 円

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31

業務内容 市立小中学校及び幼稚園、こども園の児童、生徒に対して、所定の検診等を行う。

② 選定

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

・高松市内 3 医師会連合会

児童生徒の健康維持のため、学校保健安全法第 23 条において、学校には学校医を置くことが定められており、高松市立小中学校及び高松第一高等学校において、学校医業務等を広域的に実施する体制を確保するためには、市内で開業、勤務する医師を会員としている高松市内 3 医師会連合会が市内で唯一の契約相手方であることによる。

・高松市学校薬剤師会

児童生徒の～学校薬剤師を～確保するためには、市内で開業、勤務する薬剤師を会員としている高松市学校薬剤師会が市内で唯一の契約相手方であることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第 2 号に該当するとされている。2 号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、ぴったりとあてはまるものはないが、強いて言えば次の項目に該当すると思われ、医師会を B の例として示す自治体もあった。

B 市の施策を達成するための公共的団体との契約

国、県は含まれるが、その他の公共団体の範囲は、リストにして限定することが望ましい。また、社会情勢の変化などにより、必ずしも随意契約によることが適当ではなくなることも考えられ、定期的に契約状況を調査し、リストを更新する必要がある。

いずれにしても、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) この項で再掲のため、記載を省略する。

それぞれの団体への随意契約による委託を実施する、というのであれば、契約書について、次の点について、変更を検討する必要がある。

(意見-共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- ヘ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望すれば支援等が行われる制度となっていること

・単価について

学校医については、金額は次のようになっている。

項目	単価(円：消費税込)
心電図標準	1,320
心電図標準+血圧	1,460
胸部 x 線検査 デジタル撮影	1,540
結核検診 クオンティフェロン	10,796
結核検診 ツ反	5,150
検尿	258
小児生活習慣病予防検診 4 年	3,411
小児生活習慣病予防検診 1 年	3,361
耳鼻科検診用セット購入等※	186
学校医業務基本委託料	854,700

専門的な団体との間で、他に実施できるものがないために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点に

ついて、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。この点、※印の業務が令和2年度から金額変更されており、それについては、高松市内3医師会連合会からの申し入れにより、変更した旨、伺い文等にも記載されていた。金額は、前年まで174円だったものが186円になったもので、その金額までは、伺い文等には記載されておらず、前年金額も記載することが望まれる。

(意見-共通 ⑩) 特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。

また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。

(36) 図書購入(高松市中央図書館)

1) 市の業務

高松市には、中央図書館のほか、4つの図書館と、移動図書館がある。

それぞれの令和2年度末の蔵書数は、次のとおりである。市図書館は、市民が普段親しむ本を置くとしていることもあり、毎年、相当数の図書を購入している。

(単位:冊)

	令和元年末	購入	寄贈	除籍	令和2年度末
中央図書館 (瓦町サテライトを含む)	625,502	14,503	891	11,363	629,533
夢みらい図書館	101,696	5,199	285	1,904	105,276
牟礼図書館	77,604	2,767	79	3,313	77,137
香川図書館	162,213	4,470	140	1,675	165,148
国分寺図書館	89,658	3,395	407	4,510	88,950
移動図書館分室	142,430	4,352	2,131	12,472	136,441
合計	1,199,103	34,686	3,933	35,237	1,202,485
一般	795,283	20,775	546	22,775	793,829
児童	366,732	13,745	2,769	12,353	370,893
郷土	31,833	162	538	102	32,431
郷土人	5,255	4	80	7	5,332
合計	1,199,103	34,686	3,933	35,237	1,202,485

(高松市図書館提供資料による)

ちなみに、香川県立図書館の令和2年度末の蔵書は、次表のように、市図書館に比べ、郷土関連の資料が充実している。

分類	一般	郷土	児童	巡回文庫	学校支援文庫
蔵書冊数	769,015	128,164	147,248	5,667	5,927

(香川県立図書館ホームページより)

2) 図書購入業務 (団体への委託)

① 契約内容

契約額 図書の定価から概ね4%引き (令和2年度 35,488,374円消費税込み)

契約先 香川県書店商業組合 (以下、この項では「書店組合」と記載する。)

委託先選定方法 特命随意契約

契約期間 年度ごと

業務内容 各図書館は、図書館流通センターが発行する週刊新刊全点案内より、購入希望図書を選ぶ。中央図書館で、これを取りまとめて発注し、書店組合は、購入した本に、図書分類コード等の記入された背ラベルを貼付してからコーティングを行い、各図書館に納品する。

② 選定

・理由

特命随意契約の場合、入札を行わず随意契約する理由についても、市のホームページに掲載される。当契約については、次のように記載されている。

購入する図書の書誌データに基づく分類や資料コード等の装備など納入仕様等内容から、左記業者以外では安定した納入に対応できないため、年間の図書購入基本計画を締結していることによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったりする項目はない。

香川県の書店の状況や、書物については、再販制度があることから、定価販売が一般化している状態であることなどを考えると、高松市が入札を行わないことについても理解はできるが、施行令に該当しないものは、入札によることが原則である。現状では、入札しない理由が法律に根拠のある状態で示されているとは言えない状態である。

契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものであり、地方自治法施行令のどれに該当するのか、説明できる状態にする必要がある。説明できないものは、入札により実施されるべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34 ページ参照。)

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 のそれぞれの号、特に 2 号について細分化して示す。
- ② 2 号のうち、市が随意契約によることを認める公的団体と契約内容を明示する。
- ④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。
- ⑥ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

当契約については、随意契約の理由が明確にならない場合、入札によることが原則である。

(意見-共通 ⑩) 「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。

他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いていないか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。

なお、当年度の包括外部監査では、委託に団体の構成員が事務を実施している場合には、次の点について、検討することを求めることとしている。

(意見-共通 ⑮) 高松市が団体と契約を行う場合、実際に主要な業務を行うのがその構成員である場合には、次のことについて条件とし、契約書にも盛り込む必要がある。

- イ 団体への加入に大きな障壁がないこと
- ロ 受託等業務の構成員への配分手続きが公平であること
- ハ 業務の実施結果は、どの構成員が何をしたのかを含めて市に報告すること
- ニ 団体自体と構成員の業務分担、責任分担が明確であること
- ホ 委託価格が妥当であることが検証されること
- ヘ 団体構成員が、独自または共同して応募することを妨げないことは当然であるが、独自または共同して応募することの障壁になる仕組みが設けられておらず、その場合も、希望

すれば支援等が行われる制度となっていること

・ 価格の妥当性について。

図書の購入価格について、入札している近隣図書館と大きな差が出るようであると、高松市も入札によることを考慮する必要がある。現在は、入札している県立図書館と、そう大きな差はない、とのことであるが、入札結果情報を入手し、市と比較し、記録しておくことが望まれる。

(意見-共通 ⑫) 随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。

③ 関連業務

高松市図書館は、ブックスタート事業を行っている。ブックスタートは、イギリスで1992年に始まった事業で、スタート時には、「share books with your baby!」がスローガンとされた。乳幼児と、絵本を開く楽しみや幸せを分かち合う、という活動で、日本では、2000年のこども読書年をきっかけに、世界で2番目に導入されたとのことである。

契約額	1,923,900円(消費税込み)
委託先	特定非営利活動法人ブックスタート
委託先選定方法	特命随意契約

随意契約による理由としては、次のように記載されている。

国内で唯一ブックスタート事業のために設立された特定非営利活動法人であり、同事業への支援とともに、絵本も市場価格より相当廉価で供給しており、購入パックの仕様等から左記業者以外では対応できないことによる。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当契約は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、他自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中には、ぴったりする項目はない。実態を見ると、「B市の施策を達成するための公共的団体との契約」あるいは、7号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当するようと思われる。(令和2年度から7号に変更している)

当NPO法人のホームページを見ると、62.4%の自治体が、この法人を通してブックスタート事業を行っている。香川県では、県内全ての市町が、当NPO法人を利用している。法人ホームページによると、「ブックスタート・パックの提供は、出版界の協力を得た「非営利のしくみ」の中で行っています。」とされており、随意契約の理由に記載されているように、

安価であると思われる。以上から、随意契約の理由としては適当であると思われるが、契約事務は、市自身が、根拠を明確に示しつつ実施すべきものであり、地方自治法施行令のどれに該当するのか、説明できる状態にする必要がある。

(意見-共通 ⑭) この項で再掲のため、記載を省略する。

ブックスタート・パック (高松市より入手)



(37) 消防指令 (消防局総務課)

1) 市の業務

自治体は、消防業務を行うこととされている。消防は、救急業務も行う。消防も救急も、人命にかかわる業務であり、通報に迅速に対応することを求められる。このため、指令システムが構築される。

2) 高機能消防指令システム保守業務 (委託-特命随意契約)

① 契約内容

契約額	121,089,870 円 (3年間合計 消費税等込み)
契約先	日本電気株式会社
選定方法	随意契約
対象期間	R2. 8. 1 ~ R5. 7. 31

② 選定

随意契約による理由としては、次のように記載されており、他のシステム保守に比べても、構築業者の独自性の高いシステムであると思われる。

当該システムは、左記業者が開発・製造し、そのハードウェア及び制御プログラムについて

て、排他的権利として左記業者が有し一般に公開していないことから、左記業者以外には保守業務が行えないもの。

地方自治法施行令の特命随意契約によることのできる場合は限定的に示されており、当委託は、その第2号に該当するとされている。2号は主観的な判断を伴うものであるが、システム保守については、自治体のガイドラインに記載されているものとして、随意契約の項で記載した中で、次の項目に該当するものと思われる。

B システム開発者が排他的権利を有する情報処理システムの改定、保守業務

C システム開発者以外が改定・保守を行うと、不具合があった場合の責任の所在が不明確になる場合

システム保守は、2号に該当する典型例と思われるが、契約事務は、市が根拠を明確に示して実施すべきものである。

(意見-共通 ⑭) 随意契約に関するガイドラインの改訂が必要な状況であると思われる。ガイドラインには、次の内容を盛り込むことが望まれる。(一部省略 34ページ参照)

① 地方自治法施行令第167条の2のそれぞれの号、特に2号について細分化して示す。

④ 特命随意契約により委託する場合には、ガイドラインで例示されたどの項目に当たるか明示し、その根拠も明確に記載する。

⑤ 価格の妥当性については、必ず検討し、契約時の伺い文等に記載する。

当初は、入札によって決定されているが、保守まで含めて検討されたか不明である。概ね5年ごとに更新され、10年を目安に全体的に更新されるとのことである。

前回の更新は、平成30年に実施されているが、防災センターへの移転を含めた更新であり、入札により決定されている。

この入札には、NEC・日電工業特定調達共同企業体と四電工・三電計装特定建設工事共同事業体の2つの共同事業体が入札しており、後者が落札している。

保守業務の実施方法としては、システムの異常等に対して、日本電気(株)がリモートで確認し、異常があれば遠隔で対応するが、解消できなければ、再委託業者である三信電気(株)が日本電気(株)の指示を受け対応している。それでも解消できない場合は日本電気(株)が外向し対応するとのことである。

再委託先により実施される業務もあるものの、保守は主に指令システム本体において実施するものであり、日本電気(株)が開発・製造し、そのハードウェア及び制御プログラムについて、排他的権利として日本電気(株)が有し一般に公開していないことから、日本電気(株)以外には保守業務が行えないとのことである。

日本電気(株)は、消防指令システムの約4割のシェアを占めており、保守料の水準について

では、同システムを導入している他の自治体と比較を行っている。

これによると、高松市の年間4千万円強という水準は、比較的安いとのことである。その理由は、必須の保守以外はスポット対応としており、フルで保守契約をするよりは安くなっているが、大きな対応が必要になるような場合には、割高になる可能性もあるとのことである。保守や更新には国からの支援も少なく、保守費用がかかることは、消防共通の悩みであり、インターフェイスを全国共通にするという動きもあるが、末端の機器への接続などのコストは必要と思われ、一挙に保守料が激減するということも期待できないとのことである。

③ 検収

保守作業の実施報告に基づき、請求金額を支払っている。令和2年度後半8か月の支払額は、26,908千円であり、検収成績は良であった。

(意見-共通 ④) システム等の保守については、作業報告等から、作業内容が保守料に見合うものであることを検討する必要がある。保守の工数表、保守料の比較検討表などを作成し、検討を行った証跡を残すことが望まれる。月次あるいは半期程度の工数表等を作成することが望まれる。